

西東京市地域防災計画
—地震・火山編—
(素案)

令和 6 年修正

西東京市防災会議

目次

第1部 総則	1
第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の目標	1
第3節 計画の前提	2
第4節 計画の構成	3
第5節 計画の習熟	3
第6節 計画の修正	3
第2章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱	4
第1節 基本理念	4
第2節 基本的責務	4
第3節 防災関係機関の業務大綱	6
第3章 市の概況	12
第1節 自然条件	12
第2節 社会条件	14
第3節 災害履歴	20
第4章 被害想定	22
第1節 地震被害想定	22
第2節 浸水予想	35
第5章 減災目標	36
第1節 方針	36
第2節 目標と対策	36
第6章 調査・研究	39
第2部 災害予防計画	44
第1章 市民と地域の防災力向上	45
第1節 自助による市民の防災活動	45
第2節 地域による共助の防災活動	50
第3節 マンション防災における自助・共助	53
第4節 消防団の防災活動	54
第5節 事業所の防災活動	55
第6節 ボランティアとの連携	57
第2章 安全な都市づくりの実現	59
第1節 建築物等の災害対策	59
第2節 二次災害（出火、延焼等）対策	67
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	72

第1節	道路・橋梁、河川施設等	72
第2節	鉄道施設	74
第3節	水道施設	74
第4節	下水道施設	75
第5節	電気・ガス・通信施設	76
第4章	応急対応力の強化	79
第1節	災害活動体制	79
第2節	消火・救助・救急活動	82
第3節	応援協力	84
第4節	防災活動拠点の確保	86
第5章	情報通信の確保	87
第6章	医療救護等対策	90
第1節	医療救護	90
第2節	防疫	91
第3節	行方不明者の捜索と遺体の取扱い	91
第7章	帰宅困難者対策	93
第8章	避難者対策	96
第1節	避難体制の整備	96
第2節	避難所・避難広場等	97
第3節	要配慮者対策	106
第9章	物流・備蓄・輸送対策の推進	111
第1節	食料及び生活必需品等	111
第2節	飲料水及び生活用水	113
第3節	物資の輸送	114
第4節	燃料対策	115
第10章	放射性物質対策	116
第11章	市民の生活の早期再建	117
第1節	住宅対策	117
第2節	ごみ・し尿・災害廃棄物処理	117
第3節	教育・保育の安全対策	120
第4節	災害救助法等	121
第5節	被災者の生活再建対策	121
第3部	災害応急・復旧計画	123
第1章	初動態勢	123
第1節	災害活動体制	123
第2節	消火・救助・救急活動	149
第3節	応援協力	154

第4節	防災活動拠点の確保	161
第2章	情報の収集・伝達	162
第1節	情報収集・伝達体制	162
第3章	市民と地域の防災活動	175
第1節	自助による市民の防災活動	175
第2節	地域による共助の防災活動	176
第3節	マンション防災における自助・共助	177
第4節	消防団の防災活動	178
第5節	事業所の防災活動	179
第4章	二次災害（出火、延焼等）対策	180
第5章	警備・交通規制	189
第1節	警備活動	189
第2節	交通規制	191
第6章	医療救護等対策	192
第1節	医療救護	192
第2節	防疫	203
第3節	行方不明者の捜索と遺体の取扱い	208
第7章	帰宅困難者対策	212
第8章	避難者対策	220
第1節	避難体制の整備	220
第2節	避難所・避難広場等	226
第3節	要配慮者対策	235
第9章	物流・備蓄・輸送対策	240
第1節	食料及び生活必需品等	240
第2節	飲料水及び生活用水	244
第3節	物資の輸送	248
第4節	燃料対策	250
第10章	放射性物質対策	251
第11章	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	253
第1節	ごみ処理	253
第2節	トイレの確保及びし尿処理	254
第3節	災害廃棄物処理	257
第12章	ライフライン施設の応急・復旧対策	260
第1節	水道施設	260
第2節	下水道施設	263
第3節	電気・ガス・通信施設	265

第13章	公共施設等の応急・復旧対策	274
第1節	道路・橋梁施設等	274
第2節	河川施設等	281
第3節	社会公共施設等	282
第14章	応急生活対策	284
第1節	建築物等の災害対策	284
第2節	応急仮設住宅の供給	287
第3節	被災者の生活再建対策	293
第4節	ボランティアとの連携	302
第5節	義援金の取扱い	305
第6節	教育・保育の安全対策	307
第15章	災害救助法の適用	312
第1節	災害救助法の適用	312
第16章	震災復興	317
第1節	復興の基本的考え方	317
第2節	復興の基本目標	317
第3節	震災復興計画等の策定	317
第4節	復興に関する相談所の設置	319
第17章	南海トラフ地震等防災対策	320
第1節	対策の目的	320
第2節	南海トラフ地震について	323
第3節	事前の備え	329
第4節	南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた対応	335
第5節	臨時情報等発表時の応急活動体制	337
第6節	市民・事業所等のとるべき措置	358
第4部	富士山等噴火降灰対策	363
第1章	噴火による被害想定	363
第2章	災害予防計画	369
第1節	降灰対策	369
第3章	災害応急復旧計画	371
第1節	降灰対策	371
第2節	情報の収集・伝達	371
第3節	交通・ライフラインの応急対策	374
第4節	宅地等の降灰処理	375
第5節	その他の必要な事項	375

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、西東京市防災会議（以下「市防災会議」という。）が策定する計画であって、西東京市（以下「市」という。）・東京都（以下「都」という。）・指定地方行政機関・自衛隊・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災関係機関、事業所、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、自然災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の目標

1 性格

この計画は、国の防災基本計画、各防災関係機関が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画を踏まえ、市の地域に係る防災に関し、市が処理すべき事務又は業務を中心として、都及び各防災関係機関が市の地域に関して処理する事務又は業務を包含する、総合的かつ基本的な計画である。そのため、市、都及び各防災関係機関の責任を明確にするとともに、事務又は業務の一貫性を図る。

また、災害に対処するための恒久的な計画であるため、法令等に特別の定めがある場合のほか、防災に関してはこの計画による。

2 範囲

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づいて東京都知事（以下「都知事」という。）が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づいて都知事から西東京市長（以下「市長」という。）に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助事務に関する計画等、防災に関する各種の計画を包含する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第3節 計画の前提

この計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき策定された「東京都国土強靱化地域計画」との整合を図りつつ、第1部第4章に掲げる「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」を前提とするともに、阪神・淡路大震災、千葉県北西部地震、新潟県中越地震及び新潟県中越沖地震、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震等の教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民、市議会等の各種提言を可能な限り反映する。

具体的には、初動・情報収集連絡体制、交通・輸送、救助・救急、医療救護、広域応援やボランティアとの連携体制、災害廃棄物処理、帰宅困難者対策、要配慮者対策及び復旧・復興対策等に関する最新の知見、技術等を踏まえて策定する。

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要である。とりわけ、女性や高齢者、障害のある方、子ども、外国人、性的少数者などに対しては、きめ細かい配慮が必要であり、市においても防災施策に十分に反映するものとする。また、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。さらに、感染症流行時の避難所における感染症対策の推進を図る。

風水害に関しては、防災対策において、市や都、警察署、消防署等の多様な関係者が、あらかじめ密接な連携体制を構築しておくことが必要である。平成27年関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難情報の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになり、水防法の改正が行われた。その後の令和元年の台風第15号及び第19号等の実災害から得た教訓等も含め、風水害編を編集した。

第4節 計画の構成

この計画には、市、防災関係機関、事業者及び市民が行うべき防災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

【地震・火山編】

構成	主な内容
第1部 総則	首都直下地震等の被害想定、減災目標等
<u>第2部 災害予防計画</u>	<u>地震災害に備えて市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置</u>
<u>第3部 災害応急・復旧計画</u>	<u>地震発生時に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用、被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等</u>
<u>第4部 富士山等噴火降灰計画</u>	富士山噴火に伴う降灰予防対策、応急復旧対策等

【風水害編】

構成	主な内容
第1部 風水害に強い都市を目指して	市の概況と災害、河川及び下水道等の概要、市及び防災関係機関の役割等（地震・火山編に準拠）
第2部 災害予防計画	市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置等
第3部 災害応急・復旧計画	風水害発生前後に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等

第5節 計画の習熟

各防災関係機関は、平素から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通して本計画の習熟に努め、自然災害への対応能力の向上を図る。

第6節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、各防災関係機関は、関係のある事項について検討し、市防災会議が指定する期日までに、計画の修正案を市防災会議に提出する。

また、市内の防災市民組織等から地区防災計画の提案があった場合は、必要に応じてこの計画に地区防災計画を定めるものとする。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第2章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱

第1節 基本理念

災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に「自分たちのまちは自分たちで守る」という市民の地域における助け合いによって他人を助けることのできる共助の考え方、この2つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくものとする。

第2節 基本的責務

1 市の責務

- (1) 市は、基礎自治体として市民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、都や国、防災関係機関の協力を得て災害対策を実施する責務を有する。
- (2) その責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに地域の公共的団体その他の防災に関する組織及び防災市民組織の充実を図るほか、市民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するように努め、相互に協力しなければならない。

また、災害時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うために必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2 市民の責務

- (1) 市民は、災害による被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の確保に努めなければならない。
- (2) 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるように努めなければならない。

ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保

イ 出火の防止、火気・電気器具等の安全化の推進

ウ 初期消火に必要な用具（消火器、防災用品）の準備

エ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止

オ ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策

カ 水（1日1人3L目安）や食料（最低3日、推奨1週間分）、医薬品、携帯ラジオなど、非常持出用品や簡易トイレの準備

- キ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難・連絡方法及び連絡手段等の確認、地域の危険度・防災対策の理解
- ク 警報等の気象情報発表時や避難情報の発令時にとるべき行動の確認
- ケ 市、消防署、自治会・町内会等が行う防災訓練・防災事業への積極的な参加
- コ 自治会・町内会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- サ 避難行動要支援者や災害時要援護者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」及び「災害時要援護者名簿」情報の避難支援等関係者（警察署、消防署及び防災市民組織等）への事前情報提供を行っていることについての認識及び円滑かつ迅速な避難への備え
- シ 避難所、避難広場及び避難経路等の確認・点検並びに徒歩による帰宅経路の確認
- ス 過去の災害から得られた教訓の伝承
- セ 自らの生活の再建及び居住する地域の復興

3 事業者の責務

企業等の事業所の責任者は、次に掲げる事項について、従業員等が災害に備える手段を講ずるように努めなければならない。

- (1) 社屋内外の安全化、事業所防災計画や非常用マニュアル等の整備
- (2) 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分を目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- (3) 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）の策定
- (4) 組織力を活用した地域活動への参加、防災市民組織等との協力等、地域社会の安全性向上対策
- (5) 横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- (6) 東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例17号）に基づく、災害時の施設の安全確保と一斉帰宅抑制の実施
- (7) 市民が協働して行う地域の復興に関する活動への協力
- (8) 災害時の従業員との連絡手段の事前確保と、従業員に対する家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知

4 防災市民組織の役割

防災市民組織は、次に掲げる事項について役割を認識し、地域防災力の向上に努める。

- (1) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- (2) 初期消火、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- (3) 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食・簡易トイレの備蓄
- (4) 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

- (5) 地域内の要配慮者の把握及び避難行動要支援者個別計画作成等の協力
- (6) 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

第3節 防災関係機関の業務大綱

市、都及び各防災関係機関等の防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 市防災会議に関すること。 2 防災に係る組織及び施設に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 緊急輸送の確保に関すること。 5 避難指示等及び誘導に関すること。 6 消防及び水防に関すること。 7 被災者の救出及び人命の救助に関すること。 8 要配慮者に関すること。 9 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 10 帰宅困難者の支援に関すること。 11 応急給水に関すること。 12 救助物資の備蓄及び調達に関すること。 13 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 14 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承するための支援に関すること。 15 公共施設の応急復旧に関すること。 16 災害復興に関すること。 17 都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 18 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 19 防災市民組織の育成に関すること。 20 事業所防災に関すること。 21 防災教育及び防災訓練に関すること。 22 倒壊家屋等の調査に関すること。 23 罹災証明の交付に関すること。 24 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。
西東京市消防団	1 消防、水防及び人命の救助に関すること。 2 その他災害復旧業務に関すること。

2 都

機関の名称	事務又は業務の大綱
北多摩南部 建設事務所 西部公園緑地事務所 (建設局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の保全に関する事。 2 道路及び橋梁の保全に関する事。 3 水防に関する事。 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事。 5 公園の保全、復旧及び災害時の利用に関する事。
保健医療局 (多摩小平保健所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市における保健活動の支援に関する事。 2 市の防疫活動の支援・指導に関する事。 3 「食品衛生指導班」による食品の安全確保に関する事。 4 「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保に関する事。 5 RI 使用医療施設での被害発生時の必要な措置に関する事。 6 毒物・劇物取扱事業者に対する指示に関する事。
警視庁 田無警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災力向上に向けた事前対策に関する事。 2 被害実態の把握、各種情報の収集及び発信に関する事。 3 被災者の救出・救助及び避難誘導に関する事。 4 帰宅困難者対策に関する事。 5 行方不明者等の捜索及び調査に関する事。 6 遺体の調査等及び検視に関する事。 7 交通規制・信号機滅灯対策等、総合的な交通対策に関する事。 8 複合災害対策に関する事。 9 公共の安全と秩序の維持に関する事。 10 その他必要と認められる措置。
東京消防庁 西東京消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災・水害及びその他災害の救助、救急情報に関する事。 2 火災・水害及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事。 3 人命の救助及び救急に関する事。 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事。 5 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。 6 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事。 7 火災による罹災建物等の調査に関する事。 8 火災による罹災証明の交付に関する事。
水道局 立川給水管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関する事。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。
下水道局 流域下水道本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 流域下水道施設の保全に関する事。 2 流域下水道施設の応急対策に関する事。 3 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関する事。 4 多摩地域下水道災害時支援連絡本部の設置・運営に関する事。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東財務局 立川出張所 (財務省)	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関する事。 2 国有普通財産の管理及び処分に関する事及び行政財産の総合調整に関する事。
関東農政局 東京地域センター	応急食料の流通在庫に関する情報提供等に関する事。

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第一師団 第一後方支援連隊	1 災害派遣の計画及び準備に関する事。 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関する事。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援若しくは応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
NTT東日本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関する事。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関する事。
日本赤十字社 東京都支部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関する事。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事。 3 こころのケア活動に関する事。 4 赤十字ボランティアの活動に関する事。 5 輸血用血液の確保、供給に関する事。 6 義援金の募集・受付・配分及び募金に関する事。（原則として義援物資については受け付けない。） 7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事。 8 災害救援物資の支給に関する事。 9 日赤医療施設等の保全、運営に関する事。 10 外国人安否調査に関する事。 11 遺体の検案協力に関する事。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京電力 パワーグリッド (株) 武蔵野支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
東京ガス <u>グループ</u>	1 ガス <u>工作物</u> の建設及びそれらの <u>維持管理</u> に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
日本郵便株式会社	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持に関すること。 2 業務運営に供する機材及び施設等の保全に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西武鉄道(株) 田無駅 西武柳沢駅 東伏見駅 ひばりヶ丘駅 保谷駅	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関すること。 4 帰宅困難者の安全確保に関すること。
(一社)東京都 トラック協会多摩支部	災害時における緊急輸送に関すること。
(一社)西東京市 医師会	1 医療及び助産救護に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 医療救護所の運営に関すること。 4 遺体の検視・検案の協力に関すること。
(公社)西東京市 歯科医師会	<u>1 歯科医療活動に関すること。</u> <u>2 遺体の身元確認の協力に関すること。</u>
(一社)西東京市 薬剤師会	1 医薬品・医療用資器材の供給及び管理並びに調剤、服薬指導に関すること。 2 医療救護活動に関すること。

7 協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(公社)東京都柔道 整復師会北多摩支部	医療救護活動に関すること。
(公社)東京都 獣医師会北多摩支部 西東京市獣医師会	飼育動物に対する災害応急業務に関すること。
西武バス(株) 上石神井営業所 ----- 関東バス(株) 武蔵野営業所	人員、物資等の輸送のため車両の供給に関すること。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則：第2章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱
 第3節 防災関係機関の業務大綱

第1部 総則	機関の名称	事務又は業務の大綱	
第1章 計画の方針	西東京市交通安全協会 西東京市防犯協会 西東京市建災防協会 西東京市水友会 西東京市社会福祉協議会 西東京市赤十字奉仕団 西東京市登録 手話通訳者の会	1 災害危険箇所、異常現象等発見又は予知の場合、市、警察署、消防署等へ連絡通報すること。 2 被災者に対する炊き出し及び救助物資等の配分等に協力すること。 3 避難誘導、避難場所の被災者の支援業務に協力すること。 4 被災地の秩序維持及び被災状況の調査に協力すること。 5 その他災害応急対策の業務に協力すること。 6 ボランティアの支援に関すること。	
第2章 基本的責務等		西東京市米穀 小売商組合	主要食料の供給に関すること。
第3章 市の概況		保谷麵業会	応急食料の確保及び供給に関すること。
第4章 被害想定		東京みらい農業協同 組合	1 緊急避難場所としての協力農地のあっせんに関すること。 2 生鮮食料品の優先調達に関すること。
第5章 減災目標		(株)エフエム西東京 ----- (株)ジェイコム東京	1 災害に関する知識や防災対策等の放送に関すること。 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 3 放送施設の保全に関すること。
第6章 調査・研究			
第2部 災害予防			
第1章 防災力向上			
第2章 安全な都市			
第3章 交通・ライフライン			
第4章 応急対応力			
第5章 情報通信			
第6章 医療救護			
第7章 帰宅困難者			
第8章 避難者対策			
第9章 物資備蓄等			
第10章 放射性物質			
第11章 生活再建			
第12章 噴火降灰対策			
第3部 応急復旧			
第1章 初動態勢			
第2章 情報通信			
第3章 防災活動			
第4章 二次災害			
第5章 警備・交通			
第6章 医療救護			
第7章 帰宅困難者			
第8章 避難者対策			
第9章 物流備蓄等			
第10章 放射性物質			
第11章 ごみ・し尿等			
第12章 ライフライン			
第13章 公共施設等			
第14章 応急生活			
第15章 災害救助法			
第16章 震災復興			
第17章 南海トラフ			
第4部 火山噴火			

※本計画で使用している関係機関等の略称一覧

略称	正式名称
市	西東京市
都	東京都
教育委員会	西東京市教育委員会
消防団	西東京市消防団
都建設事務所	東京都北多摩南部建設事務所
保健所	多摩小平保健所
警察署	警視庁田無警察署
消防署	東京消防庁西東京消防署
給水管理事務所	東京都水道局立川給水管理事務所
自衛隊	陸上自衛隊第一師団第一後方支援連隊
N T T 東日本	東日本電信電話株式会社
日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
東京電力	東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社
東京ガスグループ	東京ガス株式会社・東京ガスネットワーク株式会社
西武鉄道(株)	西武鉄道株式会社
東京都トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会多摩支部
市医師会	一般社団法人西東京市医師会
市歯科医師会	公益社団法人西東京市歯科医師会
市薬剤師会	一般社団法人西東京市薬剤師会
柔道整復師会	公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部
市獣医師会	公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部西東京市獣医師会
市社会福祉協議会	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会
市建災防協会	西東京市建設業労働災害防止協会
(株)エフエム西東京	株式会社エフエム西東京
(株)ジェイコム東京	株式会社ジェイコム東京

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第3章 市の概況

第1節 自然条件

1 位置

市は、武蔵野台地のほぼ中央部にあり、都心の西北（北緯35度44分、東経139度33分）に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に隣接する。面積は15.75km²、広がり東西4.8km、南北5.6kmとなっている。



出典：西東京市民マップ

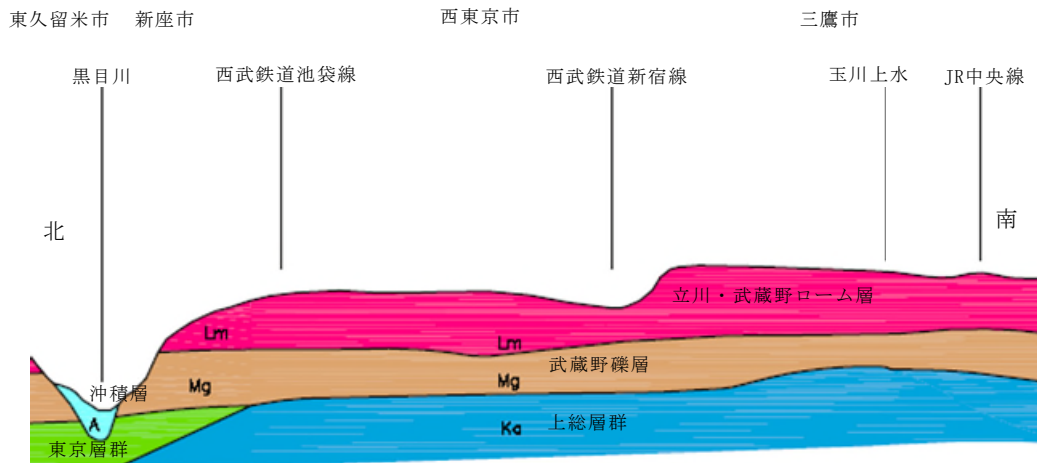
2 地形・地質構造

市は、武蔵野台地（武蔵野面）に位置しており、台地上はおおむね平坦で、標高は46.7mから67mである。台地を刻み石神井川、田柄川、新川、白子川による谷底平野や浅い谷が分布し緩傾斜の崖線が連なるが、石神井川流域の一部に急斜面がある。

なお、石神井川流域や白子川流域、武蔵野台地の一部は、市街化に伴い土地を平坦化した人工改変地である。

関東平野の地質構造は、地下深部に伏在し、起伏に富んだ半地溝（ハーフグラベン）を呈する岩類を基盤とし、それを上総・下総層群等が厚く埋積する。本市付近の武蔵野台地は、下位から東京層群や武蔵野礫層、関東ローム層（武蔵野ローム層・立川ローム層）で構成される。

【本市付近の模式地質断面図（南北断面）】



出典：国土交通省土地・水資源局国土調査課「土地分類調査（垂直調査）」

3 河川・水路

市内南部を一級河川である石神井川が流れ、市内北部及び中部は練馬区内を起点とする一級河川白子川の流域となっている。

これまでの都による河川改修により、石神井川及び白子川（本流）は時間雨量 30mm に対応する改修が完了しているが、近年、市街化が進むにつれて遊水機能を持っていた畑等が減少し、替わってアスファルトの道路やコンクリート舗装の施設が増加してきたため、集中豪雨時に多量の雨水が一気に下水道へ流れ込み、排水能力を超えた雨水が路上にあふれ出るなど、いわゆる都市型水害の発生が見られるようになった。

石神井川及び白子川では、現在、時間雨量 50mm に対応する河川改修が進められている。

4 気象

本市における気温、年降水量の観測値は以下のとおりである。近年のヒートアイランド現象等を起因とする豪雨の頻発化もあり、特に梅雨期、台風、秋雨期の集中豪雨による浸水被害等に配慮する必要がある。

年次	気温（℃）			降水量（mm）
	最高極	最低極	平均	
平成 25 年	39.7	-2.7	16.2	1,265.5
平成 26 年	36.9	-3.3	15.8	1,516.5
平成 27 年	40.3	-2.7	16.4	1,294.5
平成 28 年	37.9	-2.3	16.5	1,155.0
平成 29 年	37.5	-3.7	15.8	1,114.5
平成 30 年	41.2	-4.9	16.7	1,227.5
令和元年	44.1	-1.7	16.2	1,644.0
令和 2 年	43.2	-3.0	16.3	1,383.0
令和 3 年	40.1	-3.0	16.3	1,516.5
令和 4 年	39.9	-3.6	16.1	1,118.0

西東京市防災センター観測

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第2節 社会条件

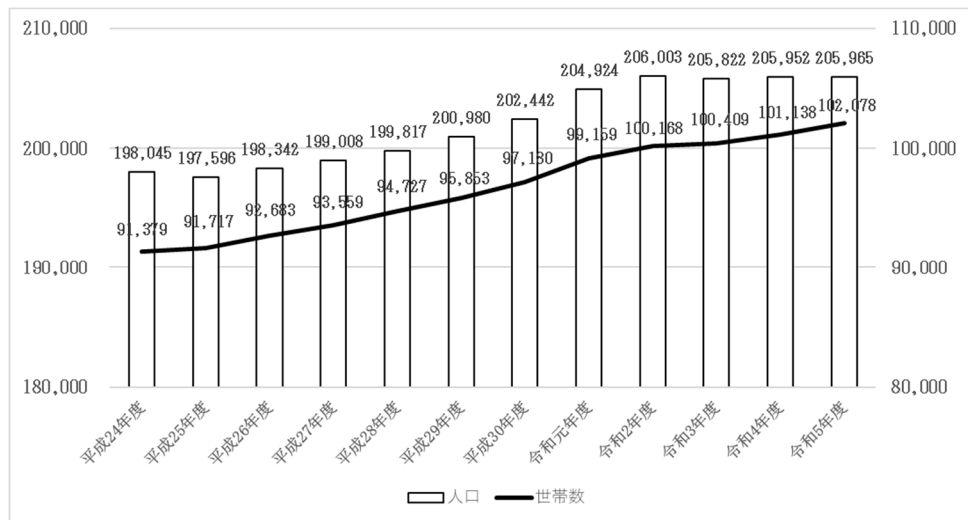
1 人口

令和5年12月1日現在、住民基本台帳による総人口は 205,965人、総世帯数が 102,078世帯、1世帯当たり人口が 2.02人となっている。

年齢別人口の構成比は、15歳未満 11.9%、15～64歳 63.8%、65歳以上 24.3%となり、特に高齢者人口は平成30年度に比べ 1,848人の増加となっている。

なお、本市の人口密度は、13,077.1人/km²となり区部と同程度の過密状況となっている。

【人口及び世帯数の推移 各年12月1日現在】



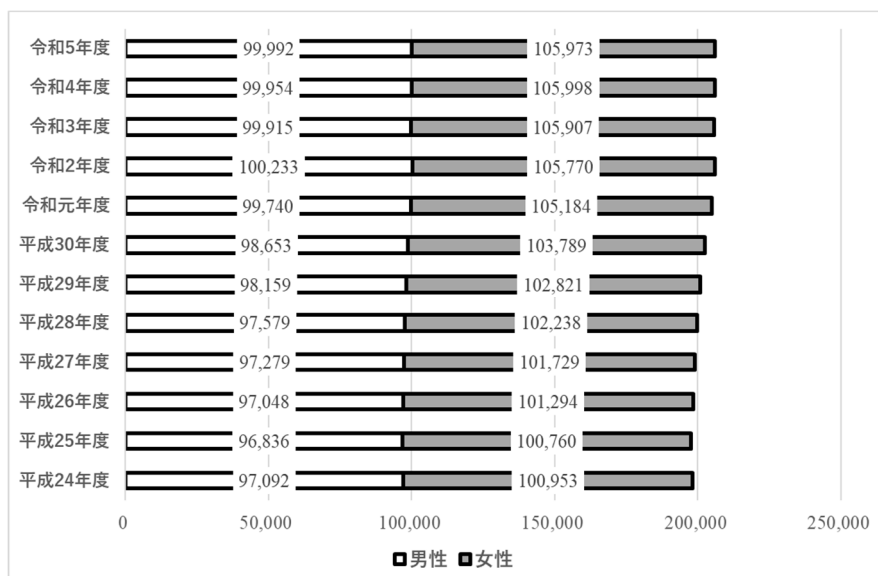
※外国籍市民を含む。

□ 人口 (人)

◆ 世帯数 (世帯)

出典：住民基本台帳による世帯と人口

【男女別人口の推移 各年12月1日現在】



※外国籍市民を含む。

出典：住民基本台帳による世帯と人口

【昼夜間人口 各年10月1日現在】

年	夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	夜間人口と 昼間人口との差 (人)	昼夜間 人口比率 (%)
平成12年	180,857	141,030	39,827	78.0
平成17年	189,386	148,056	41,330	78.2
平成22年	196,511	157,250	39,261	80.0
平成27年	200,012	157,135	42,877	78.6
<u>令和2年</u>	<u>207,388</u>	<u>167,697</u>	<u>39,691</u>	<u>80.9</u>

※夜間人口とは、常住地による人口、昼間人口とは、従業地・通学地による人口のこと。

出典：令和4年版統計にしとうきょう

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

2 産業

市の事業所数は5,000事業所、従業者数は47,900人となっている。
従業者規模別の事業所数では、9人以下が全体の約78%を占めている。産業別の事業所数構成比は、卸売・小売業23.6%、宿泊業、飲食サービス業13.8%、生活関連サービス業、娯楽業11.6%である。従業者数は、田無町10,264人、芝久保町4,472人、新町3,932人である。

3 土地利用

市の総面積は15.75㎢である。
令和4年の地目別土地利用は、宅地が61.1%と過半数を占め、畑は8.5%となっている。平成30年と令和4年を比較してみると、130,000㎡程度、宅地が増加している状況が読みとれる。

※平成26年10月1日時点市面積変動以前の統計は、総面積15.85㎢としている。

【地目別土地面積 各年1月1日現在】

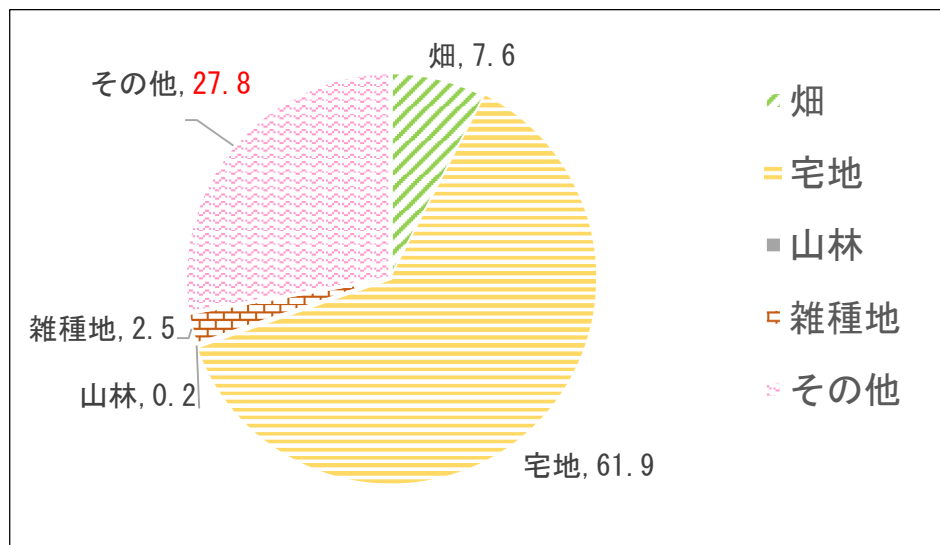
(単位：上段 ㎡、下段 %)

年次	総地積	畑	宅地	山林	雑種地	その他
平成 30年	15,750,000	1,333,211	9,619,567	29,217	414,292	4,353,713
	100	8.5	61.1	0.2	2.6	27.6
令和 4年	15,750,000	1,198,660	9,755,336	26,579	398,692	4,370,733
	100	7.6	61.9	0.2	2.5	27.8

※ 小数点第2位以下四捨五入のため、総地積の構成比の計は、100%とならない場合がある。

出典：令和4年版統計にしとうきょう

【地目別土地面積の割合 令和4年1月1日現在】(単位：%)



出典：令和4年版統計にしとうきょう

4 上下水道施設

(1) 上水道施設の現状

ア 上水道の送配水管延長は 394,000m であり、普及率は 100% になっている（令和3年度末）。

イ 市内に3箇所の給・配水所（西東京栄町配水所、保谷町給水所、芝久保給水所）がある。

(2) 下水道施設の現状

ア 下水道の汚水管延長は 397,434.72m、雨水管延長は 9,113.23m である（令和5年 3月現在）。

イ 総人口に対する水洗化普及率（接続率）は 97.6%（令和5年 3月現在）になっている。

ウ 市の公共下水道事業は、都が行う荒川右岸東京流域下水道の流域関連公共下水道として、分流式で計画されている。当初の事業認可に都市計画変更を重ね、市内全域を事業認可区域とし、その面積は 1,585ha となっている。

エ 汚水については、流域下水道計画との関連から、流域下水道の黒目幹線と田無幹線に接続している。

なお、事業認可面積 1,585ha のうち、整備面積 1,584.81ha で、整備率はおおむね 100%（令和5年 3月現在）となっている。

オ 雨水については、石神井川流域及び白子川流域に分かれており、一部事業に着手しているが、全体としては放流先河川の整備状況を見ながら計画的に下水道管の整備推進に努めている。

また、大雨による浸水・洪水被害を緩和するため雨水浸透施設設置費用の一部助成をするとともに、雨水溢水対策事業として雨水貯留施設等の整備を行っている。

5 道路・橋梁等

市内の道路総延長は、都道 34,038m、市道 243,480m であり、そのうち、規格改良済延長は、都道 34,038m、市道 167,317m となっている（令和4年 4月 1日現在）。

都市計画道路の整備状況については、計画決定延長 51.19km に対し、完成済延長は 24.8km、整備率は 48.4% になっている（令和5年 3月現在）。

また、主要橋梁は 22 箇所である。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

6 建物

本市における建物の概況（令和4年1月1日現在）は、建物総数は44,998棟で、この約83%を木造建築物が占めている。次に多い構造建物は軽量鉄骨造で3,472棟、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造が1,959棟、鉄骨造が1,802棟となっている。

また、住宅の種類、構造、建築の時期別住宅数を見ると新耐震基準が制定される前の昭和56年以前の建物割合（平成30年10月1日現在）は、木造建築物（木造及び防火木造）で約16.3%、非木造建築物で約12.6%となっている。

【構造別棟数 各年1月1日現在】

年	総数	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	コンクリート ブロック造
平成30年	43,256	36,086	91	1,867	1,785	3,269	158
令和元年	43,755	36,485	92	1,871	1,801	3,351	155
令和2年	44,254	36,943	91	1,868	1,800	3,400	152
<u>令和3年</u>	<u>44,714</u>	<u>37,370</u>	<u>91</u>	<u>1,868</u>	<u>1,806</u>	<u>3,431</u>	<u>148</u>
<u>令和4年</u>	<u>44,998</u>	<u>37,620</u>	<u>91</u>	<u>1,868</u>	<u>1,802</u>	<u>3,472</u>	<u>145</u>

出典 令和4年版統計にしようきょう

【住宅の種類、構造、建築の時期別住宅数 平成30年10月1日現在】

建築の 時期※1	総数	住宅の種類		構造				
		専用住宅	店舗・その他併用住宅	木造	防火 木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他
住宅総数	89,310	88,390	920	7,230	33,640	42,400	6,000	40
昭和35年 以前	3,860	3,640	220	1,010	1,630	1,090	130	—
昭和36年 ～55年	8,950	8,790	150	1,030	2,990	4,090	810	20
昭和56年 ～平成2年	15,090	14,970	120	1,040	5,350	7,620	1,080	—
平成3年 ～7年	9,720	9,580	140	870	2,800	5,330	710	—
平成8年 ～12年	10,540	10,430	110	420	3,390	6,460	270	—
平成13年 ～17年	11,960	11,920	40	640	4,140	6,880	300	—
平成18年 ～22年	9,710	9,640	70	430	4,420	4,320	540	—
平成23年 ～27年	7,300	7,250	50	320	3,200	3,370	410	—
平成27年～ 30.9	2,810	2,790	20	230	1,610	620	350	—

※1 建築の時期「不詳」を含む。

※2 複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

出典 令和4年版統計にしようきょう

7 鉄道

鉄道は、市の北部を西武鉄道(株)池袋線が東西に延びており、西から順にひばりヶ丘駅、保谷駅の2つの駅がある。

また、市の南部を西武鉄道(株)新宿線が東西に走っており、西から田無駅、西武柳沢駅、東伏見駅がある。近年の各駅での乗車人員は下表のとおりである。駅別乗降人員によると、令和4年度の乗車人員は西武鉄道(株)全12路線全92駅のうち、田無駅は11番目、ひばりヶ丘駅は12番目、保谷駅は14番目となっている。

【駅別乗降人員】

路線名	駅名	乗降人員 1日平均(人)					
		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
西武 池袋線	保谷駅	62,076	63,043	63,372	47,517	50,054	53,701
	ひばりヶ丘駅	72,652	73,607	74,392	55,311	58,883	63,812
西武 新宿線	東伏見駅	25,156	25,240	24,951	17,179	15,710	20,488
	西武 柳沢駅	16,543	16,727	16,616	12,424	13,381	14,614
	田無駅	75,645	75,996	75,418	56,667	59,316	63,936

出典：西武鉄道(株)ホームページ 駅別乗降人員

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第3節 災害履歴

1 火災

平成30年から令和4年までの過去5年間の原因別の火災発生件数では、最も多い原因は、電気器具、次に放火（疑いも含む。）、たばこになっており、令和4年の火災の最も多い原因は、電気器具となっている。

年次	総数	たばこ	放火 (疑い含む)	ガス 器具	電気 器具	石油 ストーブ	その他
平成30年	27	2	<u>7</u>	3	6	1	8
令和元年	37	6	5	4	15	—	7
令和2年	48	10	11	5	13	—	9
<u>令和3年</u>	<u>33</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>9</u>	<u>11</u>	<u>—</u>	<u>4</u>
<u>令和4年</u>	<u>33</u>	<u>4</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>16</u>	<u>—</u>	<u>2</u>

出典：令和4年版統計にしとうきょう

2 地震災害

平成23年に発生した東日本大震災では、本市においても全域で震度5弱を観測し、182人の帰宅困難者（市施設滞在者58人）の発生や、公共施設の一部や住家等に多少の被害が生じたが、それ以外では近年本市における地震被害はほとんどない。

3 風水害

既往風水害としては、1958年9月の狩野川台風による新川及び石神井川流域、1965年9月の台風第17号による石神井川流域での浸水被害があげられる。市が誕生した平成13年1月以降の主な被害は以下のとおりである。

【近年の主な風水害履歴】

年月日	被害状況	備考
平成16年10月9日	床上浸水18件、床下浸水69件	台風第22号
平成18年9月11日	床上浸水10件、床下浸水25件	大雨
平成26年6月7日	床下浸水1件	大雨
平成26年7月24日	床上浸水3件、床下浸水8件	大雨
平成28年8月22日	床下浸水3件	台風第9号
平成29年8月19日	床上浸水1件、床下浸水16件	大雨
平成29年10月19日～23日	床上浸水1件、床下浸水2件	台風第21号
平成30年3月9日	床下浸水1件	大雨
平成30年8月27日	床上浸水2件	大雨
平成30年9月30日～10月1日	倒木・屋根剥離等 約200件	台風第24号
令和元年9月8日～9日	倒木・屋根剥離等 36件	台風第15号
令和元年10月11日～13日	床下浸水3件、倒木等 64件	台風第19号
<u>令和5年6月2日～3日</u>	<u>床上浸水1件、床下浸水1件</u>	<u>台風第2号</u>

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第4章 被害想定

第1節 地震被害想定

震災対策を効果的に推進する上で、地震による被害の発生態様や被害程度の予測、及び地震に対する地域ごとの危険度を把握しておくことは、極めて重要である。

東京都防災会議（以下「都防災会議」という。）は、平成3年には関東地震の再来を想定した被害想定、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表してきた。その後、東京の都市構造が大きく変化したことや国が平成17年2月に首都直下地震の被害想定を公表したことなどから、「首都直下地震による東京の被害想定」を作成し、平成18年5月に都防災会議で決定した。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じた。このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成24年4月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を都防災会議で決定した。さらに、国では平成26年3月に、防災・減災対策を重点的に実施する地域として「首都直下地震緊急対策区域」を指定しており、本市も同区域に含まれている。

令和4年5月、都は被害想定を約10年ぶりに見直し、「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」が発表されたため、市は、本計画で想定する地震被害想定について結果を踏まえつつ、実情に即した防災機能向上のあり方を検討する。

1 前提条件

(1) 想定地震

令和4年5月に東京都が公表した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～（令和4年5月25日、東京都防災会議）」の想定ケース及び西東京市に係る被害想定を計画の前提条件とする。

項目	想定地震			
種類	<u>都心南部直下地震</u>	<u>多摩東部直下地震</u>	<u>大正</u> 関東地震	立川断層帯地震
震源	<u>東京都23区南部</u>	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	マグニチュード(以下「M」と表記する。)7.3		<u>M8クラス</u>	M7.4
震源の深さ	<u>約49km</u>	<u>約45km</u>	約11km	約17km

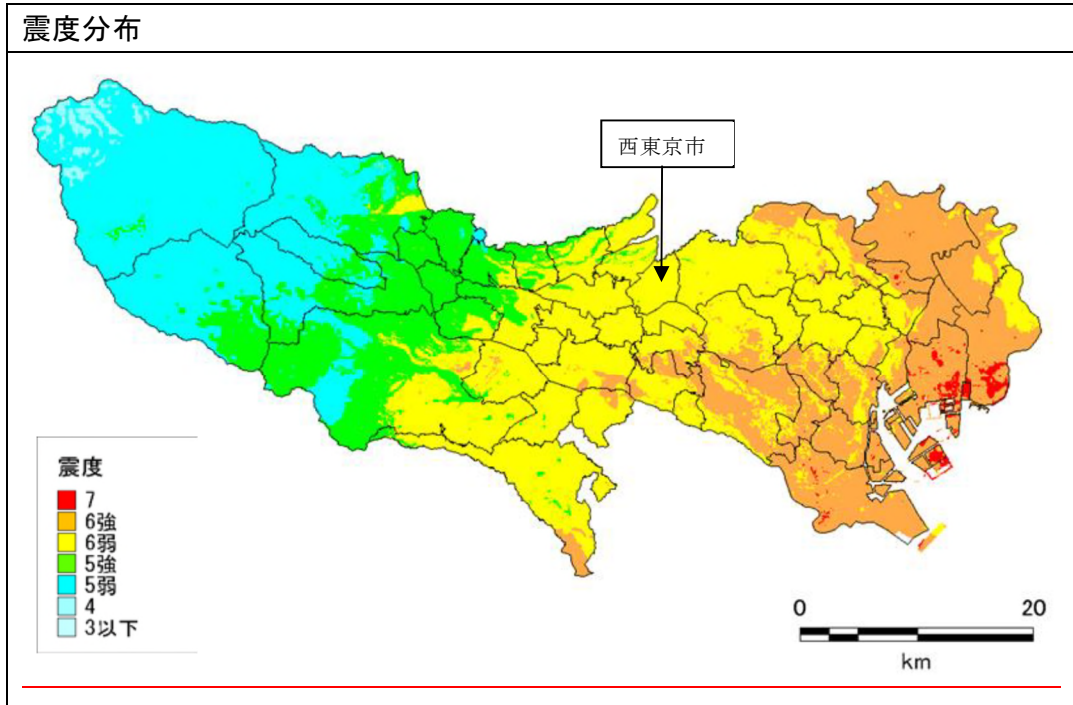
出典：「東京都地域防災計画（令和5年修正）」

(2) 本市における震度別面積率

種類	都心南部 直下地震	多摩東部 直下地震	大正関東 地震	立川断層帯 地震
震度5強	0.2%	—	13.4%	58.7%
震度6弱	99.8%	25.2%	86.6%	41.3%
震度6強	—	74.8%	—	—

出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」

【都心南部直下地震（M7.3）】



出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

【多摩東部直下地震（M7.3）】

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

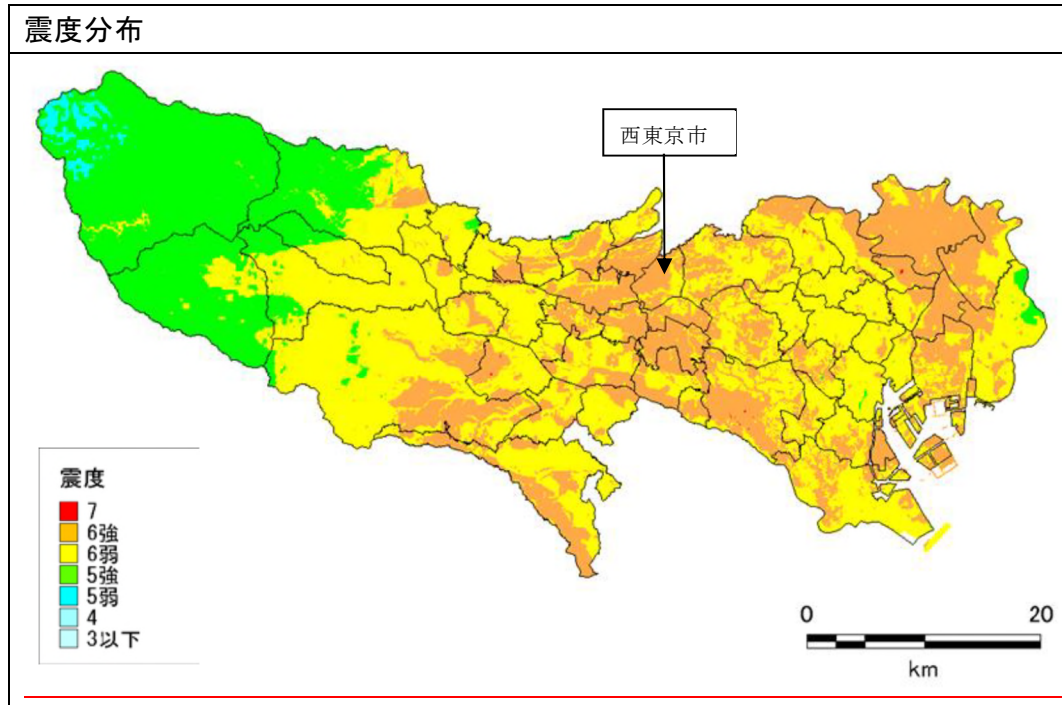
第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

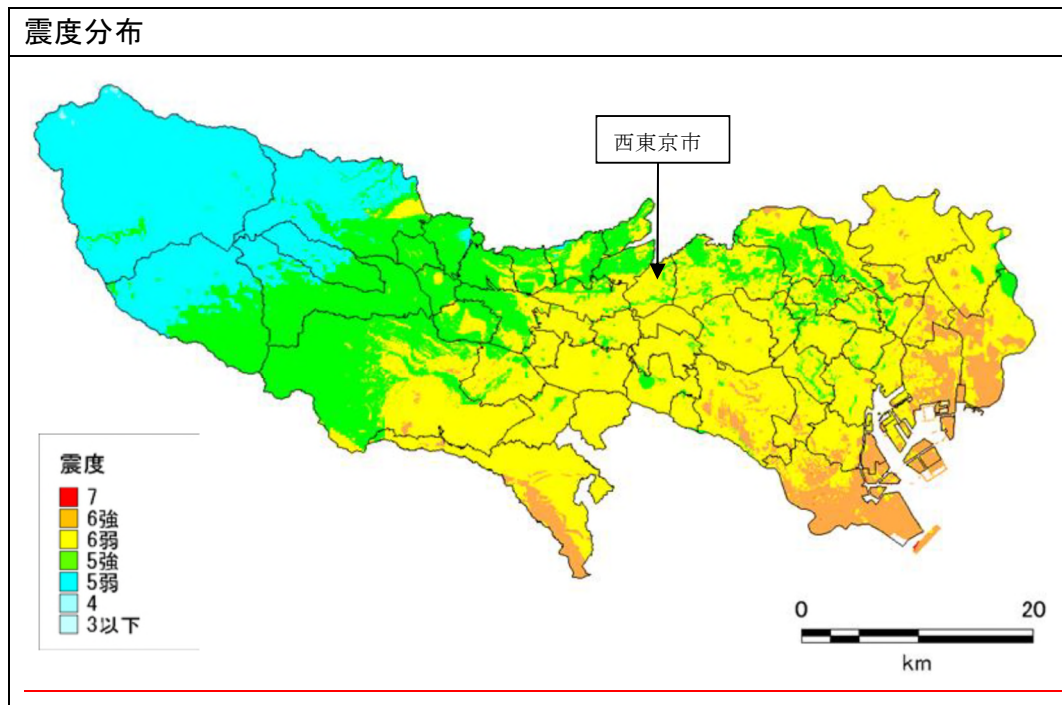
第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火



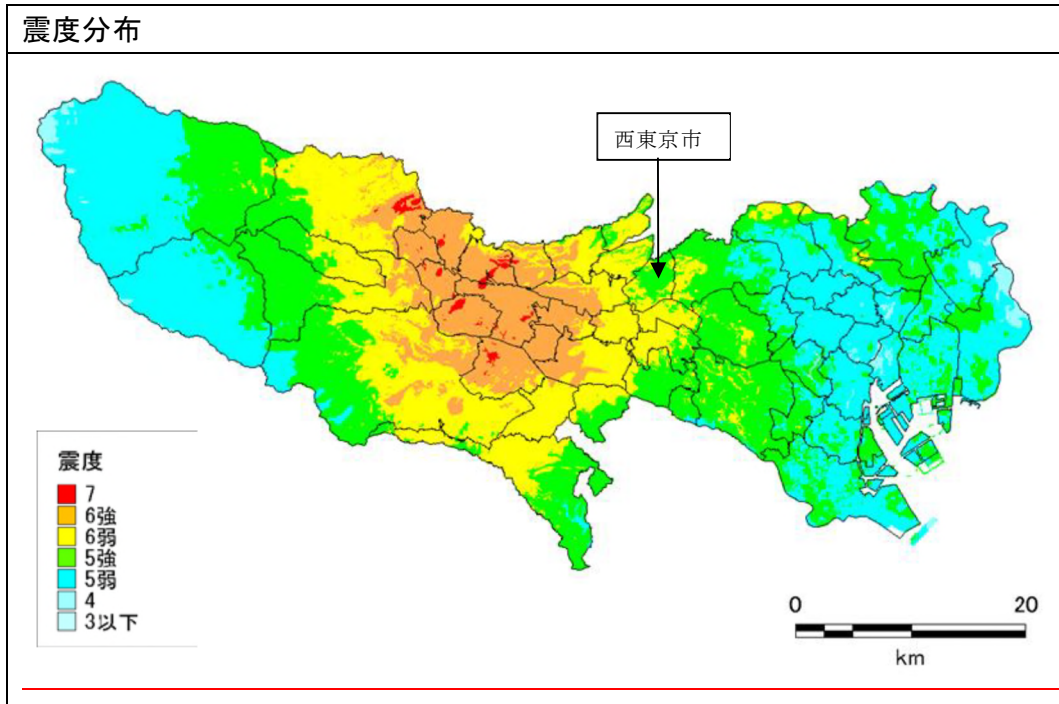
出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」

【大正関東地震（M8クラス）】



出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」

【立川断層帯地震（M7.4）】



出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」

(3) 地盤等の状況

市南西部の石神井川付近で液状化危険度の若干高い場所がある。

また、全ての地震において、石神井川流域の土砂災害警戒区域等の崩壊が想定される。

(4) 基本情報

項目		市の現況
人口	夜間	207,388人
	昼間	157,135人
建物数	木造	36,864棟
	非木造	7,350棟

出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

2 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される災害等
冬の朝5時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>阪神・淡路大震災</u>と同じ発生時間 2 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 3 オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬の昼12時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ol style="list-style-type: none"> 1 オフィス、繁華街、<u>映画館、テーマパーク</u>等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、<u>看板等の</u>落下物等による被害の危険性が高い。 2 <u>外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者も最多となる。</u> 3 住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝<u>夕</u>と比較して少ない。
冬の夕方18時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース。 2 オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅<u>や</u>飲食のため滞留者が多数存在する。 3 ビル倒壊や<u>看板等の</u>落下物等により被災する危険性が高い。 4 鉄道、道路は<u>ほぼ</u>ラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が<u>大きい</u>。

出典：「東京都地域防災計画（令和5年修正）」

3 被害想定結果の概要

「首都直下地震等による東京の被害想定」によると想定される4地震のうち、本市に係る被害は、「多摩東部直下地震M7.3」において最大となる。

したがって、地震編における各種震災対策は、多摩東部直下地震M7.3の被害想定を前提として、本市の実情に即した内容を検討する。

なお、「多摩東部直下地震M7.3」のうち、発生する時間帯等による被害数値については、より大きな数値を対象とする。

(1) 多摩東部直下地震

時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒
死者数		65 人	66 人	38 人	39 人	98 人	101 人
要因別	ゆれによる建物全壊	41 人	41 人	17 人	17 人	25 人	25 人
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	火災	19 人	20 人	16 人	17 人	66 人	69 人
	ブロック塀	0 人	0 人	1 人	1 人	4 人	4 人
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	屋内収容物	5 人	5 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	負傷者数	1,028 人	1,032 人	743 人	747 人	1,097 人	1,112 人
要因別	うち重傷者数	106 人	107 人	92 人	93 人	188 人	192 人
	ゆれによる建物全壊	870 人	870 人	581 人	581 人	636 人	636 人
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	火災	34 人	39 人	36 人	40 人	258 人	273 人
	ブロック塀	4 人	4 人	48 人	48 人	121 人	121 人
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	屋内収容物	119 人	119 人	78 人	78 人	82 人	82 人
建物被害棟数	704 棟	704 棟	704 棟	704 棟	704 棟	704 棟	
要因別	ゆれなどによる建物全壊	702 棟	702 棟	702 棟	702 棟	702 棟	702 棟
	液状化による建物全壊	2 棟	2 棟	2 棟	2 棟	2 棟	2 棟
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
出火件数	5 件	5 件	6 件	6 件	11 件	11 件	
焼失棟数（倒壊建物を含む）	738 棟	776 棟	880 棟	928 棟	3,364 棟	3,537 棟	
焼失棟数（倒壊建物を含まない）	724 棟	761 棟	863 棟	910 棟	3,297 棟	3,467 棟	
避難者数（最大）	27,783 人	27,947 人	28,400 人	28,656 人	39,186 人	39,935 人	
	避難所避難者数	18,522 人	18,632 人	18,934 人	19,104 人	26,124 人	26,624 人
	避難所外避難者	9,261 人	9,315 人	9,466 人	9,552 人	13,062 人	13,311 人
都内滞留者数	- 人	- 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	
帰宅困難者数	- 人	- 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	
災害時要配慮者死者数	51 人	52 人	30 人	31 人	77 人	80 人	
自力脱出困難者数	358 人	358 人	239 人	239 人	260 人	260 人	
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	156 台	156 台	156 台	173 台	171 台	173 台	
災害廃棄物	27 万t	27 万t	27 万t	27 万t	33 万t	33 万t	

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

※避難所避難者数は、「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」における計算式を基に算出

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則：第4章 被害想定
第1節 地震被害想定

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
風速		4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒
電力	停電率（西東京市）	5.3 %	5.4 %	5.6 %	5.7 %	10.8 %	11.3 %
	停電率（多摩）	4.0 %	4.1 %	4.2 %	4.3 %	5.5 %	5.7 %
	停電率（都全体）	7.2 %	7.2 %	7.4 %	7.5 %	9.1 %	9.3 %
固定電話	不通率（西東京市）	2.2 %	1.9 %	2.1 %	2.2 %	7.9 %	8.3 %
	不通率（多摩）	1.2 %	1.1 %	1.2 %	1.3 %	2.6 %	2.8 %
	不通率（都全体）	1.1 %	1.1 %	1.2 %	1.3 %	2.8 %	2.9 %
ガス	供給停止率（西東京市）	98.5 %	98.5 %	98.5 %	98.5 %	98.5 %	98.5 %
	供給停止率（多摩）	29.0 %	29.0 %	29.0 %	29.0 %	29.0 %	29.0 %
	供給停止率（都全体）	12.5 %	12.5 %	12.5 %	12.5 %	12.5 %	12.5 %
上水道	断水率（西東京市）	20.3 %	20.3 %	20.3 %	20.3 %	20.3 %	20.3 %
	断水率（多摩）	19.5 %	19.5 %	19.5 %	19.5 %	19.5 %	19.5 %
	断水率（都全体）	25.8 %	25.8 %	25.8 %	25.8 %	25.8 %	25.8 %
下水道	管きよ被害率（西東京市）	5.3 %	5.3 %	5.3 %	5.3 %	5.3 %	5.3 %
	管きよ被害率（多摩）	3.8 %	3.8 %	3.8 %	3.8 %	3.8 %	3.8 %
	管きよ被害率（都全体）	4.3 %	4.3 %	4.3 %	4.3 %	4.3 %	4.3 %

(2) 都心南部直下地震

時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒
死者数	19 人	20 人	12 人	12 人	20 人	21 人	
要因別	ゆれによる建物全壊	10 人	10 人	4 人	4 人	6 人	6 人
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	火災	6 人	7 人	6 人	6 人	11 人	11 人
	ブロック塀	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	屋内収容物	3 人	3 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	負傷者数	439 人	440 人	272 人	272 人	359 人	359 人
要因別	うち重傷者数	27 人	27 人	25 人	25 人	41 人	41 人
	ゆれによる建物全壊	361 人	361 人	199 人	199 人	245 人	245 人
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	火災	8 人	8 人	8 人	8 人	15 人	16 人
	ブロック塀	2 人	2 人	20 人	20 人	51 人	51 人
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	屋内収容物	69 人	69 人	45 人	45 人	47 人	47 人
建物被害棟数	198 棟	198 棟	198 棟	198 棟	198 棟	198 棟	
要因別	ゆれなどによる建物全壊	197 棟	197 棟	197 棟	197 棟	197 棟	197 棟
	液状化による建物全壊	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
出火件数	1 件	1 件	2 件	2 件	4 件	4 件	
焼失棟数（倒壊建物を含む）	239 棟	251 棟	317 棟	335 棟	561 棟	590 棟	
焼失棟数（倒壊建物を含まない）	226 棟	238 棟	301 棟	317 棟	525 棟	550 棟	
避難者数（最大）	12,172 人	12,228 人	12,532 人	12,613 人	13,646 人	13,780 人	
	避難所避難者数	8,115 人	8,152 人	8,355 人	8,409 人	9,098 人	9,187 人
	避難所外避難者	4,057 人	4,076 人	4,177 人	4,204 人	4,548 人	4,593 人
都内滞留者数	- 人	- 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	
帰宅困難者数	- 人	- 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	
災害時要配慮者死者数	15 人	15 人	9 人	10 人	16 人	16 人	
自力脱出困難者数	90 人	90 人	56 人	56 人	63 人	63 人	
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	121 台	121 台	121 台	121 台	123 台	123 台	
災害廃棄物	11 万t	11 万t	11 万t	11 万t	11 万t	11 万t	

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

※避難所避難者数は、「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」における計算式を基に算出

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則：第4章 被害想定
 第1節 地震被害想定

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
風速		4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒
電力	停電率（西東京市）	2.0 %	2.1 %	2.2 %	2.2 %	2.7 %	2.8 %
	停電率（多摩）	1.9 %	1.9 %	2.0 %	2.0 %	2.4 %	2.5 %
	停電率（都全体）	9.0 %	9.1 %	9.4 %	9.5 %	11.6 %	11.9 %
固定電話	不通率（西東京市）	0.7 %	0.6 %	0.8 %	0.8 %	1.3 %	1.4 %
	不通率（多摩）	0.5 %	0.4 %	0.5 %	0.6 %	1.0 %	1.1 %
	不通率（都全体）	1.2 %	1.2 %	1.4 %	1.5 %	3.7 %	4.0 %
ガス	供給停止率（西東京市）	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	供給停止率（多摩）	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	供給停止率（都全体）	24.3 %	24.3 %	24.3 %	24.3 %	24.3 %	24.3 %
上水道	断水率（西東京市）	8.6 %	8.6 %	8.6 %	8.6 %	8.6 %	8.6 %
	断水率（多摩）	9.2 %	9.2 %	9.2 %	9.2 %	9.2 %	9.2 %
	断水率（都全体）	26.4 %	26.4 %	26.4 %	26.4 %	26.4 %	26.4 %
下水道	管きよ被害率（西東京市）	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %
	管きよ被害率（多摩）	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %
	管きよ被害率（都全体）	4.0 %	4.0 %	4.0 %	4.0 %	4.0 %	4.0 %

(3) 大正関東地震

時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
風速	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	
死者数	7人	8人	6人	6人	10人	11人	
要因別	ゆれによる建物全壊	0人	0人	1人	1人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	火災	4人	4人	4人	4人	8人	8人
	ブロック塀	0人	0人	0人	0人	1人	1人
	屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	屋内収容物	3人	3人	0人	0人	2人	2人
負傷者数	182人	182人	121人	122人	157人	157人	
要因別	うち重傷者数	9人	9人	10人	10人	18人	18人
	ゆれによる建物全壊	122人	122人	72人	72人	86人	86人
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	火災	6人	6人	5人	6人	11人	11人
	ブロック塀	1人	1人	9人	9人	23人	23人
	屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	屋内収容物	54人	54人	35人	35人	37人	37人
建物被害棟数	52棟	52棟	52棟	52棟	52棟	52棟	
要因別	ゆれなどによる建物全壊	50棟	50棟	50棟	50棟	50棟	50棟
	液化化による建物全壊	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
出火件数	1件	1件	1件	1件	3件	3件	
焼失棟数（倒壊建物を含む）	157棟	166棟	223棟	236棟	400棟	422棟	
焼失棟数（倒壊建物を含まない）	154棟	162棟	217棟	230棟	386棟	408棟	
避難者数（最大）	6,569人	6,609人	6,873人	6,934人	7,693人	7,794人	
	避難所避難者数	4,380人	4,406人	4,582人	4,623人	5,129人	5,196人
	避難所外避難者	2,189人	2,203人	2,291人	2,311人	2,564人	2,598人
都内滞留者数	-人	-人	140,758人	140,758人	140,758人	140,758人	
帰宅困難者数	-人	-人	8,504人	8,504人	8,504人	8,504人	
災害時要配慮者死者数	6人	6人	5人	5人	8人	9人	
自力脱出困難者数	28人	28人	20人	20人	21人	21人	
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	113台	114台	114台	114台	115台	115台	
災害廃棄物	5万t	5万t	5万t	5万t	5万t	5万t	

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

※避難所避難者数は、「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」における計算式を基に算出

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則：第4章 被害想定
第1節 地震被害想定

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
風速		4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒
電力	停電率（西東京市）	1.1 %	1.1 %	1.3 %	1.3 %	1.6 %	1.7 %
	停電率（多摩）	1.4 %	1.4 %	1.5 %	1.5 %	1.7 %	1.8 %
	停電率（都全体）	3.4 %	3.4 %	3.5 %	3.6 %	3.9 %	4.0 %
固定電話	不通率（西東京市）	0.5 %	0.4 %	0.5 %	0.6 %	0.9 %	1.0 %
	不通率（多摩）	0.5 %	0.4 %	0.5 %	0.5 %	0.7 %	0.8 %
	不通率（都全体）	0.4 %	0.4 %	0.5 %	0.6 %	0.9 %	0.9 %
ガス	供給停止率（西東京市）	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	供給停止率（多摩）	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	供給停止率（都全体）	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %
上水道	断水率（西東京市）	4.8 %	4.8 %	4.8 %	4.8 %	4.8 %	4.8 %
	断水率（多摩）	7.2 %	7.2 %	7.2 %	7.2 %	7.2 %	7.2 %
	断水率（都全体）	15.7 %	15.7 %	15.7 %	15.7 %	15.7 %	15.7 %
下水道	管きよ被害率（西東京市）	2.6 %	2.6 %	2.6 %	2.6 %	2.6 %	2.6 %
	管きよ被害率（多摩）	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %
	管きよ被害率（都全体）	2.9 %	2.9 %	2.9 %	2.9 %	2.9 %	2.9 %

(4) 立川断層帯地震

時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒
死者数		5 人	5 人	4 人	4 人	8 人	8 人
要因別	ゆれによる建物全壊	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	火災	4 人	4 人	4 人	4 人	7 人	7 人
	ブロック塀	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	屋内収容物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	負傷者数		87 人	88 人	63 人	64 人	76 人
要因別	うち重傷者数	4 人	5 人	5 人	5 人	8 人	8 人
	ゆれによる建物全壊	65 人	65 人	44 人	44 人	48 人	48 人
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	火災	5 人	5 人	5 人	5 人	9 人	10 人
	ブロック塀	0 人	0 人	3 人	3 人	7 人	7 人
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	屋内収容物	18 人	18 人	12 人	12 人	13 人	13 人
建物被害棟数		18 棟	18 棟	18 棟	18 棟	18 棟	18 棟
要因別	ゆれなどによる建物全壊	18 棟	18 棟	18 棟	18 棟	18 棟	18 棟
	液状化による建物全壊	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	出火件数	1 件	1 件	1 件	1 件	2 件	2 件
焼失棟数（倒壊建物を含む）	138 棟	145 棟	196 棟	208 棟	353 棟	375 棟	
焼失棟数（倒壊建物を含まない）	138 棟	145 棟	196 棟	207 棟	352 棟	374 棟	
避難者数（最大）	4,106 人	4,142 人	4,376 人	4,431 人	5,107 人	5,209 人	
	避難所避難者数	2,738 人	2,762 人	2,918 人	2,954 人	3,405 人	3,473 人
	避難所外避難者	1,368 人	1,380 人	1,458 人	1,477 人	1,702 人	1,736 人
都内滞留者数	- 人	- 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	
帰宅困難者数	- 人	- 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	
災害時要配慮者死者数	4 人	4 人	3 人	3 人	6 人	6 人	
自力脱出困難者数	11 人	11 人	8 人	8 人	9 人	9 人	
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	85 台	85 台	85 台	85 台	86 台	86 台	
災害廃棄物	2 万 t	2 万 t	3 万 t	3 万 t	3 万 t	3 万 t	

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

※避難所避難者数は、「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」における計算式を基に算出

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則：第4章 被害想定
 第1節 地震被害想定

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
		4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒
電力	停電率（西東京市）	0.5 %	0.6 %	0.7 %	0.7 %	1.0 %	1.0 %
	停電率（多摩）	4.3 %	4.4 %	4.8 %	4.9 %	6.2 %	6.4 %
	停電率（都全体）	1.5 %	1.5 %	1.6 %	1.7 %	2.1 %	2.2 %
固定電話	不通率（西東京市）	0.4 %	0.3 %	0.5 %	0.5 %	0.8 %	0.9 %
	不通率（多摩）	1.1 %	1.1 %	1.5 %	1.6 %	3.0 %	3.3 %
	不通率（都全体）	0.3 %	0.3 %	0.4 %	0.5 %	0.8 %	0.9 %
ガス	供給停止率（西東京市）	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	供給停止率（多摩）	12.7 %	12.7 %	12.7 %	12.7 %	12.7 %	12.7 %
	供給停止率（都全体）	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %
上水道	断水率（西東京市）	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %
	断水率（多摩）	14.5 %	14.5 %	14.5 %	14.5 %	14.5 %	14.5 %
	断水率（都全体）	4.7 %	4.7 %	4.7 %	4.7 %	4.7 %	4.7 %
下水道	管きよ被害率（西東京市）	1.8 %	1.8 %	1.8 %	1.8 %	1.8 %	1.8 %
	管きよ被害率（多摩）	3.2 %	3.2 %	3.2 %	3.2 %	3.2 %	3.2 %
	管きよ被害率（都全体）	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %

第2節 浸水予想

水防法（昭和24年法律第193号）の改正（平成27年7月19日一部施行、11月19日完全施行）により、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。

都では、地域の被害に対する危険性をあらかじめ周知し、自ら避難等の対策を講じることを目的に、国に定める基準（平成27年7月17日国土交通省告示）における関東地域の値（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）が降った場合を想定した「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（令和元年5月改定）」、「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図（令和元年12月改定）」を作成した。

本市が公表している「西東京市浸水ハザードマップ（浸水予想区域図・土砂災害ハザードマップ）」は、都が作成した浸水予想区域図を基に、市の避難所や道路冠水箇所などを併せて記載したものである。

※西東京市浸水ハザードマップは、資料編を参照

【石神井川及び白子川流域浸水予想区域図】



作成：東京都都市型水害対策連絡会
作成年月日：令和元年5月23日作成
対象とした降雨：想定最大規模降雨
（総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm）

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第5章 減災目標

第1節 方針

- 1 市は、次のとおり減災目標を定め、都及び市民、事業者・防災市民組織等と協力して、対策を推進する。
- 2 減災目標は、想定地震として本市で最も被害が大きくなる「多摩東部直下地震（M7.3）」を対象として設定する。
- 3 この減災目標は、西東京市地域防災計画において地震編の前提とする地震を見直した令和4年5月を起点とし、10年以内までの達成に努める。

第2節 目標と対策

1 死傷者の半減

(1) 目標

多摩東部直下地震M7.3、冬の朝5時、風速8m/sのケースで、住宅倒壊や家具類の転倒及び火災を原因とする死者 101人、負傷者1,112人を半減させる。

(2) 目標を達成するための対策

建物耐震化の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画に基づく耐震化の推進 2 耐震改修促進計画の推進 3 耐震診断・耐震改修の助成事業の推進 4 リフォームに合わせた耐震改修の誘導 5 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化<u>促進</u>
家具類転倒防止対策の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 家具類の転倒防止対策の啓発 2 家具等転倒防止器具取付けの促進 3 防災市民組織リーダーに対する普及啓発の促進
<u>出火防止対策の推進</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>緊急耐震重点区域に対する啓発及び助成</u> 2 <u>木造密集地域への感震ブレイカー設置に関する周知</u>
<u>初期消火能力の強化</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>地域配備消火器の計画的かつ継続的な整備</u> 2 <u>消防署と連携した住民参加型訓練の促進</u> 3 <u>防災市民組織や消防団等共助による初期消火能力の強化</u>
<u>救助体制の整備</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>消防団用救助資器材の整備</u> 2 <u>防災市民組織におけるリーダーの育成及び訓練の実施</u> 3 <u>防災訓練、救命講習等による市民の救出・救護技術の向上</u> 4 <u>身近な小・中学校単位における市民・市・防災関係機関等が連携した救助体制の確立</u> 5 <u>公共施設を中心とした自動体外式除細動器（AED）設置事業の促進</u>

ブロック塀の 安全対策の啓発	<u>1 緑と花の沿道推進事業補助金交付制度のPR</u> <u>2 既存ブロック塀からネットフェンス化等への推進</u>
-------------------	--

2 避難者の3割減

(1) 目標

多摩東部直下地震M7.3、冬の夕方18時、風速8m/sのケースで、住宅の倒壊や火災による被害やライフライン被害（断水等）等を受けたために発生する避難者数を3割減の27,954人にする。

(2) 目標を達成するための対策

住宅の倒壊による 避難者の減少	<u>1 建物耐震化の推進</u> <u>2 緊急耐震重点区域に対する啓発及び助成</u> <u>3 ブロック塀の安全対策の啓発</u>
火災による避難者の 減少	<u>1 消防力の充実・強化</u> <u>2 出火防止対策の推進</u> <u>3 市民等による初期消火能力の向上</u>
在宅避難の啓発に よる避難者の減少	<u>1 防災知識や対策の万全を期すための周知や広報</u> <u>2 マンション管理組合や自治会へ防災市民組織結成の啓発</u> <u>3 各家庭における食料、飲料水、トイレ等資器材の備蓄の周知・啓発</u>
ライフライン被害 等による避難者の 減少	<u>1 被災建築物に対する応急危険度判定の早期実施</u> <u>2 高層建物等におけるエレベーターの早期復旧</u> <u>3 上下水道管路の耐震継手化や下水道市施設の耐震化等を推進</u>

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

3 帰宅困難者の安全確保及び帰宅支援

(1) 目標

東京都帰宅困難者対策条例の周知、企業等の備蓄、事務所と連携した一斉帰宅抑制、一時滞在施設の確保等により、想定される8,504人の帰宅困難者の安全を確保する。

また、都、交通機関等と連携し、臨時輸送の実施などにより、帰宅困難者の安全な帰宅を支援する。

(2) 目標を達成するための対策

<u>帰宅困難者の安全確保</u>	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 東京都帰宅困難者対策条例、事業所における帰宅困難者対策ガイドライン等の周知・啓発</u> <u>2 事業所等への一斉帰宅抑制等の周知・啓発</u> <u>3 鉄道事業者等と連携した駅前滞留者対策の推進</u> <u>4 帰宅困難者への通信体制の整備</u> <u>5 一時滞在施設の確保及び食糧等の備蓄など支援体制の確保</u>
<u>帰宅支援策</u>	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 バス運送事業者等に対する臨時輸送の要請</u> <u>2 災害時帰宅支援ステーション制度の周知・充実</u> <u>3 DXの推進による帰宅困難者への情報提供手段の充実</u>

第6章 調査・研究

1 地域危険度測定調査

(1) 調査の概要

都は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）の規定に基づき、「地震に関する地域危険度測定調査」を行っており、昭和50年11月に第1回（区部）を公表して以来、おおむね5年おきに結果を公表している。

この調査は、防災都市づくりを推進する上で、地域に内在する地震に関する危険性を把握するための指標としての「建物倒壊危険度」、「火災危険度」に加え、「災害時活動困難度」を加味し、総合化した「総合危険度」を測定するものである。町丁目ごとの各地域における地震に対する危険性を建物倒壊、火災の面から1～5までのランクで相対的に評価した。

【調査の前提】

調査対象区域と測定単位	区部及び多摩部の都市計画区域のうち市街化区域に係る町丁目単位とした。
想定地震	特定の地震は、想定しない。 ※地盤特性を定量的に評価し、地盤分類ごとに地震動の地盤増幅率を設定する方法を用いた。
想定時刻	季節及び発生時刻については、火気の使用状況を勘案し、最も危険な状況となる冬・夕方の数値を用いた。
評価方法	調査対象区域内の町丁目の危険度を相対評価した。 ※面積の大小が評価に影響を及ぼさないよう、単位面積当たりの値に密度化した。
結果の表示	評価ランクは、5段階とした。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章 調査・研究	
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

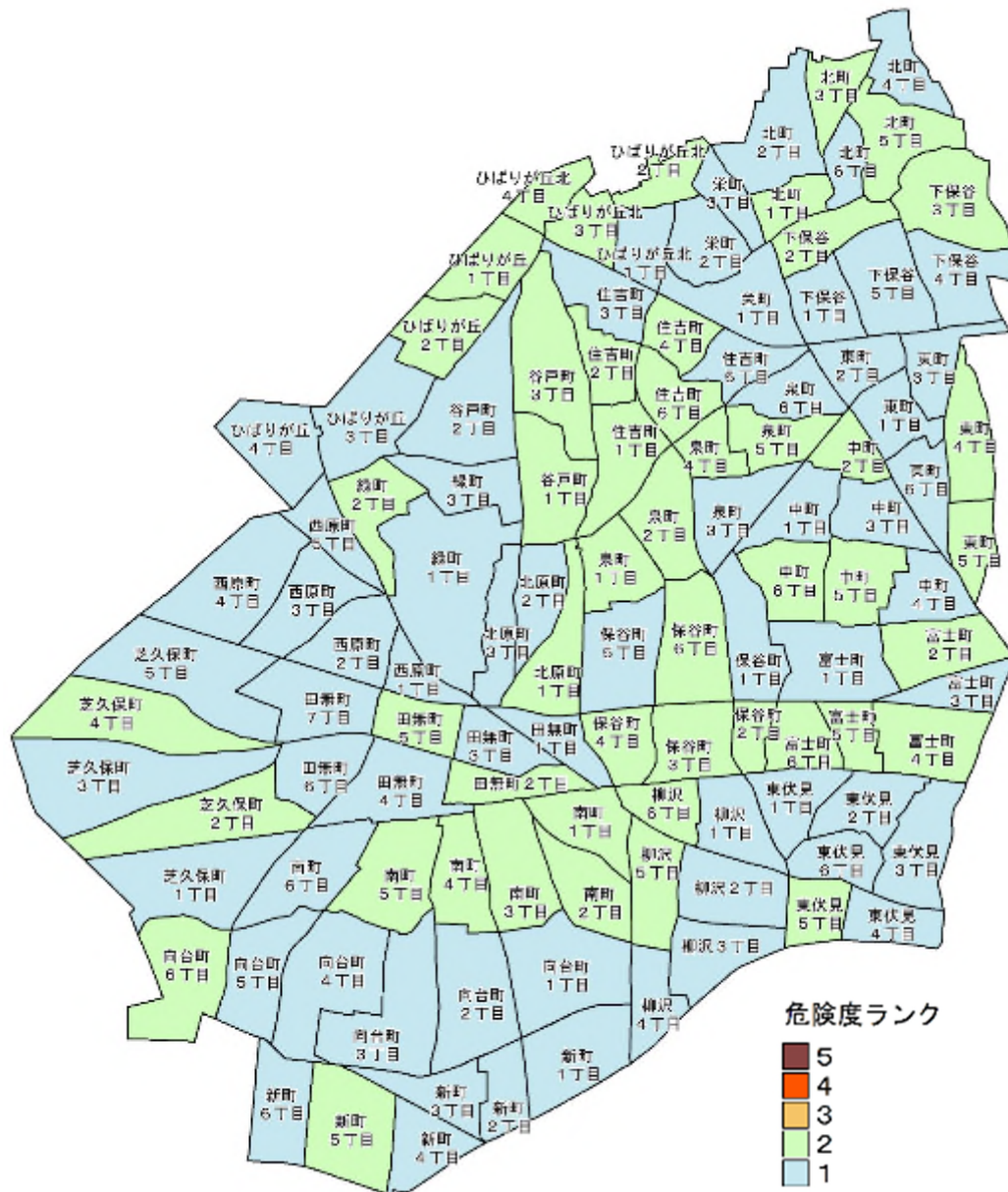
(2) 評価結果

ア 建物倒壊危険度

建物倒壊危険度は、地震の揺れによって建物が壊れる危険性の度合いを測定したものである。この危険度は、地盤特性や建物量、建物の構造、建築年次といった建物特性などを考慮し測定した建物倒壊危険度を基にランク分けしたものである。

建物倒壊危険度の高い地域では、古い建物の建替えによる耐震化を進める必要がある。

また、耐震診断を行い、必要に応じて補強するなどの対策を講じること重要である。



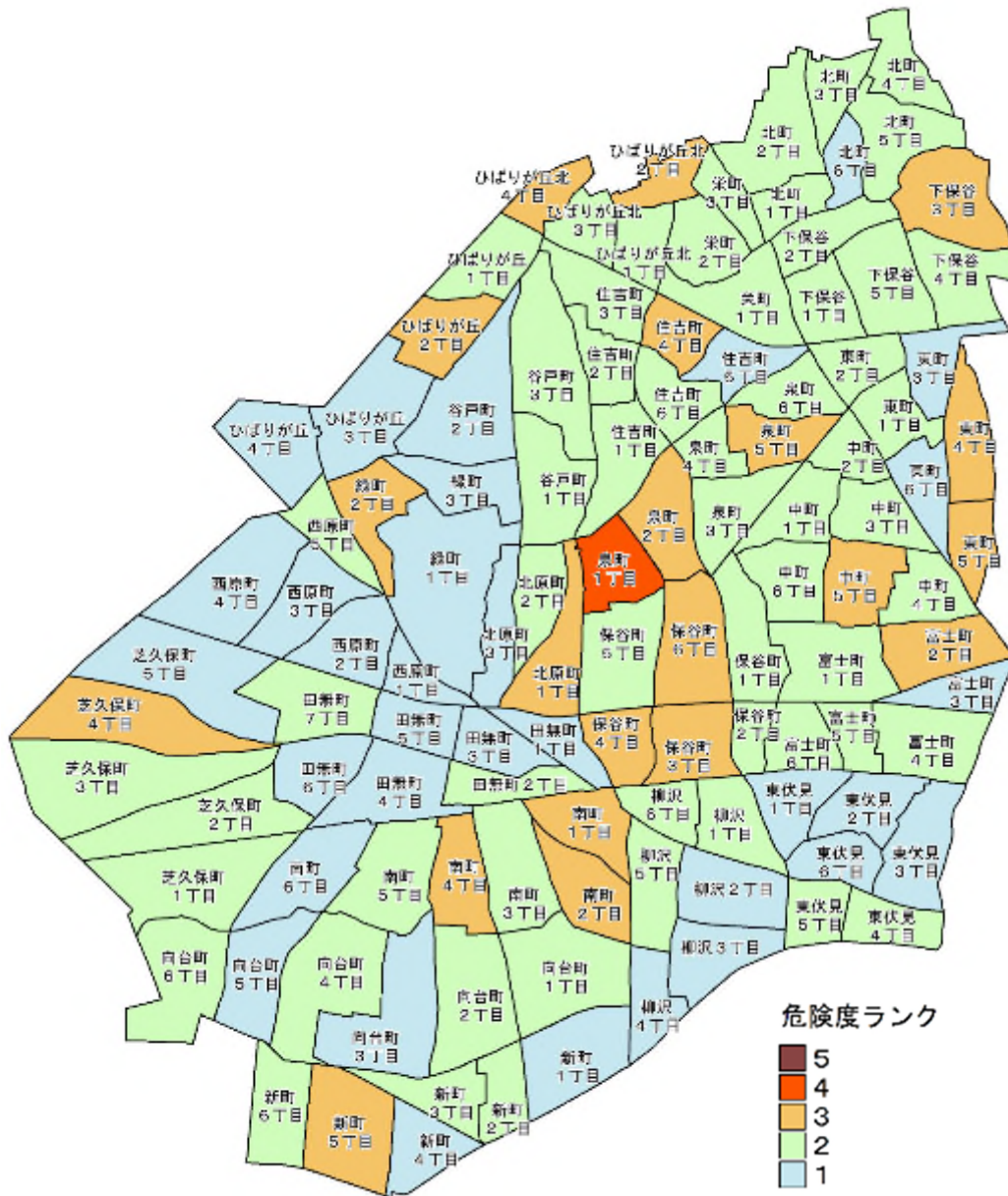
出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第9回 令和4年9月公表）」

イ 火災危険度

火災危険度は、地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける危険性の度合いを測定したものである。

火災危険度の高い地域では、建物の不燃化を進めるとともに、延焼を防ぐ広幅員道路や公園などの整備が必要である。

また、市民による初期消火などの出火対策も重要である。



出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第9回 令和4年9月公表）」

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

2 防災に関する市民の意識調査

市は、社会状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応していくため、平成13年以降定期的に市民意識調査を実施している。

令和4年の防災対策に関する調査結果によると、震災発生時の心配事に関しては、「発災時に避難すべき場所や実施事項」、「防災行政無線が聴き取れない不安」、「避難所となっている学校の老朽化への不安」等について意見が挙げられた。

市は、これらの調査結果及び東日本大震災や熊本地震等の大規模震災での課題等を踏まえ、市に必要な防災対策を検討し推進していく。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第2部 災害予防計画

1 基本的考え方

東日本大震災を契機に、災害に強いまちづくりに対する市民の要望が高まっている。行政による公助だけではなく、市民自らによる自助や地域による共助の意識の向上、防災基盤の整備や防災訓練、災害時を想定した迅速な対応の検討などを進め、市民や団体などと、行政や関係機関が連携した防災対策に取り組む。

2 現在の状況

首都圏においては、直下型の大規模地震が発生する可能性が指摘されており、市民意識調査（令和4年3月）においても、『まちづくり』分野の「大規模地震などへの災害対策」が最も重要度が高い施策となっている。市では、平成19年度に危機管理室（令和2年2月1日以降、組織改編により危機管理課へ）を設置し、災害に強いまちづくりを推進するとともに、定期的な防災訓練の実施等により、市民の地域防災力の向上に取り組んできたところである。

3 課題

近年は建築物の耐震化が進み、大規模地震発生時の建物被害が軽減されると推測されているが、市域の一部の施設や住宅においては、引き続き耐震化への備えや防災基盤の整備等を進めていくことが求められている。

一方、令和4年5月に首都直下型地震等による「東京都の新たな被害想定」が10年ぶりに見直され、市内では大規模な延焼クラスターの発生により、火災による建物被害や死傷者等が増大することが懸念される。

そのため、木造密集地域等への火災抑止や地域住民による初期消火能力の向上など火災予防対策を推進することが喫緊の課題である。

また、東日本大震災等の過去の教訓を活かし、大規模災害を想定した防災訓練、要配慮者への支援訓練、市民、事業者、関係者の防災意識の向上など、日頃から地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図るとともに、地域における多様な視点を反映し防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命及び防災の現場において、年齢や性別、障害の有無等、多様な視点等に配慮した防災体制を確立することが必要である。

第1章 市民と地域の防災力向上

第1節 自助による市民の防災活動

予 防 対 策

1 震災対策における市民の役割と備え	市民
--------------------	----

市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

(1) 市民の役割【市民】

- ア 都や市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- イ 自治会・町内会、地域協力ネットワークなどが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- ウ 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

(2) 市民の備え【市民】

- ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- イ 出火の防止、火気・電気器具等の安全化の推進
- ウ 初期消火に必要な用具（消火器、住宅用火災警報器、防災用品）の準備
- エ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- オ ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
- カ 水(1日1人3L目安)や食料(最低3日、推奨1週間分)^{※1}、医薬品、携帯ラジオ、貴重品など非常持出用品や簡易トイレの準備、自動車へのこまめな満タン給油
- キ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難・連絡方法及び連絡手段等の確認、地域の危険度・防災対策の理解
- ク 警報等発表時や避難情報の発令時に取るべき行動の確認
- ケ 市、消防署、自治会・町内会等が行う防災訓練・防災事業への積極的な参加
- コ 自治会・町内会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- サ 避難行動要支援者名簿、災害時要援護者名簿を事前に避難支援等関係者へ提供することについての同意や避難行動要支援者個別避難計画の作成等、避難行動要支援者や災害時要援護者がいる家庭における円滑かつ迅速な避難のための備え
- シ 避難所、避難広場及び避難経路等の確認・点検並びに徒歩による帰宅経路の確認
- ス 沿岸部、臨海地へ訪れる際などの津波対策

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

セ 「西東京市安全・安心いーなメール (以下、「安全・安心いーなメール」という。)」※²の登録

ソ 過去の災害から得られた教訓の伝承

タ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え

チ 飼育動物の同行避難や避難所での飼養についての準備

ツ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

テ 災害情報の入手方法の確認（FM西東京、NHKニュース防災アプリなど）

※1 上記はあくまでも目標であり、性別や避難時の状況等によって非常持出袋の内容を変更し、避難行動に影響が出ないように備える。

※2 西東京市安全・安心いーなメール（西東京市緊急メール配信サービス）

市内の防災・防犯に関する情報を、利用登録をした携帯電話やパソコンにメールでお届けする配信サービスのこと。市内に発表される気象警報や市が発令する避難情報等の防災情報、不審者情報などの防犯情報のほか、家族からの同意が得られた場合には、認知症等で行方のわからなくなった方の情報も配信している。

2 市民・事業者等への防災意識の啓発	市、警察署、消防署、防災関係機関
---------------------------	------------------

市は、市民、事業所等の防災意識を喚起するとともに、市民自らが防災の担い手であるとの自覚を持ち防災対策へ取り組むよう、防災関係機関と連携し、様々な機会を通じて啓発を行う。

(1) 防災情報の定期広報【危機管理課、警察署、消防署】

防災知識の普及を図るため、広報紙、パンフレット、東京消防庁公式アプリやホームページ等を通して定期的に防災情報を広報する。

また、防災に関する様々な動向や各種情報を分かり易く発信する。

なお、市では津波による危険性は無いが、外出先等での被災の可能性等を鑑み、津波の危険性に関する知識の周知・広報を図る。

<p>【情報の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画のあらましの解説 ・大規模災害時における行動基準 ・各家庭における対応の指針等 ・地域の防災対策に関する情報の提供 ・地域の防火防災功労賞制度等への応募や表彰事例の紹介 ・<u>災害関連死に関する情報の提供</u> ・<u>長周期地震動に関する防火防災対策の普及</u> 	<p>【パンフレットの例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震に対する10の備え ・職場の地震対策 ・地震その時10のポイント ・地震のときはこうしよう ・地震から命を守る「7つの問いかけ」 ・防災ブック「東京防災」<u>「東京くらし防災」等</u> ・<u>家具類の転倒・落下防止対策ハンドブック</u>
---	--

(2) 西東京市浸水ハザードマップによる周知、啓発【危機管理課】

西東京市浸水ハザードマップにより、災害の危険性がある区域や防災施設等を周知する。

(3) 防災イベントの開催【危機管理課、防災関係機関】

防災関係機関等と連携し、市民への防災知識普及のための事業を開催する。

ア (株)エフエム西東京及び(株)ジェイコム東京の協力を得た防災啓発情報の放送

イ 講演会・講習会等の開催

(4) 要配慮者対策【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、地域共生課、

消防署、関係機関】

ア 市は、要配慮者利用施設等と連携し、要配慮者を支援するための講習会や訓練の実施に努める。

イ 消防署は、各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施

3 学校等における防災教育の推進

市、教育委員会、消防署

教育指導課は、都教育委員会が定めた教員用指導資料「安全教育プログラム」による災害安全教育を推進する。その際、地域住民や防災関係機関と連携した避難訓練、防災訓練を実践的な内容となるよう留意する。

ア 教職員の防災意識の向上

イ 各教科等の様々な場面での防災教育の充実

ウ 子どもを介した保護者への防災教育の推進

エ 災害時の学校と地域との連携強化

オ 年齢に応じた子どもの防災活動への参画の推進

カ 生涯を通じた防災教育の実施

キ 沿岸部、臨海地へ訪れる際などの津波対策

ク 消防少年団等地域に根差した団体に対する防災教育の推進

ケ 幼児期からの教育機関と連携した総合防災教育の推進

コ 都立高校における 地域と連携した防災訓練及び避難訓練所設営・運営訓練の実施

サ 専門的な知識や技能を有する機関と連携した防災訓練を実施する都立学校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施

シ 小学生は救命入門コース、中学生は普通救命講習、高校生は上級救命講習の受講の推奨

ス 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施

セ デジタルコンテンツを活用した防災訓練

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

4 防災訓練の充実	市、都、警察署、消防署、消防団
-----------	-----------------

市は、震災時における市民及び事業所等の防災活動への理解や円滑な活動の実施を期するため、各防災関係機関及び市民との協力体制確立に重点をおいた市総合防災訓練及びその他の目的別訓練を実施する。

(1) 市総合防災訓練【危機管理課、**防災関係機関**】

各防災関係機関、市民、NPO法人・ボランティアが一体となった実効性のある、有機的及び実践的な訓練を実施する。その際、防災訓練への要配慮者等の参加を支援する。

また、協定を締結している民間事業者等との連携強化に当たっては、防災訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に努める。

(2) 防災市民組織等の訓練【危機管理課、**関係各課**、警察署、消防署、消防団】

防災市民組織、避難所運営協議会及び自治会・町内会を単位とした防災訓練や、要配慮者・家族・地域市民、NPO法人・ボランティア等による合同避難訓練を実施する。実施時には、消防署及び消防団の指導の下、世帯数や規模等に応じた訓練を実施するとともに、住宅街にて火災が発生した想定で、地域に設置される消火器やスタンドパイプ等を活用した住民参加型の「発災型対応訓練」等の実践的な訓練指導により共助体制の強化を推進する。

また、市は必要に応じて**防災**資器材の貸出等、防災訓練を支援するほか、訓練を通じて各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進を行う。

(3) 都総合防災訓練【危機管理課、各課、都（総務局）】

都が実施する、震度6弱以上の大地震を想定した総合防災訓練への参加推進を行う。

(4) その他訓練【危機管理課、各課、**防災関係機関**】

各避難所の運営主体による避難所運営訓練、社会福祉施設における要配慮者の避難訓練、情報伝達機器の使用訓練、夜間作業時の訓練や停電時の訓練等を支援するほか、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練や感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を教育企画課と連携して実施するなど、防災訓練・防災講座等の充実を図る。また、地域で活動する団体による日常的な活動に防災要素を取り入れるなど、平時からの環境構築、福祉、青少年育成等との融合を図る。

訓練を通じて検証を実施し、新たな課題を発見するよう努める。

消防署は、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、協定締結団体等が参加して年1回、総合震災訓練を実施する。

5 外国人支援対策	市、警察署、消防署、防災関係機関
<u>市は、外国籍市民及び外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。</u>	
<u>ア NPO法人等と連携し、外国籍市民参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及を図る。その際、外国籍市民が共助の担い手にもなり得ることに留意する。</u>	
<u>イ 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国籍市民が多く集まる場所等で、情報提供を行う。</u>	
<u>ウ 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。</u>	
<u>エ 東京都防災（語学）ボランティアシステムを通して、東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国籍市民への支援を推進する。</u>	

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第2節 地域による共助の防災活動

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

予 防 対 策

1 地域防災の担い手の育成

市、警察署、消防署

(1) 防災市民組織の結成促進【危機管理課、協働コミュニティ課】

市は、自治会・町内会に積極的な指導・助言を行うよう努め、防災市民組織の組織化を進めるとともに、資器材等の整備支援に努める。

(2) 人材の育成【危機管理課、教育委員会、警察署、消防署】

市は、防災市民組織や避難所運営協議会等に対し、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の実施、リーダー養成講習会、防災講習会の開催、各種防災訓練の技術指導等を通じて、地域の防災を担う人材を育成するとともに、組織の活性化を図る。

また、災害は昼夜を問わずいつ発生するか分からないものであり、消防少年団等の育成など、多様な人材の防災への参画を推進する。特に、昨今の大規模地震の教訓から女性の参画について推進する。

さらに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成を推進する。

消防署は、スタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進する。

(3) 活動環境の整備【危機管理課】

市は、防災市民組織の効果的な活動に資するため、活動に使用する資器材等の整備をはじめ、各種訓練を行うための広場、資器材、消防水利の確保等、環境整備に努める。

なお、火災発生時の地域住民の対応強化方策として、初期消火資器材の普及促進を図る。

また、防災知識や消火・救護などの技術、実践的な行動力を身につけるために、都民防災教育センター（防災館）を活用するとともに、各種訓練などが実施できる環境の整備に努める。

2 地域の連携力の強化

市、消防署、市民

(1) 地域における防災連携体制の整備【危機管理課、関係各課、消防署】

市は、自治会・町内会、防災市民組織、事業所、学校などの地域で活動する団体や、ボランティア等が相互に連携するため、避難所単位等の運営協議会の設置（「第3部第8章 避難者対策」に詳述）を進めるほか、地域協力ネットワークなど地域で活動する団体同士を繋ぐ仕組みづくりや人材の活躍の

場の設置に努める。

また、情報連絡体制の確保等、協力体制の推進を図る。

(2) あらゆる世代が参加可能な地域イベントの開催促進【関係各課、消防署】

市は、地域で生活するあらゆる世代や対象が参加可能な地域イベントの開催を通じて、市民相互の顔の見える関係を構築し、平時から互いに声を掛け合い、連携・協力できる地域づくりを促進する。

(3) 地域ぐるみの支援体制づくり【関係各課】

市は、警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び福祉関係事業所、自治会・町内会、防災市民組織と連携し、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるとともに、地域での声掛け・見守り活動、避難行動要支援者個別避難計画の策定を推進する。

(4) 地区防災計画の作成【危機管理課、関係各課、市民】

地域コミュニティの地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して市防災会議に対して提案を行い、その提案を受けて市防災会議が必要であると認めた場合、地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

また、市は地域コミュニティの醸成に努めるとともに、地区防災計画の作成に当たり、必要に応じて支援する。

3 東京防災隣組等への支援	市、都
<p>危機管理課は、自治会・町内会等の防災市民組織の結成及び育成指導を推進し、意欲的な防災活動を継続している団体を支援する。また、都が推進する「女性の防災人材構成」など地域防災力向上のための取組に関して情報提供を行うなど普及活動に努める。</p>	
4 日常的な地域活動と防災活動の融合促進	市、 <u>警察署、消防署</u>

(1) 従来型の防災訓練や、地域で活動する団体等への意識付け強化

【危機管理課、関係各課、警察署、消防署】

市は、従来から実施してきた防災訓練の実施に加え、地域の実情にあった防災訓練・防災講座等の充実を図る。

また、地域で活動する団体による日常的な活動に防災要素を取り入れるなど、平時からの環境構築、福祉、青少年育成等との融合を図る。

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

(2) 地域の受援力を強化するための柔軟な地域環境づくりの強化

【危機管理課、協働コミュニティ課】

市は、防災市民組織への助言・支援をはじめ、避難行動要支援者個別避難計画、避難所管理運営マニュアル等に基づく防災市民組織の活動内容の明確化を図り、平時及び震災時の防災行動力の向上に結び付ける。

また、地域コミュニティの活性化により、災害時に救援を柔軟に受け入れることができる地域環境づくりを推進する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第3節 マンション防災における自助・共助

予 防 対 策

1 居住者による自助・共助の備え 市、市民

マンション居住者は、マンション特有の課題に対応するため、自助・共助の取組を行うとともに、市は、都と連携して、防災意識の啓発、防災教育等を実施する。

(1) マンション居住者による自助・共助の構築【市民、防災市民組織】

マンション居住者は、次に掲げる自助・共助の取組を行う。

ア エレベータが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施

イ 排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備

ウ 防災市民組織の結成

(2) 防災意識の啓発【危機管理課、住宅課、市民、不動産関係団体、

マンション管理組合等】

ア 市は、都や関係機関と連携して、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等の情報発信・啓発を行う。

イ 不動産会社等は、マンションを販売した際に、購入者に対する（賃貸の場合は、賃借人に対する）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。

ウ マンション管理組合等は、マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第4節 消防団の防災活動

予 防 対 策

1 消防団の活動体制の充実	市、消防署、消防団
---------------	-----------

(1) 人員の強化【危機管理課、消防団】

市及び消防団は、防災訓練や各種イベント等の機会を捉えて、広く市民へ消防団入団を呼びかけるとともに、広報ツールの充実を図り、事業所職員や市職員、学生、女性等にも入団を促すことで消防団員の安定確保に努める。

(2) 資器材の整備・強化【危機管理課】

市は、消防団の応急救護・救助資器材の増強を図るほか、老朽化した分団詰所の建替え、消防ポンプ車の買替え、消防資器材・救助資器材の整備、車載用自動体外式除細動器（AED）の整備、携帯通信機器の充実等を計画的に進める。

(3) 活動能力の向上【危機管理課、消防署】

市は、消防署と連携し、応急手当普及員を養成するとともに、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を計画的に行う。

また、無線通信訓練や東京都消防訓練所及び消防署との連携により、各種資器材やマニュアル等を活用して教育訓練を実施し、技術の習熟を図る。さらに、各消防団員が自らの業務上有する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。

(4) 消防団員の安全確保【危機管理課、消防署】

市は、消防署と連携し、消防団員等の増員による分担任務の軽減を図るほか、災害時の避難誘導等に係る行動ルールを作成し、消防団の安全確保に努める。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第5節 事業所の防災活動

予 防 対 策

1 事業所による自助・共助の強化 市、消防署、事業所

(1) 事業所による防災対策の推進【事業所】

事業所は、災害時の企業の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図る。

ア 帰宅困難者対策に係る利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映する。

イ 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制を整備する。

ウ 緊急地震速報受信装置等の活用を検討する。

エ 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事前対策を推進する。

オ 事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じ、防災活動の推進に努める。

カ 組織力を活用した地域活動への参加、防災市民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を推進する。

キ 東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献を促進する。

ク 自助・共助による防災行動力を向上させるため、防災訓練を定期的に実施する。

(2) 自衛消防隊の編成と活動能力強化【消防署】

自衛消防隊が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

ア 防火管理者の選任を要する事業所

消防法（昭和23年法律第186号）第8条、第8条の2項により、防火に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。

これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

イ 自衛消防組織の設置義務のある事業所

消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。

この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

ができるように組織行動力の育成を推進する。

ウ 防災管理者の選任を要する事業所

消防法第36条により、防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。

この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

エ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

(ア) 多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者のうちから自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を配置することが義務付けられている。

(イ) 震災時には、自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中核となって活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

(ウ) 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

オ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。

震災発生時には、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

(3) 事業所防災計画の作成指導【消防署】

消防署は、防火・防災管理者の選任を要する事業所に対し、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める震災に備えた事前計画、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画事項について消防計画に定めるよう指導する。

また、都市ガス、電気、鉄道、通信等の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対しても事業所防災計画の作成を指導する。

小規模事業所に対しては、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。

(4) 地域との協力体制づくりの推進【危機管理課、協働コミュニティ課】

危機管理課、協働コミュニティ課は、事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど、地域の主体者が一体となった防災協働社会を構築するための協力体制づくりを推進する。

第6節 ボランティアとの連携

予 防 対 策

1 ボランティア活動の支援体制の整備及び支援 市、市社会福祉協議会

(1) ボランティアセンターの事前指定【危機管理課、地域共生課、生活福祉課】

市災害ボランティアセンターは、原則として市社会福祉協議会内に設置する。被害状況等から設置が困難な場合は、代替地に設置する。市災害ボランティアセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンターの設置が必要と判断したときの設置場所を検討する。

(2) 体制の整備【地域共生課、生活福祉課、協働コミュニティ課、市社会福祉協議会】

地域共生課、生活福祉課、協働コミュニティ課及び市社会福祉協議会は、東京ボランティア・市民活動センターやボランティア団体と行政、あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、相互ネットワークを形成するほかボランティア団体との災害時の応援協定を締結し体制の強化に努めるとともに、平常時から地域団体、NPO団体・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図る。

また、市社会福祉協議会が設置・運営する市災害ボランティアセンターが、関係機関を含む市のボランティア活動拠点として総合調整機能を果たすような体制づくりや、必要な資器材の調達など、活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。

(3) ボランティア活動の強化・支援【地域共生課、生活福祉課、市社会福祉協議会】

地域共生課及び生活福祉課は市社会福祉協議会と連携し、市内のボランティア活動を強化及び活性化するため、次の支援を実施する。

ア ボランティア団体相互の情報収集・提供等、ネットワークづくりの機会創出

イ ボランティア、ボランティアコーディネーター養成等の人材育成の場の提供等

ウ 市民へのボランティア意識の普及・啓発

エ 多様化するボランティアに対応できる業務マニュアルの作成、支援のあり方の調査及び研究等

オ ボランティア組織機能に応じた防災訓練・研修、市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施

カ 各ボランティア団体の連携のための協議会の設置による情報連絡体制の

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

確保など協力体制の推進

2 登録ボランティアとの連携及び人材育成	市、都、警察署、消防署、日赤 東京都支部、市社会福祉協議会
----------------------	----------------------------------

(1) 登録ボランティアとの連携【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、建築指導課、都市計画課、文化振興課、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会】

地域共生課、生活福祉課、建築指導課、都市計画課及び市社会福祉協議会は、都防災ボランティア（被災建築物応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、東京都防災（語学）ボランティア、建設防災ボランティア）の専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。文化振興課は、東京都防災（語学）ボランティアの専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。

消防署は、震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、東京消防庁管内の消防署へ参集し、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施する東京消防庁災害時支援ボランティアと連携を図る。また、ボランティア活動を統率するコーディネーター及びリーダーの育成に努める。

日赤東京都支部（赤十字ボランティア）は、日頃から市民を対象に防災思想の普及・啓発に努め、安全かつ効果的な活動が展開できるよう、体制づくりやボランティア養成計画等の整備を図る。

(2) 人材育成【地域共生課、生活福祉課、都（都市整備局、生活文化スポーツ局、建設局）】

地域共生課及び生活福祉課は、都、日赤東京都支部、都社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、活動リーダー、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、市及び民間で行う様々な研修の場や広報等を活用し、平時からボランティアの社会的意識等についての啓発を行う。

(3) 受援力の強化【地域共生課、生活福祉課、協働コミュニティ課、市社会福祉協議会】

市及び民間で行う様々な研修の場や広報等を活用し、ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵などの受援力（支援を受ける力）を高めるために以下の取組を行う。

- ア 土地勘のないボランティアに提供するための地域の情報の整理
- イ 災害ボランティアの関係する防災訓練への参加
- ウ 災害時のボランティア活動に関する支援者・支援団体の把握
- エ 既往災害におけるボランティア活動の紹介

第2章 安全な都市づくりの実現

第1節 建築物等の災害対策

予 防 対 策

1 防災まちづくりの推進

市、都、警察署、消防署、消防団

(1) 防災まちづくりを目指す各種基本計画の推進【危機管理課、各課】

市は大規模自然災害からの生命、身体及び財産の保護並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化について、ぜい弱性評価やリスクシナリオに合わせた施策を適切に実施するため、市の各種計画等の指針となるべきものとして国土強靱化地域計画を策定する。

また、人命を守り、経済への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を持った市とするため、市の各種計画や施策に国土強靱化地域計画及び地域防災計画の視点を反映させる。

(2) 市街地の整備【都市計画課、住宅課、建築指導課、危機管理課、

都（都市整備局）】

市は、駅周辺のまちづくりの推進などの市街地整備をはじめとした、災害に強いまちづくりを推進する。

建築物の敷地面積の最低限度の導入や建蔽率・容積率の見直しに併せた防火・準防火地域指定規制など都市計画制度の活用をはじめ、西東京市人にやさしいまちづくり条例（平成19年西東京市条例第68号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく審査及び指導により、道路幅員の確保、公共空地の確保、消防水利の確保、消防・防災関係施設の用地確保等に努め、無秩序な市街化の防止を図る。また、密集市街地における延焼防止のため、都市計画道路の整備による延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能を有する農地・緑地等の保全のほか、空き家等の発生抑制・適正管理に係る対策に努める。

(3) 消火活動困難地域の解消【都市計画課、建築指導課、道路課】

市は、消防活動路を確保するため幹線道路の整備、道路ネットワークの整備、狭幅員道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、無電柱化、道路交差部等の隅切り整備、消防水利の確保、延焼遮断路等焼け止まり線の確保、部隊集結等を考慮したオープンスペースの確保、消防・防災関係施設の設置などについて、消防署の意見を参考にまちづくりを検討する。

また、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災まちづくり事業等に対して消防活動の立場からの意見を反映し、消火活動が困難な地域の解消に努める。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

(4) 公園の整備【みどり公園課】

市は、みどりの基本計画に沿って、緑化を推進するとともに、公園の整備を進め、市全体の防災性の向上を図る。

また、広域避難場所及び避難広場として位置付けられている公園については、その機能の保全に努める。

(5) 緑地・農地の保全【みどり公園課、都市計画課、産業振興課、危機管理課】

市は、延焼遮断機能などとして重要な役割を担う緑地を確保し、その保全に努める。また、市街化区域内における農地の生産・環境・防災機能を保全するため、生産緑地地区の指定等、持続可能な農業経営に向けた振興施策を展開していく。

(6) 防災ネットワークの形成【みどり公園課、道路課】

市は、緑道の整備を図るとともに、避難路となる幹線道路の緑化、生垣造成支援による沿道の安全化に努める。

(7) オープンスペースの把握と活用【危機管理課、みどり公園課、都市計画課、スポーツ振興課、産業振興課、都（都市整備局）】

市は、避難場所、物資輸送拠点、応援部隊の集結・活動拠点、資材置場、ヘリコプター臨時離着陸場、応急仮設住宅用地等に活用する公園、グラウンド、農地、大学敷地等のオープンスペースの把握や保全に努める。

(8) 防火地域等の指定等【都市計画課、住宅課、建築指導課】

市は、都市の不燃化の促進を図るため、適切に防火地域又は準防火地域の指定を行う。

また、木造住宅密集地域など、延焼のおそれや救護、消火活動に課題のある地域に対して必要な措置又は指導を行う。

(9) 施設・設備の機能継続の確保【総務課、危機管理課、施設を管理する課】

非常用発電機等を備蓄するとともに、電源の多重化に努める。

2 高層建築物の安全対策	市、都、警察署、消防署、市民
---------------------	----------------

(1) 高層建築物の安全化【建築指導課、住宅課、都（都市整備局）、市民】

建築指導課は、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく審査及び指導を行う。

また、市、都、市民、防災関係機関等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組を進める。

(2) 避難誘導等の適正化【警察署】

警察署は、高層建築物における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図るため、震災対策に関する管理者対策、関係機関との連携による合同防災訓練を実施する。

(3) 高層建築物の火災予防等対策【消防署】

消防署は、火災予防対策を強化するため、次の事項を推進する。

ア 新築等に係る防火安全対策

消防署は、高層建築物の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した次の防火安全対策を講じるように指導する。

- ① 高層の建築物の防火安全対策
- ② 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策（100m以上の高層建築物を対象とした安全対策）
- ③ 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
- ④ 高層建築物における歩行困難者等に係る避難安全対策

イ 関係事業所に対する火災予防対策等

消防署は、関係事業所に対して次の対策を指導する。

【火災予防対策】

- ① 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- ② 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置
- ③ 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- ④ 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

【避難（混乱防止）対策】

- ① 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- ② ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- ③ ショーケース、看板複写機等の転倒、落下、移動の防止
- ④ 避難誘導員の事前指定や訓練指導員の育成
- ⑤ 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

発生時の行動要領の周知徹底

⑥ 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進

【防火・防災管理対策】

① 従業員に対する消防計画の周知徹底

② 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底

③ ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底

④ 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備

⑤ 防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育

⑥ 実践的かつ定期的な訓練の実施

【消防活動対策】

消防活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

3 がけ・ 擁壁 、ブロック塀等の崩壊防止	市、都建設事務所、都
------------------------------	------------

(1) **がけ・擁壁等の安全化【建築指導課、都建設事務所】**

市は、がけ地に建築物や**擁壁**等を設ける場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）に基づき、指導を行う。

また、都に指定された市内の「土砂災害警戒区域等」の4箇所（平成30年1月時点）については、都と連携し緑地機能の保全を基本に安全化対策を実施する。なお、都が行う急傾斜地崩壊防止工事は、当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難又は不相当と認められるものを対象とする。

(2) **ブロック塀等の安全化【都市計画課、建築指導課、住宅課、みどり公園課、教育企画課、学務課、都（都市整備局）】**

市は、既存ブロック塀の安全な維持管理の周知を行うとともに、地区計画などを活用したブロック塀の**構造**制限を推進する。

また、接道部の既存ブロック塀の生垣化、建築物の新**築**の際の生垣等設置推進のため、西東京市**緑と花の沿道推進事業**補助金交付要綱の活用を図り、災害発生時の避難路の安全性の向上、緑の保全・育成に努める。

都と連携し、啓開すべき道路沿い及び通学路沿い等のブロック塀の実態把握を進める。耐震診断や除却、建替え、耐震改修工事に必要な費用の一部を助成することで、災害発生時の避難路の安全性の向上に努める。

4 建築物の耐震化及び安全対策の促進	市、都
---------------------------	-----

(1) **耐震改修促進計画の推進【住宅課、建築指導課、都（都市整備局）】**

市は、東京都耐震改修促進計画及び西東京市耐震改修促進計画に基づき、公共建築物及び民間の特定建築物の耐震診断・耐震改修を促進する。

都は、建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、市民が安心して建築物を利用することができるよう、「耐震マーク表示制度」の普及を図る。

(2) **公共建築物の耐震化・不燃化【建築営繕課、公共施設マネジメント課、施設を管理する課】**

市は、公共建築物について、新築や改修を行うに当たっては、免震や制震工法など、新しい補強技術の採用の検討などを通じて、耐震化・不燃化を図る。

(3) **民間建築物の耐震化【住宅課】**

市は、国・都と協力し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅や分譲マンションに対し、木造住宅無料相談の実施や分譲マンション耐震アドバイザーの派遣、耐震診断・耐震改修費用の一部を助成することで、耐震化を促進する。

また、高齢者等迅速な避難が困難な人に対して、住宅の倒壊から生命を守るための耐震シェルター等の設置費用の一部を助成する。

(4) **緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【住宅課、建築指導課、都（都市整備局）】**

都は平成23年4月に施行した「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、所有者に対し耐震診断を義務付けるとともに、助成制度を拡充し、耐震化を促進する。市は、都や関係機関と連携する。

また、都は、一般緊急輸送道路の沿道建築物について、助成制度の拡充や耐震化アドバイザーの活用などにより、耐震化を推進し、市は、都や関係機関と連携する。

(5) **エレベーターの対策【建築営繕課、公共施設マネジメント課、建築指導課、都（都市整備局）】**

市は、都の対策に準じてエレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築するとともに、次の対策に努める。

ア 要配慮者を受け入れる社会福祉施設、多数の人が利用する大規模集客施設について、優先的にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し、安全性の向上を図る。

イ 他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベータ

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

一の閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。

ウ エレベーター保守管理会社の保守要員、ビル管理会社などによる救出体制の構築を図る。

エ 民間施設については、都と連携し、閉じ込め防止装置や復旧体制の整備等を働きかけるとともに、安全対策等に関する情報提供を積極的に行う。

オ 都の対策に準じて、市は、震災時に「1ビルにつき1台」のエレベーターを復旧させることを原則とし、エレベーター保守管理会社に要請するとともに、普及啓発を図る。

カ 日本エレベーター協会加盟各社は、全国的な応援体制の構築を支援するとともに、迅速な復旧に向けて、都と連携して、体制の強化を図る。

5 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	市、都、消防署
-----------------------	---------

(1) 窓ガラス等落下物の安全化【建築指導課、危機管理課】

市は、建築物に付属する大型窓ガラス、大規模空間の天井、外壁タイル等非構造部材に対する落下防止についての指導を行うとともに、一般住宅に対しては、飛散防止フィルムの活用等、安全対策についてのPRを行う。

(2) 屋外広告物に対する規制【道路課、都（都市整備局）】

市は、都と連携し、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に基づき、設置許可申請時などの機会を通じて適切な指導を行っていく。

(3) 自動販売機の転倒防止【道路課、都（都市整備局）】

道路上にはみ出している自動販売機についての指導に当たる。

(4) 家具類の転倒・落下・移動防止対策【高齢者支援課、障害福祉課、危機管理課、関係各課、消防署】

市は、高齢者や障害者世帯を対象に、申請により家具転倒防止器具等の設置制度を実施する。

庁舎を含む市保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。

関係機関、関係団体等と連携し、家庭や事業所に対して家具類転倒・落下・移動防止対策の必要性、方法、効果などの普及・啓発を図る。

消防署は、家具類の転倒・落下・移動防止対策普及用リーフレットの作成・配布、家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックを活用し、都民や事業所に対する防災指導を実施する。

6 文化財施設の安全対策	市、警察署、消防署、消防団
--------------	---------------

社会教育課は、文化財施設の安全対策を進め、定期的に消防機関への通報、

消火、重要物件の搬出等の訓練を実施し、次の主要項目について防火・防災上の確認及び検証を行う。

文化財に被害が発生した場合はその所有者又は管理者は、直ちに消防署や市等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被害状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。

- ア 文化財周辺の整備・放火防止状況
- イ 防災体制の整備状況
- ウ 防災知識の啓発状況
- エ 防災設備及び消防用設備等の整備・点検状況
- オ 緊急時の協力・連携体制の整備状況
- カ 収蔵棚や展示ケース、固定具等の耐震・免震対策状況

7 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備	市、都
---------------------------------	-----

市は、市の公共建築物、民間が整備する医療機関、学校、老人ホーム等の建築物のうち避難所等として利用を想定している社会公共施設等を対象とし、応急危険度判定の実施体制を整備する。

市は、東京都防災ボランティア事務局が行う講習会等に市職員を参加させ、応急危険度判定の意義及び判定基準についての習熟を図り、人員の確保に努める。

8 液状化、長周期地震動への対策の強化	市、都、消防署
----------------------------	---------

インフラ施設等の液状化対策、市民への情報提供、長周期地震動対策など、適切な対策を講じていく。

(1) 水道施設の液状化対策【都（水道局）】

都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域においては優先的に水道管を耐震継手管に取り替えるなどの液状化対策を進める。

(2) 下水道施設の液状化対策【下水道課】

液状化の危険性が高い地域の下水道機能及び交通機能を確保するため、避難所や災害復旧拠点などから排水を受ける下水道管や緊急輸送道路などの下にある下水道管を対象にマンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。

(3) 道路の液状化対策【道路課、下水道課、都建設事務所】

マンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。

(4) 液状化に係る情報提供【危機管理課、都（都市整備局）】

市は、市民からの相談に対し地域の状況に則して適切に対応していくため、

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章 安全な都市	
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

液状化対策に関し必要な知識を有するアドバイザーの紹介や、「液状化による建物被害に備えるための手引」（東京都都市整備局）の活用などについて、都と連携し取り組んでいく。

(5) 長周期地震動対策の強化【住宅課、建築指導課、危機管理課、消防署】

市と消防署は、関係機関、関係団体等と連携し、長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く市民や事業者、建物所有者等に周知し、高層階における室内安全対策の促進を図る。

第2節 二次災害（出火、延焼等）対策

予 防 対 策

1 消防水利の整備、防火安全対策 市、消防署、消防団

地震による火災や延焼等の防止を図るため、消防水利の整備や建築物等の防火安全対策を推進する。

(1) 消防水利の整備【危機管理課、都市計画課、関係各課、消防署】

危機管理課は、消防署との連携を図りながら、延焼危険度が高い地域及び震災対策上重要な地域を中心に消火栓、防火水槽等の消防水利を計画的に整備するとともに、耐震性貯水槽の整備、経年防火水槽の耐震化を図る。この場合、公共施設及び特殊建築物の整備の機会や宅地開発の機会をとらえるとともに、市有地等売却に際し、既存の消防水利や代替水利の確保を図る。

また、危機管理課及び都市計画課は、西東京市人にやさしいまちづくり条例により、一定規模以上の宅地を開発する場合には消火栓や防火水槽の設置を推進するとともに、消防署及び防災市民組織等による初期消火用の水源として排水栓等の活用を図る。

消防署は、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、消火活動が困難な地域の解消に向けて防災まちづくり事業等に対して消防活動の立場から提言・要望を行う。

(2) 火気設備等の安全化【建築指導課、消防署】

震災時の火気設備・器具からの出火を防止するため、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。

住宅設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、**都と連携した継続的な支援対策として感震ブレーカー等の**出火防止対策の強化を図る。

(3) その他の出火防止のための査察・指導【消防署】

消防署は、飲食店、百貨店、病院、社会福祉施設、工場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領について立入検査等において指導する。

その他の事業所や一般住宅についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。

発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を行っていく。

また、木造密集地域等については、個別訪問による「住まいの防火防災診断」を推進し、火災予防上の危険箇所を指摘するなど出火防止対策について

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

具体的に指導を行うほか、住民、事業所に対し、火災予防週間、防災週間等の中で、幅広く防火思想の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避難の方法や初期消火の重要性について周知を図る。

(4) 初期消火体制の強化【危機管理課、建築指導課、住宅課、消防署、消防団】

各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者に耐震措置を指導する。

【出火防止等に関する備えの主な指導事項】

- ① 住宅用防災機器等の普及啓発
- ② 各家庭及び事業所における消火器の設置促進、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- ③ 耐震自動消火装置付火気器具の点検整備及びガス漏れ警報器や漏電遮断器等、出火を防ぐための安全な機器の普及
- ④ 家具類・家電製品等の転倒・落下・移動防止の啓発
- ⑤ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- ⑥ カーテンなどの防災製品の普及
- ⑦ 灯油などの危険物安全管理の徹底
- ⑧ 出火防止に関する知識、地震に対する備えなど防災教育の推進及び防災訓練への参加

【出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項】

- ① 起震車を活用した身体防護及び出火防止訓練の推進
- ② 普段から小さな地震でも「地震だ！まず身の安全」と声をかけあい、まずは身の安全を図る習慣の徹底
- ③ 地震発生時に火を使っていた場合は、揺れがおさまってからあわてずに火の始末を行う要領の徹底
- ④ 出火したときは、落ち着いて消火することを徹底
- ⑤ 普段使用しない電気器具の差込プラグをコンセントから抜く習慣の徹底
- ⑥ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカーやメーターガス栓を遮断するなど、出火防止の徹底
- ⑦ ライフライン施設の機能停止に伴う不慣れな火気使用器具からの出火防止措置の徹底
- ⑧ ライフライン復旧時における電気・ガス機器等からの出火防止措置の徹底

2 石油等危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	市、都、消防署、教育委員会、都教育委員会、保健所、国、事業者
--------------------------------	--------------------------------

第1部 総則	
第1章 計画の方針	
第2章 基本的責務等	
第3章 市の概況	
第4章 被害想定	
第5章 減災目標	
第6章 調査・研究	
第2部 災害予防	
第1章 防災力向上	
第2章 安全な都市	
第3章 交通・ライフライン	
第4章 応急対応力	
第5章 情報通信	
第6章 医療救護	
第7章 帰宅困難者	
第8章 避難者対策	
第9章 物資備蓄等	
第10章 放射性物質	
第11章 生活再建	
第12章 噴火降灰対策	
第3部 応急復旧	
第1章 初動態勢	
第2章 情報通信	
第3章 防災活動	
第4章 二次災害	
第5章 警備・交通	
第6章 医療救護	
第7章 帰宅困難者	
第8章 避難者対策	
第9章 物流備蓄等	
第10章 放射性物質	
第11章 ごみ・し尿等	
第12章 ライフライン	
第13章 公共施設等	
第14章 応急生活	
第15章 災害救助法	
第16章 震災復興	
第17章 南海トラフ	
第4部 火山噴火	

(1) 石油等危険物施設の安全化【消防署、都（環境局）】

消防署は、危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。

製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。施設に対して立入検査等を実施し、自主防災体制の整備及び出火防止や流出防止対策の推進を図り、適正な貯蔵、取扱い及び安全対策について指導する。

東京消防庁は、消防法等に基づき、自衛消防隊の編成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。

都は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

(2) 液化石油ガス消費施設の安全化【都（環境局）】

都は、安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置をはじめ、販売事業者への立入検査、容器の転倒防止や流出防止、配管の破損等の被害最小化など、液化石油ガスの漏えい等による二次災害防止の指導を継続する。

(3) 火薬類保管施設の安全化【都（環境局）】

都は、火薬類保管施設に対し、保安検査及び立入検査を実施して、保安を確保する。少量の火薬類についても、随時立入検査を実施して保安に関する指導監督を行う。また、平時に整備しておく保安対策、南海トラフ地震臨時情報発表時にとるべき対応策及び震災時の危険防止のための応急措置等について、自主保安体制の整備を指導する。

(4) 高圧ガス取扱事業所の安全化【都（環境局）、消防署】

都は、高圧ガス施設の設置の際に法令・基準への適合状況を審査するとともに、危害予防規程の受理、使用開始前の完成検査、定期的保安検査、随時の立入検査を実施し、適正な維持管理や安全の確保に努める。

また、東京都震災対策条例の規定に基づき、塩素施設、アンモニア施設及び液化石油ガス施設等について「東京都高圧ガス施設安全基準」を定め、配管類や除害設備等の安全性の強化に努めるとともに、過密化した東京の特殊性に合った、法の規制を上回るきめの細かい指導を行う。

都は、高圧ガス取扱事業所等との連携を強化（防災訓練の充実、緊急収納容器の配備、業務用 MCA 無線機を配備）する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

消防署は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況の確認及び計画作成を指導する。

(5) 毒物・劇物取扱施設の安全化【保健所、消防署、都教育委員会、
教育委員会】

保健所及び健康安全研究センターは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき所管する毒物・劇物取扱施設の立入検査を実施し、監視指導により、毒物及び劇物の品目・保管量の把握に努め、保管庫・保管薬品の転倒防止、危害防止規定整備等を指導するほか、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置等を指導する。また、講習会等を開催し、災害時を想定した啓発を実施する。

消防署は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況の確認、計画作成を指導する。

都教育委員会は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「実験・実習用薬品類の保管・管理の徹底について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努める。

教育委員会は、毒物・劇物の貯蔵は必要最小量とすることを基本に、学校に対し次の事項を徹底する。

- ア 保管の安全性を確立するとともに、取扱責任者を定め、その責任において出し入れを行う。
- イ 危険物を収納する容器は、落下・転倒等により容易に破損しない材質のものを使用する。
- ウ 毒物・劇物の保管は、安全な一定の場所を保管場所とし、「医薬用外毒物」・「医薬用外劇物」等の表示をする。
- エ 使用量と在庫量を明確にしておくとともに、保護具・消火器等の消防器具類の整備をしておく。
- オ 児童・生徒等に対して、緊急時の措置に関する安全教育を徹底しておく。

(6) 化学薬品取扱施設の安全化【総務課、危機管理課、都（環境局）、事業者、
教育委員会】

都環境局は、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対し、保管の適正化等、次の指導事項により安全対策を推進する。

- ア 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- イ 化学薬品収納棚の転倒防止
- ウ 混合混触発火性物品の近隣貯蔵防止措置
- エ 化学薬品収納棚場所の整理整頓
- オ 初期消火資器材の整備
- カ 化学薬品を保管している量の管理
- キ その他安全対策上必要と認められる措置

また、PCBの流出、拡散防止の観点から、PCB廃棄物を保有する事業者はPCB廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。

総務課、教育委員会及び危機管理課は、現在把握している市内のPCB機器の使用、保管状況について、都環境局との情報共有を図っていく。

(7) 放射線等使用施設の安全化【国】

放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施により震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講ずる。

(8) 石油等危険物施設の防災組織【消防署、事業者】

東京消防庁は、消防法等に基づき、自衛消防隊の編成を指導するとともに、大規模危険物施設については「東京危険物災害相互応援協議会」による相互応援活動を目的とした訓練を定期的に行う。

(9) 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築【都環境局】

都環境局は、災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、住民等へ周知する。さらに、災害時に都民、作業員、ボランティア等へ配布する周知用チラシを準備する。また、都、協定締結団体、市は協力して災害訓練を実施する。

3 危険物等の輸送の安全化	都、保健所、消防署、警察署
---------------	---------------

都保健医療局及び保健所は、毒物・劇物積載車両について常置場所の立入検査を行い、構造、設備等の保安・管理の徹底を図る。

警察署は、危険物等運搬車両の通行路線を検討し整備するとともに、路上点検による指導取締りを推進する。また、関係機関等の連絡通報体制を確立する。

消防署は、タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導に当たっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。また、「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章 安全な都市	
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

第3章 安全な交通ネットワーク及び ライフライン等の確保

第1節 道路・橋梁、河川施設等

予 防 対 策

1 道路・橋梁の整備

市、都

(1) 道路の整備【道路課、都市計画課】

道路は、避難、救援・救護、消防活動等に重要な役割を果たすとともに、沿道の不燃化を促し、延焼を防止するオープンスペースとしての役割も大きい。そのため、防災上の観点から幹線道路網の整備を促進し、救援・消防活動にも有効な道路の整備に努める。

(2) 橋梁の整備【道路課】

震災時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないよう、橋梁の調査、架替、補修等の整備促進を図る。

(3) 道路施設の安全化【道路課、都（建設局）】

道路橋は、「道路橋示方書・同解説」（（公益社団法人）日本道路協会：平成29年7月）に基づき、地質・構造等の状況に応じて落橋や倒壊を生じないように、安全性を強化する計画を定め、対策を講ずる。

また、共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出が義務付けられている。届出については、非常用施設の設置、出火防止に関する事等について添付しなければならない。

被災時における円滑な交通の確保に向け、面的な無電柱化を推進する。都建設局はこの取組を支援する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

2 緊急輸送ネットワークの整備	市、都建設事務所、都、警察署
-----------------	----------------

(1) 緊急輸送ネットワーク整備【危機管理課、都建設事務所、都（都市整備局）、警察署】

救助、医療、消火活動、ライフラインの応急復旧、緊急輸送等を円滑に行うため、応急対策活動の中心施設と他県及び指定拠点相互間を結ぶ輸送路を、緊急輸送ネットワークとしてあらかじめ整備する。

- ア 震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次・第二次・第三次の緊急輸送ネットワークを整備する。
- イ 輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空にわたる輸送ネットワークを整備する。
- ウ 緊急輸送ネットワークの実効性を担保するため、交通規制を実施する「緊急自動車専用路」^{※1}「緊急交通路」^{※2}及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」^{※3}との整合を図る。

※1 緊急自動車専用路

発災直後に道路交通法による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線をいう。

※2 緊急交通路

災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

※3 緊急道路障害物除去路線

原則として上下各1車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線をいう。

(2) 資器材の整備【道路課】

平時から障害物除去用資器材の整備を行うとともに、市建災防協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

3 水防活動の準備	市
-----------	---

危機管理課は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。また、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第2節 鉄道施設

予 防 対 策

1 鉄道施設の安全化

西武鉄道(株)、消防署

西武鉄道(株)は、震災による列車事故を防止するため、施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例の規定に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

第3節 水道施設

予 防 対 策

1 水道施設の安全化

市、都

(1) 水道施設の耐震性強化【都（水道局）】

震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、計画的に進めていく。

また、管路については、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進めていく。

さらに、広域的な送配水管のネットワーク化、重要な幹線の二重化及び浄水場等への自家発電設備の増強を行っていく。

大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強し運用に必要な電力を確保する。

(2) 耐震性貯水槽等の整備促進【危機管理課】

震災時の消防水利として利用できる耐震性貯水槽等の整備促進を図る。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第4節 下水道施設

予 防 対 策

1 下水道施設の安全化

市

(1) 下水道施設の整備【下水道課】

下水道課は、建物や、下水道管、マンホール等の建造物の重要度に応じて必要な耐震性の確保を図る。

また、被害箇所の的確な把握のため、下水道管の埋設時期及び維持管理の履歴情報等を含む地図情報の整備、活用を図る。

その他、停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用発電設備が設置されていない施設への早期導入を推進するとともに、燃料の事前確保に努める。

また、避難所や災害復旧拠点などにおいて下水道機能と交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進する。

(2) 下水道BCPの作成【下水道課】

大規模地震により下水道施設が被災した場合に、速やかに下水道機能を維持・回復させるため、国が作成した「下水道BCP策定マニュアル 2022年版（自然災害編）」を基に下水道BCPを作成する。

(3) 災害時の復旧体制の整備【都、下水道課】

都は、市町村の下水道施設が損傷した場合、早期に復旧を図るため、市町村間の相互支援の調整や都下水道局からの支援及び他自治体からの応援の受入れを円滑に行うための体制を充実させる。また、市町村との協定等に基づき、訓練を実施する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第5節 電気・ガス・通信施設

予 防 対 策

1 電気・ガス・通信等の安全化	東京電力、東京ガスグループ、 NTT東日本、日本郵便株式会社、 <u>都</u>
-----------------	---

(1) 電気施設の安全化【東京電力、都】

東京電力は、電気施設を、耐震設計基準に基づき設置し、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工する。

設備名		電気施設関連の耐震設計基準
水力発電		機器の耐震設計は、水平加速度 0.5G 程度、ダム・水門扉・鉄管固定台は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)又は電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)により耐震設計を行う。
変電		機器は、動的設計(0.3G 共振正弦 2 波)、屋外鉄構は静的水平加速度 0.5G (地震時においては風圧加重を考慮しない)、機器と屋外の基礎は、水平加速度 0.2G 以上とする。
送電	架空線	地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備に関する技術基準に定める風圧による荷重に比べ小さいため、これらの荷重を基礎として設計する。
	地中線	油槽台等の付帯設備については、変電機器の耐震性に準じて設計する。
配電		地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が一般的な地震動による荷重を上回るものと評価されているため、同基準に基づいた設備を形成する。
通信		変電、送電、配電設備に準じて設計を行う。

ア 電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給をするよう構成されている。

イ 送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。

ウ 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

エ 国などから発表された津波被害想定については、電気施設への影響を詳細に評価のうえ、継続して対策内容の検討を進める。

オ 都は、停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源確保(ハード対策)や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組(ソフト対策)によって、災害時でも生活継続しやすいマ

マンション（東京とどまるマンション）の普及を促進する。

カ 都は、災害時に停電が発生し、復旧が長引くおそれがあるときに、東京電力グループに対し円滑に電源車の派遣を要請できるよう、災害対策上重要な施設に関する情報をリスト化し、平時から共有するとともに、所管消防署への危険物取扱に関する事前申請を行う。

(2) ガス施設の安全化【東京ガスグループ】

ア 製造所・整圧所設備

- (ア) 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。
- (イ) 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。

イ 供給設備

- (ア) 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
- (イ) 全ての地区ガバナ（整圧器）にS Iセンサーを設置し、揺れの大きさ（S I値）・ガスの圧力・流量を平時からモニタリングする。
- (ウ) この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

ウ 施設別安全化対策

施設名	都市ガス関連の安全化対策
製造施設	1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 2 緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止
供給施設	1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備
通信施設	1 ループ化された固定無線回線の整備 2 可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	1 地震計の設置 LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置 2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置 3 <u>コージェネレーションシステム等の導入など、自立・分散型電源の確保を促進</u>

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(3) 通信施設の安全化【NTT東日本、各通信事業者】

NTT東日本は、電気通信設備及び付帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信設備が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

事項	安全化対策
電気通信設備	次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む、以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施 1 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施 2 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風及び耐雪構造化を実施 3 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を実施
電気通信システム	災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網を整備 1 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 2 主要な中継交換機を分散設置 3 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築 4 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置 5 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼を確保するため、2ルート化を推進

各通信事業者は、市役所等災害対策拠点、医療機関、人口密集地等の重要エリアの通信を確保するために、基地局等において、非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化に取り組む。

(4) 郵便物の運送施設及び集配施設の整備【日本郵便株式会社】

日本郵便株式会社は、災害時において、被災地における郵便物の運送及び集配の確保を図るため、車両、船舶等の運送施設及び集配施設並びに郵便機械類及び用具の整備に努めるものとする。

また、郵便物の運送又は集配を受けている輸送機関又は運送業者に対しては、それぞれ独自に、災害時における郵便物の運送及び集配の確保に必要な輸送施設等の整備を図るよう協力を得るものとする。

第4章 応急対応力の強化

第1節 災害活動体制

予 防 対 策

1 市の動員体制等の整備・充実	市、教育委員会
-----------------	---------

(1) 職員の配備基準【危機管理課】

危機管理課は、状況に応じた適切な防災活動が行われるよう、災害対策組織・配備基準の見直し等を適宜実施する。

(2) 連絡体制の整備【関係各課、危機管理課、職員課】

各所属長は、あらかじめ非常配備態勢において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法等を定め参集指示及び安否確認等に係る情報登録を徹底させる。

(3) 初動態勢の整備【関係各課、危機管理課、職員課】

避難所の開設を行うなど、初動活動に従事する職員の名簿を作成し、人事異動等があった場合は名簿の更新を行い、初動態勢を確保する。

なお、初動活動に従事する初動要員については、危機管理課と職員課が連携して選定する ほか、危機管理課及び職員課は、参集指示及び安否確認等に係る仕組みを活用し、定期的に訓練を実施する。

(4) 災害対応職員用物資の備蓄【危機管理課、幼児教育・保育課、教育委員会】

災害対応のうち、特に初動期は長時間にわたり継続して対応に当たらなければならない場合がある。その際、必要となる物資や寝具、活動中の食料等についてあらかじめ備蓄しておく。

また、備品については定期点検を実施する。

(5) 庁舎の非常用電源の拡充【総務課】

機能維持強化にむけて、庁舎（災害対策本部等）の非常用電源の使用可能時間等の拡充・強化に努める。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

2 マニュアル等の整備	市
-------------	---

(1) マニュアル等の整備【全課】

地域防災計画に基づき、班ごとにマニュアルを整備する。

(2) マニュアルの修正【全課】

随時修正を加えるとともに、机上型訓練や防災訓練時における諸問題等を踏まえ改善を図る。

3 事業継続計画の作成	市
-------------	---

(1) 市政の事業継続計画の作成及び修正【全課】

震災時に迅速な対応を行い、必要とされる都市機能の確保及び最短の時間での業務復旧を可能とするため、市政の事業継続計画（BCP）を作成し、訓練等を通じて適宜修正をする。

また、災害規模に応じた非常時優先業務の見直し、近年のテレワークやWeb会議等を踏まえた態勢の構築など、市政を取り巻く状況の変化に応じ柔軟に改善を図っていく。

(2) 事業者の事業継続計画の作成【危機管理課、産業振興課】

震災時に企業等の事業活動を早期に復旧するため、市は都と連携し、事業者団体を通じて、事業者が事業継続計画（BCP）を作成するよう周知していく。

<事業継続計画（BCP）>

BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために、事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。

その主な内容としては、事業のバックアップのシステムや執務室の確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などである。

事業継続の取組は、以下の特徴を持っている。

- ① 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- ② 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- ③ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- ④ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- ⑤ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。

⑥ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。
事業継続計画（BCP）の作成に当たっては、必要な対策を実践するとともに、その結果の点検・見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実施することが重要である。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第2節 消火・救助・救急活動

予 防 対 策

1 消防体制の充実

市、消防署、消防団

(1) 情報通信体制の整備強化【危機管理課、消防署、消防団】

危機管理課、消防署及び消防団は、消防署（出張所）の固定無線機、消防団消防ポンプ車等の車載型無線機及び携帯無線機など市防災行政無線等により通信体制の強化を図る。

(2) 消火活動困難地域への対策【危機管理課、都市計画課、建築指導課、道路課、都（都市整備局）】

市は、用途地域等の見直しや地区計画の策定など都市計画手法により、まちづくりを誘導する中で、消火活動困難地域の解消を図る。

また、接道に対する許可や道路整備の際に、消火活動に出場するポンプ車及び救助車両等の緊急自動車等が通行可能であることや木造住宅密集地域としての指定などを含め総合的に確認する。

危機管理課は、消火活動困難地域を考慮した消防水利の整備、地域住民の共助による初期消火能力の向上を目的とした地域配備消火器の充実等を進める。

(3) 災害時支援協力員への登録推奨【危機管理課、消防団】

危機管理課及び消防団は、消防団を退職した者に対し、大規模災害時に消防活動等に従事する災害時支援協力員への登録を推奨する。

(4) 市民・事業所等との連携【危機管理課、消防署、消防団】

危機管理課、消防署及び消防団は、防災市民組織と事業所の自衛消防隊等が相互に協力して連携できる体制を整備する。

また、店舗併用住宅等の防火管理義務のない小規模事業所について、地域の防災市民組織等と連携して活動するよう指導する。

2 救助・救急体制の整備	市、消防署、消防団
--------------	-----------

(1) 市民の自主救出・救護能力の向上【危機管理課、消防署、消防団】

消防署及び消防団は、防災市民組織、市民、事業所の防火管理者、自衛消防隊員及び東京消防庁災害時支援ボランティア等に対し、救出活動技術及び応急救護技術の普及・訓練を推進するとともに、指導者養成など自主救出・救護能力の向上を図る。

また、防災市民組織、事業所の自衛消防隊及び東京消防庁災害時支援ボランティアの連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

危機管理課は、簡易救助器具、応急手当普及用資器材及び自動体外式除細動器（AED）の整備・充実を図るとともに、民間施設及び市内医療機関等に設置された自動体外式除細動器（AED）についても、設置場所に係る情報公開の承諾を得て市民に広報する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第3節 応援協力

予 防 対 策

1 関係機関等との連携強化

市

(1) 連携体制の強化【危機管理課、各課】

関係機関等との応援体制のネットワーク化を図るとともに、新たな災害で得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ、災害活動体制を強化・充実していく。

(2) 協定等の運用の準備【危機管理課、各課】

市の各部課は各々の所掌事務に関し、関係する公共機関・公共的団体等と協議の上、市に対する協力業務、協力方法、責任区分等を明確化し、協定等に基づく協力が得られるよう準備する。

市の区域内の公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう態勢を整備する。また、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災市民組織、事業所の防災組織等に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。

(3) 協定等の締結促進【危機管理課、各課】

震災時に必要となる資器材・輸送手段・ライフライン復旧など防災対策の強化を図るため、多種多様な団体との協力体制について協定の締結を推進する。特に市内又は周辺だけでなく、他道府県の市町村や団体等との広域的な応援協定の締結を推進する。

2 受援力の強化

市

全ての課は、関係機関からの応援職員等が来たときに備え、日頃から災害時の優先業務や業務内容の整理等を行っておく。

また、日頃から支援する側との連絡調整体制を準備するとともに、被災時に必要としている物資などの情報や支援者の活動に有益な情報、あるいは支援する際に避けてほしいことなどについて、積極的かつ的確な情報発信を行う体制を整備する。

他の自治体との間には、以下のような幅広い交流関係を作るよう努める。

ア 災害支援に限らない、日常的な交流を伴う関係づくり

イ 地域的に広がりを持つ、複数自治体との交流

ウ 自治体職員だけでなく、多くの市民が参加する交流

他の自治体や企業、ボランティア団体やNPO法人等支援する側も参加する実践的な訓練を実施し、支援する側との協力関係の構築や調整方法の確認を行う。

さらに、東京都災害時受援応援計画等との整合性を図りつつ、災害時受援計画を作成し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資器材等の集積・輸送体制、その他宿泊・食事提供・送迎等について必要な準備を整える。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第4節 防災活動拠点の確保

予 防 対 策

1 防災活動拠点の充実

市

(1) オープンスペースの把握【危機管理課、総務課】

危機管理課及び総務課は、救出・救助、広域支援部隊等の受入れ・ベースキャンプ、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を行うためのオープンスペースの把握に努める。危機管理課は、発災時の使用に係るマニュアル等について、災害時受援計画に定める。

(2) ヘリポートの指定【危機管理課】

救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するヘリコプター発着可能地点として、ヘリコプター発着場の基準から、小・中学校の校庭及び避難場所等の指定を進める。

(3) ヘリサインの設置【危機管理課】

災害時におけるヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化を図るため、小・中学校等の屋上にヘリサインを計画的に整備していく。

(4) 施設の停電対策【施設を管理する課、危機管理課】

非常用発電設備用などの各種燃料を調達するため、事業者と災害時における優先供給に関する協定の締結などを行う。自家発電施設を定期的に整備するとともに、ポータブル発電機の導入を検討する。自家発電設備施設以外は、非常用電源の確保を促進する。

また、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備などにより電力の確保を図るとともに、コージェネレーションの導入やLPガスの活用を促進するなど、事業者と連携して発災時のエネルギーの確保につなげる。

(5) システム復旧の迅速化【情報推進課】

システム復旧の迅速化を図る取組を推進する。

第5章 情報通信の確保

予 防 対 策

1 防災関係機関との情報通信連絡体制の整備	市、各通信事業者
-----------------------	----------

(1) 市防災行政無線の整備【危機管理課】

市防災行政無線により、市の区域内の関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。

移動系については基地局1局・陸上移動局15局、同報系については親局1局・子局75局、地域防災系については統制局1局・一般局114局・車載局15局・携帯局84局が設置されている。

(2) 市防災行政無線の音声到達地域改善【危機管理課】

災害時の情報伝達の強化を目的とし、同報系の子局配置改善等を行う。

(3) 全国瞬時警報システムの整備【危機管理課】

国が緊急時の警報伝達等のために設置を促進している「全国瞬時警報システム（Jアラート）」※（緊急地震速報を含む。）が導入されたことに伴い、十分な機能を発揮させるための整備を行う。

※全国瞬時警報システム（Jアラート）

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム

(4) 災害情報共有システムの活用【危機管理課】

「災害情報共有システム（Lアラート）」※で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

※災害情報共有システム（Lアラート）

地方公共団体等が発令した避難情報などの災害関連情報をはじめとする公共情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とするシステム

(5) 通信事業者による通信設備及び回線の確保【各通信事業者】

各通信事業者は、通信設備及び通信回線の耐震化、基幹の通信回線の冗長化、電気通信設備の非常用電源の長時間化を推進する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

2 市民等への情報提供体制の整備	市、消防署
-------------------------	-------

(1) 市ホームページによる情報発信【秘書広報課、危機管理課】

災害発生時には、市ホームページへのアクセスが集中することから、災害協定による市ホームページのキャッシュサイト化による負荷軽減、災害時応援協定に基づく市ホームページの代理掲載に加え、安全・安心いーなメールと市ホームページとの連携機能、災害時用トップページへの切替え等機能の総合的な活用により、迅速に情報を伝達する。

また、これらの機能の運用・検証のため定期的な訓練の実施に努める。

(2) 新たな情報提供手段の活用【秘書広報課、危機管理課、消防署】

既存の情報提供手段である市防災行政無線、同自動電話応答サービス、戸別受信機、緊急速報メール、安全・安心いーなメールや、SNS、スマートフォン用アプリ(東京消防庁公式アプリ)等の情報提供ツールを活用する。また、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなどのICTを活用した新たな情報提供手段、効果的な運用方法等について検討し、迅速な災害時の情報提供体制を構築する。

(3) 市防災行政無線の設置拡大【危機管理課】

危機管理課は、災害に即した伝達方法を検討し、新たに防災活動拠点等に指定される施設等に市防災行政無線(地域防災系)の設置を推進する。

また、市内の音達エリア調査等により市防災行政無線(同報系)の可聴困難区域の把握、解消に努める。

(4) 広報掲示板の活用【秘書広報課】

災害時の市民への情報発信の一つとして、市内広報掲示板の活用方法を検討する。

(5) 提供する情報内容の整理【秘書広報課】

市民に対し、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう、情報内容や様式等の事前準備に努める。

3 市民相互の情報連絡等の環境整備	市、通信事業者
--------------------------	---------

(1) 市民相互の安否確認手段の普及・啓発【危機管理課、通信事業者】

市民に対し、災害用伝言ダイヤルなど、市民相互の安否確認手段の普及・啓発に努める。

- ① 災害用伝言ダイヤル「171」を利用する。
- ② 公衆電話を利用する。
- ③ 遠隔地の親戚などに連絡の中継点となってもらう。
- ④ 携帯電話の災害用伝言板を利用する。

4 その他情報収集方法の構築	市
-----------------------	---

(1) 多様な情報収集方法の構築【危機管理課】

被害情報や災害情報の収集について、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等の様々な手段を用いた多様な情報収集方法の構築に努める。

5 問い合わせ対応に係る体制整備	市、通信事業者
-------------------------	---------

市及び通信事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章 情報通信	
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

第6章 医療救護等対策

第1節 医療救護

予 防 対 策

1 医療体制の整備

市

(1) 医療体制の整備【危機管理課、健康課】

市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会との連携を密にし、医療救護班の編成、派遣及び医療救護活動の円滑な実施に努めるため、市内医療機関との連絡体制の構築や、医療救護班を編成しておくなど事前に態勢を整備する。

市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターや、薬事に関する助言を行う市災害薬事コーディネーターを任命する。

また、市災害医療コーディネーターや市災害薬事コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報伝達をスムーズに行えるように努める。

その他、緊急医療救護所や避難所医療救護所、医療救護活動拠点の設置場所を事前に確保する。

(2) 負傷者等の搬送体制の整備【危機管理課、健康課】

負傷者の搬送方法の検討を行うとともに、緊急医療救護所から災害拠点病院等の病院までの傷病者の搬送体制の構築を図る。

(3) 避難した市民の健康管理【健康課】

市及びその他関係機関と協議し、震災時の役割分担及び協力体制を整備する。

(4) 緊急医療救護所開設訓練【健康課、危機管理課、関係団体】

災害発生に備え、多数の傷病者への対応や連携体制など、市災害医療コーディネーターを中心に、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・柔道整復師会等とともに、緊急医療救護所開設訓練を実施するほか、地域災害医療コーディネーター及び災害医療拠点病院等と連携した訓練に参加する。

2 医薬品・医療資器材の確保	市
-----------------------	---

健康課及び危機管理課は、市医師会、市歯科医師会、市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターと協議し、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の備蓄に努めるとともに、市薬剤師会との連携による医薬品の確保を行う。

また、避難所等に救急医薬品及び感染症対策の衛生用品を備蓄する。医薬品の備蓄量は、東京都地域防災計画に準じ、発災から3日間で必要な量を目安とする。

第2節 防疫

予 防 対 策

1 防疫体制の整備	市
------------------	---

(1) **防疫対策の普及啓発【危機管理課、健康課】**

感染症予防のため、高齢者関係施設、学校、医療関係施設等への普及啓発を行う。

(2) **感染症予防ネットワークの整備【各課】**

感染症発生動向調査に基づいた各関係機関との連携体制の確立を目的として、市、学校、社会福祉施設、医療機関等を交えた感染症に係る連絡会議等を開催し、ネットワークを構築する。

(3) **資器材の整備【危機管理課、健康課、環境保全課】**

保健所から必要な情報等の提供を受ける等、市は震災時の防疫に必要な資器材の整備を行い、定期的に点検及び補充を行う。

第3節 行方不明者の捜索と遺体の取扱い

予 防 対 策

1 安否不明者等の情報収集	市
----------------------	---

都が発災時に要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化等のため行方不明者、安否不明者及び死者の氏名等の公表を行う場合に備え、都と連携の上、あらかじめ一連の手続き等の整理、明確化に努める。

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 緊急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資・備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害
第14章 公共施設等
第15章 生活の再建
第16章 災害救助法
第17章 激甚災害
第4部 火山噴火

2 遺体の取扱い	市
-----------------	---

(1) **遺体収容所の事前指定【危機管理課】**

遺体収容所は、総合体育館とする。

(2) **関係機関との連携確保【危機管理課、市民課、市民税課、資産税課、
スポーツ振興課】**

遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- ・ 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項
- ・ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項

また、葬儀業者等との協定締結を推進し、ドライアイスや棺おけ等の遺体の収容や葬儀等に必要な資器材の確保に努める。

第7章 帰宅困難者対策

予 防 対 策

1 帰宅困難者対策の推進	市、都、西武鉄道(株)、警察署、消防署、学校、教育委員会
--------------	------------------------------

(1) 都帰宅困難者対策条例の周知徹底【危機管理課、都（総務局）】

市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及啓発を図る。

(2) 事業者への啓発【危機管理課、消防署】

市は、事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）において、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に従業員等の施設内待機に係る計画や、「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めるよう事業所に対し啓発に努める。また、災害時の情報収集手段として、安全・安心いーなメールの利用を広報するとともに、都の事業所防災リーダー制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化について普及・啓発に努める。

このほか、都総務局が実施する企業防災アドバイザーの派遣を推進し、一時滞在施設以外の民間事業者も含めて事業所防災に係るコンテンツやアドバイスを発信し、事業者自身の事業継続と地域防災への関心を高めることで、一時滞在施設の確保を促進する。

消防署は、事業所防災計画の作成において、発災直後に施設内に留まることができるよう、家具類の転倒・落下・移動防止対策や在館者の安全確保及び大規模集客施設、駅等における利用者の保護等の具体的内容について指導する。

(3) 駅等の混乱防止策【危機管理課、西武鉄道(株)】

駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先を確保するとともに、あらかじめ、都、市、警察署、消防署、西武鉄道(株)、駅周辺事業者等と、災害時の各機関の役割を定め、次の事項を所掌する。

- ア 滞留者の誘導方法と役割分担
- イ 誘導場所の選定
- ウ 誘導計画、マニュアルの策定
- エ 防災訓練の実施

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(4) 児童・生徒等の安全確保【学校】

学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、発災時における校内での児童・生徒等の安全確保に向けた体制整備のため、あらかじめ保護者等との連絡・安否確認体制を周知徹底しておく（特に電話使用不能時の方法）。

(5) 市民による準備の啓発【危機管理課】

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴など、その他必要な備えについて市民への啓発を行う。

また、災害時の情報収集手段として、安全・安心いーなメールの利用を広報する。

(6) 帰宅困難者への情報伝達体制の整備【危機管理課、都（総務局）】

震災時の帰宅困難者等に対する安否確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。

都総務局は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用するとともに、事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備を行う。また、一時滞在施設の情報通信体制強化を支援する。

(7) 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保及び運営の支援【危機管理課、都（総務局）】

市は、屋外で被災した外出者のうち、企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難な者を一時的に受け入れる施設として、公民館等を一時滞在施設として充当するとともに、その他の公共施設に対しても帰宅困難者の受け入れを要請する。また、民間事業所に対して災害時における一時滞在施設の開設、帰宅困難者の受け入れに関する協定の締結に努める。

都総務局は、備蓄品購入費用の補助をはじめとする様々な支援策を実施するとともに、民間一時滞在施設向けのマニュアルの整備やアドバイザー派遣等により、一時滞在施設の迅速かつ円滑な開設・運営のための支援を行う。

(8) 帰宅困難者の帰宅支援の準備【危機管理課】

混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報提供の方法や、徒歩帰宅者に対する帰宅支援道路等の沿道における帰宅支援体制を整備する。

また、徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための徒歩帰宅ルートである帰宅支援対象道路について市民へ周知する。市内では、帰宅支援対象道路として、青梅・新青梅街道と五日市街道が定められている。

(9) 学校・事業者による帰宅ルールの策定支援【危機管理課、教育委員会】

帰宅困難者の発生を抑制するため、学校・事業者による帰宅ルールの策定を支援する。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ① 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ② 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ③ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ④ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ⑤ 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ⑥ 一時滞在施設の確保に向けた都、国、市区町村、民間事業者との連携協力
- ⑦ 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

【従業員施設の施設内待機に必要な備蓄の考え方について】（同条例）

1 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

2 3日分の備蓄量の目安

- (1) 水については、1人当たり1日3L、計9L
- (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食
- (3) 毛布については、1人当たり1枚
- (4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定

(備考)

- ① 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。
- ② 企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。

また、事業者は、帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、事前に帰宅のためのルールを設定しておく。

ア 帰宅時間が集中しないための対応（方面に応じた帰宅順序等）

イ 帰宅状況の把握（帰宅確認の方法等）

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 緊急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資・備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第14章 公共施設等

第15章 生活の再建

第16章 災害救助法

第17章 激甚災害

第4部 火山噴火

第8章 避難者対策

第1節 避難体制の整備

予 防 対 策

1 避難体制の整備

市

市は、必要に応じた市民の迅速な避難を実現するために、以下の対策による避難体制の整備に努める。

(1) 避難のための事前準備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、
幼児教育・保育課、児童青少年課、協働コミュニティ課】

ア 発災時に備えた地域の実情の把握

自治会・町内会等の地域又は施設単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、実情を把握するよう努める。

イ 避難情報を発令するいとまがない場合の対応の検討

避難情報を発令するいとまがない場合の市民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

(2) 避難路の安全性の向上【道路課、都市計画課、建築指導課、住宅課】

各避難場所等に通じる主要道路の整備・改良、道路沿いの各種施設の安全性の向上に努める。

(3) 要配慮者の避難【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課】

ア 避難行動要支援者の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

イ 災害時要援護者の把握及び災害時要援護者名簿の作成

ウ 要配慮者の特性（要介護度、障害特性等）に応じた避難支援体制の整備

エ 関係機関と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施

オ 要配慮者自身の備えに関する周知

(4) 在宅避難に向けた環境整備

災害時に非常用電源としても有効な再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、家庭用燃料電池等の導入を促進する。

第2節 避難所・避難広場等

予 防 対 策

1 避難所等の整備	市、教育委員会
-----------	---------

(1) 避難広場等の指定及び整備【危機管理課】

ア 避難広場

市長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき避難広場を指定する。

- (ア) 地域市民の日常生活圏域内で、市民がよく知っていて目標となる場所
- (イ) 適度の参集スペースが確保できる場所（順次避難することになるため、地域市民の全員を一度に受け入れられる広さは必要ない。）
- (ウ) 火災、建物の倒壊、落下物等の危険が少なく安全と考えられる場所

<避難広場>

(令和6年1月現在)

番号	施設名	所在地	避難場所面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)
1	早稲田大学東伏見キャンパス 東伏見総合グラウンド	東伏見 2-7	101,714	101,714	101,714
2	<u>MUFG PARK</u>	柳沢 4-4-1	61,680	61,680	61,680
3	ひばりが丘総合運動場	ひばりが丘 3-1	13,080	13,080	13,080
4	岩倉高等学校総合運動場	新町 2-3-27	21,678	21,678	21,678
5	東京都立田無高等学校	向台町 5-4-34	12,200	8,133	8,133
6	東京都立保谷高等学校	住吉町 5-8-23	19,460	12,973	12,973
7	東京都立田無 <u>工科</u> 高等学校	向台町 1-9-1	8,109	5,406	5,406
8	武蔵野大学	新町 1-1-20	15,611	9,589	9,589
9	日本文華学園	西原町 4-5-85	5,977	3,984	3,984
10	田無小学校	田無町 4-5-21	6,916	4,611	4,611
11	保谷小学校	保谷町 1-3-35	<u>9,131</u>	<u>6,087</u>	<u>6,087</u>
12	保谷第一小学校	下保谷 1-4-4	4,815	3,210	3,210
13	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	5,202	3,468	3,468
14	谷戸小学校	緑町 3-1-1	7,526	5,017	5,017
15	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	7,259	4,839	4,839
16	中原小学校	ひばりが丘 2-6-25	4,930	3,287	3,287
17	向台小学校	向台町 2-1-1	5,915	3,943	3,943
18	碧山小学校	中町 5-11-4	6,541	4,360	4,360
19	芝久保小学校	芝久保町 3-7-1	9,488	6,325	6,325

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第2部 災害予防計画：第8章 避難者対策
第2節 避難所・避難広場等

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

番号	施設名	所在地	避難場所 面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)
20	栄小学校	栄町2-10-9	4,499	2,999	2,999
21	谷戸第二小学校	谷戸町1-17-27	5,339	3,559	3,559
22	東小学校	東町6-2-33	5,294	3,529	3,529
23	柳沢小学校	南町2-12-37	5,343	3,562	3,562
24	上向台小学校	向台町6-7-28	4,094	2,729	2,729
25	本町小学校	保谷町1-14-23	4,338	2,892	2,892
26	住吉小学校	住吉町5-2-1	5,075	3,383	3,383
27	けやき小学校	芝久保町5-7-1	12,025	8,016	8,016
28	田無第一中学校	南町6-9-37	4,000	2,666	2,666
29	保谷中学校	保谷町1-17-4	7,283	4,855	4,855
30	田無第二中学校	北原町2-9-1	14,384	9,589	9,589
31	ひばりが丘中学校	ひばりが丘3-2-42	6,426	4,284	4,284
32	田無第三中学校	西原町3-4-1	9,494	6,329	6,329
33	青嵐中学校	北町2-13-17	8,510	5,673	5,673
34	柳沢中学校	柳沢3-8-22	7,602	5,068	5,068
35	田無第四中学校	向台町2-14-9	7,400	4,933	4,933
36	明保中学校	東町1-1-24	5,720	3,813	3,813
37	向台公園	向台町2-5	7,080	2,360	2,360
38	西原自然公園	西原町4-5	20,013	6,671	6,671
39	谷戸イチョウ公園	谷戸町2-12	4,137	1,379	1,379
40	谷戸せせらぎ公園	谷戸町1-22	7,810	2,603	2,603
41	芝久保調節池	芝久保町1-18	8,969	2,989	2,989
42	向台調節池	向台町5-4	29,388	29,388	29,388
43	泉小わくわく公園	泉町3-6	5,157	1,719	1,719
合計(43箇所)			525,346	407,528	407,528

※有効面積は全体が運動場の場合1/1、施設的な公園の場合1/3、学校グラウンドの場合2/3とした。収容人員は有効面積に対し、1人当たり1㎡で算定した。

イ 広域避難場所

市長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき広域避難場所を指定する。

(ア) 広域避難場所とは、大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。

(イ) 広域避難場所は、広域避難場所敷地内の建物などを除き、震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して、算定した利用可能な避難空間を、原則として1人当たり1㎡確保する。

避難広場及び広域避難場所の周辺には、避難者の安全を確保するため、消防署との協議により防火水槽等の整備を図っていく。

＜広域避難場所＞

(令和6年1月現在)

番号	施設名	所在地	避難場所面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)
1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	緑町 1-1-1	192,844	128,562	128,562
2	東京大学大学院農学生命科学研究科附属田無演習林	緑町 1-1-8	83,300	8,371	8,371
3	西東京いこいの森公園	緑町 3-2	44,183	29,455	29,455
4	都立小金井公園	向台町 6-4	34,358	22,905	22,905
5	文理台公園	東町 1-4	16,671	16,671	16,671
6	都立東伏見公園	東伏見 1	26,800	17,866	17,866
合計 (6箇所)			388,392	217,321	217,321

※有効面積は全体が広場等の場合 1/1、一部に施設等がある場合 2/3 とした。収容人員は有効面積に対し、1人当たり 1㎡で算定した。

(2) 避難所の指定及び整備【危機管理課、教育委員会】

市長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき避難所を指定する。

ア 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校等)とする。

イ 避難所で受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3㎡当たり 2人とする。

避難所建物は耐震診断・耐震補強工事等を順次実施し、耐震性及び安全性を確保するとともに、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

ウ 避難所が不足する場合に備え、都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用など、避難所等の確保に努める。

また、新たな感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、ホテルや旅館等の活用等も検討するよう努める。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

<避難所>

(令和6年1月現在)

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

番号	施設名	所在地	収容人数(人)
1	田無小学校	田無町4-5-21	1,558
2	保谷小学校	保谷町1-3-35	966
3	保谷第一小学校	下保谷1-4-4	987
4	保谷第二小学校	柳沢4-2-11	1,053
5	谷戸小学校	緑町3-1-1	949
6	東伏見小学校	東伏見6-1-28	966
7	中原小学校	ひばりが丘2-6-25	1,532
8	向台小学校	向台町2-1-1	1,133
9	碧山小学校	中町5-11-4	975
10	芝久保小学校	芝久保町3-7-1	864
11	栄小学校	栄町2-10-9	1,060
12	谷戸第二小学校	谷戸町1-17-27	1,042
13	東小学校	東町6-2-33	1,024
14	柳沢小学校	南町2-12-37	1,041
15	上向台小学校	向台町6-7-28	1,315
16	本町小学校	保谷町1-14-23	840
17	住吉小学校	住吉町5-2-1	838
18	けやき小学校	芝久保町5-7-1	1,483
19	田無第一中学校	南町6-9-37	1,166
20	保谷中学校	保谷町1-17-4	1,377
21	田無第二中学校	北原町2-9-1	959
22	ひばりが丘中学校	ひばりが丘3-2-42	1,515
23	田無第三中学校	西原町3-4-1	978
24	青嵐中学校	北町2-13-17	1,742
25	柳沢中学校	柳沢3-8-22	970
26	田無第四中学校	向台町2-14-9	1,063
27	明保中学校	東町1-1-24	1,005
28	東京都立田無高等学校	向台町5-4-34	995
29	東京都立保谷高等学校	住吉町5-8-23	986
30	東京都立田無 <u>工科</u> 高等学校	向台町1-9-1	920
31	武蔵野大学	新町1-1-20	1,985
32	日本文華学園	西原町4-5-85	168
合計(32箇所)			35,455

※有効面積は小・中学校は体育館と普通教室面積、高校は体育館面積、その他の施設は延べ面積の1/3とした。収容人員は有効面積に対し、3.3㎡当たり2人で算定した。

(3) 福祉避難所の指定【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、**幼児教育・保育課、子ども家庭支援センター**】

一般の避難所で生活することが困難な要配慮者、乳幼児又は妊婦に対し、必要なサービスを提供するため、社会福祉施設や保育園等を福祉避難所として指定する。福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造及びバリアフリーの建物等を利用する。

なお、福祉避難所は、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、また、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するものであり、二次的に開設されるものとする。

＜福祉避難所＞

(令和6年4月現在)

番号	施設名	所在地
1	田無総合福祉センター	田無町 5-5-12
2	谷戸高齢者在宅サービスセンター※1	谷戸町 3-23-8
3	保谷障害者福祉センター	保谷町 1-6-20
4	老人憩いの家「おあしす」	南町 3-18-40
5	東京都立田無特別支援学校	南町 5-15-5
6	住吉会館（ルピナス）	住吉町 6-15-6
7	下保谷福祉会館	下保谷 4-3-20
8	新町福祉会館	新町 5-2-7
9	富士町福祉会館	富士町 6-6-13
10	ひばりが丘福祉会館	ひばりが丘 2-8-27
11	田無保育園	緑町 1-2-26
12	そよかぜ保育園	ひばりが丘 3-1-25
13	はこべら保育園	富士町 1-7-2
14	向台保育園	南町 3-23-1
15	西原保育園	芝久保町 5-4-2
16	社会福祉法人たつの子の会 西東京みどり保育園	緑町 2-15-12
17	芝久保保育園	芝久保町 1-14-32
18	すみよし保育園	住吉町 3-14-14
19	なかまち保育園	中町 4-4-16
20	ひがし保育園	東町 2-4-13
21	社会福祉法人至誠学舎東京 しもほうや保育園	下保谷 3-8-15
22	やぎさわ保育園	柳沢 5-8-2
23	けやき保育園	西原町 4-5-96

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

番号	施設名	所在地
24	<u>社会福祉法人ナオミの会ほうやちょう保育園</u>	保谷町 3-13-1
25	ひばりが丘保育園	ひばりが丘 2-3-5
26	<u>社会福祉法人青柳保育会東伏見えにしだ保育園</u>	東伏見 2-11-11
27	こまどり保育園	下保谷 2-4-2
28	高齢者センター「きらら」	富士町 1-7-69
29	障害者総合支援センター「フレンドリー」	田無町 4-17-14
合計(29箇所)		

※1 令和6年9月30日で事業終了予定

(4) 避難所等の使用に関する他の区市との調整【危機管理課】

被害状況に応じて他の区市の避難所等を相互利用するため、自治体間の調整に努める。

(5) 避難所等の周知【危機管理課】

避難所等へ標識板を設置するとともに、市ホームページなどにより市民に周知を行う。避難所等の災害種別や避難広場と避難所の役割が違うこと、福祉避難所は受入対象者が特定されていることなどについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 市

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として指定緊急避難場所を指定する。指定緊急避難場所は、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす場所を定める。

また、災害の危険性があり避難した市民等や、災害により家に戻れなくなった市民等を滞在させるための施設を指定避難所として指定する。

市は、広域避難場所・避難広場を指定緊急避難場所に、避難所・福祉避難所を指定避難所に位置づける。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努めるものとする。

3 避難所等の管理運営体制の整備等	市、都、教育委員会、各施設管理者
--------------------------	------------------

(1) 避難所管理運営マニュアルの作成【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、幼児教育・保育課、教育委員会、子ども家庭支援センター、市民】

避難所運営協議会等は、避難所・福祉避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、「避難所管理運営マニュアル」等を作成する。

「避難所管理運営マニュアル」の作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

感染症流行時においては、「西東京市避難施設・管理運営ガイドライン別冊（感染症流行時版）」に基づき感染拡大防止を図る。

(2) アクションカードの作成【危機管理課、教育委員会、市民】

避難所運営協議会と市は、発災時に避難所の開設を円滑に進めるため、各校において避難所開設にかかわるアクションカードを作成し、適宜修正する。

(3) 避難所における資器材等の整備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、健康課、幼児教育・保育課、教育委員会、子ども家庭支援センター】

避難所等における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、モバイル用蓄電池、無線等の通信機器、ブルーシート、医薬品、衛生用品等のほか、空調、簡易ベッド、洋式トイレなど要配慮者のニーズや感染症対策にも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性のある製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努める。

また、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るとともに、再生可能エネルギーやEVの活用を含め、必要に応じて避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集し易い環境を構築するため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やW i - F i アクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。

災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。

(4) 多様な視点への配慮【危機管理課、教育委員会、避難所管理者】

避難所の運営において、女性の参画を推進するとともに、年齢や性別、障害の有無等、多様な視点に配慮する。物資の配布方法、避難所における安全

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営体制を整備する。

(5) 避難所におけるボランティア受入体制の整備【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、市社会福祉協議会】

避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。

(6) 福祉関連のボランティア派遣体制の整備【危機管理課、地域共生課、生活福祉課】

市災害ボランティアセンターと連携し、福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。

(7) 衛生管理担当者・防火担当責任者の設置準備【危機管理課、各施設管理者】

避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。

また、避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。

(8) 避難所等の環境衛生の確保【環境保全課、危機管理課】

都が編成した「環境衛生指導班」は、市に対し避難所等における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導を行う。

(9) 避難所における飼育動物の受入体制の整備【環境保全課】

都・市獣医師会等と連携し、飼育動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

また、必要に応じ、避難所における飼育動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、平時から市獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(10) 車中泊者発生抑制に向けた取組【危機管理課】

東京都震災対策条例により、車両での避難は禁止されている。そのため、発災時の混乱防止に向け、ホームページやSNS、其他媒体等で、あらかじめ市民に普及啓発し意識の醸成に努める。

【普及啓発の内容】

- ① 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- ② 緊急輸送道路以外の市区町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
- ③ 都内の大規模な公園等のオープンスペースは発災時の用途が定められていること
- ④ 過去の災害においても、車中泊等によりエコノミークラス症候群等の健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること

(11) 仮設トイレ等に関するマニュアル作成【危機管理課、ごみ減量推進課】

仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを各避難所に用意する。

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章 避難者対策	
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

第3節 要配慮者対策

予 防 対 策

1 要配慮者等の安全確保対策の推進 市、都、警察署、消防署

- (1) 地域における安全体制の確保【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、協働コミュニティ課、地域共生課、警察署、消防署、市社会福祉協議会】
- ア 市は、要配慮者の安全確保のため、近隣市民の協力体制づくりを推進する。また、消防署は、西東京消防署住宅防火防災対策推進協議会等において、災害時における安全確保対策を推進する。
- イ ささえあいネットワーク、ほっとするまちネットワークシステムや地域協力ネットワーク等、複数のネットワークを活用し、住民同士の支え合いの意識を強化する。
- ウ 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断及び住まいの防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。
- エ 「地震から命を守る7つの問いかけ」における「要配慮者」に係る知識を普及し、共助体制の構築に取り組む。
- オ 救急直接通報等を活用して、対象者の情報収集及び安全確保を図る。
- カ 警察署は、要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（田無パートナーシップ）づくりを推進する。
- キ 社会福祉施設等の被災に備え、自治会・町内会・防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。
- ク 社会福祉施設等の被災に備え、施設入居者の受入れ等、施設間の相互応援の共助体制づくりを推進する。

- (2) 避難行動要支援者及び災害時要援護者の名簿作成【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、市民課】
- 災害時の安否確認や避難支援を行うための体制を整備するため、避難行動要支援者及び災害時要援護者の名簿を作成する。名簿作成においては、デジタル技術を活用した体制強化に努める。

ア 名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者

(災害対策基本法第49条の10、

西東京市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例、西東京市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則)

市内に居住し、次のいずれかに該当する者（施設入所者及び長期入院患者を除く。）

- ・介護保険の要介護度3以上の認定を受けている者
- ・身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の等級にある者
視覚障害：1級又は2級
聴覚障害：2級
肢体不自由：1級又は2級
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ・愛の手帳1度又は療育手帳Aを所持する者

市長は、避難について特に支援が必要な市民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成する。また、名簿を活用した安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難所の活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。

災害時要援護者

(西東京市災害時要援護者登録制度実施要綱)

市内に在住し、避難行動要支援者に該当しない者で、次のいずれかに該当する者（施設入所者及び長期入院患者を除く。）

- ・65歳以上の高齢者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する者
- ・介護保険の要介護の認定を受けている者
- ・身体障害者手帳を交付された者
- ・精神障害者保健福祉手帳を交付された者
- ・愛の手帳を交付された者又は療育手帳を交付された者
- ・難病（国及び都の難病等医療費助成認定）の患者
- ・その他支援を希望する者又は支援者等が必要と認める者で市長が認めた者

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ア) 避難行動要支援者

市は、要介護認定情報、各種障害者手帳台帳や障害支援区分情報により、避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報を抽出し、全対象者をリスト化する。

(イ) 災害時要援護者

高齢者・障害のある方など、災害時に自ら及び家族の支援のみでは安全に避難活動等ができない災害時要援護者について、手上げ方式と同意方式により、名簿を作成する。

ウ 名簿の更新に関する事項

要介護認定情報、各種障害者手帳台帳や障害支援区分情報、住民基本台帳の情報を基に毎年加除更新する。

また、避難行動要支援者の転入があった場合も、その都度名簿に登録する。死亡や転出で不要になった個人情報は速やかに削除・更新する。

エ 避難支援等関係者

市、警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び福祉関係事業所、自治会・町内会・防災市民組織等の話し合い等であらかじめ避難行動要支援者に対する災害発生時の安否確認等を行う体制を図り、支援者自身の不在や被災も考慮し、努めて複数の支援者を決めておく。

オ 名簿の提供及び情報漏えいの防止措置

市は、名簿提供者を警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会・町内会・防災市民組織に限定し、名簿の管理・運用に関する協定を締結する。

また、電子情報で保管する名簿は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠可能な保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。なお、紙媒体による名簿は、毎年更新するものとする。

カ 円滑に避難するための体制整備

避難支援等関係者や親族等の協力により、避難行動要支援者の個別訪問及び避難支援を得られるよう体制を整備する。

また、避難支援等関係者との連絡・連携体制の構築を推進する。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、自己の安全確保を優先させた上で、日頃から各自で行える防災対策を実施し、災害に備えるものとする。

また、避難行動要支援者や災害時要援護者に対して、避難支援等関係者

自らが被災した場合などは、避難支援が行えない場合があることを伝えておくものとする。

(3) 避難行動要支援者個別**避難**計画の作成【危機管理課、高齢者支援課、**障害福祉課**】

「避難行動要支援者個別**避難**計画」を作成し、安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難所の活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。

(4) 社会福祉施設等との連携【危機管理課、各課、都（**福祉局**）、警察署、消防署】

ア 要配慮者が避難を余儀なくされた場合、社会福祉法人等が管理する施設の一部を、要配慮者を対象とした福祉避難所として利用する協定の締結を推進する。

イ 施設の自衛消防隊等による防災行動力の向上や、事業所、自治会・町内会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するよう促進を図る。

ウ 市総合防災訓練に際し、社会福祉施設における訓練項目を設け、都、警察署及び消防署と連携し地域市民等の協力による避難活動や初期消火訓練等の実施に努める。

(5) 災害時におけるサービス確保【危機管理課、健康課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子ども家庭支援センター、幼児教育・保育課、児童青少年課、都（**福祉局及び保健医療局**）、市内

医療機関】

ア 透析患者や在宅難病患者等への対応として、都と協力し医療体制の強化に努める。

イ 健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制及びメンタルヘルスケア体制の整備を図る。

ウ 要配慮者が避難所等で必要となる生活用品等を計画的に備蓄するとともに、福祉機器を確保するため、協定先を拡充するなど、調達先等について更に検討する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

2 外国人の支援対策	市、都、消防署
-------------------	---------

(1) 防災情報の提供【危機管理課、文化振興課】

ア 外国人に対し、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るため、震災に関する多言語版の防災パンフレットを作成、配布する。

イ NPO法人等と連携したシステムづくり、防災訓練、避難所看板の多言語表記等を計画的に実施する。

ウ 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。

エ NPO法人等と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。

(2) 多言語による災害広報【秘書広報課、文化振興課】

多言語による災害広報を行うシステム及び体制を確立し、NPO法人等と連携した情報配信訓練を定期的実施する。

(3) 各種防災関連行事や訓練参加の呼びかけ【危機管理課、消防署】

外国人に対し、多言語での情報入手が可能な「東京都防災アプリ」のダウンロード促進とホームページや印刷物による防火防災知識の普及を図る。

外国籍市民に対しては、各種防災関連行事や訓練への参加を呼びかけ、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図る。

また、外国籍市民に対する専門訓練等の実施を計画する。

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 食料及び生活必需品等

予 防 対 策

1 食料及び生活必需品等の確保 市

(1) 食料及び生活必需品等の備蓄・調達【危機管理課】

ア 食料の備蓄目標は、想定避難所避難者数の2日分(約2万7千人×6食)及び想定帰宅困難者数の1食分(約8千5百人×1食)とする。

また、弁当、おにぎりなど加工食品、野菜等の調達体制を整備する。

イ 毛布、カーペット等の備蓄を進めるとともに、生活必需品等の調達計画をあらかじめ定め、大規模小売店やスーパーなど生活必需品に関する協定締結を進める。毛布、カーペットについては、洗浄・リパック等により、状態の保全や保管方法の改善を図る。

ウ 懐中電灯(電池を含む)、モバイル充電器、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、災害用トイレ等の備蓄を推進する。

エ 物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等が必要になることを考慮し検討を行う。

オ マスク、消毒液、簡易ベッド、屋内テント、パーテーション等、各種感染症対策物資の備蓄に努める。

カ 各家庭における備蓄品の確保について啓発を行う。

キ 事業所における物資の確保について周知を行う。

ク 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

(2) 多様なニーズへの対応【危機管理課】

要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。特に、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

2 備蓄倉庫の整備・<u>保全</u>及び輸送拠点の整備	市
-------------------------------------	---

(1) 備蓄倉庫の整備・保全【危機管理課】

食料、生活必需品等の備蓄物資を迅速に供給するため小・中学校及び公園等に備蓄倉庫を設置し、分散備蓄を進める。広域的な物資輸送道路に面した地域、人口集中地域等の地域特性を考慮した整備・保全を行う。

(2) 地域内輸送拠点【危機管理課、生活文化スポーツ部】

避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都福祉局に報告する。

(3) 緊急物資・支援物資の集積場所 (広域輸送基地)【危機管理課、生活文化スポーツ部】

市は、調達した緊急物資、又は都や他自治体等からの支援物資を集積する場所を保谷庁舎駐車場とし、運営の円滑化を図るため、物資輸送車両の待機場所の確保も進める。

(4) 民間事業者の活用【危機管理課、生活文化スポーツ部】

食料、生活必需品等の緊急物資・支援物資を迅速に供給するため、民間事業者と緊急物資・支援物資の管理、輸送の方法についての協定締結を検討し、民間事業者の知識、技能の活用を図る。

第2節 飲料水及び生活用水

予 防 対 策

1 飲料水の供給対策	市、都
------------	-----

(1) 給水資器材の整備【危機管理課】

ペットボトル飲料水の備蓄、給水拠点における給水に必要な資器材及び給水車・給水タンク・簡易貯水槽・ポリタンク等運搬用給水機材を平時より整備することで、速やかに給水できるようにする。

(2) 応急給水の準備【危機管理課、都（水道局）】

市や防災市民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、給水拠点として、3箇所（西東京栄町配水所、保谷町給水所、芝久保給水所）が指定されている。給水拠点では、常設給水栓や仮設給水栓、応急給水用資器材等が整備されている。これら給水拠点について、市民への周知に努める。

(3) 給水に関する訓練【下水道課、用地課、危機管理課】

災害時の給水について、西東京市水友会との連携体制を確立し、平時から連絡方法の確認及び合同訓練を実施する。

2 生活用水の供給対策	市
-------------	---

(1) 生活用水の確保【危機管理課】

事業所及び家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平時から水の汲み置き等による生活用水の確保について啓発を行う。

(2) 震災用井戸等の指定【危機管理課】

受水槽を有する事業所等に対しては災害対策用受水槽協定の締結を進める。また、「震災用井戸」の指定及び水質検査を継続し、生活用水確保・給水活動の具体的な対策を定める。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第3節 物資の輸送

予 防 対 策

1 輸送体制の整備

市

(1) 地域内輸送拠点（再掲）【危機管理課、生活文化スポーツ部】

避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都福祉局に報告する。

(2) 輸送ルートを選定【危機管理課、生活文化スポーツ部】

地域内輸送拠点から各避難所等への輸送ルートについて、あらかじめ選定しておく。

(3) 民間事業者の活用（再掲）【危機管理課、生活文化スポーツ部】

食料、生活必需品等の緊急物資・支援物資を迅速に供給するため、民間事業者と緊急物資・支援物資の管理、輸送の方法についての協定締結を検討し、民間事業者のノウハウの活用を図る。

2 輸送車両の確保

市

(1) 災害時の車両調達について【総務課、危機管理課】

協定に基づき、事前に東京都トラック協会、民間物流事業者等との連携体制を構築する。

(2) 車両燃料の確保【総務課、危機管理課】

車両燃料の確保を図るため、関係業者との間に、災害時における車両燃料の優先供給協定を締結する等の措置を講ずる。

(3) 災害応急対策に要する緊急通行車両等について【総務課、危機管理課】

警察署を窓口として東京都公安委員会に対し、緊急通行車両であることの確認を受け、標章等の交付を受ける。

第4節 燃料対策

予 防 対 策

1 燃料の確保

市

総務課及び危機管理課は、石油関連団体等と「大規模災害時における石油料の安定供給に関する協定」等の協定締結を推進するとともに、平時から受注機会の維持などに配慮するよう努める。

平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制及び優先供給先(災害対応車両、自家発電施設、地域包括支援センター、高齢者配食サービス事業所、公設通所介護事業所、障害者送迎業務の事業所等)の決定、燃料輸送用タンクの確保など実効ある体制の構築を図る。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第10章 放射性物質対策

予 防 対 策

1 情報伝達体制の整備

市

原子力災害による市内への放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

2 市民への情報提供等

市、都、教育委員会

(1) 情報提供体制の整備【危機管理課】

関係機関との役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。

(2) 原子力防災知識の普及・啓発等【都、教育委員会】

防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、難病患者、外国人、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮する。

都及び市の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

3 放射線等使用施設の安全化（再掲）

国

放射線同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施により震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講ずる。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第11章 市民の生活の早期再建

第1節 住宅対策

予 防 対 策

1 応急仮設住宅建設のための準備 市

- (1) 応急仮設住宅建設用地の選定【住宅課、みどり公園課、スポーツ振興課、公共施設マネジメント課、都市計画課、建築指導課、危機管理課】
住宅課は、みどり公園課・スポーツ振興課・公共施設マネジメント課・都市計画課・建築指導課・危機管理課と調整の上、応急仮設住宅建設予定地について、接道及び用地、ライフラインの整備状況、広域避難場所などの利用の有無等を考慮し、選定しておく。また、都の求めに応じて年1回報告する。

第2節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理

予 防 対 策

1 災害廃棄物処理計画等の策定 市

大規模災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、交通の断絶等に伴い、平時と同じ収集・運搬・処理・処分では対応が困難である。そのため、ごみ減量推進課は、大規模災害においても円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう災害廃棄物処理計画及び災害発生時のごみ処理マニュアルを策定し、事前に十分な対策を講ずる。

2 トイレの確保及びし尿処理 市

- (1) トイレの備蓄・整備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、幼児教育・保育課、子ども家庭支援センター、教育企画課】

ア 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。

イ 要配慮者の利用を想定し、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に基づき、車いす使用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共有トイレ等の設置など、強固な構造や防犯性、利用者の利便性、バリアフリー化に配慮する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(2) マンホールの整備【施設を管理する課】

発災から3日間程度は、し尿収集車による収集や運搬が困難な状況が予想されることから、避難所などにおいて災害用トイレが設置可能なマンホールの整備に努める。

(3) 災害用トイレの普及啓発【危機管理課】

ア 災害用トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ市民に周知し、知識の普及啓発に努める。

イ 簡易トイレの備蓄の必要性を周知し、各家庭における備蓄の推進を行う。

ウ 各機関は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

3 ごみ処理	市、都
--------	-----

(1) 窓口の設置【環境保全課、ごみ減量推進課】

災害時のごみ処理に関する窓口設置のための態勢を整備する。

(2) 資器材等の整備【ごみ減量推進課】

所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や、不足が想定されるマンパワーや資器材に対する備えを検証、確保する。

(3) ごみ処理体制の構築【ごみ減量推進課、都（環境局）】

都環境局と協力して、処理機能の確保策に関して災害廃棄物処理計画に示すなどの見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進する。

4 災害廃棄物処理	市、都建設事務所、市社会福祉協議会、 関係機関
-----------	----------------------------

(1) 仮置場候補地の指定【ごみ減量推進課、都市計画課、総務課、

みどり公園課、スポーツ振興課、危機管理課、都建設事務所】

ごみ減量推進課は、関係各課と調整の上、仮置場候補地について、接道及び用地、周囲の状況等を考慮し、災害廃棄物処理計画において定める。

(2) 資器材等の整備【ごみ減量推進課】

所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や、不足が想定されるマンパワーや資器材に対する備えを検証、確保する。

(3) 災害廃棄物処理に関するマニュアルの作成【ごみ減量推進課】

災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害廃棄物処理に関する手順等をマニュアルに定めるとともに、国や都の動向等を踏まえ随時修正する。

(4) 撤去に係る連絡体制の構築【ごみ減量推進課、市社会福祉協議会、
関係機関】

市社会福祉協議会、関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第3節 教育・保育の安全対策

予 防 対 策

1 学校の予防対策

学校長、教育委員会

(1) 施設の整備【教育委員会】

施設の耐震化を推進するとともに、教職員及び児童・生徒用の食料・生活必需品等の備蓄を推進する。

(2) 発災時の対応準備【学校長、教育委員会】

発災時に素早い対応ができるよう、「西東京市立学校災害時対応マニュアル」の習熟に努めるとともに、防災訓練等を実施する。

(3) 保護者への児童・生徒等の引渡し準備【学校長、教育委員会】

メールでの配信やSNS・安全・安心いーなメール・伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童・生徒等の保護者への引渡しの準備を行う。引渡しに当たっては、時間がかかっても保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことを保護者に周知する。

2 保育園・児童館・学童クラブ等の予防対策

市、保育園・児童館・学童クラブ

(1) 施設の整備【保育園・児童館・学童クラブ】

施設の耐震化を推進するとともに、職員及び児童・乳幼児用の食料・生活必需品等の備蓄を推進する。(カセットコンロ等ライフライン停止時のお湯の確保、乳幼児用品の確保、トイレトーパー・ティッシュペーパー、災害用トイレの備蓄など)

(2) 発災時の対応準備【保育園・児童館・学童クラブ】

発災時に素早い対応ができるよう、防災訓練等を実施する。

(3) 保護者への児童・生徒等の引渡し準備【**幼児教育・保育課**】

メール又は伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童・生徒等の保護者への引渡しの準備を行う。引渡しに当たっては、時間がかかっても保護者と連絡がとれるまで各施設に留め置くことを保護者に周知する。児童館においては、主に児童の安全の確保を行う。

(4) 幼稚園への支援【**幼児教育・保育課**】

備蓄や防災訓練について、必要に応じて情報提供を行う。

第4節 災害救助法等

予 防 対 策

1 災害救助法等	市長、市
----------	------

(1) 災害救助法の適用準備【市長、危機管理課】

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を都知事に直ちに報告しなければならないことから、職員は適用基準を十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

(2) 激甚災害法の適用準備【市長、危機管理課】

市長は、大規模災害が発生した場合は、都知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は手続き等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

(3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備【危機管理課】

救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が必要となる。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

第5節 被災者の生活再建対策

予 防 対 策

1 生活再建のための事前準備	市、消防署
----------------	-------

(1) 罹災証明書の事前準備【市民課、市民税課、資産税課、危機管理課、消防署】

都が作成するガイドラインに基づき、被災者生活再建支援業務に係るシステムを活用した住家被害認定調査の手法や、罹災証明書交付体制等の庁内体制を整備するなど、都と連携しながら、デジタル技術を活用した業務迅速化を進めていく。併せて、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて職員研修及び定期的な訓練を実施する。関係各課は、罹災証明書交付の基準をあらかじめ理解しておくとともに、市民へも基準や写真の撮影による証拠保存方法を周知する。

市は、消防署と協定締結や事前協議等を行い、罹災証明書交付に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。また、被災者生活再建支援業務に係るシステムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

向けた準備や資器材の確保を行う。

住家被害認定調査における調査対象や被害区分等については、市と都総務局とで調整を行う。

(2) 被災者生活再建支援金の支給体制整備【地域共生課、生活福祉課】

被災者生活再建支援金の受付体制を整備し、迅速化を図る。

(3) 義援金の配分事務の準備【地域共生課、生活福祉課】

義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にする。

(4) 被害調査の実施の必要性・実施時期の周知【危機管理課】

市は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。

第3部 災害応急・復旧計画

第1章 初動態勢

第1節 災害活動体制

応急対策

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 （ 市 災 害 対 策 本 部 ）	○震災非常配備態勢の発令 ○災害対策本部（夜間・休日等は初動本部）の設置 ○職員の参集・安否確認 ○情報収集				
	○現地災害対策本部の設置 ○関係機関への周知 ○市内被害状況の把握・分析 ○市民への災害対策本部設置の広報 ○審議・会議の開催（適宜） ○広報活動の実施 ○都への応援要請				
	＜＜配備態勢＞＞ ○情報連絡態勢の確立（災害対策本部設置の前段階）				
都 （ 都 災 害 対 策 本 部 ）	○本部の設置 ○情報収集 ○非常配備態勢の発令 ○指定要員等の参集 ○本部員の参集開始 ○一般職員の参集開始				
	○第1回本部審議（以後、適宜開催） ○警察災害派遣隊の派遣要請 ○緊急消防援助隊への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○報道発表（以後、適宜発表） ○本部派遣員の参集 ○本部連絡員調整会議（以後、適宜開催） ○他県等への応援要請 ○災害救助法の事前連絡→適用				

第1部 総則

- 第1章 計画の方針
- 第2章 基本的責務等
- 第3章 市の概況
- 第4章 被害想定
- 第5章 減災目標
- 第6章 調査・研究

第2部 災害予防

- 第1章 防災力向上
- 第2章 安全な都市
- 第3章 交通・ライフライン
- 第4章 応急対応力
- 第5章 情報通信
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物資備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 生活再建
- 第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

- 第2章 情報通信
- 第3章 防災活動
- 第4章 二次災害
- 第5章 警備・交通
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物流備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 ごみ・し尿等
- 第12章 ライフライン
- 第13章 公共施設等
- 第14章 応急生活
- 第15章 災害救助法
- 第16章 震災復興
- 第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

1 災害対策本部の設置	全班
--------------------	----

(1) 災害対策本部の設置【全班】

- ア 勤務時間内については、市長は、市の地域に地震等による災害が発生した場合、又は発生のおそれがあり、震災非常配備態勢を発令する必要があると認めた場合、災害対策活動の推進を図るために災害対策本部を設置する。
- イ 災害対策本部が設置される前における災害応急対策の実施については、災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。
- ウ 災害対策本部を構成する部の部長の職にある者は、災害対策本部を設置する必要があると認めた場合、危機管理担当部長に災害対策本部の設置を要請することができる。
- エ 危機管理担当部長は、災害対策本部設置の要請があった場合、その他災害対策本部を設置する必要があると認めた場合、災害対策本部の設置を市長に要請する。

【災害対策本部の設置基準】

次の基準のうち、1つ以上を満たす場合

- ① 市域で震度6弱以上の地震が発生したとき
- ② 市域に災害が発生した場合、又は発生のおそれがあり、震災非常配備態勢を発令する必要があると市長が認めたとき
- ③ その他の状況により市長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部設置場所【全班】

災害対策本部は、原則として防災センターに設置する。

(3) 災害対策本部の廃止【本部長（市長）】

災害対策本部長（以下「本部長（市長）」という。）は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

(4) 災害対策本部の設置・廃止の通知と公表【危機管理班】

危機管理担当部長は、災害対策本部を設置（又は廃止）したとき、直ちにその旨を次に掲げる者に通知・公表する。所属長は通知を受けたとき、所属職員に対し周知徹底する。

【通知・公表先】

- ① 災害対策副本部長（以下「副本部長（副市長、教育長）」という。）
- ② 災害対策本部員（市長の事務部局に属する部長、教育委員会に属する部長、会計管理者、議会事務局長及び本部長（市長）が指名した市の職員）（以下「本部員」という。）

- ③ 都知事（総務局災害対策本部）
- ④ 警察署長、消防署長、消防団長、近隣区市長、各防災関係機関
- ⑤ 本部長（市長）が必要と認めた団体、市民、報道機関

また、災害対策本部が設置された場合、防災センター1階入口、及び災害対策本部室内の2箇所に「西東京市災害対策本部」の標示を掲出する。

2 初動本部の設置（勤務時間外）	全班
-------------------------	----

(1) 初動本部の設置【全班】

- ア 夜間休日等の勤務時間外に市域で震度6弱以上の地震が発生した場合等、初動本部の設置基準に基づき初動本部を自動設置する。
- イ 初動本部の態勢及び災害応急対策の実施については、「7 職員の活動態勢」に基づくものとする。

- 【初動本部の設置基準】**
- 勤務時間外（夜間・休日等）において、次の基準のうち、1つ以上を満たす場合
- ① 市域で震度6弱以上の地震が発生したとき
 - ② その他の状況により市長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部への移行【全班】

市長が災害対策本部を設置する必要があると認めた場合、初動本部を災害対策本部に移行し、災害応急対策を実施する。

なお、災害対策本部への移行は、職員参集の状況も勘案して判断する。

(3) 初動本部の廃止【全班】

市長は、初動本部が災害対策本部に移行した場合、又は市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、初動本部を廃止する。

3 災害対策本部の組織	全班
--------------------	----

- (1) 災害対策本部は、災害対策本部長室（以下「本部長室」という。）、チーム、部及び班で構成する。チームにはチーム長、部には部長、班には班長を置くとともに、本部長室及び部に属すべき災害対策本部の職員は、本部長（市長）が別に定める。
- (2) 震災発生時の初動において参集職員が少なく班体制がとれない場合は、部体制で対応するものとし、市民の生命、安全の確保のため災害対策本部に情報管理、指揮命令を一本化し、職員の総力を持って災害応急対策を実施する。

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章 初動態勢	
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

4 災害対策本部の運営	全班
-------------	----

庁内各チーム、部及び班は、関係者間はもとより、各対策チーム、部及び班と相互に連携し、各種対策を適切に実施する。

また、医療救護活動、物資の調達や搬送、道路やライフラインの復旧等の様々な応急活動を一体となり実施するため、必要に応じて災害対策本部の下に、各部、防災関係機関、関係団体、事業者等で構成された組織を設置することができる。

(1) 本部長室の開設【危機管理班】

危機管理担当部長は、災害対策本部の設置後、直ちに本部長室を開設するために必要な措置をとる。本部長室開設後は、危機管理担当部長が運営を統括する。

本部長室は、原則として防災センター5階災害対策本部室に設置する。ただし、防災センターの被害が甚大で設置が不可能な場合は、①審議進行に係る十分な面積があること、②通信設備及び代替電力（発電機等）の確保が容易であること、③車両進入が容易であることなどを選定基準として、適切な設置場所を検討し、本部長（市長）が決定する。

(2) 本部長室の構成及び内容

本部長室は、次の者をもって組織する。

- | |
|-----------------|
| ① 本部長（市長） |
| ② 副本部長（副市長、教育長） |
| ③ 本部員 |

また、本部長室は、次のことについて災害対策本部の基本方針を審議策定する。

- | |
|----------------------------------|
| ① 災害対策の総合的な調整に関すること。 |
| ② 震災非常配備態勢の解除及び災害対策本部の廃止に関すること。 |
| ③ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 |
| ④ 避難情報の発令及び解除に関すること。 |
| ⑤ 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。 |
| ⑥ 都、他の市区町村又は公共機関等に対する応援要請に関すること。 |
| ⑦ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 |
| ⑧ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 |
| ⑨ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。 |

(3) 本部長（市長）の職務

ア 本部長（市長）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部の職員を指揮監督する。

- イ 本部長（市長）は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるとき、副本部長（副市長、教育長）及び本部員を招集する。
- ウ 本部長（市長）は、特に必要があると認められるとき、本部長室構成員以外の市職員のうちから、本部長室への出席を指名することができる。

(4) 本部長（市長）の職務代理の指定

- ア 第1順位 副本部長（副市長）
- イ 第2順位 副本部長（教育長）
- ウ 第3順位 危機管理担当部長
- エ 第4順位 本部員の中の筆頭者

(5) 副本部長（副市長、教育長）の職務

副本部長（副市長、教育長）は、本部長（市長）を補佐し、本部長（市長）に事故があるとき、又は本部長（市長）が欠けたときは、その職務を代行する。

(6) 各部長及び本部員等の職務

- ア 本部員は、本部長（市長）の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- イ 本部員は、本部長（市長）の命を受け、本部長室において市の災害対策に関する重要事項の審議等を行う。
- ウ 部長は、本部長（市長）の命を受け、部の事務を掌理する。
- エ 部長は、その所管事項に関して本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに付議しなければならない。
- オ 部長及び本部員は、次の事項について、速やかに本部長（市長）に報告する。
 - (ア) 調査把握した被害状況等
 - (イ) 実施した応急措置の概要
 - (ウ) 今後実施しようとする応急措置の内容
 - (エ) 本部長（市長）から特に指示された事項
 - (オ) その他必要と認められる事項
- カ チーム長は、本部長（市長）の命を受け、チーム内各部長と相互に連携し、チーム内対策について調整する。
- キ 班長は部長の命を受け、班の事務を掌理する。
- ク 各部、班の職員は、部長、班長の命を受け、部、班の事務に従事する。

(7) 危機管理班の職務【危機管理班】

危機管理班は、本部長（市長）の命を受け、各防災関係機関と総合調整するほか、次に掲げる事務を行う。

- ア 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。
- イ 災害対策本部の職員の動員に関すること。
- ウ 災害対策本部における通信施設の保全に関すること。

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章 初動態勢	
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

- エ 防災関係機関との連絡に関すること。
- オ 災害対策本部の運営及び本部長室の庶務に関すること。
- (8) 調整班の職務【調整班】
- 調整班は、次に掲げる事務を行う。
- ア 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整に関すること。
- イ 被災状況等の情報収集、分析及び各部との連絡調整、ライフライン事業者との連絡に関すること。
- ウ 各部の情報の統括整理、各部にまたがる事務及び各部では調整が困難な事項についての総合調整に関すること。
- (9) 災害対策本部会議
- ア 本部長（市長）は、対策の基本方針や重要対策等を決定する必要がある場合、副本部長（副市長、教育長）及び本部員が出席する災害対策本部会議を開催し、対処方針等を決定する。
- イ 災害対策本部会議は、本部長（市長）が開催の必要を認めた場合に開催するほか、副本部長（副市長、教育長）、又は本部員が会議の開催を必要と認めた場合、本部長（市長）に対して災害対策本部会議の開催を求めることができる。
- ウ 本部員は協働し、必要な情報を災害対策本部会議に報告し、本部長（市長）の判断を仰ぐ。
- エ 本部長（市長）は、人命の救助、都市機能の維持等、急を要する即時対応案件について迅速な措置をとる必要がある場合で災害対策本部会議を開催するいとまが無い時は、副本部長（副市長・教育長）及び関係する本部員が出席する会議を開催し、対処方針等を決定することができる。
- (10) 部内・班会議の開催
- 本部長（市長）の方針を徹底させる場合のほか、次のような場合には必要により部内会議又は班会議を開催する。
- ア 災害対策本部会議の決定事項について、各班長にまで徹底すべき事項がある場合
- イ 災害対策本部会議の決定事項について、部内又は班内で調整する必要がある場合
- ウ 対応職員が不足し、部体制で対応する場合
- エ その他各部長又は班長が必要と認めた場合
- (11) 災害対策本部と報道機関との連絡【広報班】
- 災害対策本部の報道機関に対する発表は、原則として事前に定めた会議室等（市記者室）で行う。

(12) 災害対策本部の連絡体制【危機管理班】

災害対策本部の通信の運用管理は、危機管理担当部長が統括し、危機管理課長が補佐する。各部長は、災害対策本部が設置されたとき、直ちに通信連絡体制の確保を図らなければならない。

5 現地災害対策本部の運営	市
---------------	---

(1) 現地災害対策本部の設置【危機管理班】

被害が局地的であるなどの災害の状況等を判断し、必要に応じて災害現場又は市が所管する施設等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(2) 現地本部の構成

現地本部は次の者をもって構成する。

- ア 現地災害対策本部長
- イ 現地災害対策副本部長
- ウ 現地災害対策本部員

(3) 現地本部の分掌事務

- ア 被害及び復旧状況の情報分析に関すること。
- イ 関係機関との連絡調整に関すること。
- ウ 現場職員の役割分担及び調整に関すること。
- エ 防災関係機関等への応援要請についての意見具申に関すること。
- オ 本部長（市長）の指示による応急対策の推進に関すること。
- カ 各種相談業務の実施に関すること。
- キ その他、緊急を要する応急対策の実施に関すること。

(4) 現地本部の廃止【本部長（市長）】

本部長（市長）は、当該地域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は現地本部による災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき、現地本部を廃止する。

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章 初動態勢	
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

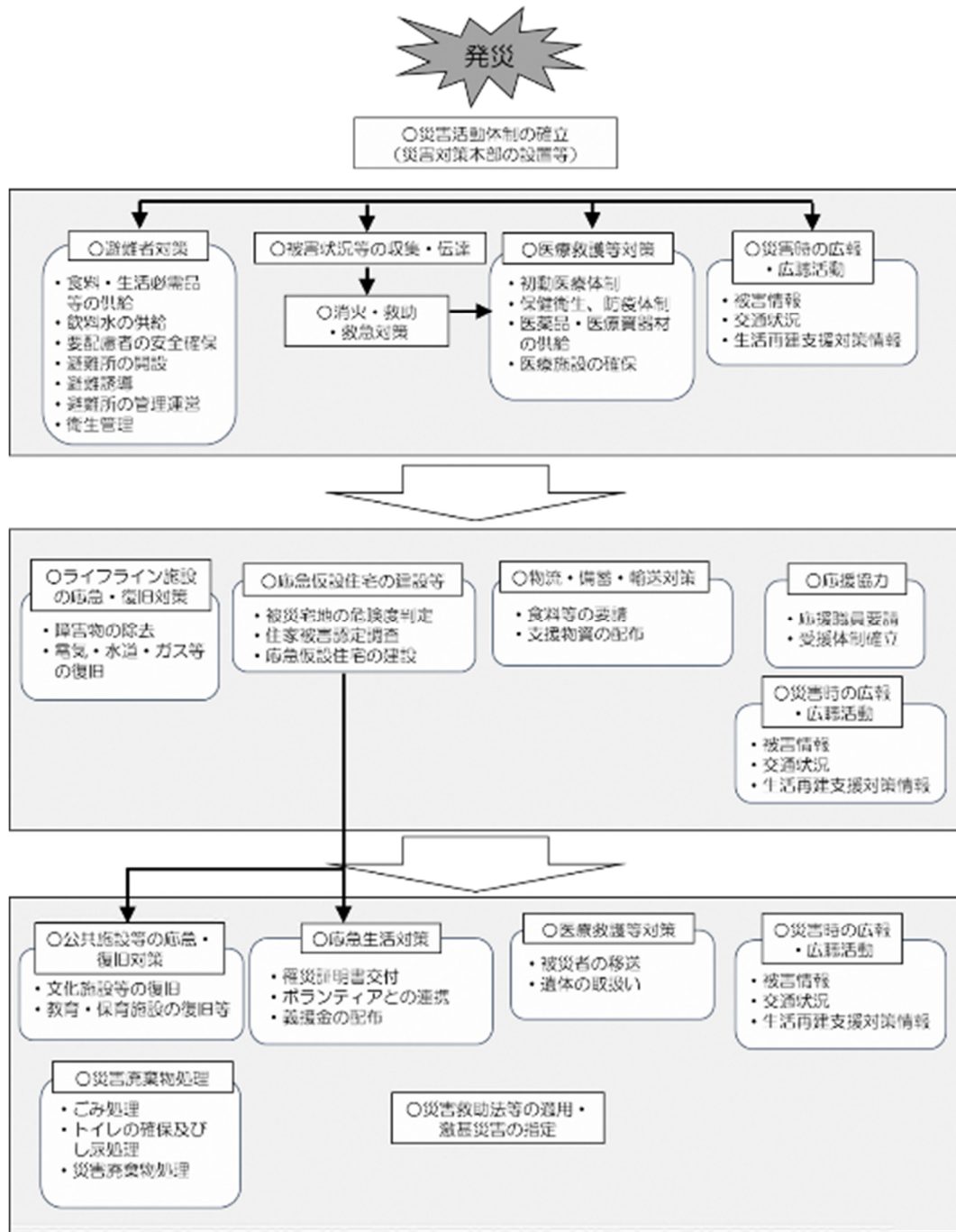
第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

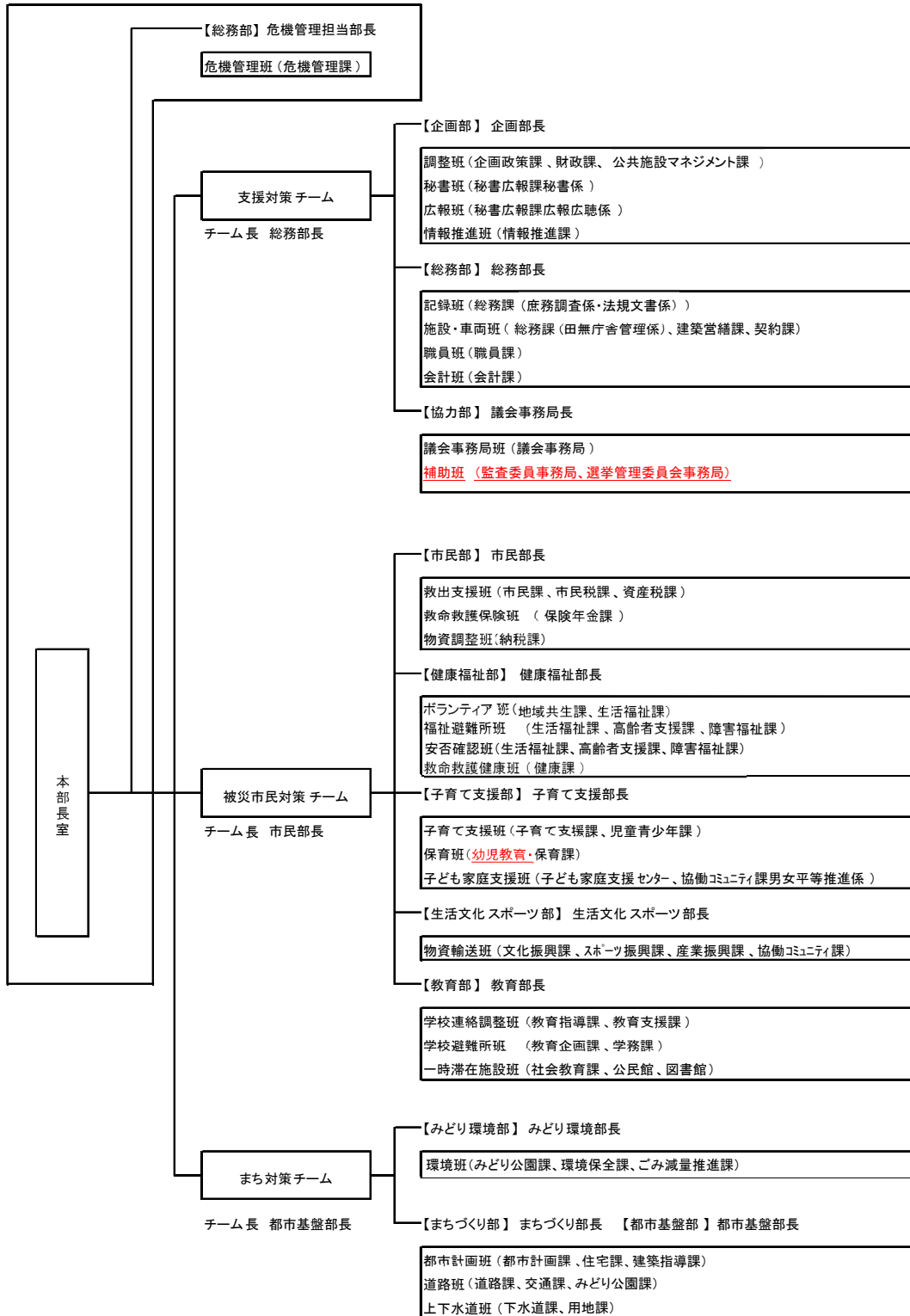
【発災後の大きな活動の流れ】



6 市の防災業務の事務分掌 全職員

市の防災業務に係る組織体系と事務分掌は次のとおりである。

(1) 組織体系図【全職員】



第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

(2) 事務分掌【全職員】

【役割：本部の運営・統括、本部長室の補佐に関すること】

部	班	分掌業務	平時の課名
総務部 危機管理課 【危機管理担当部長】	危機管理班 【班長】 危機管理課 長	1 災害活動の総括及び統制	危機管理課
		2 震災非常配備態勢の指示伝達	
		3 本部長室の庶務及び審議事項に必要な業務	
		4 避難情報の発令に関すること	
		5 災害に関する通信情報の総括整理	
		6 防災関連通信機器設備の総括及び統制	
		7 防災関係機関(防災市民組織含む。)との連絡調整及び応援要請	
		8 現地本部の設置	
		9 都防災会議及び市防災会議に関すること	
		10 消防団の出動及びこれに必要な業務	
		11 他班に属さない協力団体等との連絡調整	
		12 災害救助法の適用申請及びこれに必要な業務	
		13 本部長(市長)の災害に関する特命事項	

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

支援対策チーム

【役割：本部の運営や防災関係機関との連携等全体の統括】

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
支援対策チーム【チーム長 総務部長】	企画部【企画部長】	調整班 【班長】 企画政策課長	1 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整 2 被災状況等の情報収集、分析及びこれに必要な業務 3 ライフライン事業者との連絡 4 各部の情報の総括整理に関すること 5 危機管理班の応援に関すること 6 災害対策予算及び資金に関すること 7 義援金の受領に関すること 8 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行うこと <u>9 部内他班の応援に関すること</u> 10 部内他班の所管に属しない事務に関すること	企画政策課 財政課 公共施設マネジメント課
		秘書班 【班長】 秘書広報課長	本部長（市長）及び副本部長（副市長）の秘書に関すること	秘書広報課 秘書係
		広報班 【班長】 広報広聴担当課長	1 災害情報の広報及び広聴に関すること 2 報道機関との連絡及び災害情報の発表に関すること 3 災害に関する情報収集 4 市民相談の窓口 <u>5 部内他班への応援に関すること</u>	秘書広報課 広報広聴係
		情報推進班 【班長】 情報推進課長	1 重要データの保全に関すること 2 情報システムの復旧に関すること 3 部内他班への応援に関すること	情報推進課

第1部 総則

第1章 計画の方針

- 第2章 基本的責務等
- 第3章 市の概況
- 第4章 被害想定
- 第5章 減災目標
- 第6章 調査・研究

第2部 災害予防

- 第1章 防災力向上
- 第2章 安全な都市
- 第3章 交通・ライフライン
- 第4章 応急対応力
- 第5章 情報通信
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策

- 第9章 物資備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 生活再建
- 第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

- 第2章 情報通信
- 第3章 防災活動
- 第4章 二次災害
- 第5章 警備・交通
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

- 第10章 放射性物質
- 第11章 ごみ・し尿等
- 第12章 ライフライン
- 第13章 公共施設等
- 第14章 応急生活
- 第15章 災害救助法
- 第16章 震災復興
- 第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第3部 災害応急・復旧計画：第1章 初動態勢
 第1節 災害活動体制

第1部 総則	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名			
第1章 計画の方針	支援対策チーム【チーム長 総務部長】	総務部【総務部長】	記録班 【班長】 法規文書担当課長	1 会議録、災害の記録作成に関する こと	総務課 (庶務調査 係・法規文 書係)			
第2章 基本的責務等				2 広報班との連携及び支援に関す ること				
第3章 市の概況				3 他班の所管に属しない事務に関 すること				
第4章 被害想定			施設・車両班 【班長】 総務課長	総務課 (田無庁舎 管理係)	1 庁舎利用者の避難、救護及び安全 措置	建築営繕課 契約課		
第5章 減災目標					2 庁用車両の管理、配車、燃料の確 保及びこれに必要な業務			
第6章 調査・研究					3 輸送車両の調達、配車及びこれに 必要な業務			
第2部 災害予防					4 緊急通行車両申請事務及びこれ に必要な業務			
第1章 防災力向上					5 市施設・設備の被害状況調査(応 急危険度判定の実施を含む。)整備 及び復旧に関すること			
第2章 安全な都市					6 野外収容施設及び応急仮設住宅 の建設に関すること			
第3章 交通・ライフライン					7 災害対策用資材購入等に係る契 約に関すること			
第4章 被害想定					8 他の部班への応援に関すること			
第5章 減災目標					職員班 【班長】 職員課長		職員課	1 職員の参集状況管理に関するこ と
第6章 調査・研究								2 職員の安否確認
第3部 応急復旧								3 人員の配置・調整・健康管理等職 員の人的な管理に関すること
第1章 初動態勢								4 職員の服務、給与及び公務災害に 関すること
第2章 情報通信			5 災害対策従事者の寝食等の支援 に関すること					
第3章 防災活動			6 他の部班への応援に関すること					
第4章 二次災害	会計班 【班長】 会計課長	会計課	1 災害対策に必要な現金出納に関 すること					
第5章 警備・交通			2 その他会計に関する必要な業務					
第6章 医療救護			3 他の部班への応援に関すること					
第7章 帰宅困難者	第4部 火山噴火							
第8章 避難者対策								
第9章 物流備蓄等								
第10章 放射性物質								
第11章 ごみ・し尿等								
第12章 ライフライン								
第13章 公共施設等								
第14章 応急生活								
第15章 災害救助法								
第16章 震災復興								
第17章 南海トラフ								

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
支援対策チーム 【チーム長 総務部長】	協力部 【議会事務局長】	議会事務局班 【班長】 議会事務局次長	1 市議会及び市議会議員との連絡調整及びこれに必要な業務 2 人員不足の各部・班の補助	議会事務局
		補助班 【班長】 監査委員事務局長	人員不足の各部・班の補助	監査委員事務局 <u>選挙管理委員会事務局</u>

第1部 総則

- 第1章 計画の方針
- 第2章 基本的責務等
- 第3章 市の概況
- 第4章 被害想定
- 第5章 減災目標
- 第6章 調査・研究

第2部 災害予防

- 第1章 防災力向上
- 第2章 安全な都市
- 第3章 交通・ライフライン
- 第4章 応急対応力
- 第5章 情報通信
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物資備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 生活再建
- 第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

- 第2章 情報通信
- 第3章 防災活動
- 第4章 二次災害
- 第5章 警備・交通
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物流備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 ごみ・し尿等
- 第12章 ライフライン
- 第13章 公共施設等
- 第14章 応急生活
- 第15章 災害救助法
- 第16章 震災復興
- 第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

被災市民対策チーム

【役割：避難所の開設や食料確保など被災市民対策】

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム 【チーム長】 市民部長	市民部 【市民部長】	救出支援班 【班長】 市民課長	1 被災市民対策の総合調整及び他班に属しない事務 2 遺体収容場所の設置及びこれに必要な業務 3 遺体搬送及びこれに必要な業務 4 埋火葬許可の発行などの諸手続 5 行方不明者の捜索の連絡調整に関すること 6 要救助者の救出救助の連絡調整に関すること 7 被災状況の調査、住家被害認定に関すること 8 被災者の市税の減免に関すること 9 罹災証明の交付に関すること 10 応急危険度判定の応援に関すること 11 他の部班への応援に関すること 12 部内他班の所管に属しない事務に関すること	市民課 市民税課 資産税課
		救命救護保険班 【班長】 保険年金課長	1 救命救護健康班への応援に関すること 2 被災者の国民健康保険料に関すること 3 被災者の後期高齢者医療保険料に関すること 4 他の部班への応援に関すること	保険年金課
		物資調整班 【班長】 納税課長	1 備蓄食料等の輸送配分及びこれに必要な業務 2 食料及び生活必需品等の調達・供給に関すること 3 被災者の市税等の徴収及び納付期限の延長に関すること 4 他の部班への応援に関すること	納税課

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	ボランティア班 【班長】 地域共生課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの受入れ及びこれに必要な業務 2 市社会福祉協議会等との連絡調整に関する事 3 ボランティアセンターの運営に関する事 4 義援金の配布に関する事 5 弔慰金、見舞金及び被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付に関する事 6 部内他班の所管に属しない事務に関する事 	<p>地域共生課</p> <p>生活福祉課</p>
		福祉避難所班 【班長】 高齢者支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管福祉避難所の開設、運営及び管理に関する事 3 避難所収容者の要介護者に対する介護に関する事 4 要介護（要支援）認定者の避難、救護に関する事 5 介護サービス等提供事業者との連絡調整に関する事 6 要配慮者に対する避難、救護に関する事 7 その他被災者の避難、救護に関する事 8 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 9 部内他班への応援に関する事 	<p>生活福祉課</p> <p>高齢者支援課</p> <p>障害福祉課</p>

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第3部 災害応急・復旧計画：第1章 初動態勢
 第1節 災害活動体制

第1部 総則	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
第1章 計画の方針 第2章 基本的責務等 第3章 市の概況 第4章 被害想定 第5章 減災目標 第6章 調査・研究	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	安否確認班 【班長】 障害福祉課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の 安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 要配慮者の安否確認、保護、避難及 び救護等の総合調整に関すること 4 市内社会福祉施設の被害調査、集 約 5 要配慮者の安否に関する相談 6 要介護（要支援）認定者の避難、救 護に関すること 7 介護サービス等提供事業者との連 絡調整に関すること 8 その他、被災者の避難、救護に関す ること 9 避難所収容者の要介護者に対する 介護に関すること 10 所管施設・設備の点検、整備及び復 旧 11 身元不明遺体に関すること 12 部内他班への応援に関すること	生活福祉課 高齢者支援 課 障害福祉課
第2部 災害予防 第1章 防災力向上 第2章 安全な都市 第3章 交通・ライフライン 第4章 応急対応力 第5章 情報通信 第6章 医療救護 第7章 帰宅困難者 第8章 避難者対策 第9章 物資備蓄等 第10章 放射性物質 第11章 生活再建 第12章 噴火降灰対策			救命救護健康 班 【班長】 健康課長	1 災害時医療及び防疫に関すること 2 医療機関等との連絡調整及び医師 等派遣要請に関すること 3 医療救護所の設置管理及びこれに 必要な業務 4 医薬品等の調達、輸送及び運搬に 関すること 5 所管施設利用者の避難、救護等の 安全措置に関すること 6 所管施設の点検、整備及び復旧 7 その他保健衛生に関すること 8 部内他班への応援に関すること	健康課
第3部 応急復旧 第1章 初動態勢 第2章 情報通信 第3章 防災活動 第4章 二次災害 第5章 警備・交通 第6章 医療救護 第7章 帰宅困難者 第8章 避難者対策 第9章 物流備蓄等 第10章 放射性物質 第11章 ごみ・し尿等 第12章 ライフライン 第13章 公共施設等 第14章 応急生活 第15章 災害救助法 第16章 震災復興 第17章 南海トラフ					
第4部 火山噴火					

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	子育て支援部【子育て支援部長】	子育て支援班 【班長】 子育て支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務 4 安否確認班の支援に関すること 5 他の部班への応援に関すること 6 部内他班の所管に属しない事務に関すること 	子育て支援課 児童青少年課
		保育班 【班長】 <u>幼児教育・保育</u> 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務 4 所管福祉避難所の開設、運営及び管理に関すること 5 応急保育に関すること 6 市内私立<u>幼稚園・</u>保育園等との連絡 7 他の部班への応援に関すること 	<u>幼児教育・</u> 保育課
		子ども家庭支援班 【班長】 子ども家庭支援センター長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管福祉避難所の開設、運営及び管理に関すること 4 その他災害復旧に係る男女平等参画に関すること 5 他の部班への応援に関すること 	子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課男女平等推進係

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第3部 災害応急・復旧計画：第1章 初動態勢
 第1節 災害活動体制

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	生活文化スポーツ部【生活文化スポーツ部長】	物資輸送班【班長】文化振興課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置	文化振興課
			2 物資輸送の総合調整に関すること	スポーツ振興課
			3 輸送拠点・集積場、輸送ルートの確保に関すること	産業振興課
			4 輸送手段の確保	
			5 災害対策用資器材の搬送	
			6 所管施設・設備の点検、整備及び復旧	協働コミュニティ課
			7 人の移送に関すること	
			8 外国人の救援及び救護に関すること	
			9 公衆浴場に関すること	
			10 自治会・町内会、NPO法人、市民活動団体等との連絡調整	
			11 他の部班への応援に関すること	

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	教育部【教育部長】	学校連絡調整班 【班長】 教育指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校との連絡調整に関すること 2 児童・生徒等の安全確保、救護に関すること 3 教職員の安否確認に関すること 4 教職員の非常配備態勢、勤務記録、服務等に関すること 5 教職員の寝食等の対応 6 学校避難所の開設、運営及び管理に関すること 7 都教育委員会との連絡調整 8 応急教育に関すること 9 教育相談に関すること 10 その他学校教育に関する業務 11 部内他班への応援に関すること 12 部内他班の所管に属しない事務に関すること 	教育指導課 教育支援課
		学校避難所班 【班長】 教育企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校避難所の開設、運営及び管理に関すること 2 避難者情報の収集、集約 3 避難者の対応及びこれに必要な業務 4 所管施設の点検、整備及び復旧 5 被災児童及び生徒の学用品の調達及び支給に関すること 6 部内他班への応援に関すること 	教育企画課 学務課
		一時滞在施設班 【班長】 社会教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 一時滞在施設の開設、運営及び管理に関すること 3 帰宅困難者情報の収集、集約 4 帰宅困難者の対応及びこれに必要な業務 5 所管施設の点検、整備及び復旧 6 部内他班への応援に関すること 	社会教育課 公民館 図書館

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

まち対策チーム【役割：交通・下水道の復旧など都市対策】

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
まち対策チーム【チーム長 都市基盤部長】	みどり環境部【みどり環境部長】	環境班【班長】 ごみ減量推進課長	1 市立小・中学校の校庭を除く避難 広場、広域避難場所に関する こと	みどり公園課
			2 災害廃棄物処理に係る調整に 関すること	環境保全課
			3 所管施設・設備の点検、整備 及び復旧	ごみ減量推進課
			4 ごみ、災害廃棄物、し尿等 の収集及び処理	
			5 被災地の清掃及び消毒に 関すること	
			6 防疫、毒劇物対策に 関すること	
			7 飼育動物の保護に 関すること	
			8 他の部班への応援に 関すること	

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
まち対策チーム【チーム長】 都市基盤部長	まちづくり部【まちづくり部長】 都市基盤部【都市基盤部長】	都市計画班 【班長】 都市計画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市対策の総合調整 2 災害復興に係る都市計画 3 危険箇所の緊急パトロール・対応 4 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定及びこれに必要な業務 5 住家被害認定の応援に関する事 6 市営住宅の点検、整備及び復旧に関する事 7 応急仮設住宅の建設、供給及び管理に関する事 8 その他被害復旧に係る建築関連工事 9 他の部班への応援に関する事 10 部内他班の所管に属しない事務に関する事 	都市計画課 住宅課 建築指導課
		道路班 【班長】 道路課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、公園等の被害調査、整備及び復旧 2 障害物除去及び応急復旧に関する事 3 応急災害対策資器材の備蓄及び調達に関する事 4 市建災防協会、建設事業者等に対する協力要請に関する事 5 その他災害復旧に係る土木関連工事 6 他の部班への応援に関する事 	道路課 交通課 みどり公園課

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第3部 災害応急・復旧計画：第1章 初動態勢
第1節 災害活動体制

第1部 総則	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
第1章 計画の方針	まち対策チーム【チーム長 都市基盤部長】	まちづくり部【まちづくり部長】	上下水道班【班長】 下水道課長	1 下水道施設・設備の点検、整備及び復旧	下水道課
第2章 基本的責務等				2 河川及び水路の応急復旧に関すること	用地課
第3章 市の概況				3 下水道工事事業者等に対する協力要請に関すること	
第4章 被害想定				4 水洗トイレ及びマンホールトイレの排水確認に関すること	
第5章 減災目標				5 溢水対策に関すること	
第6章 調査・研究				6 都下水道局との連絡調整	
第2部 災害予防				7 飲料水の確保及び応急給水活動の統制に関すること	
第1章 防災力向上				8 給水地域の被害状況調査	
第2章 安全な都市				9 西東京市水友会との連絡に関すること	
第3章 交通・ライフライン				10 飲料水に係る近隣市区町村への応援要請に関すること	
第4章 応急対応力				11 給水管理事務所との連絡調整に関すること	
第5章 情報通信				12 部内他班への応援に関すること	
第6章 医療救護					
第7章 帰宅困難者					
第8章 避難者対策					
第9章 物資備蓄等					
第10章 放射性物質					
第11章 生活再建					
第12章 噴火降灰対策					

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

【部・班の分掌事務における共通事項】

- ① 来庁者の安全確保、避難誘導及び負傷者の救護に関すること。
- ② 来庁者の動揺、パニック防止に関すること。
- ③ 所管施設の被害状況報告に関すること。
- ④ 職員の動員（被害含む。）報告に関すること。
- ⑤ 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること。
- ⑥ 本部長室の決定等に基づく指示、要請に従い、各部の応援に関すること。
- ⑦ 部・班関連の災害記録に関すること。
- ⑧ 所管施設の避難状況の取りまとめ及び報告に関すること。
- ⑨ 所管施設における市民の避難誘導・被災者救援活動に関すること。

7 職員の活動態勢	全職員
-----------	-----

市長は、市域で地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、以下の発令基準に基づき配備態勢等を発令し、災害対策組織を決定する。

なお、市長は状況に応じ臨機に態勢強化・変更を発令する。

(1) 発災時における配備態勢【全職員】

種類	発令基準	災害対策組織名	配備職員
情報連絡態勢	1 震度 5弱 の地震が発生したとき。 2 危機管理担当部長が必要と認めたとき。		危機管理課に所属する職員、状況により必要と思われる部の職員
震災非常配備態勢	1 震度 6弱 以上の地震が発生したとき。 2 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害対策本部 （勤務時間外は初動本部→災害対策本部）	全職員

(2) 情報連絡態勢【一部職員】

災害対策本部又は初動本部を設置する前の段階（震度 **5弱** の地震発生等）は、主に危機管理課により情報連絡態勢を確立する。

情報連絡態勢においては、都、防災関係機関等から地震に関する被害情報等を収集し、市長、副市長及び教育長に報告する。被害状況によっては市長に災害対策本部の設置を要請するとともに、被害情報等を本部員に連絡し、災害対策本部設置に備える。

(3) 震災非常配備態勢【全職員】

地震等の災害時は、初動段階での対応が、その後の防災対策の成否を左右することから、市域で震度 **6弱** 以上の地震が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、災害対策本部を設置し震災非常配備態勢をとる。

ただし、夜間・休日等の勤務時間外においては、職員の参集の遅れや、情報の混乱等により防災対策上の立ち遅れが懸念されることから、緊急初動態勢をとり、危機管理課に属する職員等により初動本部を設置する。その後、職員の参集状況等も勘案し、市長が災害対策本部を設置する必要があると認めた場合は、初動本部を災害対策本部に移行し、災害応急対策を実施する。

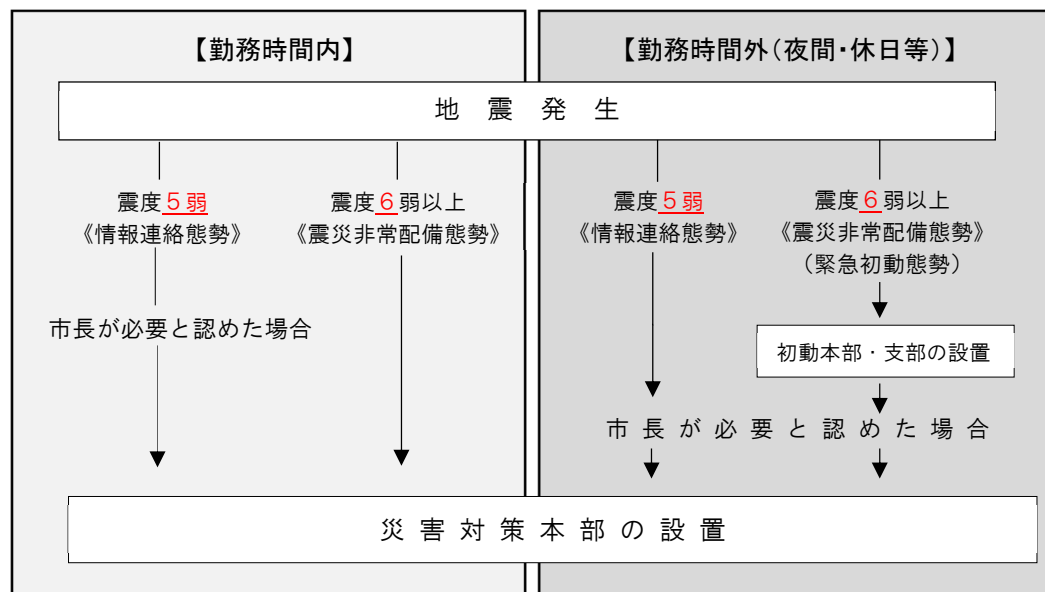
また、小・中学校を防災活動拠点として位置づけるとともに、発災後にその拠点に参集し初動活動に従事する初動要員を配置し、初動支部を編成する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

組織名	発令の時期	参集場所・配備職員	担当事項
初動本部	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたととき。	参集場所 防災センター 配備職員 1 危機管理担当部長 2 危機管理課に属する職員その他必要と思われる部の職員	1 緊急初動態勢及び初動本部の庶務 に関すること。 2 都及び防災関係機関との連絡に関すること。 3 初動支部との連絡に関すること。 4 初動支部への指揮に関すること。 5 災害対策本部設置の準備に関すること。 6 その他災害応急対策に必要なこと。
		参集場所 各小・中学校（27箇所） 配備職員 初動要員（小・中学校に各5名）	1 避難広場の解放及び維持のための活動 に関すること。 2 避難所開設及び運営支援のための活動 に関すること。 3 情報収集連絡活動に関すること。 4 初動本部との連絡に関すること。 5 その他市民の安全確保を図るために必要な活動に関すること。

【災害対策本部及び初動本部の関係】



8 職員の管理	市
---------	---

(1) 職員の配置調整【職員班】

職員班は、各班の参集状況及び業務量を把握し、職員の人員配置の調整を行う。

また、24時間継続して従事する必要がある業務を把握し、状況に応じて交代要員を確保する。不眠不休で対応している職員がいないよう注意するとともに、随時調整を行う。

(2) 職員の健康管理及び給食等【職員班、物資調整班、各班長】

職員班は、職員の健康管理、メンタルケア等に必要な措置を講じるとともに、各班長は、各班員の健康及び勤務状態を常に配慮し、調整等の措置が必要な場合は各班の部長を通じて災害対策本部に報告する。

また、職員班は、職員の参集状況等を把握し、職員用の食料及び飲料水を確保する。確保する際は、食料の調達を担当する物資調整班と調整を行うものとする。

9 職員の基本的責務	全職員
------------	-----

(1) 各部長及び班長の基本的責務【全職員】

各部長は、所属職員の非常招集の連絡方法等を定め、これを所属職員に周知徹底しておかなければならない。

また、各部長は、震災非常配備態勢の連絡を受けたとき直ちに災害状況に応じて以下の措置をとらなければならない。なお、各班長（課長）は、部長を補佐するとともに、部長に事故あるときはその職務を代行する。

ア 所属職員を掌握すること。

イ 職員に任務を指示して、所定の部署に配置すること。

(2) 職員の基本的責務【全職員】

全ての職員は、災害対策本部が設置（震災非常配備態勢が発令）された場合、次の事項を遵守しなければならない。

ア 災害に関する情報及び災害対策本部の指示に注意すること。

イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること。

ウ 正規の勤務時間が終了しても、班長又は所属長の指示があるまで退庁しないこと。

エ 勤務場所を離れる場合、班長又は所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。何らかの事情により直ちに参集できない場合でも、必ず災害対策本部又は班長若しくは所属長と連絡をとり、自分の状況及び安否を知らせること。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

- オ 情報連絡態勢または震災非常配備態勢が発令されたときは、業務に従事する配備職員は速やかに参集すること。
- カ 自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招くことにより、災害対策本部の活動に支障を来すことのないよう注意すること。
- キ 開庁時に地震が発生した際には、地震の揺れがおさまるまで自分の身の安全を確保した後、来庁者の安全確保に努めること。
- ク 災害活動時には、一目で市職員と分かるように、腕章等を携行すること。
- ケ 参集及び帰宅時等において、通常と異なる方法及び経路による場合は事前に班長又は所属長の許可を得ること。

10 復旧対応期の組織体制	全職員
----------------------	-----

震災初動期の緊急活動がおおむね終了し、避難生活継続への対応、災害廃棄物処理、ライフライン等の復旧へと活動の重点を移行する時期（おおむね3日後以降）を「復旧対応期」とし、諸活動を実施する。

復旧対応期においては、市民生活の支援、地域社会の早期復興に向けて職員配置をすることとし、初動期の緊急対応組織体制から平時の組織を基本とした体制へと移行していく。

なお、発災から通常業務に移行する間の業務の優先度は、西東京市事業継続計画（BCP）〈地震編〉に基づき実施する。

第2節 消火・救助・救急活動

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○避難情報の発令 ○避難広場への誘導 ○広域避難場所への誘導 ○避難所の開設・運営 ○福祉避難所の開設・運営 ○都に報告(他地区への移送要請等) ○隣接協定都市への避難者対応の要請 			
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○震災非常配備態勢の発令 ○職員の召集 ○消防活動の実施 ○救助・救出活動の実施 ○情報収集 			
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○出火防止の呼びかけ ○消防活動の実施 ○救助・救出活動の実施 ○情報収集 ○避難場所の防護、避難誘導の実施 ○災害時支援協力員への協力依頼 			
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○現場警備本部の設置 ○職員の参集 ○救助・救出活動の実施 ○警備活動の実施 ○防犯活動団体等への協力依頼 			

1 消火・救助・警備

消防署、消防団

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関・市民との連携など地域の総力をあげ、迅速な消火活動、人命救助・救出活動等を実施する。関係機関は、災害応急対策従事者の安全確保を図るよう、十分に配慮する。

第1部 総則

- 第1章 計画の方針
- 第2章 基本的責務等
- 第3章 市の概況
- 第4章 被害想定
- 第5章 減災目標
- 第6章 調査・研究

第2部 災害予防

- 第1章 防災力向上
- 第2章 安全な都市
- 第3章 交通・ライフライン
- 第4章 応急対応力
- 第5章 情報通信
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物資備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 生活再建
- 第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

- 第2章 情報通信
- 第3章 防災活動
- 第4章 二次災害
- 第5章 警備・交通
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物流備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 ごみ・し尿等
- 第12章 ライフライン
- 第13章 公共施設等
- 第14章 応急生活
- 第15章 災害救助法
- 第16章 震災復興
- 第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(1) 震災消防活動【消防署】

消防署は、次の活動態勢により消防活動を実施する。

ア 震災配備態勢等

消防署は、23区、多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合、又は当該地震による被害状況等により必要と認めるとき「震災第一非常配備態勢」を発令する。消防署は、所要の人員の招集を行うとともに、事前計画に基づく活動を開始する。

震度6弱以上の場合には、「震災第二非常配備態勢」を発令し、全消防職員を招集するとともに、事前計画に基づく活動を開始する。

イ 活動方針

消防署は活動に当たり、延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に行う。

また、警察署との連携及び重機等の活用により、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。

ウ 部隊の運用等

消防署は、地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により、所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。

また、地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。

エ 情報収集

消防署は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職員情報による早期災害情報システム等により積極的に災害情報収集を行う。

また、「震災情報収集システム」により、円滑な情報伝達、管理を行う。

オ 市災害対策本部への職員派遣

西東京市災害対策本部条例施行規則第6条に基づき、市長より職員の派遣要請があった場合は、消防署から災害対策本部に消防職員を派遣し、相互に知り得た災害についての情報共有を行う。

(2) 消防団の活動【消防団】

消防団は、分団受持区域内の市民と協力し出火防止、初期消火、救出・救

護等を実施する。

また、火災その他の災害に対しては現有装備を活用した消防活動に当たる。

ア 出火防止

発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火を呼びかける。

イ 情報収集活動

災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達を行う。

ウ 消火活動等

同時多発火災の拡大防止を図るとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動、避難道路防護活動、避難誘導活動及び道路障害排除等を消防署隊と連携して行う。

エ 救出・救護

救助器具等を活用し、市民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。

オ 避難場所での防護等

避難情報が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動、避難誘導を行う。

カ 災害時支援協力員への協力依頼

必要に応じて、災害時支援協力員への協力を依頼する。

2 救助・救出活動	消防署、消防団、警察署
------------------	-------------

消防署、消防団及び警察署との密接な連携の下に、迅速に人命救助・救出活動を実施する。

(1) 活動の方針【消防署、消防団】

消防署及び消防団は、警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出に当たる。特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携の下に行う。作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。警視庁、緊急消防援助隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章 初動態勢	
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

(2) 活動の要領【消防署、消防団】

消防署及び消防団は連携し、救助・救急資器材を活用して組織的で効果的かつ迅速な救助活動を実施するとともに、救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足が生じた場合は、市と関係事業者が締結している協定等に基づく迅速な調達を図る。

救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署（出張所）に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療機関、消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。

また、必要に応じ、東京DMAT（東京都災害派遣医療チーム）との連携を図る。傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージ（治療優先順位）に基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関への搬送に協力する。

なお、救助・救急活動職員は自身の安全を確保して作業を行う。

(3) 警察署の活動【警察署】

警察署は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。救出した負傷者は、重傷者の順に、速やかに医療救護班や医療機関に引き継ぐ。

また、救出救助活動に当たっては、装備資器材等を有効に活用する。活動に当たっては、防災関係機関と連携・協力し、救出救助の万全を期す。

3 地域との連携	警察署、消防署、消防団
----------	-------------

(1) 地域住民との連携による救助活動【警察署、消防署、消防団】

警察署、消防署及び消防団は、市民、防災市民組織、自治会・町内会等に、状況に応じて災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

4 警備活動	警察署
--------	-----

警察署は、市民等の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持の万全を期するため、次の警備活動を行う。

(1) 現場警備本部の設置【警察署】

大地震が発生した場合、警察署内に署長を長とする現場警備本部を設置し指揮体制を確立する。

(2) 警備態勢【警察署】

警備要員は、都（島部を除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合、自所属に参集する。

また、警察署は、必要な部隊を編成し、被害の実態の把握、交通規制、避難誘導、救出救助等の措置をとる。

(3) 任務【警察署】

大震災が発生した場合の警察の任務は、次のとおりとする。

- ア 被害実態の把握と各種情報の収集及び関連情報の発信
- イ 被災者の救出救助、避難誘導
- ウ 帰宅困難者対策
- エ 行方不明者の捜索及び調査
- オ 遺体の見分（検視）
- カ 交通規制、信号機滅灯対策等^①総合的な交通対策
- キ 複合災害に対する的確な対応
- ク 公共の安全と秩序の維持
- ケ その他必要と認められる措置

(4) 警備活動要領【警察署】

警察署は、あらかじめ定める警備実施計画に基づき、被害実態の把握、交通規制、救出救助等の措置をとる。

また、防犯活動団体や防災市民組織等、自治会・町内会に、地域の安全を維持するため、防犯パトロールへの協力を求める。

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

第3節 応援協力

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)			<ul style="list-style-type: none"> ○都への応援要請 ○他の市町村への応援要請 ○指定公共機関・民間団体等への協力要請 ○自衛隊に対する災害派遣要請 		○被災市町村への支援
都 (都災害対策本部)			<ul style="list-style-type: none"> ○警察災害派遣隊への派遣要請 ○緊急消防援助隊への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○他県等への応援要請 		

1 応援協力（受援）

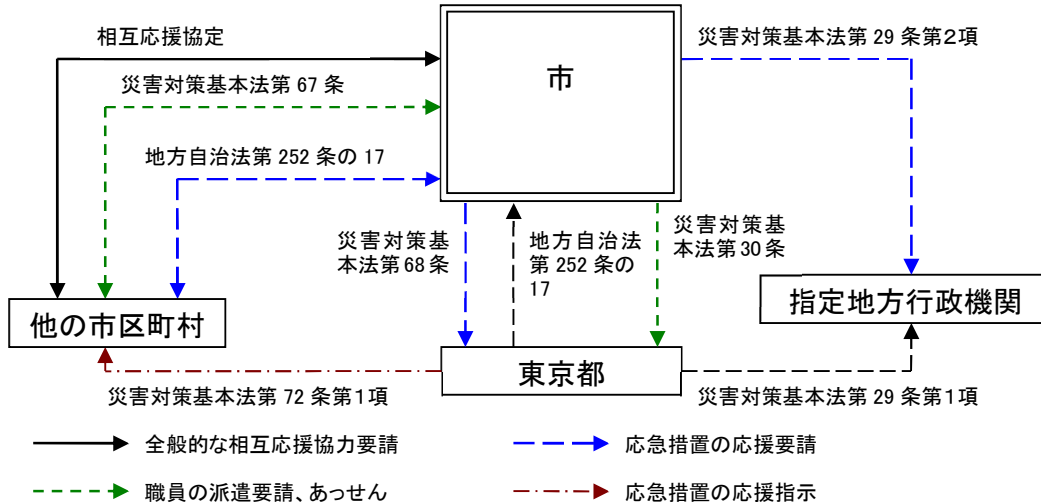
市

市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに都及び他市区町村並びに関係機関、自衛隊に対し応援を要請するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

(1) 行政機関との相互応援協力【危機管理班】

都への応援要請及び他市区町村との相互応援協力は、危機管理班が窓口となり、各部と連絡・調整の上、応援を受け入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



(2) 応急対策職員派遣制度による派遣要請【本部長（市長）、危機管理班】

応急対策職員派遣制度とは、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである。

市は、都に応援職員の派遣の必要性やその人数などのニーズ等を把握し、報告する。都は市からの要請を受け、総務省等へ把握した情報を提供する。

また、市は、被災し自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に都を通じて、総務省に対し、災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請することができる。

(3) 都への応援要請【本部長（市長）、危機管理班】

市単独では災害応急対策を的確に実施することができない場合には、都知事に対して応援又は応援のあつせんに要請する。

また、本部長（市長）は、災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を都知事に要請する。都本部（総務局総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。

【要請の概要】

- ① 災害の状況及び応援又は応援のあつせんに求める理由
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所、期間
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他必要な事項

第1部 総則

- 第1章 計画の方針
- 第2章 基本的責務等
- 第3章 市の概況
- 第4章 被害想定
- 第5章 減災目標
- 第6章 調査・研究

第2部 災害予防

- 第1章 防災力向上
- 第2章 安全な都市
- 第3章 交通・ライフライン
- 第4章 応急対応力
- 第5章 情報通信
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物資備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 生活再建
- 第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

- 第2章 情報通信
- 第3章 防災活動
- 第4章 二次災害
- 第5章 警備・交通
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物流備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 ごみ・し尿等
- 第12章 ライフライン
- 第13章 公共施設等
- 第14章 応急生活
- 第15章 災害救助法
- 第16章 震災復興
- 第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

【都への連絡先】

東京都災害対策本部事務局 東京都総務局	勤務時間内（直通）	勤務時間外
	03-5388-2455～8	03-5388-2459
		東京都防災行政無線番号70226～7

(4) 他の市区町村への応援要請【危機管理班】

他の市区町村に応援を要請する場合は、「災害時における相互応援に関する協定」等に基づき実施する。

ア 応援の要請

協定締結市区町村へは、応援の要旨を電話及びファクシミリ（都防災行政無線電話又は有線電話）等により伝え、事後速やかに、必要な文書を提出する。

【要請の概要】

- ① 災害の状況及び応援又は応援のあつせんを求める理由
- ② 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ③ 応援を必要とする場所、期間
- ④ 応援を必要とする活動内容
- ⑤ その他必要な事項

イ 隣接地域の緊急応援

協定締結市区町村は、隣接地域及び周辺部で地震が発生し、又は災害が発生するおそれがある時において、事態が緊急を要する場合は、応援要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため必要な応急措置について、相互に応援を行う。

※協定先は、資料編を参照

(5) 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請【危機管理班、職員班】

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資器材を確保する。

ア 指定公共機関・民間団体等への協力要請

指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

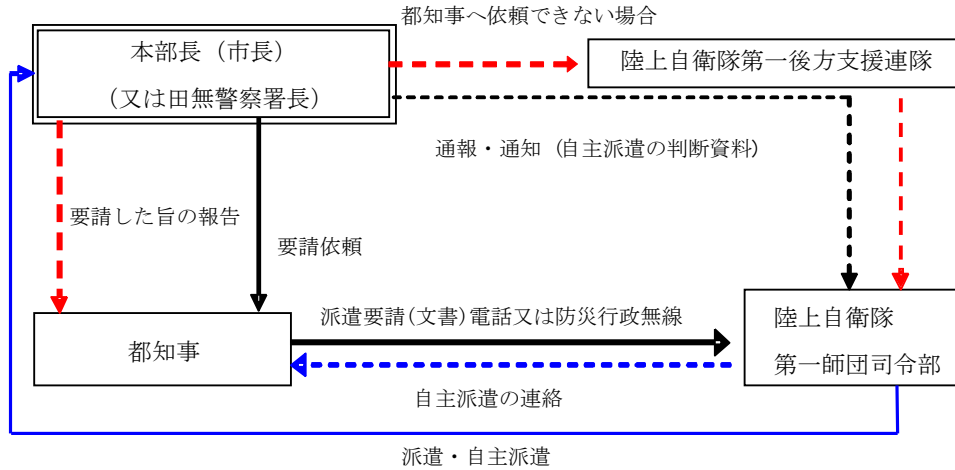
イ 受入れ人員の宿泊場所

受入れ人員の宿泊場所は、状況を勘案しながら職員班が適宜確保する。

(6) 自衛隊に対する災害派遣要請【本部長（市長）、危機管理班】

本部長(市長)は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、都知事に対し災害派遣要請を依頼する。派遣を要請した場合、自衛隊と被害情報等について連絡を図る。

【派遣要請系統図】



ア 災害派遣要請の手続き

本部長（市長）は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合に次の事項を明らかにして都知事（総務局総合防災部）宛てに派遣要請を行い、警察署長にも通知する。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する理由 ② 派遣を希望する期間
③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他参考となる事項

※患者輸送の場合、航空機の要請には次の事項を追加する。

患者の住所、氏名、性別、職業、疫病名、容体、患者の付添、医師の有無、収容先、気象状況、使用する緊急離着陸場（ヘリポート）

イ 緊急の場合の連絡先

通信の途絶等により都知事へ要請できない場合には、直接関係部隊に通報し、速やかに都知事に通知する。

部隊名等(駐屯地・基地名)		連絡先	
		時間内	時間外
陸上自衛隊	第一師団司令部 (練馬区北町4-1-1)	第3部防衛班03-3933-1161 都防災無線76611	師団司令部当直長 03-3933-1161 都防災無線76611
	第一后方支援連隊 (同上)	第3科長又は運用訓練幹部 03-3933-1161	部隊当直司令03-3933-1161
航空自衛隊	作戦システム運用隊 (福生市大字福生2552)	隊本部企画部 042-553-6611 都防災無線86491	横田基地当直 042-553-6611 都防災無線86491

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

ウ 災害派遣部隊の受入体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- ① 派遣された部隊が効率的に活動できるよう活動拠点、ヘリポート及び宿舍等を準備し、部隊へ通報する。
- ② 派遣部隊及び都との連絡職員を指名する。
- ③ 活動期間中は現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議して活動の推進を図る。
- ④ 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資器材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるよう努める。

【ヘリコプター緊急離着陸場】

施設名	着陸 展開面 (m)	適否		
		小型ヘリ	中型ヘリ	大型ヘリ
向台運動場	100×150	○	○	○
文理台公園	50×50	○	○	×
谷戸小学校	50×50	○	○	×
西東京いこいの森公園	100×50	○	○	×
保谷第一小学校	50×50	○	○	×
田無小学校	50×50	○	○	×
田無第一中学校	40×60	○	○	×
田無第四中学校	50×50	○	○	×
保谷中学校	50×50	○	○	×

エ 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退きなどが行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込みなどの水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる（消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 本部長（市長）、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊は本部長（市長）に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

2 応援協力（派遣）	市
-------------------	----------

市は、市域外において発生した大規模地震災害等に対して、災害対策基本法第67条及び自治体間の災害時応援協定又は人道上の配慮から、被災自治体に対して支援活動を実施する。

(1) 被災市区町村への支援【危機管理班、職員班】

市は、被災市区町村から応援を求められた場合、緊急性の高い応援措置について、拒否する正当な理由がない限り、応援を実施する。

なお、応援を行うに際しては、被災地のニーズを確認し、時間とともに変化するニーズに対応するものとする。

被災市区町村において応援に従事する者は、被災市区町村長の指揮の下に行動する。

また、市は長期間の被災地への応援に対応できるよう、職員の交代要員を確保するとともに、交代に際しては、業務の引継ぎを十分に行うものとする。さらに、被災自治体に応援に行く際には、自らの行動に必要な食料・水・生活必需品等を可能な限り準備して行くとともに、宿泊先の確保等を行う。

被災地への支援項目は以下のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 防災備蓄物資・資器材、その他の物資・資器材の供与及び貸与 ② 物資・資器材等の輸送 ③ 災害応急対策等に従事する職員の派遣 ④ 見舞金及び義援金等の支援 ⑤ 被災者が生活する上で必要な支援 ⑥ 市民からの支援物資・義援金等の募集及び受付 ⑦ 避難者の受入れ（広域一時滞在） ⑧ 被災地のニーズの確認 ⑨ その他必要な被災地等支援 |
|--|

第4節 防災活動拠点の確保

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	○応急活動拠点の調整要請 ○情報システムの復旧 →				

1 応急活動拠点の調整要請

市

危機管理班は、応急活動を効果的に実施するために必要なオープンスペースが不足する場合や、都管理のオープンスペースの利用が必要な場合は、利用要望を都災害対策本部に提出する。

2 システム復旧

市

情報推進班は、災害時に情報システムが停止した場合、以下の作業を行い、迅速に情報システムの復旧を行う。

- (1) ネットワーク通信機器や管理サーバなどの庁内ネットワークやデータセンター間の通信など、根幹部分の機器の復旧
- (2) インターネットなどの外部通信装置（ルーターなど）の復旧

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第2章 情報の収集・伝達

第1節 情報収集・伝達体制

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	○通信連絡態勢の確立 ○市地域防災行政無線の通信統制 ○被害情報等の収集・伝達				○被災者相談 窓口の設置
消防署・消防団			○被害情報等の収集・伝達		○広報の実施
警察署			○被害情報等の収集・伝達		○広報の実施
通信事業者			○電気通信設備の優先利用(電話・電報の優先利用) ○市民相互の情報連絡方法の周知		

1 通信体制の確立	市、通信事業者
-----------	---------

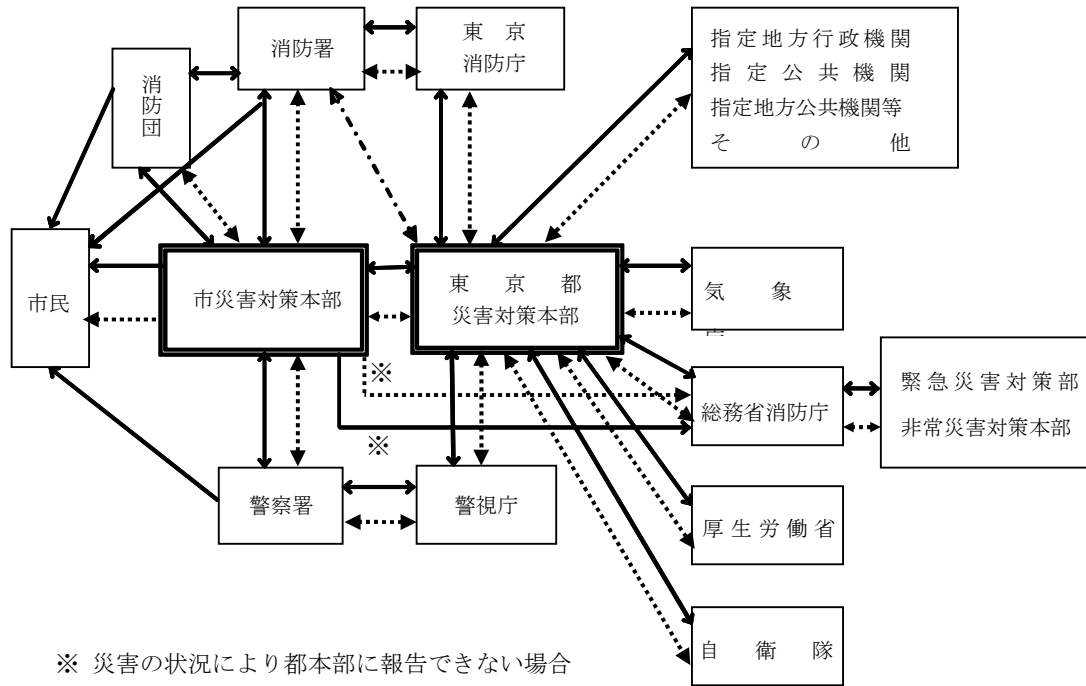
地震災害が発生した場合、市及び防災関係機関は、連携して被害状況を把握、伝達し、的確な応急対策を実施するとともに都に概括的報告をする。

また、この時点で、市において対応が困難な災害と判断した時は、速やかに応援要請を行う。

(1) 通信連絡系統【危機管理班】

震災時の通信連絡の系統図及び各防災関係機関の体制は、次のとおりとする。

【通信連絡の系統図】



※ 災害の状況により都本部に報告できない場合

凡 例

- 無線又は口頭
- 無 線
- . - . 非常通信ルール

第1部 総則

- 第1章 計画の方針
- 第2章 基本的責務等
- 第3章 市の概況
- 第4章 被害想定
- 第5章 減災目標
- 第6章 調査・研究

第2部 災害予防

- 第1章 防災力向上
- 第2章 安全な都市
- 第3章 交通・ライフライン
- 第4章 応急対応力
- 第5章 情報通信
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物資備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 生活再建
- 第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

- 第1章 初動態勢
- 第2章 情報通信
- 第3章 防災活動
- 第4章 二次災害
- 第5章 警備・交通
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物流備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 ごみ・し尿等
- 第12章 ライフライン
- 第13章 公共施設等
- 第14章 応急生活
- 第15章 災害救助法
- 第16章 震災復興
- 第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

【各防災関係機関の**体制**】

区分	内容
市	1 都が設置した防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。 2 災害の状況により都本部に報告することができない場合、国（総務省消防庁）に対し、直接情報連絡を行う。 3 市防災行政無線等を基幹に又はその他の手段の活用により、市各部（出先機関を含む。）、都及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間で通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 4 震災に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、警察署、消防署、ライフライン機関等の協力を求める。 5 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通信若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用する。
警察署	警察無線、警察電話及び市防災行政無線を活用し、管内交番、駐在所及び関連方面本部並びに各防災関係機関との情報連絡を行う。
消防署	消防・救急 デジタル 無線、消防電話、市防災行政無線及び各種の通信連絡手段を活用し、警防本部、方面本部、他の署隊本部、消防団、危機管理班及び防災関係機関と情報連絡を行う。 また、市及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。
その他の防災関係機関	それぞれの通信連絡系統の基、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。

(2) 通信連絡**体制**の確立【危機管理班、通信事業者】

市防災行政無線（地域防災系）を中心とした通信連絡**体制**を次のとおり確立する。

ア 災害対策本部設置前の通信連絡窓口

危機管理課が担当する。夜間・休日等の勤務時間外において、危機管理課職員が参集するまでは、**田無庁舎宿直室（総務課）**が担当する。

イ 災害対策本部設置後の通信連絡窓口

災害対策本部への通信連絡は、本部長室において処理する。その際、本部長室内の市防災行政無線（地域防災系）、災害時優先電話等の通信設備を活用する。

ウ 各部との通信連絡

各部と本部長室との連絡は、無線に加えて携帯電話等の通信手段を使用する。

また、必要に応じて災害現場等に伝令を派遣し、可搬型無線機を活用した通信連絡を行う。

エ 都との通信連絡

都防災行政無線の電話、ファクシミリ、データ端末及び画像端末を使用して行う。この場合、できる限り東京都災害情報システム(D I S)(以下、「D I S」という。)のデータ端末で災害情報の入出力を行う。

オ 防災関係機関との通信連絡

市防災行政無線(地域防災系)設置機関については、無線により通信連絡をとるものとし、その他の防災関係機関との連絡は、都防災行政無線(都の基地局)を経由するなどして通信連絡の手段を確保する。

カ 通信連絡責任者の選任等

災害対策本部及び防災関係機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。

キ 積極的な情報発信

市防災行政無線(地域防災系)を積極的に活用し、被害情報、市の災害対策情報、その他必要事項等について、関係機関に対し、市からの積極的な情報発信に努める。

(3) 市防災行政無線の通信統制【危機管理班】

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは次により統制を実施する。

ア 無線の点検

危機管理班は、地震発生後、直ちに市及び都防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。

イ 本部の回線統制

市庁舎に設置してある無線機と接続する遠隔制御器(無線電話)及び車載無線機の回線利用は災害対策本部又は初動本部が優先し、統制設定権は災害対策本部又は初動本部が有する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

ウ 無線移動局の一括管理

各部署に設置した半固定型無線機は、原則として危機管理班が一括管理する。

また、可搬型無線機及び車載型無線機は、全て危機管理班が管理し、災害対策本部又は初動本部の指示に基づき使用する。

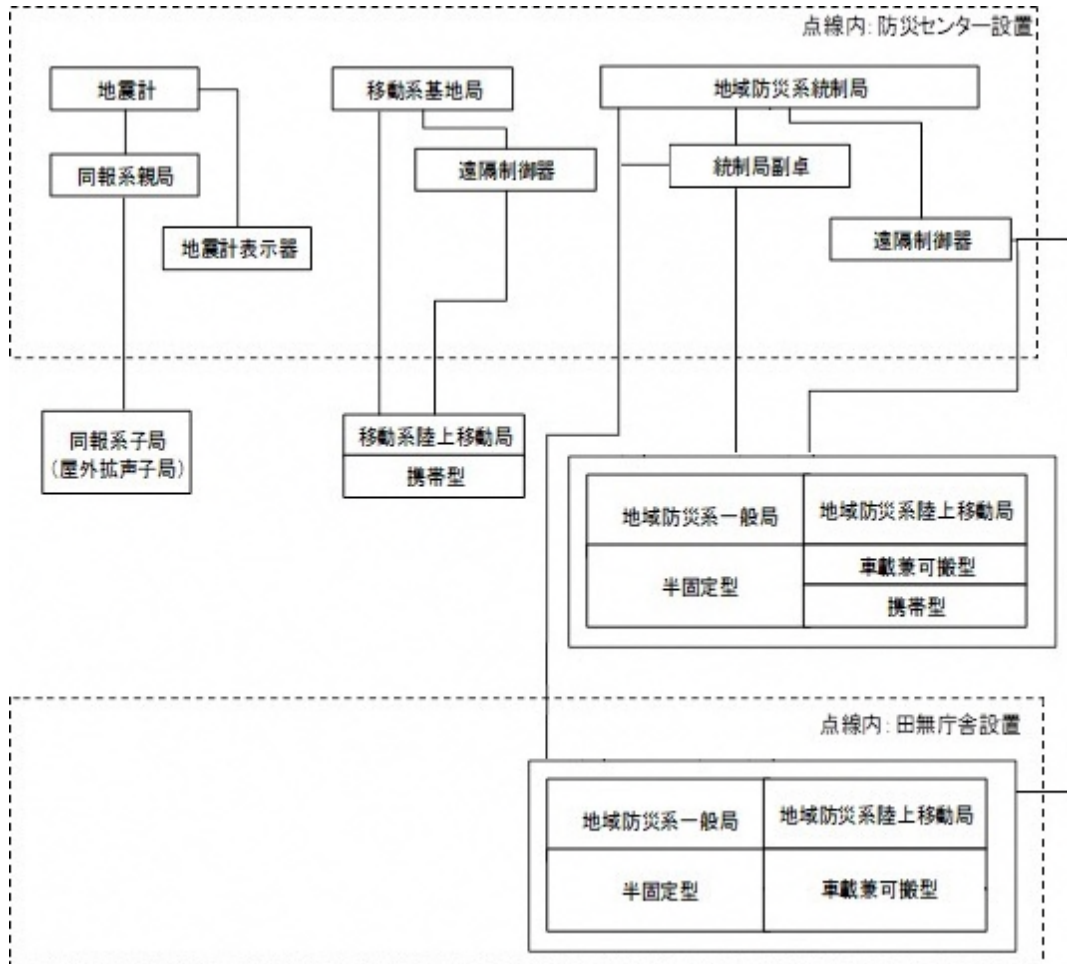
エ 通信形態の原則

移動無線局からの通信は全て災害対策本部又は初動本部に対して個別に行うものとし、原則として移動局相互間の通信は禁止する。

オ 一斉指令

災害対策本部又は初動本部は、原則として全ての無線局に対して一斉に情報伝達を行う。

【市防災行政用無線局回線構成図】



2 被害情報等の収集・伝達	市、 <u>警察署</u> 、消防署、消防団、防災関係機関
----------------------	-------------------------------

応急対策活動、広域応援要請等を実施する上で必要となる概括的な被害状況について、地震発生直後から収集・把握し、情報の共有化に努める。

(1) 被害状況等の緊急調査【各部、警察署、消防署、消防団、防災関係機関】

各部・各班担当者は、収集した情報を危機管理班に報告する。警察署、消防署、消防団、防災関係機関は、被害情報等を市に情報提供する。

[市]

ア 危機管理班

(ア) 気象庁が発表する防災気象情報等や震度、長周期地震動階級を確認する。

(イ) 防災関係機関から概括的な被害情報収集を行う。

(ロ) 初動支部・参集職員から現地の被害情報等を収集するとともに、各部から情報収集を行う。

(エ) D I Sから情報収集を行う。

イ 企画部

市民、防災市民組織、民間協力団体、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を収集する。

ウ 総務部

庁舎及び職員等の被災状況、職員の参集状況

エ 教育部

避難所の開設状況、避難者概数及び混雑状況

オ 市民部

死者数・負傷者等搬入状況、行方不明者の搜索・要救助者の救出救助の連絡調整

カ 健康福祉部、子育て支援部

市内医療機関の受入状況、医療救護状況、福祉避難所での保護状況、要配慮者の安否の状況

キ 生活文化スポーツ部

緊急輸送道路・市内道路の被災状況及び事故・渋滞等状況

ク みどり環境部

市立小中学校の校庭を除く避難広場・広域避難場所等の状況、ごみ・災

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

害廃棄物・し尿等の収集及び処理状況

ケ まちづくり部、都市基盤部

道路及び建築物の被害状況、土砂災害警戒区域等の危険箇所、下水道施設の被害状況

コ 各部

所管施設の被害状況

[防災関係機関]

ア 消防署、消防団

- (ア) 火災発生状況及び消防活動状況
- (イ) 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況
- (ウ) 避難道路及び橋梁の被災状況
- (エ) 避難の必要の有無及び状況
- (オ) 救急告示医療機関等の診療状況
- (カ) その他消防活動上必要な情報

イ 警察署

- (ア) 家屋の倒壊状況
- (イ) 死者・負傷者等の状況
- (ウ) 主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況
- (エ) 市民の避難状況
- (オ) 電気・水道・ガス・通信施設の状況
- (カ) 救出救助活動の状況
- (キ) その他警察活動上必要な情報

ウ その他の防災関係機関

防災関係機関は、市の地域内の所管施設に関する被害、既にとった措置、今後とろうとする措置、その他必要事項について、市に報告する。

(2) 被害状況等の把握【危機管理班】

危機管理班は、被害状況等の緊急調査により、概括的な被害状況を把握する。

- ア 災害情報
- イ 市民の安否等に関する情報
- ウ 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報
- エ 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）
- オ 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）
- カ 交通施設・ライフライン等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の

現況を含む。)

(3) 被害状況等の集約【危機管理班】

危機管理班は、各部から収集した情報及び資料を集約する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

ア 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等

イ 被害分布図等の作成

危機管理班は、取りまとめた情報を常に整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

(4) 都への被害情報の概括的報告【危機管理班】

都に対する被害状況等の報告については、人的被害、住家被害、市民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

都に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を国（総務省消防庁）に変更する。一定規模以上の火災・災害等及び同時多発火災等により消防機関に119番通報が殺到したときは、都と併せて総務省消防庁に報告する。

報告は、都の「災害報告取扱要領」、災害対策基本法第53条第1項に基づく市町村被害状況報告要領、その他定められたところによる。

ア 地震発生直後の報告

報告すべき事項	1 災害の原因 2 災害が発生した日時 3 災害が発生した場所又は地域 4 被害状況（被害状況等報告基準に基づき認定） 5 災害に対して既に取った措置及び今後取ろうとする措置 6 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 7 その他必要な事項	
即時報告の種類等	発災通知 被害措置概況速報 要請通知	
報告の方法	DIS、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。	
地震発生直後に都に報告する内容	人的被害	死者、行方不明者、負傷者（重傷者、軽傷者）
	住家被害	全壊（全焼・流失）世帯数、半壊（半焼）世帯数、一部損壊世帯数、床上・床下浸水世帯数
	災害対策上必要と認められる事項の概要	避難・救護の必要性、災害拡大のおそれ等
	本部設置の報告	本部を設置した場合は、設置した旨の報告

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

イ 収集・報告に当たって留意すべき事項

災害発生初期の情報収集に当たっては、効果的な被害状況等の収集活動に当たるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報を優先して収集・報告する。

通信手段が途絶した場合は、必要に応じて自転車や徒歩による情報収集・伝達を行う。

なお、その際、職員は無線機等情報通信手段を確保して行く。

3 地震発生後の広報	市
-------------------	---

パニックを防止し、初期消火・救助への協力、速やかに避難態勢をとるため、関係機関と協力の上、市民に対して随時正確な情報を提供し、初動活動への協力を呼びかける。

(1) 地震発生直後の広報【広報班】

- ア 地震に関する状況（震度・規模等）
- イ 初期消火・救出の呼びかけ
- ウ 火気使用厳禁
- エ 感電事故防止の呼びかけ
- オ 余震警戒の呼びかけ、被害家屋からの野外待機等安全措置

(2) 緊急措置の広報【広報班】

- ア 火災発生等二次災害発生状況
- イ 緊急退避の呼びかけ

(3) 避難情報・救護に関する広報【広報班】

- ア 避難情報及び避難方法
- イ 要配慮者支援（安否確認・避難支援）の呼びかけ
- ウ 避難の際の安全措置の呼びかけ（電気ブレーカー遮断・メーターガス栓閉止、携行品等）
- エ 負傷者搬送の呼びかけ及び搬送先の情報
- オ 学校等の措置状況

(4) 被害状況・応急対策に関する広報【広報班】

- ア 被害等の状況
- イ 警戒区域設定等情報
- ウ 避難所及び一時滞在施設の開設状況
- エ 医療機関の開設・医療救護所の設置状況
- オ 災害応急対策の状況
- カ 交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等）

- キ 水道施設の被害状況や復旧状況、応急給水の実施状況、住民への協力要請等
- ク 下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等
- ケ 通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等

(5) 支援情報等の広報【広報班】

- ア 市民等の安否（避難所、一時滞在施設ごとの避難者数、行方不明者等）
- イ 災害用伝言ダイヤルの利用
- ウ 誤った情報の抑制、警戒状況の情報
- エ ボランティア活動への呼びかけ
- オ 避難所及び一時滞在施設における給食・給水・生活必需品配給など救護の状況
- カ 帰宅困難者対策等広域的災害応急対策の状況
- キ ライフラインの途絶等被災状況
- ク 臨時休校の情報等
- ケ その他市民が必要としている情報

(6) 広報手段【広報班】

以下の媒体等を活用して広報を実施する。

市防災行政無線（同報系）	屋外子局による同時放送を行う。
(株)エフエム西東京 (株)ジェイコム東京	協定に基づき放送要請を行う。
広報車	1 原則として市の庁用車を使用する。 2 必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。
その他広報手段	1 広報紙臨時版をできるだけ早期に発行し、各避難所、掲示板等に掲示・配布する。 2 ホームページ、SNS、緊急速報メール等による情報提供を図る。 3 関係機関の協力を得て、市内パトロール時の広報を実施する。
避難所等における広報	1 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 2 体育館等に設置したテレビを使用し、データ放送による文字情報の配信を行う。
その他の市施設における広報	1 施設利用者に対する避難誘導、災害情報、注意の呼びかけ等を行う。 2 館内放送、拡声器の利用、掲示板への掲示等による情報提供を行う。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(7) 要配慮者への広報【広報班】

要配慮者には、消防団・地域の防災市民組織・ボランティア・民生委員等の協力を得て、的確に情報を提供する。

また、都の支援を得て、被災外国人に対して、外国人が必要とする情報の提供を行う。

(8) 報道機関への放送要請・情報発表等【広報班】

広報班は、都・報道機関と連携して避難情報等の緊急情報を報道する。市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、情報を提供する。各部からの災害情報を、広報班で取りまとめ、報道機関に対し発表を行う。

災害対策本部からの発表	広報班を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ、会議室等（市記者室）で実施する。
提供する情報の主な項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生の場所及び発生日時 2 被害状況 3 応急対策の状況 4 市民に対する避難情報等の状況 5 市民に対する協力要請及び注意事項 6 支援施策に関すること。 7 下水道の使用自粛等の協力要請

(9) 避難情報等の報道要請【広報班】

(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコム東京との災害時における協定により、放送要請を行う。

また、市及び各防災関係機関が、通信設備等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、都を通じて日本放送協会等の報道機関に対し、テレビ・ラジオ等による放送要請をする。

都との通信途絶など特別な事情がある場合は、放送機関に直接要請する。

4 生活情報等の広報	市
-------------------	---

広報班は、災害対策本部からの情報により、応急対策の実施状況、避難・救助の状況等を把握し、広報資料の整備を図り、市民へ随時、情報提供をする。

(1) 支援情報【広報班】

地震発生後、安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、次の事項を中心に広報活動を実施する。

なお、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達の実施に努める。

- ① 避難所に関すること（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）。
- ② 医療救護所に関すること。

- ③ 緊急物資・支援物資の配布に関する事。
- ④ 給水、給食、入浴に関する事。
- ⑤ 安否情報に関する事。
- ⑥ 防疫、健康維持に関する事。
- ⑦ 被災者相談窓口の設置に関する事。
- ⑧ 被災者に対する援助、助成に関する事。
- ⑨ 空き巣や災害に便乗した詐欺などの防犯に関する事。
- ⑩ その他市民生活に必要な事。

(2) ライフライン復旧情報等【広報班】

広報班は、各部各班、防災関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動に協力する。

- ① 上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関する事。
- ② 電気、ガス、交通機関等の復旧に関する事。
- ③ 電話の復旧に関する事。
- ④ 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関する事。

5 被災者相談窓口の設置

市、関係機関

災害による家や財産の滅失等、被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、被災者相談窓口を開設し広聴活動を実施する。開設時には広報紙等で市民へ周知する。

(1) 相談窓口の開設【広報班、関係機関】

市民からの問い合わせ、法律・医療等の専門相談、女性特有の問題に関する相談、要配慮者からの相談に対応するため、関係部及び関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に相談窓口を開設する。

なお、相談窓口の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を考慮して決定する。

(2) 相談内容【広報班、各班、関係機関】

被災者相談窓口への相談内容については、復旧状況、時間経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

なお、聴取した要望等については、速やかに各班及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

- ① 上水道・下水道の修理に関する事。
- ② 要配慮者対策等の福祉に関する事。
- ③ 罹災証明書^書の交付に関する事。
- ④ 災害弔慰金等の支給に関する事。
- ⑤ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関する事。
- ⑥ 市税等の減免、徴収猶予等に関する事。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

- ⑦ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関する事。
- ⑧ 中小企業及び農業関係者の支援に関する事。
- ⑨ その他生活再建に関する事。

6 安否確認相談窓口の設置	市
----------------------	---

災害初動期は、被災者等からの家族の安否確認に応えるため、安否確認班は、避難所等に相談窓口を開設し各部・関係機関へ連絡する。

7 市民相互の情報連絡等	市、都、通信事業者、報道機関、市民
---------------------	-------------------

各機関は、市民に対し、市民相互の情報連絡の方法を周知する。市民は、災害用伝言ダイヤル等を用い家族の安否を確認する。

【各機関の役割】

市及び都（総務局）	個人・事務所等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、防災関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。
通信事業者	<p>行政機関と連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。</p> <p>また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。</p> <p><u>NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯通信事業者は、無料Wi-Fiサービス(0000JAPAN)を提供するほか、一部の避難所等において携帯電話・スマートフォンの充電サービスを提供する。</u></p> <p><u>NTT東日本は、市の要請に基づき、避難所等へ、被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。</u></p>
報道機関	行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認サービスの利用方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。

第3章 市民と地域の防災活動

第1節 自助による市民の防災活動

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○自身の安全確保 ○周囲の安全確保 ○避難時の安全確保 			

1 災害発生時の応急対策	市民
--------------	----

市民は、災害発生時、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な応急対策を実施する。

(1) 自身の安全確保【市民】

- ア 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- イ 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- ウ 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

(2) 周囲の安全確保【市民】

- ア 自身と家族の安全を確保するとともに、安否確認を行う。
- イ 自身と家族の安全が確認できたら、隣家に声をかけるなど安否を確認する。
- ウ 近隣の要配慮者に声をかけるなど安否を確認する。
- エ 近隣の住民と声をかけあい、特に要配慮者の避難支援などの活動を行う。

(3) 避難時の安全確保【市民】

- ア 避難時には周囲の危険や混乱に注意し、安全な避難を心がける。
- イ 避難の必要性、避難場所の安全確認又は外出先からの帰宅が可能かどうかの判断を行う。
- ウ 自らで迅速に情報を収集し、自らの判断で行動する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第2節 地域による共助の防災活動

応 急 対 策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
防災市民組織	○近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○安否や被害についての情報収集 ○初期消火活動 ○救出・救護活動 ○負傷者の手当・搬送 ○市民の避難誘導活動 ○要配慮者の避難支援 ○自治体及び関係機関への情報伝達 ○炊き出し等の給食・給水活動				
事業所	○事業所相互間の協力体制及び防災市民組織等との連携による 消火活動、救護活動等の支援				

1 地域による応急対策の実施 防災市民組織、事業所、関係団体

防災市民組織、自治会・町内会は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、次に掲げる措置をはじめ、事業所等と連携・協力し、必要な応急対策を実施する。

(1) 防災市民組織の応急対策【防災市民組織、事業所、関係団体】

防災市民組織は、次に掲げる措置をはじめ、必要な応急対策を実施する。

- ア 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）
- イ 安否や被害についての情報収集
- ウ 初期消火活動
- エ 救出・救護活動
- オ 負傷者の手当・搬送
- カ 市民の避難誘導活動
- キ 要配慮者の避難支援
- ク 避難所の運営支援
- ケ 自治体及び関係機関への情報伝達
- コ 炊き出し等の給食・給水活動

第3節 マンション防災における自助・共助

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
マンション管理組合等	○マンション居住者の安否確認			
	○マンション共有の資器材を用いた救出活動支援			
	○集会室等を利用した避難所運営			
	○建物被害調査と二次被害防止			
	○ライフライン復旧状況の確認			
			○在宅避難継続のための支援	
			○マンションの復旧に向けた調査、診断等	

1 マンション防災における応急対策の実施	市、市民(マンション管理組合、マンションに係る自治会等)
----------------------	------------------------------

マンション管理組合、マンションに係る自治会、防災市民組織等は、前節の「1 地域による応急対策の実施」に掲げる対策のほか、次のとおり応急対策を実施する。

- ア マンション居住者の安否確認
- イ マンション共有の資器材を用いた救出活動支援
- ウ 集会室等を利用した避難所運営
- エ 建物被害調査と二次被害防止
- オ ライフライン復旧状況の確認
- カ 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援
- キ マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第4節 消防団の防災活動

応 急 対 策

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
消防団		○消火活動 ○救出・救護 ○避難誘導・支援	→		

1 消防団による応急対策の実施 消防団

消防団は、災害発生時、次に掲げる措置をはじめ、必要な応急対策を実施する。活動時には、第一に自身と団員の安全確保に努める。

(1) 消火活動【消防団】

- ア 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- イ 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- ウ 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団単独に、又は消防署隊と連携して行う。
- エ 消防署の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、活動障害排除等の活動を行う。

(2) 救出・救護【消防団】

救助資器材等を活用し、地域住民との協同による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(3) 避難誘導・支援【消防団】

避難情報が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難広場への避難誘導、避難者の安全確保及び避難広場での防護活動を行う。

第5節 事業所の防災活動

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○来訪者や従業員等の安全確保 ○初期救出、初期救護活動 ○出火防止、初期消火活動 <ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の収集・伝達活動 ○施設の安全確認、従業員の一齐帰宅抑制 ○（初期消火が不可能な場合）避難の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○地域の消火活動、救出・救助活動の実施 ○事業継続 				

1 事業所による応急対策の実施

事業所

事業所は、来訪者や従業員等の身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、地域と連携し、発災直後における初期消火、救出・救助、応急救護活動等を実施する。

- ア 来訪者や従業員等の安全を確保し、**救助活動、救護活動**を行う。
- イ 出火防止**措置**を実施する。
- ウ 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。
- エ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に**伝達**する。
- オ 施設の安全を確認した上で、従業員等の一齐帰宅を抑制する。
- カ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、**救助活動、救護活動**を実施する。
- キ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第4章 二次災害（出火、延焼等）対策

応急対策

< 発災後の活動の流れ >

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	○危険物保管施設等の応急措置による危険防止対策の実施	→	→	→	→
	○危険物等輸送車両の応急対策の実施	→	→	→	→
都	○石綿含有建築物等の応急対策の実施	→	→	→	→
	○危険物等輸送車両の応急対策の実施	→	→	→	→
消防署	○消火活動	→	→	→	→
	○救助・救急活動	→	→	→	→
消防団	○消火活動	→	→	→	→
	○救助・救急活動	→	→	→	→
警察署	○消火活動	→	→	→	→
	○救助・救急活動	→	→	→	→
事業者	○消火活動	→	→	→	→
	○救助・救急活動	→	→	→	→

1 消火・救助・救急活動

警察署、消防署、消防団、関係機関

災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

2 危険物等の応急措置による危険防止	市、都、警察署、<u>消防署</u>、事業者
---------------------------	-------------------------------

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、市、消防署及び関係機関は、石油等危険物施設、高圧ガス施設・火薬類貯蔵所・毒劇物施設の各管理者に対し、施設の緊急点検、必要な応急措置をとるよう指導する。また、市及び事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

なお、放射線等使用施設の応急措置については第10章 放射性物質対策を参照する。

(1) 石油等危険物施設の応急措置【都市計画班、危機管理班、消防署、事業者】

ア 消防署

消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。

- ・ 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- ・ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ・ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

イ 市

市は、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・ 市民に対する避難情報の発令
- ・ 市民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難した市民の保護
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

ウ 事業者

事業者は、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置【都市計画班、危機管理班、都（各局）、事業者】

ア 都

都は、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・ 販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示
- ・ 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告
- ・ 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請
- ・ 安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講ずるよう指示

イ 市

市は、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・ 市民に対する避難情報の発令
- ・ 市民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難した市民の保護
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

ウ 事業者

事業者は、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(3) 火薬類保管施設の応急措置【都市計画班、危機管理班、都（各局）、事業者】

ア 都

都は、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・ 危険防止措置を指導
- ・ 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告
- ・ 必要に応じて、緊急措置命令等を実施

イ 市

市は、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・ 市民に対する避難情報の発令
- ・ 市民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難した市民の保護
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

ウ 事業者

事業者は、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(4) 高圧ガス保管施設の応急措置【都市計画班、危機管理班、都（総務局、環境局）、警察署、消防署、事業者】

ア 都

都は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

[都総務局]

- ・ 都区市境付近での漏えい事故の際、関係機関への連絡通報

[都環境局]

- ・ 事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示
- ・ 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告
- ・ 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請
- ・ 安全維持等のため必要な場合は、事業者に緊急措置を命令

イ 警察署

警察署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- ・ 市長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- ・ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- ・ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

ウ 消防署

消防署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・ 災害の進展等により市民を避難させる必要がある場合の市への通報
- ・ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合 **災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等**及び市へのその内容の通報
- ・ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
- ・ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

また、これらの施設に対する災害応急対策については、**第3部第1章第2節【応急対策】**1の(1)の「震災消防活動」により対処する。

エ 市

市は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・ 市民に対する避難情報の発令
- ・ 市民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難住民の保護
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

オ 事業者

事業者は、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

(5) 毒劇物取扱施設等の応急措置【上下水道班、危機管理班、都（保健医療局、下水道局、教育委員会）、警察署、消防署、事業者】

ア 都

都は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

[都保健医療局]

- ・ 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示
- ・ 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示
- ・ 災害情報の収集、伝達

[都下水道局]

- ・ 災害及び流入事故に関する情報の収集、伝達

[都教育委員会]

- ・ あらかじめ計画した、発災時の対策に基づく行動を指導

イ 警察署

警察署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・ 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- ・ 市長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- ・ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- ・ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

ウ 消防署

消防署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・ 災害の進展等により市民を避難させる必要がある場合の市への通報
- ・ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及び市へのその内容の通報
- ・ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
- ・ 関係機関との間に情報連絡を行う。

また、これらの施設に対する災害応急対策については、第3部第1章第2節【応急対策】1の(1)の「震災消防活動」により対処する。

エ 市

市は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

[上下水道班]

- ・ 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生した時は、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。
- ・ 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

[危機管理班]

- ・ 市民に対する避難情報の発令
- ・ 市民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難住民の保護
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

オ 事業者

事業者は、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(6) 化学物質関連施設の応急対策【都市計画班、危機管理班、都（各局）、

事業者】

ア 都

都は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・ 化学物質対策は、市区町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供する。
- ・ PCB対策は、市区町村との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省[環境再生・資源循環局](#)へ報告する。

イ 市

市は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・ 適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。
- ・ PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏えいしている機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。
また、関係機関に情報を提供する。

ウ 事業者

事業者は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・ 適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに市及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。
- ・ 発災によりPCB機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(7) 石綿含有建築物等の応急対策【環境班、都（環境局）、建物所有者】

ア 都

都は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・ 都民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起
- ・ 協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施
- ・ 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援

イ 市

市は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・ 都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施
- ・ 住民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起
- ・ 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援・実施

ウ 建築物所有者等

建築物所有者等は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・ 建築物等の倒壊・損壊に伴う飛散・ばく露防止の応急措置を実施

(8) 危険物等輸送車両の応急対策【危機管理班、都（各局）、警察署、消防署、事業者】

ア 都

都は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・ 関係機関との密接な情報連携
- ・ 必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令
- ・ 災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請

イ 警察署

警察署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・ 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を行う。
- ・ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- ・ 関係機関と連絡を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

ウ 消防署

消防署は、事故時には必要に応じ、関係機関と密接な情報連絡を行う。

災害応急対策は、第3部 第1章 第2節1の(1)の「震災消防活動」により対処する。

- ・ 核燃料物質輸送車両において、事故が発生した場合には、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて火災の消火、延焼防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

エ 市

市は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・ 市民に対する避難情報の発令
- ・ 市民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難住民の保護
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

オ 事業者

事業者は、事故時には、次の措置を行う。

- ・ 危険物輸送車両については、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。
- ・ 核燃料物質輸送車両において、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。なお、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

(9) 流出油の応急対策【都（総務局、都建設局、都港湾局）、警察署、消防署】

ア 都

都は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

[都総務局、都建設局、都港湾局]

- ・ 関係機関との情報連絡体制の確立
- ・ 救助活動の推進
- ・ オイルフェンスの展張
- ・ 警戒及び立入制限
- ・ 応急資器材の緊急輸送への協力
- ・ 自衛隊への出動要請（総務局）
- ・ 油処理剤等の資材確保
- ・ 関係機関に対する協力要請

イ 警察署・消防署

警察署・消防署は流出油の処理、火災発生防止のための油処理剤の散布、初期消火及び延焼防止措置、警戒及び立入制限、付近住民に対する火気管理の指導、広報等を実施する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(10) 危険動物の逸走時対策【環境班、危機管理班、都（総務局、保健医療局、産業労働局、建設局）、警察署、消防署】

市民が飼養している特定動物（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各所の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

ア 都

都は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

[都総務局]

- ・ 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理

[都保健医療局]

- ・ 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整

[都産業労働局]

- ・ 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導

[都建設局]

- ・ 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置

イ 警察署

警察署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）

ウ 消防署

消防署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送

エ 市

市は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・ 市民に対する避難情報の発令
- ・ 市民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難した市民の保護
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

第5章 警備・交通規制

災害時における、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り
締まり及びに交通秩序の維持を行う。

<発災後の活動の流れ>

時間 の 目安	発災直後	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (災害対策本部)			○交通の妨害になる障害物に関する関係機関への連絡		
警察署			<ul style="list-style-type: none"> ○道路障害物の除去 → ○警備活動の実施 → ○警戒区域の設定 → ○市に対する協力 → ○交通規制 → 		

第1節 警備活動

応急対策

1 警備態勢

警察署

警察署は、防災関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、防災関係機関の活動に協力する。

第1部 総則

- 第1章 計画の方針
- 第2章 基本的責務等
- 第3章 市の概況
- 第4章 被害想定
- 第5章 減災目標
- 第6章 調査・研究

第2部 災害予防

- 第1章 防災力向上
- 第2章 安全な都市
- 第3章 交通・ライフライン
- 第4章 応急対応力
- 第5章 情報通信
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物資備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 生活再建
- 第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

- 第1章 初動態勢
- 第2章 情報通信
- 第3章 防災活動
- 第4章 二次災害
- 第5章 警備・交通

- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物流備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 ごみ・し尿等
- 第12章 ライフライン
- 第13章 公共施設等
- 第14章 応急生活
- 第15章 災害救助法
- 第16章 震災復興
- 第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

2 警備活動	警察署
<p><u>警察署は災害が発生した場合、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。</u></p> <p><u>地震発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 危険箇所の警戒</u></p> <p><u>イ 災害地における災害関係の情報収集</u></p> <p><u>ウ 警戒区域の設定</u></p> <p><u>エ 被災者の救出、救護</u></p> <p><u>オ 避難者の誘導</u></p> <p><u>カ 危険物の保安</u></p> <p><u>キ 交通秩序の確保</u></p> <p><u>ク 犯罪の予防及び取締り</u></p> <p><u>ケ 行方不明者の調査</u></p> <p><u>コ 遺体の調査等及び検視</u></p>	
3 その他	警察署

(1) 警戒区域の設定【警察署】

災害現場において、本部長（市長）若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を本部長（市長）に通知する。

(2) 市に対する協力【警察署】

ア 本部長（市長）から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。

イ 市の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

ウ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

第2節 交通規制

応 急 対 策

1 交通規制等

警察署

警察署は、交通の確保のため以下の処置を講じる。

ア 交通情報の収集と交通統制

イ 交通規制

ウ 車両検問

2 その他

市、防災関係機関

市及び防災関係機関は、交通の妨げとなっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第6章 医療救護等対策

第1節 医療救護

応急対策

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	6時間	72時間	1週間程度	1ヶ月程度	3ヶ月程度	
	フェーズ0 発災直後	フェーズ1 超急性期	フェーズ2 急性期	フェーズ3 亜急性期	フェーズ4 慢性期	フェーズ5 中長期	
市 (市災害対策本部) 〔市災害医療コーディネーター〕	市災害対策本部設置 職員参集、体制構築						
	被害情報の収集・集約						
	緊急医療救護所の 立ち上げ	応急的な医療救護 所の運営 (医療機関及び近接地、 駅周辺施設、小中学校等)					
	避難所医療救護所の運営						
	避難所のアセスメント						
	医療救護活動拠点の設置・EMISによる情報収集 (保谷保健福祉総合センター)						
	市災害薬事センターの設置						
	市連絡調整会議の開催 (医療救護班等の活動報告)						
	透析患者、人工呼吸器を要する在宅療養患者等への支援						
	都 (都災害対策本部) 〔東京都及び地域災害医療コーディネーター〕	都災害対策本部設置 職員参集、体制構築	医療救護対策会議 の開催				地域保健医療体制の復旧・復興 計画の策定
人的被害、医療機関情報の集約・一元化							
東京DMAT待機要請、 被災現場への出場							
陸上自衛隊等派遣要請							
都医療救護班等の被災地域への派遣							
他県DMAT等の 効果的配分							
傷病者、入院患者の 被災地域外への搬送							
災害医療・薬事 コーディネーター・ の参集、体制 構築		地域災害医療連携会議の開催 (中核病院等) ⇒地域災害医療コーディネーターが招集					
		都医療救護班等の配分調整					
他県の医療救護班等の効果的配分 ・他県との調整(都庁) ・圏域内の市区町村への 配分調整(地域)							
SCUの設置運営 他県への広域医療搬送の実施							

1 医療救護	市、都、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、医療機関、消防署、防災関係機関
---------------	--

市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、医療機関、各防災関係機関との連携の下に、災害の状況に応じた迅速な医療活動を実施し、負傷者等の救護に万全を期す。

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

フェーズ区分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入態勢が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	避難所医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

(1) 医療情報の収集・広報活動【救命救護健康班、広報班】

医療情報の収集・報告	救命救護健康班は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、消防署と協力して、人的被害及び医療施設（診療所、歯科診療所、保険薬局及び病院）の被害状況や活動状況等の迅速な把握に努め、圏域内の医療対策拠点（北多摩北部保健医療圏医療対策拠点）に報告する。 医療救護活動拠点では、広域災害救急医療情報システム（EMIS）*等を使用し情報収集する。
市民への情報提供	広報班は、市内等の医療機関の稼働状況、医療救護所の開設状況を市民へ広報する。

*広域災害救急医療情報システム（EMIS）

Emergency Medical Information System の略で、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステムをいう。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

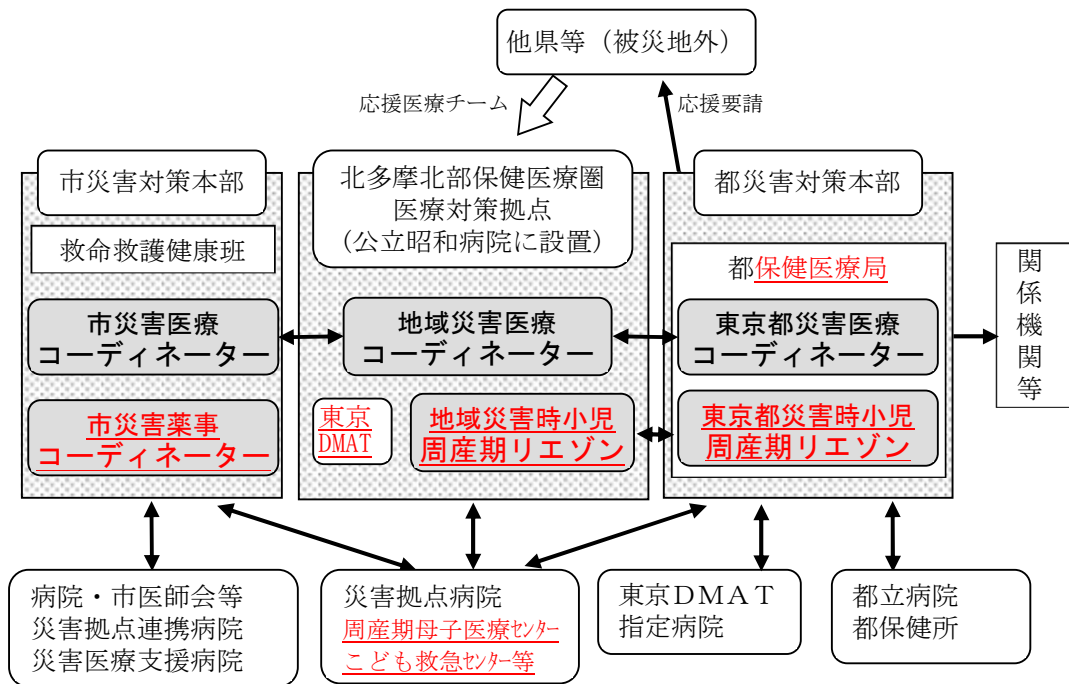
(2) 医療救護活動【救命救護健康班】

救命救護健康班は、市医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握するとともに、EMIS等を用いて北多摩北部地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

また、市医師会等の協力を得て医療救護班の編成を行い、医療救護所等を開設し、災害の程度により地域災害医療コーディネーター等に応援を要請する。医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況については、地域住民に周知する。医療に関する情報連絡については、各災害医療コーディネーターを中心に行う。

医療救護班の実施内容は(5)医療救護班の体制に記載する。

【発災後の連携体制】

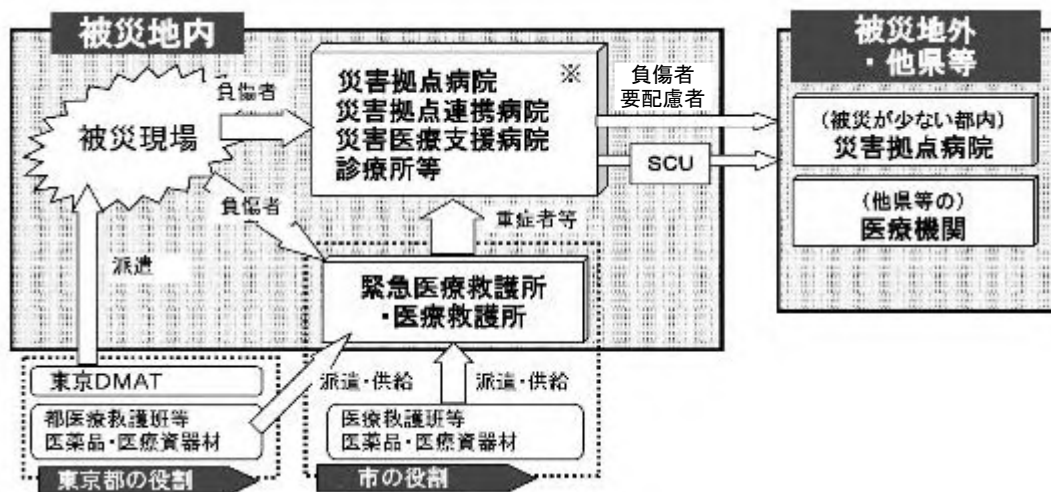


(3) 災害医療コーディネーター【救命救護健康班、都（保健医療局）、市薬剤師会、医療機関】

災害医療コーディネーターの区分は、次のとおりである。

名称	説明
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う都が指定する医師 災害時には都庁に参集
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する医師 西東京市域は北多摩北部保健医療圏に位置し、公立昭和病院の医療対策拠点に配置
市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定する医師

【医療救護の流れ】



※災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受け入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。
※航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）
広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。SCUは、Staging Care Unitの略。

(4) 医療救護所等の開設【救命救護健康班】

超急性期には、災害現場近くの医療機関に多くの傷病者が集まることが考えられるため、市が災害拠点病院等の近接地（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）にあらかじめ緊急医療救護所等を開設する。緊急医療救護所等では、トリアージを実施し、災害拠点病院における中等症、重症患者に対する診療体制を確保するなど、初期医療救護活動の混乱を最小限に止める役割を担う。

また、急性期以降の巡回治療の実施場所として、避難所等に避難所医療救護所を開設する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

種別	医療救護所	
	緊急医療救護所	避難所医療救護所
役割	市が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等に設置する医療救護所	市が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所
目的	発災直後は、傷病者に対する優先順位が必要であるため、病院前トリアージを実施し、中等症者等に対する災害拠点病院などの診療機能を確保すること。	地域医療が回復するまで医療機能の確保が必要であるため、避難生活の長期化による被災者の健康管理をすること。
機能	トリアージ、軽症者（慢性疾患等を含む。）に対する治療	巡回治療などを行う避難所医療救護所 傷病者に対する治療、避難者等に対する健康相談
期間	原則として、超急性期まで開設（近接病院等の状況から閉鎖を判断）	原則として、急性期から慢性期まで開設（地域の医療機能や避難所の状況から閉鎖を判断）

【緊急医療救護所・避難所医療救護所】

	名称	緊急医療救護所	避難所医療救護所	近隣病院
1	保谷第一小学校	○	○	保谷厚生病院
2	谷戸小学校	○	○	田無病院
3	田無小学校	○	○	佐々総合病院
4	田無第一中学校	○	○	西東京中央総合病院
5	田無第四中学校	○	○	武蔵野徳洲会病院
6	保谷中学校	○	○	

(5) 医療救護班の体制【救命救護健康班】

医療救護班の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が集中する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所や、避難所等における避難所医療救護所を中心とする。

医療救護班の活動拠点	医療救護班は、医療機関、避難所又は被災現場に医療救護所を開設する。
班編成	医療救護班の編成は、医師と市職員を中心として、医療救護所に集まった看護師、医療従事者及び薬剤師、その他のボランティアにて構成する。また、柔道整復師会は、医師の指示により応急救護活動を実施する。 施設の安全確認が完了した後、市は避難所および医療救護所の開設準備を始める。同時に医療救護班は、ストレッチャーや車椅子通行のスペースを確保するなど動線等にも配慮し、市職員等の設営に助言を行う。また、備蓄医薬品を医療救護所備蓄庫から取り出す。

(6) 医療救護班等の業務【医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、救命救護健康班】

医療救護班は、市災害医療コーディネーターが一元化した医療情報とその助言により、トリアージ後の災害負傷中の重傷者を、災害拠点病院への転送ルートにのせるように努める。

救命救護健康班は、医療情報とその助言により、医療救護班の活動を統括・調整する。

区分	活動内容
医療救護班	1 傷病者に対するトリアージ 2 傷病者に対する応急処置及び医療 3 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 4 死亡の確認及び検案への協力 5 助産救護 6 その他、必要と認められる業務
歯科医療救護班	1 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 2 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 3 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 4 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	1 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 2 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 3 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 4 避難所の衛生管理・防疫対策への協力
柔道整復師班	傷病者に対する応急措置等

※都「災害時医療救護活動マニュアル」、「災害時歯科医療救護活動マニュアル」及び「災害時における薬剤師班活動マニュアル」等に基づき実施する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(7) 応援要請【救命救護健康班、都（保健医療局）】

必要に応じ近隣市に応援を求めるほか、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるとともに都等の医療機関に対し応援を求め、応急措置を実施する。

ア 医療救護応援要請

医療救護班が不足する場合は、市医師会に増班・派遣を要請する。不足が改善されない場合には、更に東京都地域災害医療コーディネーター及び都等の医療機関に応援派遣を要請する。

イ 災害医療派遣チーム（「東京DMAT」※）応援要請

多数傷病者の救命処置が必要な場合は、救助救出に伴う医療救護活動として東京都災害医療派遣チーム（「東京DMAT」）の派遣を、消防署が警防本部を通じて都保健医療局へ要請する。

※東京DMAT（東京 Disaster Medical Assistance Team：ディーマット）

大規模事故などの都市型災害が発生した場合や大規模地震などの自然災害時に出場し、災害現場で東京消防庁と連携して多数傷病者等に対する救命処置等を行う災害医療派遣チーム

ウ 災害派遣精神医療チーム（「東京DPAT」※）応援要請

災害時の精神医療の支援が必要な場合は、市災害対策本部は医療対策拠点にDPAT派遣要請を行う。医療対策拠点からのDPAT派遣要請に基づき、東京都災害対策本部は東京DPAT登録機関に対して出動可否を確認し、被災地域支援活動を要請する。必要に応じて市災害医療コーディネーターに助言を求める。

※東京DPAT（東京 Disaster Psychiatric Assistance Team：ディーパット）

被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

エ 保健所との連携

保健所に医療機関の被災状況及び活動状況等の情報提供を行う。保健所は、公衆衛生的見地から市を支援する。

2 後方医療活動	市、都、医療機関、消防署
-----------------	--------------

救命救護健康班は、医療救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、都**保健医療局**と調整して被災地域外の東京都災害拠点病院等医療施設に受入れを要請する。

【東京都災害拠点病院】

二次医療圏	名称	所在地	電話番号	病床数(床)	ヘリ	三次
北多摩北部	公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1	042-461- 0052	485		○
	東京都保健医療公社 多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	042-396- 3811	337		
	佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	042-461- 1535	183		
	国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘 3-1-1	042-491- 2111	522		

※二次医療圏：二次保健医療圏
ヘリ：ヘリポート設置病院
三 次：救命救急センター等の三次救急医療施設

(1) 負傷者の搬送【救命救護健康班、物資輸送班、救出支援班、医療機関、消防署】

医療機関との密接な連携の下に、傷病者等の搬送を実施する。

搬送方法の順位	搬送に当たっては、以下の搬送順位にしたがって、搬送先受入態勢を確認し搬送する。 1 物資輸送班による庁用車等での搬送 2 救出支援班による庁用車等での搬送 3 消防署へ搬送の要請（消防署は可能な範囲で搬送に協力）
傷病者の搬送	消防署は、災害現場で傷病者の応急手当を実施するとともに、救命救護健康班は市医師会等医療機関と連携し、市内の診療需要情報を把握して、迅速に患者搬送を行う。
救護所からの傷病者の搬送	緊急医療救護所からの救急搬送については、市内の病院への搬送を優先とするが、医師の指示による場合は、収容医療機関を選定し、傷病者の傷病状況に応じて医師を同乗の上、搬送する。
広域搬送	被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、危機管理班は、都にヘリコプター出動を要請する。

(2) 医療スタッフの搬送【救命救護健康班】

市が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が対応する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

3 医薬品等の調達・確保	市、都、市薬剤師会、医療機関
---------------------	----------------

(1) 医薬品等の調達・確保【救命救護健康班】

救命救護健康班は、休日診療所や市内医療機関、市薬剤師会の協力を得て医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の調達・確保を行う。

(2) 供給の要請【救命救護健康班、医療機関】

ア 医薬品等が不足する場合、医薬品卸売販売業者から調達をする。市は、あらかじめ医薬品卸売販売業者と災害時の調達協力協定を締結し、発災後円滑に購入できるよう備える。

イ 速やかに市内に市災害薬事センターを設置し、市内各医療救護所等への供給体制を整える。

ウ 市災害薬事センター長である市災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

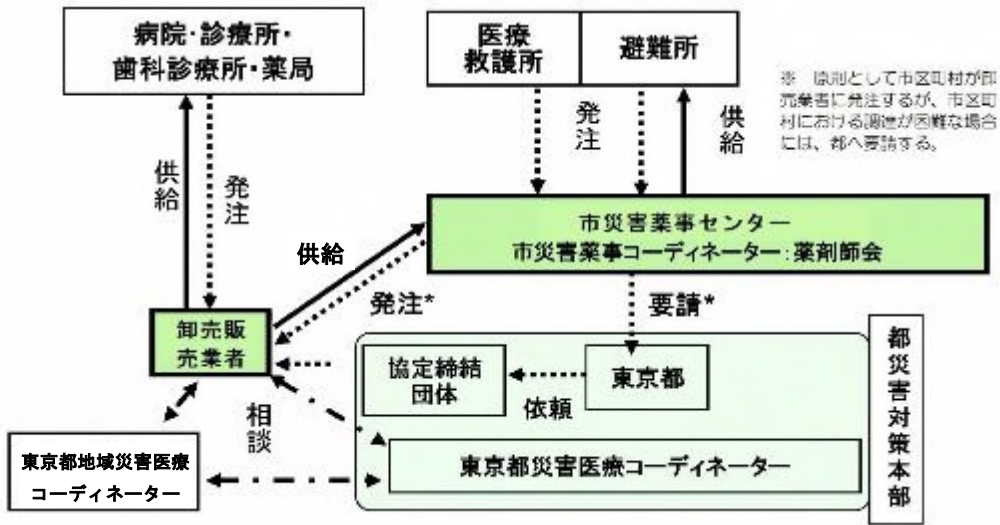
(3) 市災害薬事コーディネーターの業務【救命救護健康班、都（保健医療局**）、市薬剤師会、医療機関】**

市災害薬事コーディネーターの業務は以下のとおりとする。市災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。

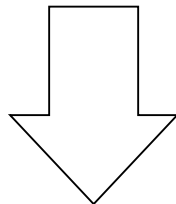
【市災害薬事コーディネーターの業務】

- ① 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の需要と供給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等。
- ② 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等。
- ③ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等。

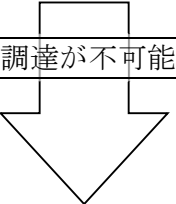
【市が使用する医薬品等の調達手順】



市の備蓄品を使用する。
災害発生時には市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場
合は、市災害薬事センターや薬局等へ提供を依頼する。

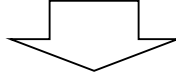
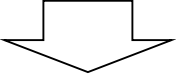


市での調達が不可能な場合



市が卸売販売業者から調達する。
市は卸売販売業者へ医薬品等を発
注する（発注は市災害薬事センター
がとりまとめて行う。）。

都が卸売販売業者から調達する。
市は都に対し調達を要請する。
都は、災害時協力協定締結団体へ
調達を依頼し、団体が会員卸売販売
業者へ依頼する。



卸売販売業者が医薬品等を納入する。
卸売販売業者は、市災害薬事センターへ納品する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

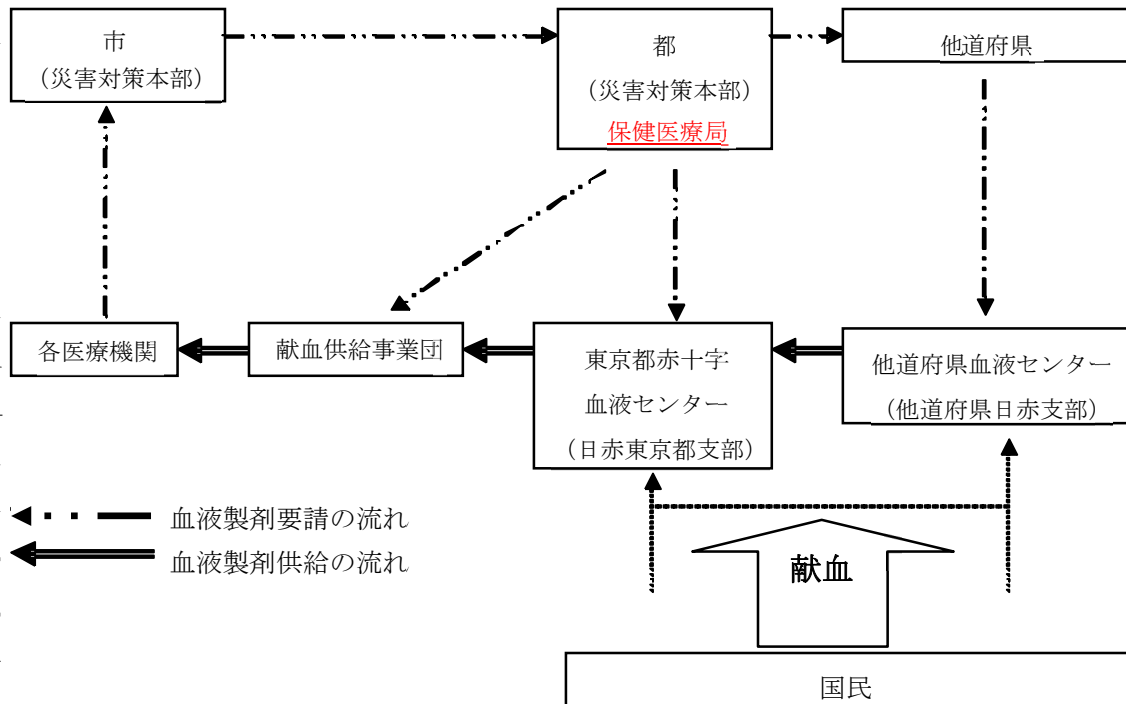
第4部 火山噴火

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

(4) 血液製剤の確保【都（**保健医療局**）、医療機関】

都は、市から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要があると認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給事業に関する協定書」に基づき、東京赤十字血液センター（日赤東京都支部）及び献血供給事業団に供給要請を行う。

(5) 血液製剤の供給体制



4 医療施設の確保 | 市

救命救護健康班は、必要に応じて、医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

第2節 防疫

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降	
市 (市災害対策本部) ・保健所			○透析患者・在宅難病患者への対応	○避難所の衛生管理 ○飲料水の衛生管理 ○避難施設の衛生管理 ○公衆浴場等の確保	○被災者の健康維持活動 ○保健活動 ○メンタルヘルスケア	○放射線使用施設の応急措置 ○毒劇物対策 ○被災動物の保護

1 保健衛生活動	市、都、保健所、医療機関
----------	--------------

被災者の心身両面での健康維持をはじめ、感染症、食中毒の予防のため、各班と協力し、良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

(1) 被災者の健康維持活動【救命救護健康班、医療機関】

都及び市医師会等と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等の被災者の健康維持に必要な活動に努める。特に避難所生活環境において、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、被災者の健康管理を行う。

また、感染症等流行時においては、ゾーニングや衛生管理等必要な対応を実施する。

(2) 保健活動【救命救護健康班、学校避難所班、福祉避難所班、保健所】

救命救護健康班は、保健師・管理栄養士その他必要な職種を避難所等に派遣し、健康相談や指導等の健康対策を実施する。また、必要に応じて保健所に支援を要請し、避難所内の個人スペースの確保や地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

避難所を管理運営する学校避難所班、福祉避難所班等は、避難所における衛生管理を行い、感染症発生時には、避難所等からの報告により保健所が疫

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

学調査及び感染拡大防止対策の指導・支援を行う。市単独では対応が困難な場合は、保健活動班の派遣を保健所と検討し、都に応援要請を行う。

(3) 精神医療体制の確保【救命救護健康班、都（保健医療局）】

被災に関する急性ストレス障害（ASD）、心的外傷後ストレス障害（PTSD）及び長期の避難所生活のストレス等に対処するため、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

救命救護健康班は、東京DPAT、保健師チーム等と連携し、被災市民に対する相談体制を確立する。必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置するとともに、精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

(4) 在宅難病患者への対応【救命救護健康班、保健所、医療機関】

在宅難病患者については、関係機関等が安否確認を行い在宅療養が困難な場合には保健所、医療機関と連携を図りながら、市災害医療コーディネーターと相談し、後方医療機関へ搬送するなど、医療施設での救護を図る等の対応を行う。

(5) 在宅人工呼吸器使用者への対応【救命救護健康班、都（保健医療局）】

災害時個別支援計画で定めた安否確認を行う機関は、「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、災害時個別支援計画で定めた方法により、人工呼吸器使用者及び家族の安否を確認し、市に報告する。

救命救護健康班は被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう関係機関と協力し支援する。

なお、在宅療養の継続や避難等に際し災害時個別支援計画による支援が困難な場合は、都へ支援を要請する。

(6) 透析患者等への対応【救命救護健康班、都（保健医療局）】

救命救護健康班は、透析医療機関の稼働状況等の情報を都保健医療局から収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる態勢をとる。

(7) 食品の衛生管理【学校避難所班、福祉避難所班、救命救護健康班、保健所】

学校避難所班及び福祉避難所班は、衛生管理の徹底を推進するなど、救命救護健康班や都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導をする。

ア 食中毒の防止

保健所が主となって都が編成する食品衛生指導班と必要に応じて連携し食品の安全確保を図る。

(ア) 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保

(イ) 食品集積所の衛生確保

- (ウ) 避難所の食品衛生指導
- (エ) その他食料品に起因する危害発生の防止
- (オ) 食中毒発生時の対応

イ 食中毒発生時の対応方法

食中毒患者が発生した場合、都が編成する食品衛生指導班と連携し原因究明及び被害の拡大防止に努める。

都が編成する食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に、食品の安全を確保するとともに、市と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。その後、学校避難所班、福祉避難所班は防疫活動を実施する。

(8) 避難所の衛生管理【学校避難所班、福祉避難所班】

学校避難所班及び福祉避難所班は、必要に応じ、都保健医療局等と協力し、次のとおり避難所の衛生管理指導を実施する。

- ア 市民の避難所への適正誘導及び受入れ並びに過密状況を把握する。
- イ 土足禁止区域を設定する。
- ウ 避難した市民の生活環境上必要な物品を確保する。
- エ 避難した市民間のプライバシーを確保する。
- オ ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難した市民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- カ 感染症対策等の保健衛生対策に留意する。感染症流行時においては、「西東京市避難施設・管理運営ガイドライン別冊（感染症流行時版）」に基づき感染拡大防止を図る。

(9) 公衆浴場等の確保【危機管理班、物資輸送班、広報班】

物資輸送班は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、浴場等の確保に努め、避難所の衛生管理を支援する。

広報班は、その情報を市民へ提供する。

(10) 放射線使用施設の応急措置【救命救護健康班、環境班】

医療施設の管理者から、放射線障害の発生又は発生のおそれについて通報があった場合は、都保健医療局、保健所、警察署及び消防署と連携して危険拡大の防止に努める。

(11) 毒劇物対策【環境班】

環境班は、建物倒壊等により毒物・劇物の飛散、漏えい等が発生した場合に、保健所が警察署、消防署、関係機関等と連携して行う事業者への指導、中和剤による除毒作業（除外作業）の指示及び被災住民等への立入禁止措置に係る情報提供等の安全管理に協力する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(12) 被災動物の保護【環境班】

環境班は、関係機関と連携して被災動物の保護に当たる。

復旧対策

1 防疫活動	市、都
--------	-----

健康課、環境保全課は、庁内各課と協力し、保健所及び都保健医療局と緊密な連携を図りながら、防疫活動を実施する。

(1) 防疫活動【健康課、環境保全課】

災害により防疫活動を必要とする場合、それぞれ次の業務を迅速かつ適確に行う。

市の要請により保健所は防疫活動等の支援・指導を行う。また、避難所等における感染症発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施等を行う。

防疫チーム	<ol style="list-style-type: none"> 健康調査及び健康相談 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 感染症予防のための広報及び健康指導 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒チーム	<ol style="list-style-type: none"> 患者発生時の消毒及び指導 避難所の消毒の実施及び指導
保健活動チーム	<ol style="list-style-type: none"> 健康調査及び健康相談の実施 広報及び健康指導

(2) 都への連絡【健康課、環境保全課】

健康課及び環境保全課は、防疫活動が必要な被災戸数及び防疫活動の実施状況について、保健所及び都保健医療局に対し、迅速に連絡する。

(3) 協力要請【健康課、環境保全課】

健康課及び環境保全課は、防疫活動の実施に当たって、市の対応能力が十分でない場合は、都保健医療局又は市医師会、市薬剤師会等に協力を要請する。

(4) 飲料水等の安全確保【環境保全課、健康課、都（保健医療局）】

環境保全課及び健康課は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、都が編成する「環境衛生指導班」と連携し、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以降は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

(5) 健康調査【健康課】

健康課は、医療救護班等と緊密に連携をとりながら、被災市民の健康調査を行い、患者の早期発見に努める。

(6) 感染症対策【健康課、各課】

健康課は、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療等の感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。

(7) 避難所の防疫・指導【健康課、環境保全課】

健康課及び環境保全課は、避難所のトイレ、ごみ保管場所等の消毒を行うとともに、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を促す。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第3節 行方不明者の捜索と遺体の取扱い

応 急 対 策

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)		○行方不明者捜索の要請		○遺体収容所の開設 ○市医師会等への検視・検案への協力要請 ○遺体の引き取り、収容
		○遺体対策の手配 ○死亡者に関する広報の実施	○行方不明者名簿の作成	○火葬の実施
都 (保健医療局)		○検案班の派遣 ○遺体の検案の実施		
警察署		○行方不明者の捜索 ○検視班の派遣 ○身元確認、検視等の措置の実施		

1 行方不明者の捜索	市
------------	---

行方不明者の捜索については、災害の規模等の状況を勘案して、警察署、消防署、自衛隊等に市及び都が協力して行う。

救出支援班は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。捜索期間は災害発生日から10日以内とする。この期間を超えて捜索を要する場合には、本部長（市長）の指示によって継続して実施し、都知事に所定の申請をする。

2 遺体の収容及び検視・検案	市、都、警察署、市医師会、市歯科医師会
----------------	---------------------

遺体の収容及び検視・検案については、警察署等に市及び都が協力して行う。

(1) 遺体を発見した場合の措置【警察署】

遺体を発見した場合、発見者は速やかに警察署に連絡する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(2) 遺体の搬送【救出支援班、都（総務局）】

遺族等による搬送が困難な遺体は、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。搬送の際は、状況に応じて都総務局及び関係機関への協力依頼等を行う。

(3) 遺体の収容【救出支援班、都（保健医療局）】

ア 遺体収容所

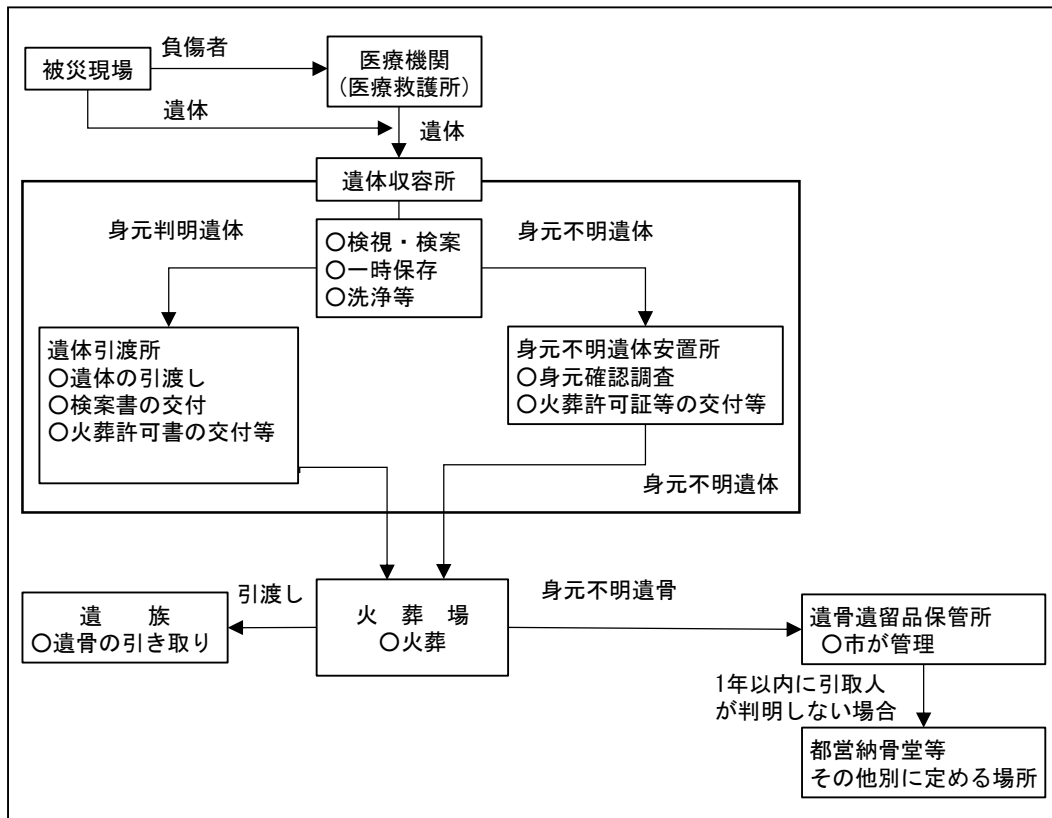
遺体の収容所は、総合体育館に開設するとともに、都保健医療局及び警察署へ開設状況を報告する。遺体収容所には管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施する。

遺体収容所が不足した際は、被災地最寄りの寺院等から選定・協議し、開設する。

イ 遺体の一時安置

遺体の引き渡しまでの間、遺体収容所において遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

(4) 遺体取扱いの流れ【救出支援班】



第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(5) 検視・検案【救出支援班、都（**保健医療局**）、警察署】

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、市、都及び警察署等は、必要な態勢を確立する。

ア 都**保健医療局**は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案を行う。検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。

イ 警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。

ウ 市は、市医師会・市歯科医師会に対し、必要に応じ遺体の検視・検案の協力を要請する。

(6) 遺体の身元確認【警察署】

警察署は、身元確認作業を行い、身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に市に引き継ぐ。おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市に引き継ぐ。**警察署は、市に引き継いだ後も身元調査は継続する。**

3 遺体の引渡し及び火葬等	市
---------------	---

遺体の引渡し及び火葬等については、市が**警察署や**関係機関等の協力を得て行う。

(1) 遺体の引渡し【救出支援班】

救出支援班は、都、関係機関及び葬祭業者等との協力・連携により、遺体対策を実施する。遺体対策としては、遺体の洗浄・消毒等の処置、遺体の一時安置、搬送車両を含む資器材等の調達を行う。

なお、遺体対策から遺体の引渡しまでは次に示す方法で行う。

遺体対策の期間	原則として地震発生から10日間とするが、必要に応じて、都知事に期間延長の申請手続きをとる。
遺体対策のための書類	遺体対策に当たっては、次の書類を整理する。 1 遺体処理台帳 2 遺体送付票等
遺体の身元確認	1 市は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成した上で納棺し、氏名等を記載した「氏

	<p>名札」を棺に貼付する。</p> <p>2 警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は安否確認班により火葬し、身元が判明次第引き渡す。</p>
遺体の引渡し	<p>1 検視・検案を終えた遺体は、警察署の指示にしたがって速やかに遺族に引き渡し、死亡届の受理、火葬許可証又は特例許可証を発行する。</p> <p>2 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。</p>

(2) 死亡者に関する広報【広報班、救出支援班】

遺体の引渡し等を円滑に実施するため、市は、死亡者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う。

(3) 火葬【救出支援班、安否確認班】

遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置をとる。

特例許可証の発行	<p>通常の手続きが困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、通常使用される火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。</p>
広域火葬の実施	<p>1 火葬場の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都に広域火葬の応援・協力を要請する。</p> <p>2 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。</p> <p>3 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。</p> <p>4 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急通行車両により行う。 また、受入火葬場まで遺体搬送ができない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。</p>
身元が判明しない遺体	<p>火葬台帳、火葬関係書類を作成する。 なお、安否確認班は、遺骨を遺留品とともに保管し、1年以内に引取り手が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。</p>

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第7章 帰宅困難者対策

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
想定される外出者の行動	○ターミナル駅周辺や繁華街等で滞留 ○安全な場所を求めて移動 ○被害状況の確認、安否の確認 ○一時的に落ち着ける場所にとどまる ○一時滞在施設で待機 ○帰宅の準備（情報の入手、飲料水等の調達） ○徒歩帰宅の開始				○帰宅
		○事業所等で待機			
市（市災害対策本部）	○情報収集と一斉帰宅抑制や一時滞在施設開設の可否を判断 ○駅周辺の混乱防止対策の実施 ○駅前滞留者、帰宅困難者等への情報提供 ○安否確認実施の呼びかけ ○一時滞在施設の開設 ○一時滞在施設への誘導				○徒歩帰宅者の支援
交通機関	○駅周辺の混乱防止対策の実施 ○駅前滞留者、帰宅困難者等への情報提供 ○乗客・施設の安全確保				○代替輸送の実施 ○復旧作業の実施
事業所	○利用者の保護 ○施設の安全確認の実施 ○従業員等へ施設内待機指示または一時滞在施設へ誘導 ○情報提供体制の確保				○防災活動への参加 ○徒歩帰宅者の支援
学校	○児童・生徒等の保護 ○保護者へ連絡				○徒歩帰宅者の支援

1 帰宅困難者対策に関する初動対応	市、都、警察署、通信事業者、報道機関、交通事業者、事業者、学校
--------------------------	---------------------------------

(1) 情報収集と判断【一時滞在施設班、都、交通事業者】

市及び都は、発災直後から、滞留者に対し報道機関やSNS等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。また、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断する。

公共交通機関の運行状況については、都、市、交通事業者が連携して情報を共有し、滞留者へ適切に発信する。

(2) 一時滞在施設の開設【一時滞在施設班、都、一時滞在施設となる施設】

市は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設等や市立の一時滞在施設に対し開設要請を行う。

都は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、都立一時滞在施設へ直接開設要請を行う。また、市に対し、協定を締結した民間一時滞在施設等や市立の一時滞在施設へ開設要請するよう、呼びかける。

(3) 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供【一時滞在施設班、都】

市及び都は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。

2 駅周辺での混乱防止	市、都、警察署、消防署、通信事業者、報道機関、交通事業者、事業者、学校
--------------------	-------------------------------------

地震発生直後は、公共交通機関が運行停止し、駅やその周辺に多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定される。大規模災害発生時には、行政の「公助」には限界があることから、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図るものとする。

(1) 駅周辺の混乱防止【一時滞在施設班、危機管理班、都（総務局）、警察署、消防署、通信事業者、報道機関、交通事業者、事業者】

機関名	対策内容
市	1 駅周辺の適当な広さを有する屋外スペースを誘導場所として確保する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則	
第1章 計画の方針	
第2章 基本的責務等	
第3章 市の概況	
第4章 被害想定	
第5章 減災目標	
第6章 調査・研究	
第2部 災害予防	
第1章 防災力向上	
第2章 安全な都市	
第3章 交通・ライフライン	
第4章 応急対応力	
第5章 情報通信	
第6章 医療救護	
第7章 帰宅困難者	
第8章 避難者対策	
第9章 物資備蓄等	
第10章 放射性物質	
第11章 生活再建	
第12章 噴火降灰対策	
第3部 応急復旧	
第1章 初動態勢	
第2章 情報通信	
第3章 防災活動	
第4章 二次災害	
第5章 警備・交通	
第6章 医療救護	
第7章 帰宅困難者	
第8章 避難者対策	
第9章 物流備蓄等	
第10章 放射性物質	
第11章 ごみ・し尿等	
第12章 ライフライン	
第13章 公共施設等	
第14章 応急生活	
第15章 災害救助法	
第16章 震災復興	
第17章 南海トラフ	
第4部 火山噴火	

	2 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導を行う。
都	1 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置する。 2 帰宅困難者に対し、市区町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報提供を行う。
警察署	市等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。
消防署	市等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。
通信事業者	1 事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。 2 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を周知する。
報道機関	行政機関や交通事業者等からの情報について、都民・事業者提供に提供する。
交通事業者等	1 施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。 2 関係機関と連携し、一時滞在施設への案内又は誘導を行う。

ア 情報提供

市、交通事業者、報道機関は、災害情報、鉄道運行状況、道路交通情報等を駅前滞留者、帰宅困難者等にホームページ、安全・安心いーなメール、掲示板、放送設備等を活用して情報提供を行う。

イ 安否確認

- (ア) 駅前滞留者、帰宅困難者等は災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を利用して安否確認を実施する。
- (イ) 市、都、通信事業者等は、駅前滞留者、帰宅困難者等に対して災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用による安否確認の実施を呼びかける。
- (ウ) 通信事業者は、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を立ち上げる。

ウ 救護体制の確保

- (ア) 集客施設、駅等の事業者は、「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」に基づき利用者及び自らが管理する施設の安全確認等を行う。
- (イ) 一時滞在施設等は、鉄道等の運行状況を確認した上で、必要に応じて、交通事業者等と協力し、駅構内の乗降客及び駅前の滞留者等を一時滞在施設に誘導する。発災直後は、道路の通行や代替交通手段も確保できず、余震などから二次災害のおそれがあり、徒歩での帰宅は困難となるため、帰宅可能になるまでの間、一時滞在施設に受け入れる。一時滞在施設の運営については、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に基づき対応する。

(2) 集客施設及び駅等における利用者保護【危機管理班、調整班、都（総務局）、
交通事業者、事業者】

機関名	対策内容
集客施設及び駅等の事業者	<p><u>1 施設及び周囲の安全を確認する。</u></p> <p><u>2 集客施設及び駅等において、利用者を保護する。</u></p> <p><u>3 駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導する。</u></p> <p><u>4 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合は、市や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、帰宅が可能になるまでの間、当該施設が一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。</u></p> <p><u>5 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携の下、一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。</u></p> <p><u>6 利用者保護に当たって、市や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。</u></p> <p><u>7 災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。</u></p>
鉄道事業者	<p><u>駅利用者に、駅から誘導場所までの情報、列車や代替輸送などの運行情報など必要な情報を提供する。</u></p>
都	<p><u>1 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて集客施設や駅利用者等へ、都内の混雑に関する情報や一時滞在施設の開設・運営情報等を提供できるよう整備する。</u></p> <p><u>2 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築する。</u></p>
市	<p><u>1 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築する。</u></p>

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

3 事業所等における帰宅困難者対策	<u>市、事業者、学校長、教育委員会、保育園・児童館・学童クラブ</u>
--------------------------	--------------------------------------

発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図る。

(1) 事業所防災リーダーの活用【都、事業所】

都総務局は、事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供する。各事業所防災リーダーは、都からの発信情報を参考に、一斉帰宅の抑制など事業所内で適切な災害対策を実施する。

(2) 事業者による従業員等の施設内待機【事業所】

ア 発災直後に施設内に留まることができるよう、家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施しておく。

イ 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。

ウ 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。

なお、各事業者の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。

エ 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

(3) 施設内に待機できない場合の対応【事業所】

建物や周辺が安全でない場合は、事業者は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。

また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

(4) 防災活動への参加【事業所】

事業者は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

(5) 情報提供体制の確保【事業所】

事業者は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する。

(6) 学校等の対応【教育委員会】

学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

復旧対策

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	市、 <u>事業者</u> 、西武鉄道(株)、西武バス(株)、関東バス(株)
----------------------------	--

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。一方、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、留まっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがある。

こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要がある。さらに混乱が収拾し帰宅が可能な状況になったとしても、特に長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が必要となる可能性がある。

(1) 帰宅ルールの周知・運用【都、事業所】

事業者は、従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど呼びかけるようにする。また、事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。

都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、交通機関の運行情報や都内の混雑状況等を事業者や帰宅困難者等に発信する。その際、混雑が集中しないよう、分散して帰宅することなどを積極的に周知する。

(2) 各機関の対策【秘書広報課、社会教育課、公民館、図書館、西武鉄道(株)、西武バス(株)、関東バス(株)】

秘書広報課は、都や交通事業者などからの情報により災害情報、鉄道運行状況、道路交通情報等を帰宅困難者等に市ホームページ等で情報提供を行う。

社会教育課、公民館及び図書館は、都、交通事業者、秘書広報課などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

西武鉄道(株)は、運行状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、発災後の早期運転再開に努める。

各バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、バス等による代替輸送手段を確保する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

2 徒歩帰宅者の支援	市、都、警察署、日赤東京都支部、事業者、学校
-------------------	------------------------

(1) 実施事項【社会教育課、公民館、図書館、都（総務局）、警察署】

帰宅困難者が帰宅するに当たって、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すよう、徒歩帰宅支援を行う。

(2) 各機関の対策等【社会教育課、公民館、図書館、都（総務局）、警察署、日赤東京都支部、事業者、学校】

機関名	対策内容
市	事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援する。
都	<p><u>1 事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムによる情報提供</u></p> <p><u>2 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供する。</u></p> <p><u>3 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施する。</u></p>
警察署	<p>1 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行う。</p> <p>2 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要なと認める情報を提供^{する}。</p>
日赤東京都支部	赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊き出し、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。
事業者 学校	<p>1 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始する。</p> <p>2 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。</p>

＜一時滞在施設＞

(令和6年1月現在)

番号	施設名	所在地	収容人数 (人)
1	コー ル 田 無	田無町 3-7-2	343
2	南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」	南町 5-6-5	608
3	谷戸公民館・図書館	谷戸町 1-17-2	247
4	芝久保公民館・図書館	芝久保町 5-4-48	246
5	柳沢公民館・図書館	柳沢 1-15-1	323
6	保谷駅前公民館・図書館	東町 3-14-30	371
7	ひばりが丘図書館	ひばりが丘 1-2-1	50
8	ひばりが丘公民館	ひばりが丘 2-3-4	181
合計（8箇所）			2,369

※有効面積は各施設の延べ面積の1/3とした。収容人員は有効面積に対し、3.3㎡当たり2人で算定した（「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）を参考）。なお、図書館は3.3㎡当たり1人とした。

※一時滞在施設は、施設の安全性や利用状況、被害状況等を確認した上で開設可否を決定するため、全ての施設が開設されない場合がある。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第8章 避難者対策

第1節 避難体制の整備

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
市（市災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> ○避難情報の発令 ○都及び防災関係機関に通知 ○マスコミと連携し情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難広場への誘導（警察署、消防署等と協力） （○避難所または広域避難場所への誘導） 	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒区域の設定 ○規制の実施 	
警察署等	○避難誘導			

1 避難	本部長（市長）、市、警察署、消防署、事業所等
------	------------------------

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予想される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合など、市民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められるときは、防災関係機関は相互に連携し、これら危険地域の市民を速やかに安全な場所へ避難させるとともに、災害応急対策従事者の安全確保を図る。

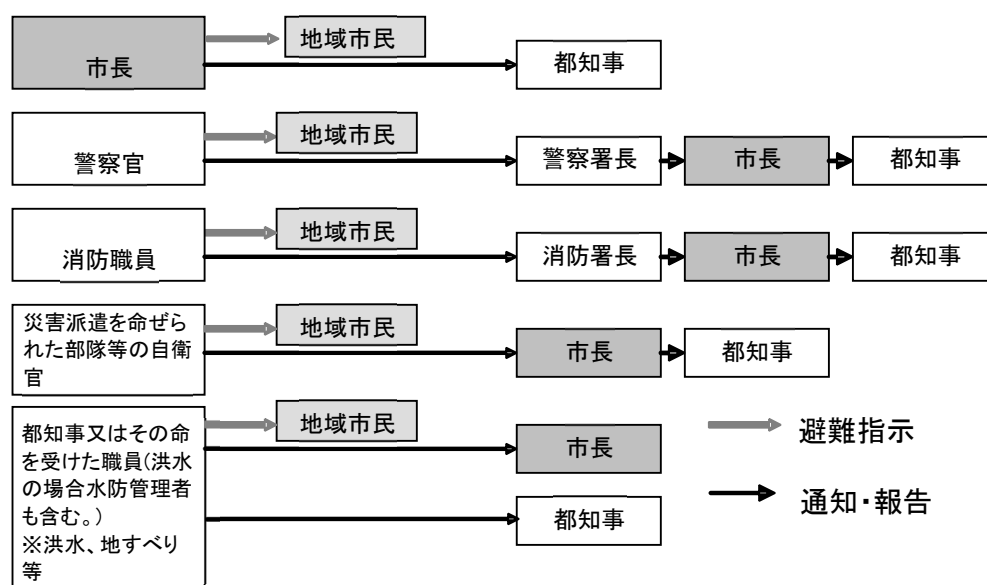
(1) 避難情報の発令【本部長（市長）、危機管理班】

市は、地震の発生によって、延焼火災、がけ崩れ等の危険性がある地域の市民に対し、警察署、消防署等防災関係機関と相互に連絡をとりながら、速やかに対象地域、対象者、及び避難先を定めて避難情報の発令を行う。

高齢者等 避難	<u>災害が発生するおそれがある状況において、災害リスクのある区域に住む高齢者等や避難に時間を要する高齢者等及びその支援者が、危険な場所から立退き避難を行う。</u>
避難指示	<u>災害が発生するおそれが高いとされる状況において、危険な場所から全員立退き避難を行う。</u>

ア 避難指示の連絡系統

【避難指示及び連絡の系統】



イ 避難指示の伝達

本部長（市長）は、避難指示を行った場合は、都知事へ通知するとともに、防災関係機関へ通知する（解除する場合も同様）。

また、状況の許すかぎり次の各号に掲げる事項を明らかにする。

- ① 避難対象地域（町丁名、施設名等）
- ② 避難先（避難場所の名称）
- ③ 避難経路（避難場所への安全な順路）
- ④ 避難指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- ⑤ その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難等）

ウ 避難指示の解除

市長は、避難の必要がなくなった場合は、直ちに公示し、同時に都知事に報告する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(2) 避難・誘導【危機管理班、**広報班**、救出支援班、安否確認班、子育て支援班、学校避難所班、保育班、**環境班**、警察署、消防署、事業所等】

災害から市民の安全を確保するため、関係機関相互の連携の下に、誘導等の必要な措置を講ずる。

ア 自主避難

市民の避難は、自主避難を基本とし、安全な場所へ避難する。

イ 避難誘導

避難情報を発令した場合は、各機関は相互に連携して市民の避難誘導を実施する。避難に当たり、次の事項を周知徹底する。

- (ア) 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。
- (イ) 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止を行い、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置をとる。
- (ウ) 非常持出し品等は最小限にとどめる。

なお、避難は災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

- (ア) 避難者は、地区内の避難広場に集合し、安全な経路を徒歩で避難する。
- (イ) 避難誘導は、要配慮者に配慮し、できる限り早めに事前避難させる。
- (ウ) 避難広場等が火災等で危険と判断された場合、別に指定する広域避難場所へ移動する。各機関は相互に協力をしながら、次の避難誘導に努める。

機関名	内容
危機管理班 広報班 救出支援班 安否確認班 子育て支援班 学校避難所班 環境班	1 避難情報を発令した場合、警察署、消防署及び消防団等の協力を得て、自治会・町内会、事業所単位等で集団を形成しつつ、避難広場に避難者を集合させ、周囲の様子を確認する。その後、自治会・町内会、防災市民組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、避難所に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。 2 避難行動要支援者は、優先して避難広場に避難させる。 3 環境班等は、発災後速やかに避難広場に職員を派遣する態勢を整えるとともに、公共施設管理者の協力を得て、必要に応じて避難者を避難所へ 誘導 する。 4 学校避難所班は、公共施設管理者の協力を得て、避難所収容者の整理及び本部からの情報等の連絡調整に従事する。

機関名	内容
	<p>5 避難を行うに当たっては、通電火災の予防のため、自宅のブレーカーを落とすなどの対応を行うよう、市民に対して広報を行う。</p> <p>6 むやみな避難・移動は混乱を招きかねないため、災害の危険性がない場合等は自制的な行動を求める。</p>
警察署	<p>自主統制により避難広場に集合した市民、事業所従業員等を、自治会・町内会、事業所等を中心に編成した集団単位で、避難所に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。</p> <p>1 避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、パトカー、白バイ等による広報活動を行う。</p> <p>2 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域市民、事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置をとる。</p> <p>3 広域避難場所においては、できる限り所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を取り、広域避難場所の秩序維持に努める。</p> <p>4 広域避難場所の警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度等の状況を把握し、広域避難場所や避難経路等の状況が悪化した場合、機を逸せず再避難等の措置をとる。</p>
消防署	<p><u>1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合に市へ通報する。</u></p> <p><u>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合、避難等の指示を実施し、その後市へ通報する。</u></p> <p>3 避難情報が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を市災害対策本部、警察署等に情報提供する。</p> <p>4 避難情報が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難情報、災害発生の状況、出火防止及び初期消火の呼びかけを行いながら、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。</p> <p><u>5 避難情報が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</u></p>

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

機関名	内容
学校長	<p>1 各学校においては、震災の状況に応じ、学校長以下教職員が、児童・生徒等の安全確保のため避難誘導に努める。</p> <p>2 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障害の程度等児童・生徒の発達段階に配慮する。</p> <p>3 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。</p>
保育班 事業所 私立学校 駅等	<p>幼稚園・保育園、事業所、私立学校等、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理者等が、避難誘導を実施する。</p> <p>また、交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。</p>

ウ 避難情報の広報

市は、災害発生時又は避難が必要と判断される場合、市民等に対し市防災行政無線（同報系）や広報車、SNS等インターネットの活用、マスコミとの連携等により避難情報の広報を行う。

実施機関	都、都内市区町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社
伝達する情報	<p>1 高齢者等避難</p> <p>2 避難指示</p> <p>3 緊急安全確保</p> <p>4 警戒区域の設定</p>
情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・市防災行政無線（同報系） ・市防災行政無線（同報系）自動電話応答サービス ・広報車 ・エリアメール、緊急速報メール ・安全・安心いーなメール ・FM西東京（84.2MHz） ・市SNS ・Lアラート

2 警戒区域の設定	本部長（市長）、市、警察署
------------------	---------------

危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、立ち入りを制限、若しくは禁止し、又は退去を命じる。

(1) 警戒区域の設定権者【本部長（市長）、危機管理班】

原則として、災害全般において、警戒区域を設定する場合は市が実施する。都への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

(2) 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定【本部長（市長）、警察署】

警戒区域を設定した場合は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りの制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。

ア 本部長（市長）は、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官は、市職員が現場にいない場合、又は本部長（市長）からの要求があった場合、警戒区域を設定する。この場合、直ちに本部長（市長）に通知する。

ウ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、本部長（市長）その他職権を行うことができる者、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、直ちに本部長（市長）に通知する。

(3) 規制の実施【危機管理班、都市計画班、警察署】

危機管理班は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。警戒区域を設定した場合、都市計画班、消防署、その他関係班と連携し、警察署長に協力を得て警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。

また、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第2節 避難所・避難広場等

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 （市災害対策本部）			○避難所の開設・運営	→	→
			○福祉避難所の開設・運営	→	→
			○避難者の把握・誘導	→	→
			○避難所運営代表者の選出	→	→
			○避難者収容記録簿の作成	→	→
			○物資の調達・供給	→	→
			○清掃・衛生対策の実施	→	→
			○プライバシーの確保対策の実施	→	→
			○避難者への情報提供	→	→
			○避難所におけるボランティアの受入れ	→	→
			○避難者の移送	→	→
			○要配慮者への対応	→	→
			○トイレ機能の確保	→	→
			○飲料水及び食品の安全確保	→	→
			○保健・衛生対策の実施	→	→
		○飼育動物の保護、避難所への受入れ	→	→	
		○避難所における飼育動物の 適正管理・環境衛生について の指導、助言	→	→	

1 避難所の開設

市

市は、災害等の状況により開設する避難所を選定するとともに、避難所運営協議会等と連携を図り、速やかに施設の安全を確認し受入態勢を整える。

(1) 避難所の開設基準【危機管理班、学校避難所班、学校連絡調整班】

以下の開設基準に応じ、速やかに避難所を開設する。

- ア 震度6強以上の地震（気象庁発表）が発生し、多数の避難者が予測される場合は、指定する避難所の全てを開設する。
- イ 震度6弱以下の場合は、避難状況や災害対策本部の指示に応じて開設する。

(2) 避難所の開設方法【危機管理班、学校避難所班、学校連絡調整班】

初動要員は、あらかじめ指定される学校へ参集し、施設管理者や避難所運営協議会と協力し、各避難所を開設する。

(3) 安全点検・施設稼働状況の確認・保健衛生対策【学校避難所班】

避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保、保健衛生対策等を行う。

(4) 避難者の把握・誘導【学校避難所班】

初動要員は、避難者数の把握、負傷者等への対応、要配慮者用エリアの確保等を実施するとともに、避難者が教室等の立入禁止場所に立ち入ることの無いよう適切な規制措置を講じ、施設内に誘導する。

(5) 指定された避難所だけでは不足する場合【学校避難所班】

指定された避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合には、他の公共及び民間の施設管理者に対し、避難所として施設の提供を要請する。

(6) 広報の実施【広報班】

広報班は、市民に対して避難所の開設状況の広報を実施する。

(7) 指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合【危機管理班】

施設管理者の同意を得た上で、避難所として開設するよう努める。

(8) 関係機関への通知【危機管理班】

危機管理班は、避難所の開設状況を直ちに関係機関に通知する。

(9) 避難所の開設期間【危機管理班、学校避難所班】

避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。

2 避難所の運営	市、市民
----------	------

避難所は、市と避難してきた市民等の避難者との協働により運営を行う。以下に避難所における役割を示す。

避難所 運営組織 (避難者)	運営代 表者、 運営主 体	<p>1 <u>避難所運営組織は、防災市民組織の構成員、自治会・町内会長等の地域住民など平時に学校に設置され、主に市民により構成される避難所運営協議会と避難者からなる組織をいう。</u></p> <p>2 <u>避難所の運営代表者は、実際に避難所を運営する避難所運営組織構成員(市の職員以外の者をいう。)から選出する。</u></p> <p>3 <u>避難所の運営代表者は、避難所の管理運営に際して積極的に女性を要職に登用し、年齢や性別、障害の有無等、多様な視点に配慮する。さらに、避難所運営組織の中に、避難所運営に必要な役割体制を構築するとともに、衛生管理担当者・防火担当責任者を設置する。</u></p>
	学校避難所	運営

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

<u>班</u>	<u>支援</u>	
<u>ボランティア ア従事者</u>	<u>運営 補助</u>	<u>避難所の運営代表者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。</u>

(1) 避難所の運営【市民、学校避難所班】

ア 避難者収容記録簿の作成

運営代表者は、避難者名簿（カード）を配布・回収の上、これを基に避難者収容記録簿をできる限り早期に作成する。

イ 食料、生活必需品の調達・供給

学校避難所班は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、衛生用品その他物資の必要数を物資調整班に報告し、必要物資を調達する。

ウ 清掃・衛生対策

運営代表者は、避難者との協力によりトイレ、ゴミ置き場等の清掃体制を確立する。

エ 飲料水の安全確保

都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以降は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

オ 食品の安全確保

都が編成する「食品衛生指導班」と連携し、避難市民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- (ア) 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制確立
- (イ) 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- (ロ) 手洗いの励行
- (ハ) 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- (ニ) 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- (ホ) 情報提供
- (ヘ) 殺菌、消毒剤の適切な使用
- (ヘ) 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

カ トイレ機能の確保

被災後、断水した場合には、学校のプール、震災用井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。

キ プライバシーの保護

運営代表者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者の性別等も踏まえ、更衣室や授乳室等を確保するなどプライバシー確保に留意する。

ク 情報の提供

避難所に避難した避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、特設公衆電話、インターネット、ファクシミリ等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。

ケ 避難者の把握

避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等（在宅避難者）に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮する。

コ 安否情報の提供

被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

サ ボランティアの受け入れ

市災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアを受け入れる。

シ 避難者の移動

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館、ホテル、都立施設、国施設や民間施設等の活用を検討し、それらへの移動を避難者に促す。

ス 避難所の設置・維持の適否の検討

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(2) 要配慮者への配慮【学校避難所班、市民】

要配慮者に対し以下の点に留意し、配慮に努める。

ア 障害者の意思疎通が行えるよう、手話や文字・音声など障害者等に配慮した情報伝達方法を確立するよう努める。

イ 市は、避難所を開設した場合、ボランティア等の協力を得て要配慮者を

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

把握し、健康状態等について聞き取り調査を行う。

ウ 市は、調査の結果に基づき、必要とする食料、生活必需品等の調達をするほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

また、必要に応じて、避難所から福祉避難所への移送を検討する。

エ 市は、上記調査等を実施する場合、運営代表者等と協議を行う。

(3) 開設が長期化する場合の避難所の運営【学校避難所班、救命救護健康班、市民】

避難所の開設が長期化する場合、以下の点に留意する。

ア 避難者が落ち着きを取り戻すまでの避難所の運営

- (ア) グループ分けの実施
- (イ) 情報提供体制の整備
- (ウ) 避難所運営ルール of 徹底
- (エ) 避難所のパトロール等

イ 避難者が落ち着きを取り戻した後の避難所の運営

- (ア) 自主運営体制の整備（女性や要配慮者の参画を推進し、男女等のニーズの違いなどの視点に配慮）
- (イ) 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保、生活環境等の改善対策
- (ウ) 避難所の運営に関する役割分担の明確化と、避難者に過度の負担がかからないよう配慮
- (エ) 学校授業再開に向けた対策
- (オ) 避難所の閉鎖を考慮した運営

ウ 保健・衛生対策

- (ア) 救護所の設置
- (イ) 巡回健康相談、栄養相談の実施
- (ウ) 入浴、洗濯対策
- (エ) 食品衛生対策
- (オ) 西東京市避難施設・管理運営ガイドライン別冊（感染症流行時版）に基づいた感染症予防対策
- (カ) 子どものメンタルヘルス対策
- (キ) 集団生活が難しい人への対応（福祉避難所への移送検討や避難所内に個別スペースを設置）

エ 避難所の移転等

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の統廃合を図る。また、状況によって公共施設等を避難所として開設することを検討する。

- (ア) 運営代表者は、本部長（市長）から統廃合の連絡があった場合、その旨

を避難者等に伝える。

- (イ) 運営代表者は、避難所を閉鎖した旨を危機管理班に連絡するとともに、施設管理者（学校長等）にも報告する。

3 福祉避難所の開設	市
-------------------	---

(1) 福祉避難所の開設【福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】

福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班は避難所で生活している要配慮者、乳幼児や妊婦に対し、介護等必要なサービスを提供するため、社会福祉施設や保育園等を福祉避難所として災害対策本部の指示に基づき、必要に応じて開設する。

(2) 福祉避難所の開設方法【福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】

福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班は、施設管理者と協力し、施設利用者の安全を確保するとともに、相談員と避難スペースが確保できた時点で福祉避難所を開設する。

(3) 安全点検・施設稼働状況の確認・保健衛生対策【福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班、救命救護健康班】

福祉避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保、保健衛生対策等を行う。

(4) 介護・福祉サービス提供【福祉避難所班】

介護・福祉サービス提供事業者と協力し、介護・福祉サービスを提供する。

(5) 関係機関への通知【危機管理班】

危機管理班は、福祉避難所を開設したとき、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉局及び警察署、消防署等、関係機関に連絡する。

4 福祉避難所の運営	市、市民
-------------------	------

福祉避難所の運営は、福祉避難所の施設職員、市職員、ボランティア及び介護を行う親族により行う。運営手順については、「2 避難所の運営」に準拠する。

5 ボランティアの受入れ	市
---------------------	---

(1) ボランティアの派遣要請【学校避難所班、福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】

市災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアの派遣要請を行う。

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(2) ボランティアの受入れ【学校避難所班、福祉避難所班、保育班、
 子ども家庭支援班】

「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」に基づいたマニュアル等の業務手順により、避難所で活動するボランティアを受け入れる。

6 避難者の移送等	市、本部長（市長）、都
------------------	-------------

(1) 移送の実施【物資輸送班】

物資輸送班は、次のような避難者の移送が必要な場合、庁用車等の利用又は協定先等への協力を要請し人員輸送を実施する。

- ア 市街地大規模火災・危険物二次災害等の緊急事態において、避難所等から多数の避難者を他地区等へ迅速に輸送する必要がある場合
- イ 避難所から要配慮者等を福祉避難所等へ移送する必要がある場合

(2) 市外への移送【本部長（市長）、物資輸送班、危機管理班】

ア 本部長（市長）は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難なとき、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉局）に要請する。なお、隣接協定都市の長に協議した場合、その旨を都知事に報告する。

イ 被災者の他地区への移送を要請した本部長（市長）は、移送先における避難所管理者（市職員）を定め、移送先の市区町村に派遣するよう努める。

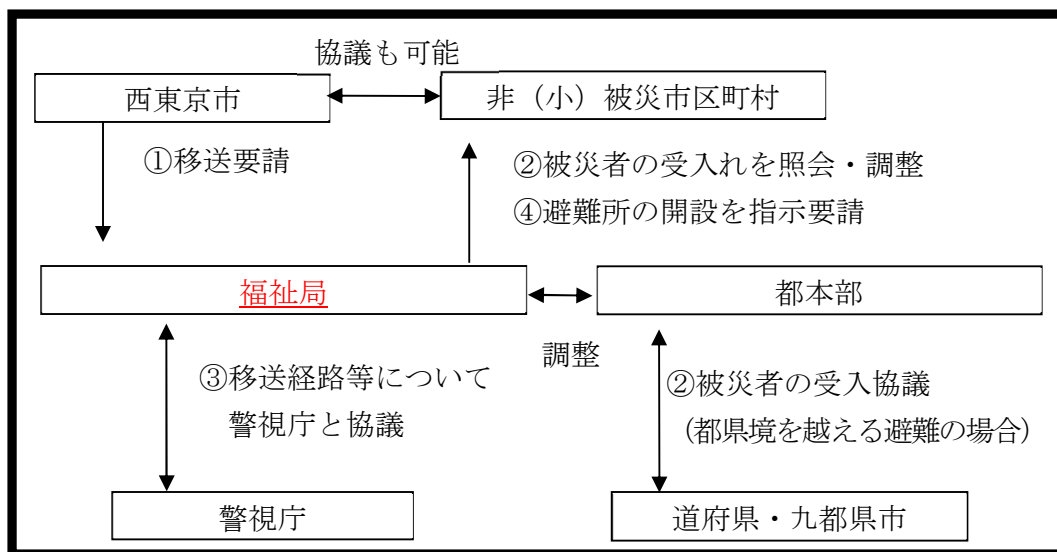
(3) 市外からの受入れ【本部長（市長）、危機管理班】

ア 都又は隣接協定都市から被災者の受入れを指示又は要請された場合、本部長（市長）は直ちに避難所を開設し、受入態勢を整備する。

イ 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の他市区町村が行い、市はその運営に協力する。

ウ 都内又は隣接協定都市以外の遠方からの避難者の受入れ（広域一時滞在）についても同様とする。

【移送先の決定】



7 動物救護 市、都、関係機関

災害時における飼育動物については、飼い主の責任の下に飼育・管理をすることとなる。

市は、危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、都・市獣医師会、ボランティア等との協力体制を確立する。

※飼育動物とは、飼育されている犬・猫等の動物とする（「動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和50年政令第107号)」別表に規定する動物を除く。）。

(1) 動物の保護【都（保健医療局）、関係機関】

都は、都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」を中心として、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災動物の保護等を行う。「動物保護班」では、市区町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力による飼い主不明の被災動物の保護及び動物保護施設への搬送を行う。「動物医療班」では、市区町村等からの要請により、避難所等における獣医療提供等の支援を行う。

また、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。

(2) 避難所における動物の適正な飼養【環境班、学校避難所班、

都（保健医療局）】

市は、開設した避難所の敷地内又は隣接地等に行き避難動物の飼養場所を設置する。環境班は、動物の飼養状況を把握し、都や関係団体へ情報提供を行う。

また、避難所での飼育動物の対策は以下に基づき、各避難所で詳細を定める。環境班は、市獣医師会と協力し、飼い主とともに避難した飼育動物の適

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

正管理・環境衛生についての必要な指導・助言を行う。

ア 避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。

イ 飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。

ウ 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）の別表に定める特定動物は、避難所への同行はできないものとする。

エ 飼育場所は、居住スペースとは別とする。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）についてはこの限りでない。

オ 飼育動物の避難所での飼育スペース・清掃等の詳細な飼育ルールは、事前に避難所運営協議会で定めた飼育ルールに基づき運用する。

第3節 要配慮者対策

応急対策

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	○要配慮者の安否確認及び被災状況の把握			
	○福祉ニーズの把握			
	○在宅福祉サービスの継続的提供			
	○福祉避難所等の活用			
	○要配慮者の施設への緊急入所			
	○特殊な医療等を必要とする 在宅要配慮者の支援			
	○在宅介護の実施			
	○福祉サービスの情報提供			
	○社会福祉施設(福祉避難所)の 応急対策の実施			
	○外国人支援対策の実施			

1 要配慮者の安全確保

市、避難支援等関係者

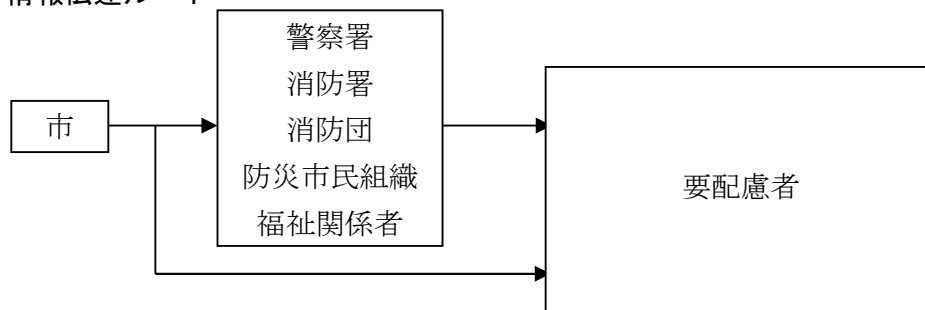
高齢者や障害のある方、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、防災市民組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。また、被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動を進める。

社会福祉施設における福祉サービスを継続実施するため、代替施設、必要物資、要員等の早期確保を支援する。

(1) 要配慮者への避難情報等の伝達【安否確認班、福祉避難所班、

子育て支援班】

ア 情報伝達ルート



イ 情報伝達手段

情報の伝達手段は、障害等の状況に応じて、次の手段の活用を検討する。

(ア) 聴覚障害者

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

市ホームページ、インターネット（電子メール・SNS等）、安全・安心
いメール、ケーブルテレビ放送（J-COM）等

(イ) 視覚障害者

F M西東京、受信メールを読み上げる携帯電話、戸別受信機等

(ウ) 肢体不自由者

フリーハンド用機器を備えた携帯電話、戸別受信機等

(2) 避難行動要支援者の避難支援【避難支援等関係者】

避難支援等関係者は、避難行動要支援者個別計画に基づき、避難行動要
支援者の避難支援を行う。

また、避難行動要支援者の生命や身体を緊急に保護する必要が認められる
場合、市は、本人の同意を得ずして、避難行動要支援者名簿を自治会・町内
会、防災市民組織、民生委員・児童委員、福祉関係者等に対して提供し、円
滑な避難支援に努める。

(3) 要配慮者の被災状況の把握【安否確認班、子育て支援班】

ア 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握

市は、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、
介護サービス提供事業者、ケアマネジャー等の協力を得ながら、速やかに
要配慮者に対応する窓口となる安否確認班を組織し、安否確認を含む被災
状況の把握に努める。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

イ 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者等の福祉ニーズの把握に努める。

(4) 被災した要配慮者への支援活動【福祉避難所班、安否確認班、子育て支援班】

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

(ア) 被災した要配慮者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、
事業者と協力し、補装具や日常生活用具の支給、ホームヘルパーの派遣
等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

(イ) デイサービス、ショートステイ等の早期再開を支援し、要配慮者等に対
する福祉サービスの継続的な提供に努める。

(ウ) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策
に努める。

イ 福祉避難所等の活用

健康福祉部・子育て支援部の各班は、福祉避難所等を活用し、避難所での
生活が困難である要配慮者等への医療や介護など必要なサービス提供に
努める。

- ウ 東京都災害福祉広域調整センターへの福祉専門職員の派遣要請**
福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。
- エ 要配慮者の施設への緊急入所**
居宅、避難所等では生活が困難な要配慮者等については、本人の意思の下、事業者等の協力を得て、社会福祉施設への緊急入所の手続きを迅速に実施する。
- オ 特殊な医療等を必要とする在宅要配慮者の支援**
特殊な医療を必要とする難病患者や人工透析患者等、またはその家族が、機器の故障や電気、水、電話等の断絶により生命の危機に陥ることを防ぐため、日頃からの備えに関する啓発とともに、発災直後からの支援に努める。
- カ 在宅介護の実施**
介護サービス提供事業者、ケアマネジャー、地域包括支援センター等と連携し、ホームヘルプサービス、入浴サービス、介護方法の訪問指導などを必要に応じて実施する。
- キ 情報提供**
健康福祉部・子育て支援部の各班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者等に対する居宅、避難所及び応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。
- (5) 医療等の体制【救命救護健康班、都（[保健医療局](#)）】**
透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、市は、情報の収集や提供を行い、都、関係機関及び近県等との連携による医療体制の強化に努める。
都は、東京DPATによるメンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。
- (6) 食料等の確保【物資調整班】**
物資調整班は、アレルギー対応食等を確保し、要配慮者のニーズに対応した食料の供給を図る。
- (7) 避難所の整備【学校避難所班、福祉避難所班】**
市は、避難所における要配慮者の視点を踏まえた施設・設備の整備に努めるほか、要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(8) 応急仮設住宅【都市計画班】

市は、入居者の選定に当たっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先入居に努める。

2 社会福祉施設等との連携	市、消防署
----------------------	-------

(1) 福祉避難所の活用【福祉避難所班】

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者等を避難させ、物資の提供、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(2) 社会福祉施設等と地域の連携【消防署】

消防署は、事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

(3) 福祉避難所の応急対策【福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】

速やかに福祉活動が実施できるよう、被災状況の把握、施設設備の応急復旧及び代替建物の確保など必要な支援を図る。

ア 福祉避難所として指定されている施設の管理者は、通所者、利用者、職員^アの安否及び所在を確認し、福祉避難所班、保育班又は子ども家庭支援班に報告する。

イ 施設利用に支障^イを来す場合は、仮設間仕切り、仮設トイレ等の必要設備を設置する。

ウ 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、社会福祉施設以外の公共建築物のほか、協力の得られる民間施設を利用する。

3 外国人支援対策	市、都
------------------	-----

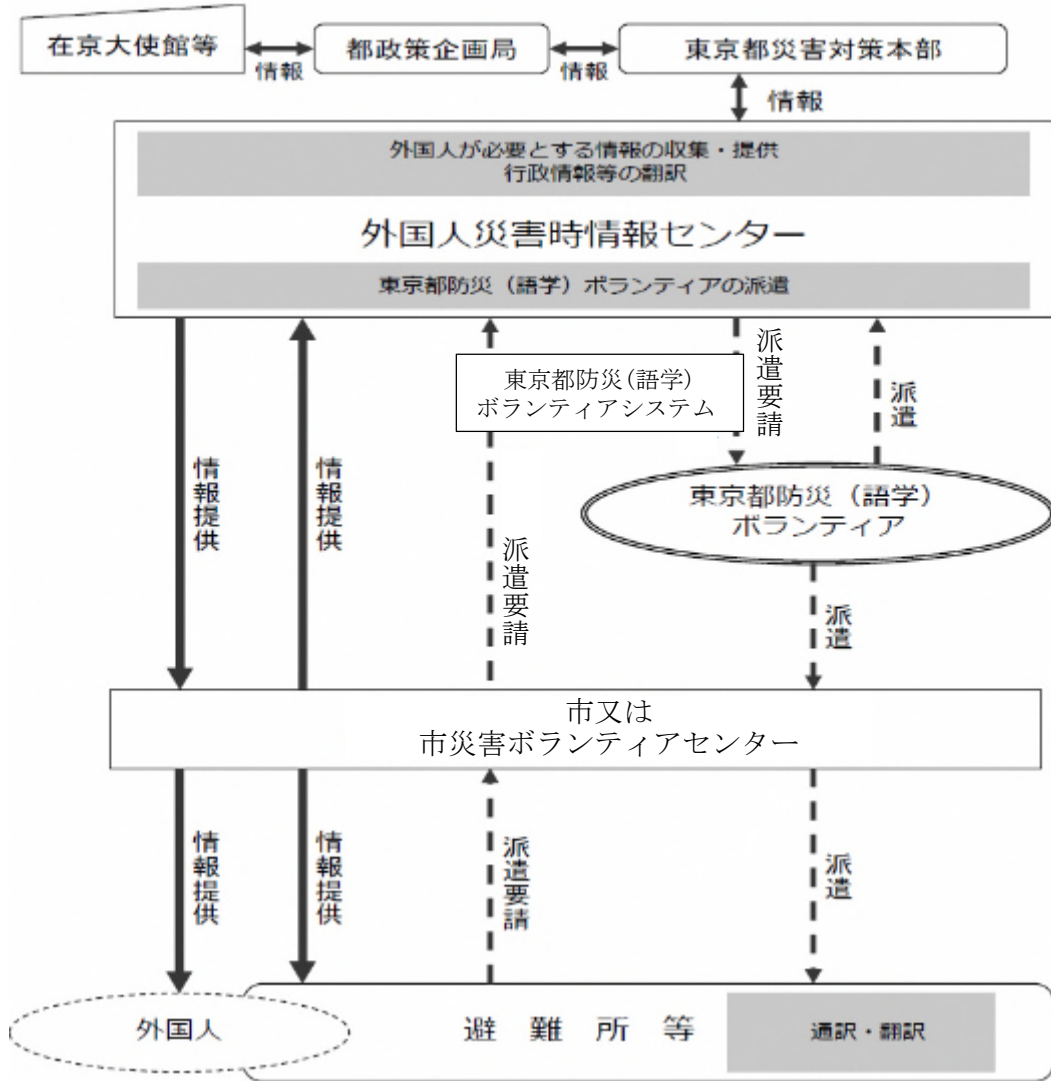
物資輸送班、ボランティア班は、NPO法人西東京市多文化共生センター及び市災害ボランティアセンター等と協力的確な情報提供に努める。

また、都（生活文化^ウスポーツ局）が開設する外国人災害時情報センター、東京都防災（語学）ボランティア等との協力も併せて行う。

【外国人災害時情報センターの主な業務】

- ① 外国人が必要とする情報の収集・提供
- ② 市区町村等が行う外国人への情報提供に対する支援
- ③ 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用した東京都防災（語学）ボランティアの派遣

【外国人災害時情報センター】



第1部 総則

- 第1章 計画の方針
- 第2章 基本的責務等
- 第3章 市の概況
- 第4章 被害想定
- 第5章 減災目標
- 第6章 調査・研究

第2部 災害予防

- 第1章 防災力向上
- 第2章 安全な都市
- 第3章 交通・ライフライン
- 第4章 応急対応力
- 第5章 情報通信
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物資備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 生活再建
- 第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

- 第1章 初動態勢
- 第2章 情報通信
- 第3章 防災活動
- 第4章 二次災害
- 第5章 警備・交通
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

- 第9章 物流備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 ごみ・し尿等
- 第12章 ライフライン
- 第13章 公共施設等
- 第14章 応急生活
- 第15章 災害救助法
- 第16章 震災復興
- 第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第9章 物流・備蓄・輸送対策

第1節 食料及び生活必需品等

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)			○食料・生活必需品の調達	→	→
			○食料・生活必需品の供給・輸送	→	→
			○支援物資への対応	→	→
			○ニーズの把握及び対応	→	→

1 食料の調達・供給等	市
-------------	---

市は、国・都及び協定業者等との協力や、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、迅速に食料の調達・供給に努める。

(1) 食料の調達【物資調整班】

炊き出し等の体制が整うまでの間、市及び都の備蓄又は調達する食料等を供給する。

市は、道路啓開が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出しを行うとともに、高齢者等の多様な食料需要に対応するため、協定に基づく米穀等の調達、事業者の協力を得て弁当・おにぎりなどを調達する。

米穀等の調達	1 震災後およそ4日目以降、避難所等の体制が整い、米の炊き出しによる食料提供が可能となった段階で、本部長（市長）は「災害時における米穀調達に関する協力協定」に基づき、西東京市米穀小売商組合から米穀を調達する。 2 「災害時における麺類等の供給に関する協力協定」に基づき、保谷麺業協会から麺類等を調達する。 3 生鮮食料品は、JA等から調達する。
国・都への調達要請	1 米穀卸売業者の在庫で不足した場合、又は不足するおそれがある場合、 <u>物資調達・輸送調整等支援</u> システムへの入力等により、都 <u>福祉局</u> に備蓄物資の放出及び不足物資の調達を要請し、地域内輸送拠点で受領する。 2 災害救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況

	により <u>物資調達・輸送調整等支援</u> システムへの入力等により、都 <u>福祉局</u> に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。
調整粉乳等の備蓄	被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調整粉乳は、市（3日分）及び都（4日分）で確保する。

(2) 食料の供給・輸送【物資調整班、物資輸送班、学校避難所班】

物資調整班は、被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等について検討するとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。食料・生活必需品等の配分方法については、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等を検討する。

供給計画	物資調整班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握し、調達・供給計画の作成を行う。
食料の輸送	物資輸送班は、関係部と連携を図りながら食料等を輸送する。 1 備蓄食料の輸送：備蓄倉庫から搬出して避難所等へ輸送する。 2 地域内輸送拠点からの輸送：保谷庁舎・田無庁舎から避難所等へ輸送する。 3 調達食料の輸送：調達食料については、原則として、協定事業者等によって避難所等へ直接輸送する。
炊き出し方法	1 炊き出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て <u>円滑に実施するよう努める</u> 。 2 <u>市職員</u> は、避難所等において避難者等が行う炊き出しを支援する。
食料供給の対象者	1 避難者 2 自宅残留者（炊事が不可能な者） 3 救助作業・その他ボランティア等に従事する者 4 帰宅困難者等で食料が必要な者
供給留意点	1 食料の供給・配布は、避難所等において、災害救助法及び災害救助法施行細則に定める基準にしたがって行う。 2 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。 <u>3 炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。</u>

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

2 生活必需品の調達・供給等	市、都
----------------	-----

市は、都福祉局及び協定業者等との協力や、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、必要最小限の生活必需品の迅速な確保に努める。

(1) 生活必需品の調達【物資調整班】

生活必需品の調達	<ol style="list-style-type: none"> 「災害における生活必需品の供給に関する協定」に基づき、大規模小売店など協定業者から調達する。 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。 災害救助法適用後、生活必需品等の調達数量に不足が生じたときは、状況により、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。 調達品については、原則として協定業者等によって避難所等へ直接輸送する。
----------	---

(2) 生活必需品の供給・輸送【物資調整班、物資輸送班、学校避難所班】

供給計画	物資調整班は、被害の状況や避難者数又は、避難所からの要請に基づき、必要数量を把握し、調達・供給計画の作成を行う。
生活必需品の輸送	物資輸送班は、備蓄の毛布等を備蓄倉庫から搬出して避難所等へ輸送する。
生活必需品供給の対象者	住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者（自宅に残留している被災者を含む。）とする。
生活必需品の内容	被災者の実情に応じて次に掲げる品目等を供給する。 寝具（タオルケット、毛布、布団等）、外衣（洋服、作業着、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等の下着）、身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かき等の類）、炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）、食器（茶碗、皿、はし等の類）、日用品（石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉）
供給留意点	<ol style="list-style-type: none"> 被災世帯に対する生活必需品の供給・配布は、原則として災害救助法及び災害救助法施行規則に定める基準にしたがって行う。 供給計画に基づき、民間協力団体等と協力して被災者に公平に供給する。 被災者に救助物資を供給したときは、原則として被災者から受領書を徴する。

3 支援物資の取扱い	市
-------------------	---

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議・防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

物資調整班は、支援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

また、企業、団体からの大口の支援物資について、市の調達体制の中で受入れを検討する。

4 多様なニーズへの対応	市
---------------------	---

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。

また、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

物資調整班、学校避難所班、福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班は、ボランティア・市民活動団体等と連携しながら、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保に努めるとともに、要配慮者、女性等への物資の配布方法についても配慮する。

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

第2節 飲料水及び生活用水

応 急 対 策

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)			<ul style="list-style-type: none"> ○市内の断水状況等の情報を集約、 応急給水の必要地区を把握 ○西東京市水友会に給水タンク車等 による運搬給水を要請 ○給水に関する広報の実施 ○応急給水の実施 ○水の安全確保の実施 		
都 (水道局)					<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の被害調査及び復旧作業 ○市内給水拠点において、 応急給水資器材を設置

1 飲料水等の供給	市、都
-----------	-----

都水道局（給水管理事務所）等と協力し、速やかな供給に努める。

なお、市内3箇所（保谷町給水所、西東京栄町配水所、芝久保給水所）の給水拠点は、水道局職員の参集を待たずに応急給水を行うことができる。

(1) 都水道局と市の役割分担【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】

項目	内容
都水道局（給水管理事務所）の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び復旧作業を行う。 2 1次給水拠点である市内3箇所の給水拠点（西東京栄町配水所、<u>保谷町給水所</u>、芝久保給水所）において、応急給水資器材の設置を行う。 3 市内の1次給水拠点施設において、市へ引き継ぐまで、応急給水を行う。
市の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内の断水状況等の情報を集約し、応急給水の必要地区を把握する。 2 西東京市水友会に対し、給水タンク車等による運搬給水を要請する。 3 災害対策用受水槽や市施設の受水槽である2次給水拠点施設、避難所の3次給水拠点施設における応急給水資器材の設置を行う。 4 市内の給水拠点施設（1～3次すべて）において、応急給水を行う。

(2) 応急給水の量（目標水量）【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】

被災初期の段階で目標とする応急給水量（以下「目標水量」という。）は、1日1人当たり3Lとしており、復旧経過により目標水量は下記のとおり増加していく。

活動時期	経過日数	1日1人当たりの目標水量（用途）	主な給水方法	住民の運搬距離
初動活動期	発災直後 （3日後まで）	3L （飲料水）	・拠点給水 ・車両輸送	おおむね 2km
応急活動期				
復旧活動期	復旧初期 （おおむね 10日後まで）	3～20L （炊事・洗濯等の 最低生活用水）	・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水 栓等	250m ～2km
	復旧中期 （おおむね 20日後まで）	20～100L （3日に1回の風呂・洗濯・トイレ 1日1回）	・拠点給水 ・車両輸送	100 ～250m
	復旧後期 （おおむね 30日後まで）	100～250L （震災前のレベル まで限りなく近づける）	・仮設給水 栓等	宅地内設置 の仮設給水 栓～100m

※3L/人・日とは、生命維持に必要な最低水量

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則	
第1章 計画の方針	
第2章 基本的責務等	
第3章 市の概況	
第4章 被害想定	
第5章 減災目標	
第6章 調査・研究	
第2部 災害予防	
第1章 防災力向上	
第2章 安全な都市	
第3章 交通・ライフライン	
第4章 応急対応力	
第5章 情報通信	
第6章 医療救護	
第7章 帰宅困難者	
第8章 避難者対策	
第9章 物資備蓄等	
第10章 放射性物質	
第11章 生活再建	
第12章 噴火降灰対策	
第3部 応急復旧	
第1章 初動態勢	
第2章 情報通信	
第3章 防災活動	
第4章 二次災害	
第5章 警備・交通	
第6章 医療救護	
第7章 帰宅困難者	
第8章 避難者対策	
第9章 物流備蓄等	
第10章 放射性物質	
第11章 ごみ・し尿等	
第12章 ライフライン	
第13章 公共施設等	
第14章 応急生活	
第15章 災害救助法	
第16章 震災復興	
第17章 南海トラフ	
第4部 火山噴火	

(3) 応急給水方法【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】

上下水道班は、都水道局等と連携し、被害状況等を踏まえ、被災者へ以下の方法で給水活動を行う。なお、給水活動では、(4) 給水留意点に基づき、優先順位の検討や要配慮者への配慮、広報を実施し、市民が混乱なく動けるよう努める。

	方法	備考						
1	備蓄ペットボトル飲料水の配布	即応的に、市立小・中学校に備蓄しているペットボトル飲料水を利用する。						
2	西東京栄町配水所、保谷町給水所、芝久保給水所から直接給水（1次給水拠点）	給水拠点に整備された常設給水栓を利用する。						
3	受水槽の利用（2次給水拠点）	災害対策用受水槽・市施設の受水槽を利用する。						
4	仮設給水栓	避難所付近のあらかじめ指定した消火栓等及び避難所に設置した応急給水栓に応急給水装置を設置し給水する。復旧工事後の消火栓等についても、同様とする。						
5	臨時給水栓	仮設管による臨時給水栓を設置し給水する。						
6	運搬給水	<p>運搬給水は、水源地及び配水池等貯水施設（1次給水拠点）において給水を実施し、その後2次給水拠点（震災用井戸を除く。）を經由して、3次給水拠点（避難所に簡易貯水槽を設置）まで、水を運搬する。</p> <p>市は、西東京市水友会へ積込み、運搬先、運搬回数の指示等の応急給水に係る活動の統制を実施する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1次給水拠点</td> <td>西東京栄町配水所、保谷町給水所、芝久保給水所</td> </tr> <tr> <td>2次給水拠点</td> <td>災害対策用受水槽、市施設の受水槽</td> </tr> <tr> <td>3次給水拠点</td> <td>避難所</td> </tr> </table>	1次給水拠点	西東京栄町配水所、保谷町給水所、芝久保給水所	2次給水拠点	災害対策用受水槽、市施設の受水槽	3次給水拠点	避難所
1次給水拠点	西東京栄町配水所、保谷町給水所、芝久保給水所							
2次給水拠点	災害対策用受水槽、市施設の受水槽							
3次給水拠点	避難所							
7	ろ過給水	上記給水が困難な場合は、震災用井戸水をろ水機でろ過し、給水する等飲料水の確保に努める。*						
8	震災用井戸、プール水、防火水槽の活用	トイレ又は洗濯などの生活用水として利用する。						

*ろ水機でろ過した水は、水質検査及び消毒が必要である。また、水質検査は、専門機関に委託し、飲み水用の消毒薬の配布及び消毒方法の指導等について都に要請する。可能な限り、飲料水には1から6を利用する。

(4) 給水留意点【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】

応急給水実施の優先順位	病院等の緊急に水を要する施設や、要配慮者の施設、避難所、飲食店・公衆浴場等には優先的に供給する。
要配慮者への配慮	自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア等との連携を図る。
広報	給水場所、給水方法、給水時間等について、きめ細かく広報する。報道機関に対しては、定期的に情報を提供する。 また、飲用井戸等を使用する市民に対しては、水質検査を指導する。

(5) 水の安全確保【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）、都（保健医療局）】

市は都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。

環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、市民が自主的に消毒を行えるように、環境衛生指導班が市民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

ライフライン復旧後は、市民が環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第3節 物資の輸送

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)		○輸送体制の整備 ○輸送車両の確保	○緊急通行車両の確認 ○緊急通行車両の申請 ○各部に配車 ○緊急輸送活動の実施		○避難所への物資の輸送

1 輸送手段の確保

市

(1) 輸送体制の確立【物資輸送班】

災害応急対策の実施に必要な人材や資器材等を輸送するため、緊急物資や災害復旧資器材等の緊急輸送体制を確立する。

(2) 輸送車両等の確保【施設・車両班】

市が所有する全ての車両は、施設・車両班が集中管理を行う。
 また、車両が不足する場合は、東京都トラック協会等に協力を要請する。

(3) 緊急通行車両の確認【施設・車両班、警察署】

ア 届出済証の交付を受けている車両の確認手続

施設・車両班は、警察に届出済証を提示するとともに、緊急通行車両等確認申出書を提出し、標章及び証明書の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両等の確認手続

施設・車両班は、警察に対して、緊急通行車両等確認申出書のほか添付書類を提出する。

ウ 地震発生後の届出

災害時の協定・契約締結している車両については、緊急通行車両等確認申出書、協定書・契約書の写しのほか添付書類を警察署に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

(4) 輸送体制の確立【物資輸送班】

災害応急対策の実施に必要な人材や資器材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急物資や災害復旧資

器材等の緊急輸送体制を確立する。

(5) 車両の運用【施設・車両班】

車両の運用は施設・車両班が行い、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車を行う。通行禁止道路通行許可証は、車両前面の見やすい位置に掲示し、標章及び緊急通行車両確認証明証は、車両に備え付ける。

2 緊急輸送活動の実施	市
--------------------	---

物資輸送班は、備蓄倉庫、地域内輸送拠点等から災害応急対策に必要な資器材等を輸送する。この際、民間事業者のノウハウや能力の活用を検討する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 備蓄倉庫、地域内輸送拠点から避難所への輸送ルートの確保 ② 緊急物資・支援物資の集積場所（保谷庁舎駐車場）からの物資輸送 ③ 緊急物資・支援物資の集積場所への輸送ルートの確保 ④ 避難所用発電機等のための燃料の搬送 ⑤ 避難所等への災害時用生活用品等の物資搬送 |
|--|

3 航空輸送の確保	市
------------------	---

(1) 輸送活動の確立【危機管理班】

危機管理班は、都と連携するとともに、警察署、消防署、自衛隊等の協力を得て航空機による緊急輸送活動の確立を図る。

(2) 輸送基地の確保【危機管理班】

あらかじめ設定している災害時用ヘリポートのほか、臨時にヘリポートが必要な場合には、警察署、消防署、自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを選定する。

また、選定した当該災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を都へ報告する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第4節 燃料対策

応急対策

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○平時取引先に給油の依頼 ○協定先の石油関係団体等に給油を要請 ○燃料の供給の実施 <p style="text-align: center;">○都へ燃料調達の協力要請</p>				

1 燃料の供給要請等	市
------------	---

施設・車両等は、給油の必要が生じた場合、給油対象施設の担当者は、最初に平時の取引先に給油を依頼する。平時の取引先での給油調達が不可能な場合、協定先の石油関係団体等に給油を要請する。石油燃料の供給を行う期間は、災害発生から都内全ての交通規制が解除されるまでの期間とする。

また、協定先の被災などにより、燃料の調達が困難な場合、都に燃料調達の協力を仰ぐ。

第10章 放射性物質対策

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)		○放射線量の測定・検査の実施 ○広報の実施		○健康相談窓口の設置	
都		○放射能対策チームまたは 放射性物質対策連絡調整会議の設置 ○被害情報の共有化・連絡調整			
警察署・消防署				○核燃料物質輸送車両等の応急対策の実施	

1 情報連絡体制	都
----------	---

(1) 都災害対策本部を設置した場合【都】

都災害対策本部の下に、都関係各都で構成する放射能対策チームを設置する。

放射能対策チームでは、都各都が連携した対応策を実施するため、被害情報等の共有化や必要な連絡調整を行う。連携チームの事務は都総務局が掌理する。

(2) 都災害対策本部を設置しない場合【都】

放射性物質対策連絡調整会議を設置する。機能は放射能対策チームと同様とする。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

2 市民への情報提供等	市
--------------------	---

環境班は、市関連施設及び市域内の主要箇所において、放射線量や放射性物質の測定・検査を実施するとともに、広報班は、その内容・結果を市ホームページ等において公表する。

また、都が公表する市に関係するデータについても、市民に対し伝達する。情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

3 核燃料物質輸送車両等の応急対策（再掲）	警察署、消防署
------------------------------	---------

核燃料物質輸送車両において、事故が発生した場合には、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて火災の消火、延焼防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

復 旧 対 策

1 保健医療活動への協力	市
---------------------	---

健康課は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における都民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

- (1) 関係機関と連携した、健康相談に関する窓口の設置
- (2) 市民の求めに応じ、公立病院、保健所において外部被ばく線量等の測定等を実施

2 放射性物質への対応	市
--------------------	---

環境保全課は、放射性物質による環境汚染に関する国・都の対処方針や市内の状況等を踏まえ、空間放射線量の測定や低減対策等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第11章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	○生活用水の確保による、下水道機能の確保 ○仮設トイレの設置	○仮設トイレの管理・し尿処理	○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施	○災害廃棄物処理 実行 計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施
関係機関			○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施	○災害廃棄物処理 実行 計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施

第1節 ごみ処理

1 ごみ処理	市、都、柳泉園組合
--------	-----------

(1) 初期対応【環境班、関係機関】

ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、避難所をはじめ、被災地域のごみ収集処理計画を策定する。

(2) ごみ処理対策【環境班、都（環境局、総務局）、柳泉園組合】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、災害に伴い発生したごみを、委託事業者とも協議の上、なるべく早く収集・運搬し、処理する。

また、柳泉園組合（処理施設）は速やかに点検を行い、稼働できるよう措置をとる。

さらに、市は必要に応じて、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）及び関係業界団体、自衛隊、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等による調整・支援を都へ要請する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 **ごみ・し尿等**

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

ア 一般廃棄物の収集及び処理

- (ア) 防疫上、早期の収集が必要な生ごみ等腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。
- (イ) ごみは可能な限り分別するよう市民に呼びかける。

イ 廃棄物の仮置き

粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は柳泉園での中間処理を基本とするが、処理能力を上回る場合、環境保全に支障のない公有地等を臨時**仮置場**として利用し、一時的にストックする。

ウ 公共空間のごみ

道路・河川等に堆積したごみは、原則として管理者が収集し仮置場へ搬入後、極力減量化を図り最終処分場で処理する。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

1 トイレの確保及びし尿処理	市、事業所、事業者、市民
----------------	--------------

(1) 初期対応【環境班、上下水道班】

生活用水を用いて、下水道機能を確保するほか、仮設トイレ等を使用する。
 なお、貯留分のし尿は原則として下水道施設への投入により処理する。
 各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿**処理**計画を策定し、都下水道局と連携した下水道施設（清瀬水再生センター）への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。

確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合、都に応援を要請する。都は、市からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。

(2) 避難所等における対応【環境班、上下水道班、事業所、市民】

ア 避難所等

- (ア) 被災後、断水した場合には、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は、マンホールトイレや便槽付きの仮設トイレ等を用意する。
- (イ) 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- (ウ) 発災後4日目からは、市は、し尿収集車の確保状況に合わせ、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- (エ) 備蓄分が不足した場合には、市は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

イ 事業所・家庭等

- (ア) ライフラインの供給停止により従来の生活ができなくなった地域において、井戸等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。
- (イ) 上水機能に支障が発生している場合には、**排水設備に異常がないか確認した上で、非常災害用井戸や河川水等**によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
- (ウ) 下水機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

(3) 仮設トイレの設置【環境班、上下水道班、学校避難所班、福祉避難所班】

ア 仮設トイレの設置

- (ア) 環境班は、上・下水道等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、仮設トイレの必要数及びし尿の収集処理見込み量を把握する。
- (イ) 上下水道班は、清瀬水再生センターの被害状況と復旧見込みを把握する。
- (ウ) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、障害のある方、女性、子ども等に配慮するとともに、速やかに仮設トイレを設置する。
- (エ) また、仮設トイレ等を設置する際には、女性、**要配慮者**等の安全性の確保等に配慮して、設置場所の選定等を行う。

イ 設置の基準

仮設トイレは災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には約20人当たり1基を基準として設置する。

ウ 仮設トイレの調達

市備蓄の仮設トイレに不足が生じる場合、必要数を確保するために都に協力を要請する。

また、トイレトーパー、清掃用品、消毒薬、屋外設置時の照明施設を手配する。

(4) 仮設トイレの管理・し尿処理【環境班、上下水道班、学校避難所班、福祉避難所班、事業者】

ア 仮設トイレの管理

関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- (ア) し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、消毒を行う。
- (イ) 設置場所の管理者及び防災市民組織等の市民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

イ 処理

清瀬水再生センターの被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確保する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第3部 災害応急・復旧計画：第11章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理

第2節 トイレの確保及びし尿処理

ウ 要請

市は、必要に応じて調整・支援を都へ要請する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 **ごみ・し尿等**

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第3節 災害廃棄物処理

1 災害廃棄物の処理代行	市
---------------------	---

本部長（市長）は、廃棄物処理の特例措置が適用された場合、災害対策基本法第86条の5第9項に基づき、国（環境大臣）に対して災害廃棄物の収集、運搬及び処分の手続きを要請することができる。

2 ボランティア等との連携による廃棄物処理	市
------------------------------	---

環境班は、市社会福祉協議会、ボランティア、関係機関等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、市が収集・運搬機材の不足や人員不足等の要請を行った場合、都は地域ブロック協議会、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）等への応援要請及び調整を行う。市が対応できない場合に市の支援要請に応じて、自衛隊の支援を求める。

3 災害廃棄物処理	市、都、都建設事務所、関係機関
------------------	-----------------

(1) 初期対応【環境班、上下水道班、都（環境局）、関係機関】

最終処分量の削減を図るため、震災による災害廃棄物（建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等）の再利用、適正処理を図る。

市の関係各部署は、以下の事項に対応する。

- ・関係機関と協力し、災害廃棄物処理に必要な情報を把握し、災害廃棄物処理**実行**計画を策定する。
- ・解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場候補地の確認及び確保、受付窓口の設置箇所等の検討を行い、都や関係機関等と調整のうえ決定する。

ア 臨時集積地への仮置き

多量の災害廃棄物が発生した場合は、公園等の**仮置場**候補地から臨時集積地を選定し、仮置きするとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルート確保を図る。

イ 災害廃棄物処理対象範囲

災害廃棄物の撤去は、個人住宅や一部の中小事業所等に限り実施するが、国・都等の倒壊建物の解体処理など特例措置も含め、公費負担による災害廃棄物処理の対象となる範囲を定め、公表する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

ウ 都への報告

都が設置する「災害廃棄物処理部会」へ被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び災害廃棄物発生量の報告をする。必要に応じて応援を要請する。

(2) 災害廃棄物の除去・処理【環境班、道路班、上下水道班、都（環境局）、都建設事務所、関係機関】

関係各班は、関係機関・市建災防協会と協力し、災害廃棄物除去、道路啓開、倒壊建物の解体、仮置き、中間処理、最終処分を実施する。

災害救助法適用前は、市が除去の必要を認めたものを対象として実施する。災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、関係機関と協力して実施する。

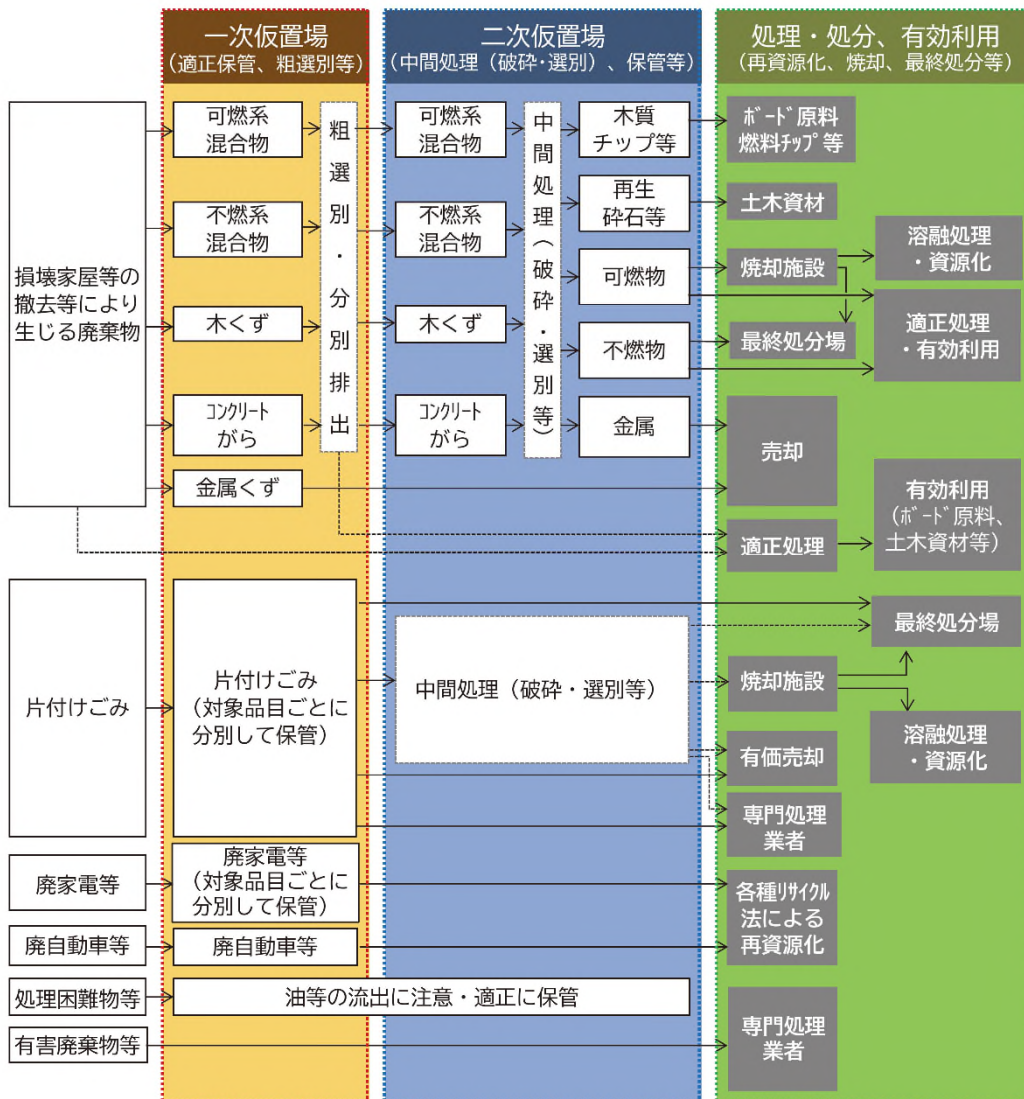
ア 災害廃棄物除去

- (ア) 危険なもの、道路通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (イ) 住家及びその周辺に発生した災害廃棄物を、速やかに除去する。
- (ウ) 河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗きょ流入口等に堆積した災害廃棄物を除去する。

イ 災害廃棄物処理

- (ア) 臨時集積地に、災害廃棄物の選別等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。
- (イ) 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、臨時集積地へ直接搬送し不燃、可燃等に分別し、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (ウ) アスベスト等有害な災害廃棄物については、専門業者に処理を委託し、環境汚染に十分配慮する。
- (エ) 建築物の解体作業現場におけるアスベスト飛散防止対策を含む粉塵飛散防止対策を指導する。
- (オ) 再利用が不可能なものに限り焼却処分するなど、できるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつつ最終処分場に搬入する。

【災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ】



第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 **ごみ・し尿等**

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第12章 ライフライン施設の応急・復旧対策

第1節 水道施設

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○人員、資機(器)材等の確保 ○西東京市水友会への応援要請 ○応急措置の実施 				
都 (水道局)	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○施設の点検 ○人員、資機(器)材等の確保 ○応急措置の実施 ○広報の実施 				

1 活動態勢

市、都

東京都水道局は、飲料水の確保、応急復旧及び情報連絡等に従事する必要人員並びに資器材等を確保するため、動員態勢を確立する。

上下水道班は、必要な人員、不足する車両及び資器材等について、西東京市水友会へ応援を要請する。

電話の不通や混乱が考えられるため、市防災行政無線（地域防災系）及び移動無線を活用し、応急連絡態勢の確立を図る。

2 水道施設の応急対策

都

(1) 被害状況の把握【都（水道局）】

地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路テレメータ記録等から異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

(2) 各事業者における対応【都（水道局）】

被害箇所への復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害が拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。

イ 管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあっては被害の程度等の把握に努める。

ウ 取水塔、取水せき等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

エ 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

オ 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。

カ 配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。

キ 浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗にあわせ、再調整を実施する。

ク 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

復旧対策

1 応急復旧対策	市、都
----------	-----

(1) 取水・導水施設の復旧活動【都（水道局）】

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

(2) 浄水施設の復旧活動【都（水道局）】

浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画【都（水道局）】

ア 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位を基に、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所・配水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

イ 送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。

(4) 給水装置の復旧活動【都（水道局）】

ア 給水装置の復旧は配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

イ 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に合わせ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。

ウ 一般住宅等の給水装置は、メーター上流部まで復旧を行う。

また、配水小管に被害が無く、給水管に多量の漏水があり、第三者に被害その他の影響を及ぼすおそれがある場合は、申込みの有無にかかわらず応急措置（閉栓による止水等を含む）を実施する。

(5) 復旧用材料の調達【都（水道局）】

ア 重要路線及び一般路線の復旧に係る材料は、都が調達する。

イ 震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、都が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式（支給材方式）で行う。

ウ 都は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している。

(6) 広報の実施【秘書広報課】

秘書広報課は、市民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

第2節 下水道施設

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○人員、資器材等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○施設の点検の実施 ○緊急措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○被害程度に応じて応急復旧計画を迅速に策定し対処 ○関係機関に被害状況、応急復旧見込み等の提供 ○広報の実施 				

1 下水道施設の応急対策

市

上下水道班は、発災後速やかに初動態勢を確立し、市内の下水道施設の被害状況を把握するとともに、下水道施設において汚水の滞留による公衆衛生被害の発生等の二次災害が発生するおそれがある場合、又は拡大が予想される場合は直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

また、被災状況に応じ、東京都下水道局等と応急対策に係る調整を行う。

復旧対策

1 下水道施設の復旧対策

市

下水道課は、下水道施設の被害に対して迅速に以下の応急措置活動を行う。

- ア 応急復旧に必要な人材、資器材等を確保する。
- イ 下水道施設の被害に対し、各施設の調査、点検を行い、緊急措置をとるとともに、下水道管の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急復旧計画を迅速に策定し対処する。
- ウ 工事施工中の箇所は、受注者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資器材の補給を行わせる。
- エ 下水道施設に破損や流下機能の低下等の被害が発生した場合、迅速かつ的確な対応で応急措置に必要な資器材を駆使し復旧に努める。
- オ 下水道施設については、主要施設から順次復旧を図る。特に、重要な幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後枝線下水道管、榭・取付管の復旧を行う。

カ 被災状況に応じ、東京都下水道局等と復旧対策に係る調整を行う。

秘書広報課は、市民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動に

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

努める。

都は、市の要請に応じて、相互支援の調整を行う。また、被害状況に応じて、都下水道局による支援を行うほか、関東ブロック各県等への支援要請を行う。

第3節 電気・ガス・通信施設

応 急 対 策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)					○被害状況、復旧状況の把握
東京電力			○施設及び道路、家屋等の被害状況の把握 ○市への情報提供の実施 ○危険防止措置等緊急措置の実施		○復旧活動の実施
東京ガス グループ			○被害推定の実施 ○応急措置の実施	○復旧活動の実施	○広報の実施
NTT東日本			○施設及び道路、家屋等の被害状況の把握 ○応急措置の実施	○復旧活動の実施	○広報の実施

1 電気・ガス・通信等の応急対策

市、東京電力、東京ガスグループ、
NTT東日本

(1) 市の対応【危機管理班、調整班】

危機管理班は、電力供給施設、ガス供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

(2) 各事業者における対応【東京電力、東京ガスグループ、NTT東日本】

各事業者は、震災後速やかに各事業者の初動態勢を確立し、緊急措置をとる。

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

電力 供給施設 (東京電力)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、近隣の第一線機関等相互による流用を実施する。広域にわたる被害等によりそれらの対応が困難な場合は、本社対策本部にて全ての資材を管理・確保する。 2 非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、必要に応じ他電力会社等からの調達を対策本部において要請し、輸送力の確保を図る。 3 震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害又は火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。 4 応急工事の実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる公官庁等の機関、避難所等を優先とすることを原則とするが、各設備の復旧は、災害の状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。 5 <u>電力供給については</u>電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。
ガス 事業者 (東京ガスグループ)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する(東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。) 2 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP(事業継続計画)を発動し、<u>災害対応業務</u>と最低限必要な通常業務の両立を図る。 3 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。 4 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。 5 ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。 6 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。 7 その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。 8 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。 9 <u>震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。</u>

通信施設 (NTT 東日本)	1 通報・連絡 各対策組織相互の通報・連絡は、情報を統括する組織を窓口として行う。
	2 災害時における情報の収集及び連絡 (1) 情報の収集、報告 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。
	① 気象状況・災害予報等 ② 電気通信設備等の被害状況・そ通状況及び停電状況 ③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 ④ 被災設備、回線等の復旧状況 ⑤ 復旧要員の稼働状況 ⑥ その他必要な情報
	(2) 社外関係機関との連絡 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。
	3 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。
	① 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。 ② 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。 ③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。 ④ 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。 ⑤ 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。 ⑥ 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。 ⑦ その他、安全上必要な措置を講ずること。
	4 通信の非常そ通措置 (1) 重要通信のそ通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳（ふくそう）の緩和及び重要通信の確保を図る。
	① 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。 ② 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

通信施設 (NTT 東日本)	<p>③ 非常、緊急電報は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより一般の電報に優先して取り扱うこと。</p> <p>④ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。</p> <p>⑤ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。</p> <p>(2) 被災地特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には避難所等に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>(3) 携帯電話の貸出し 災害救助法が適用された場合等には避難所等、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。</p> <p>(4) 災害用伝言ダイヤル等の提供 地震等の災害発生により著しく通信輻輳（ふくそう）が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。</p> <p>5 災害時における広報</p> <p>(1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。</p> <p>(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳（ふくそう）トーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。</p> <p>6 対策要員の確保</p> <p>(1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。</p> <p>(2) 非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部等に出動する。</p> <p>(3) 交通途絶等により所属する対策本部等に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。</p> <p>(4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>① 社員の非常配置及びサービス標準 ② 社員の非常招集の方法</p>
----------------------	--

通信施設 (NTT 東日本)	③ 関係組織相互間の応援の要請方法
	7 グループ会社に対する協力の要請 非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資器材、車両等について協力を要請する。
	8 社外機関に対する応援又は協力の要請 災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。
	(1) 要員対策 工事会社等の応援、自衛隊の派遣を要請する。
	(2) 資材及び物資対策 地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給を要請する。
	(3) 交通及び輸送対策
	① 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係る特別許可を申請する。
	② 災害時等、緊急輸送のための運送業者の協力、若しくは自衛隊等に対し輸送の援助を要請する。
	(4) 電源対策 商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、非常用電源装置の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請する。
	(5) お客様対応 お客様に対して故障情報、回復情報、輻輳（ふくそう）回避策及び、利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関との連携を図る。
(6) その他必要な事項	
9 対策要員の広域応援 大規模地震等により、大都市、若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資器材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。なお、持株会社は必要に応じて調整を行う。	
10 災害時における災害対策用資器材の確保	
(1) 調達 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資器材は現地調達もしくは資材部門等に要求する。	
(2) 輸送	

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

通信施設 (NTT 東日本)	<p>災害対策用資器材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。</p> <p>(3) 災害対策用資器材置場等の確保</p> <p>災害時において必要に応じて、災害対策用資器材置場、臨時ヘリポートおよび仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。</p> <p>11 設備の応急復旧</p> <p>災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p> <p>(1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</p> <p>(2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。</p> <p>(3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。</p>
----------------------	--

復旧対策

1 電気・ガス・通信等の復旧対策	東京電力、東京ガスグループ、 NTT東日本
------------------	--------------------------

(1) 電力【東京電力】

ア 災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

イ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。

ウ 主な手順

- (ア) 供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。
 - (イ) 電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。
 - (ロ) 復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。
 - (ハ) 発電設備については、共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
 - (ニ) 送電設備については、ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
 - (ホ) 変電設備については、機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
 - (ヘ) 配電設備については、配電設備の応急復旧による迅速、確実な復旧を行う。
 - (ヘ) 通信設備については、可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。
- エ 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ることなどについても広報する。

第1部 総則

- 第1章 計画の方針
- 第2章 基本的責務等
- 第3章 市の概況
- 第4章 被害想定
- 第5章 減災目標
- 第6章 調査・研究

第2部 災害予防

- 第1章 防災力向上
- 第2章 安全な都市
- 第3章 交通・ライフライン
- 第4章 応急対応力
- 第5章 情報通信
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物資備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 生活再建
- 第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

- 第1章 初動態勢
- 第2章 情報通信
- 第3章 防災活動
- 第4章 二次災害
- 第5章 警備・交通
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物流備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 ごみ・し尿等
- 第12章 ライフライン

- 第13章 公共施設等
- 第14章 応急生活
- 第15章 災害救助法
- 第16章 震災復興
- 第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(2) ガス【東京ガスグループ】

- ア ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- イ 具体的な手順は以下のとおり。
- (ア) 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
- (イ) 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
- (ウ) 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
- (エ) 被害が一定以上の場合には、ガスメーターの近くのカス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
- (オ) 都市ガスの復旧は約 2,000～3,000 軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたり、ガス管を切断して地域を分割する。
- (カ) 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。
- (キ) 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
- (ク) ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。
- ウ さらに必要に応じて次の対応を行う。
- (ア) 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
- (イ) 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
- (ウ) 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

(3) 通信【NTT東日本】

ア 災害復旧

(ア) 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

(イ) 被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

イ 復旧の順位

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、次表にしたがって実施する。

順位	復旧する電気通信設備
第1順位	1 気象機関に設置されるもの 2 水防機関に設置されるもの 3 消防機関に設置されるもの 4 災害救助機関に設置されるもの 5 警察機関に設置されるもの 6 防衛機関に設置されるもの 7 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 8 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 9 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
第2順位	1 ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 2 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 3 選挙管理機関に設置されるもの 4 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 5 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 6 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第13章 公共施設等の応急・復旧対策

第1節 道路・橋梁施設等

応急対策

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市（市災害対策本部）					
	<ul style="list-style-type: none"> ○被災情報の収集、都に報告 → ○緊急復旧作業の実施 → ○警察署等関係機関に連絡のうえ、通行止め等の措置の実施 ○道路占用施設の被害状況を各管理者へ通報、 または応急措置をとり事後連絡 ○緊急輸送ネットワーク拠点の指定 ○緊急輸送道路の確保 ○道路・橋梁の応急復旧対策 → ○河川施設等の応急復旧対策 → ○広報の実施 → 				
都（建設事務所）					
	<ul style="list-style-type: none"> ○被災情報の収集 → ○都道及び緊急障害物除外路線の調査・点検 → ○総合的除去対策の策定 ○関係機関連絡調整 → ○緊急道路障害物除去 → ○損壊箇所の応急復旧 → ○二次災害発生懸念箇所の応急復旧 → ○一般道路の障害物除去作業 及び障害物の搬出 → ○道路・橋梁の応急復旧対策 → ○河川施設等の応急復旧対策 → 				
警察署					
	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急道路等の規制措置 → ○放置車両対策班を編成 ○放置車両の排除 → ○道路障害物の除去 → 				

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

1 道路・橋梁等の応急対策	市、都建設事務所、警察署
---------------	--------------

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

(1) 道路・橋梁の応急対策【道路班、都建設事務所、警察署】

各道路管理者等は、管理する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置あるいは迂回道路の選定など、通行者の安全策を講ずる。

<p>【市の対応】</p> <p>① 区域内の道路が被害を受けた場合、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努めるとともに、速やかに都（災害対策本部及び建設局）に報告する。</p> <p>また、被害状況により応急修理ができない場合は、警察署等防災関係機関に連絡の上、通行止め等必要な措置を講ずる。</p> <p>② 上・下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設に被害が生じた場合、当該施設の管理者及び道路管理者へ通報する。緊急のため、通報するいとまがない場合、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知措置等市民の安全確保のための応急措置をとり、事後連絡する。</p> <p>【都建設事務所の対応】</p> <p>① 都道や緊急障害物除去路線に指定された市道については、あらかじめ緊急時の作業協力承諾を得た建設業者や、東京都建設防災ボランティア等と連携して調査・点検を行う。</p> <p>② 応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき協力業者が実施する。</p> <p>③ 道路の被災箇所で、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を逐次行う。</p>

(2) 道路交通規制等【警察署】

警視庁は、災害時、次の道路について交通規制を実施する。

第一次 交通 規制 (道路 交通法)	<p>震度6弱以上の地震が発生した際は、以下のとおり実施する。</p> <p>1 環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。</p> <p>2 環状七号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状八号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。</p> <p>3 首都高速道路・高速自動車国道等及び一般道路6路線の合計7路線を「緊急自動車専用路」*として指定し、一般車両の通行を禁止する。</p>
--------------------------------	---

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第一次 交通 規制 (道路 交通法)	※緊急自動車専用路指定予定路線			
	国道4号(日光街道ほか)	国道17号(中山道、白山通りほか)	国道20号(甲州街道ほか)	国道246号(青山・玉川通り)
	都道8号(目白・新目白通り)	都道405号(外堀通りほか)	首都高速道路・高速自動車国道・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路	
第二次 交通 規制 (災害対策 基本法)	震度6弱以上の地震発生後、復旧活動に必要な車両の通行を確保するため、以下のとおり実施する。			
	1 前記緊急自動車専用路指定予定路線*を「緊急交通路」に指定			
	2 その他の「緊急交通路」の指定			
	被害状況を踏まえ、必要に応じ次のような路線を緊急交通路として指定する。			
	国道1号(第二京浜・永代通りほか)	国道6号(水戸街道ほか)	国道14号(京葉道路)	国道15号(第一京浜ほか)
	国道17号(新大宮ハイパス)	国道122号(北本通りほか)	国道254号(川越街道ほか)	国道357号(湾岸道路)
	都道2号(中原街道)	都道4号ほか(青梅・新青梅街道)	都道7号ほか(井の頭通り・五日市街道・睦橋通り)	都道312号(目黒通り)
	都道315号(蔵前橋通りほか)	国道16号(東京環状ほか)	国道20号(日野バイパスほか)	国道139号(旧青梅街道)
	国道246号(大和厚木バイパス)	都道9号(稲城大橋通りほか)	都道14号(東八道路)	都道15号ほか(小金井街道)
	都道17号ほか(府中街道ほか)	都道18号ほか(鎌倉街道ほか)	都道20号ほか(川崎街道)	都道29号ほか(新奥多摩街道ほか)
	都道43号ほか(芋窪街道ほか)	都道47号ほか(町田街道)	都道51号(町田厚木線)	都道59号(八王子武蔵村山線)
	都道121号(三鷹通り)	都道153号ほか(中央南北線ほか)	都道158号(多摩ニュータウン通り)	都道169号ほか(新滝山街道ほか)
	都道173号(北野街道)	都道248号ほか(新小金井街道)	都道256号(甲州街道)	
		網掛けは市内を通る路線		

震度5強の地震が発生した場合の交通規制（道路交通法）	都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて環状七号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状八号線内側への一般車両の流入を抑制する。
----------------------------	---

第1部 総則	
第1章 計画の方針	
第2章 基本的責務等	
第3章 市の概況	
第4章 被害想定	
第5章 減災目標	
第6章 調査・研究	
第2部 災害予防	
第1章 防災力向上	
第2章 安全な都市	
第3章 交通・ライフライン	
第4章 応急対応力	
第5章 情報通信	
第6章 医療救護	
第7章 帰宅困難者	
第8章 避難者対策	
第9章 物資備蓄等	
第10章 放射性物質	
第11章 生活再建	
第12章 噴火降灰対策	
第3部 応急復旧	
第1章 初動態勢	
第2章 情報通信	
第3章 防災活動	
第4章 二次災害	
第5章 警備・交通	
第6章 医療救護	
第7章 帰宅困難者	
第8章 避難者対策	
第9章 物流備蓄等	
第10章 放射性物質	
第11章 ごみ・し尿等	
第12章 ライフライン	
第13章 公共施設等	
第14章 応急生活	
第15章 災害救助法	
第16章 震災復興	
第17章 南海トラフ	
第4部 火山噴火	

(3) 緊急輸送道路の確保等【道路班、広報班】

市は、関係機関とともに緊急輸送道路の確保を図る。

【市が実施する事項】

道路施設の点検	道路班は、あらかじめ指定されている緊急輸送道路の被害状況及び安全性の点検を行い、道路施設点検の結果を国及び都に報告するとともに、都が行う緊急輸送道路の決定についての協力を行う。
市民への周知	広報班は、緊急輸送道路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を発揮させるため、都が行う市民への周知に協力する。
緊急道路障害物除去	道路班は、緊急輸送道路を確保するため、都及び市建災防協会の協力を得て障害物除去作業を行う。障害物除去に必要な重機（ショベル、ブルドーザー等）についても協定業者等から調達する。

(4) 緊急道路障害物除去作業の分担【道路班、都建設事務所、警察署】

市は、次の道路の障害物除去作業を行う。

ア 緊急輸送道路のうち市道部分

イ 市が指定している緊急啓開道路

都が指定している市域における緊急道路障害物除去路線（青梅街道・新青梅街道等）や緊急輸送道路（都道）は、都建設局（都建設事務所）が担当し、都の要請があった場合には優先的に協力する。

なお、被害の規模や状況によっては各関係機関と連携し、自衛隊に支援を要請する。

第1部 総則

【役割分担】

市	<p>道路上の障害物の状況を把握し、速やかに都災害対策本部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。</p> <p>また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力するものとする。</p>
都建設事務所	<p>災害対策基本法第76条の6に基づく区間指定が行われた場合、道路上の障害物の状況報告に基づき、必要な指導及び調整を行いながら、所管の路上障害物を除去する。</p>
警察署	<p>緊急交通路の確保のため、警察署に放置車両対策班を編成し、緊急通行車両等の通行妨害となっている放置車両の排除に当たる。</p> <p>また、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物については、道路管理者及び関係機関と連絡を密にし、協力して除去する。</p>
道路管理者	<p>道路管理者は、車両の移動命令に従わない場合、運転者等不在の場合、その他何らかの理由で移動できない場合に車両を移動させることができる。その場合には、車両等の所有者との連絡や損失補償を行う際に必要になるため、移動の前後の状態を写真等により記録するものとする。</p>

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

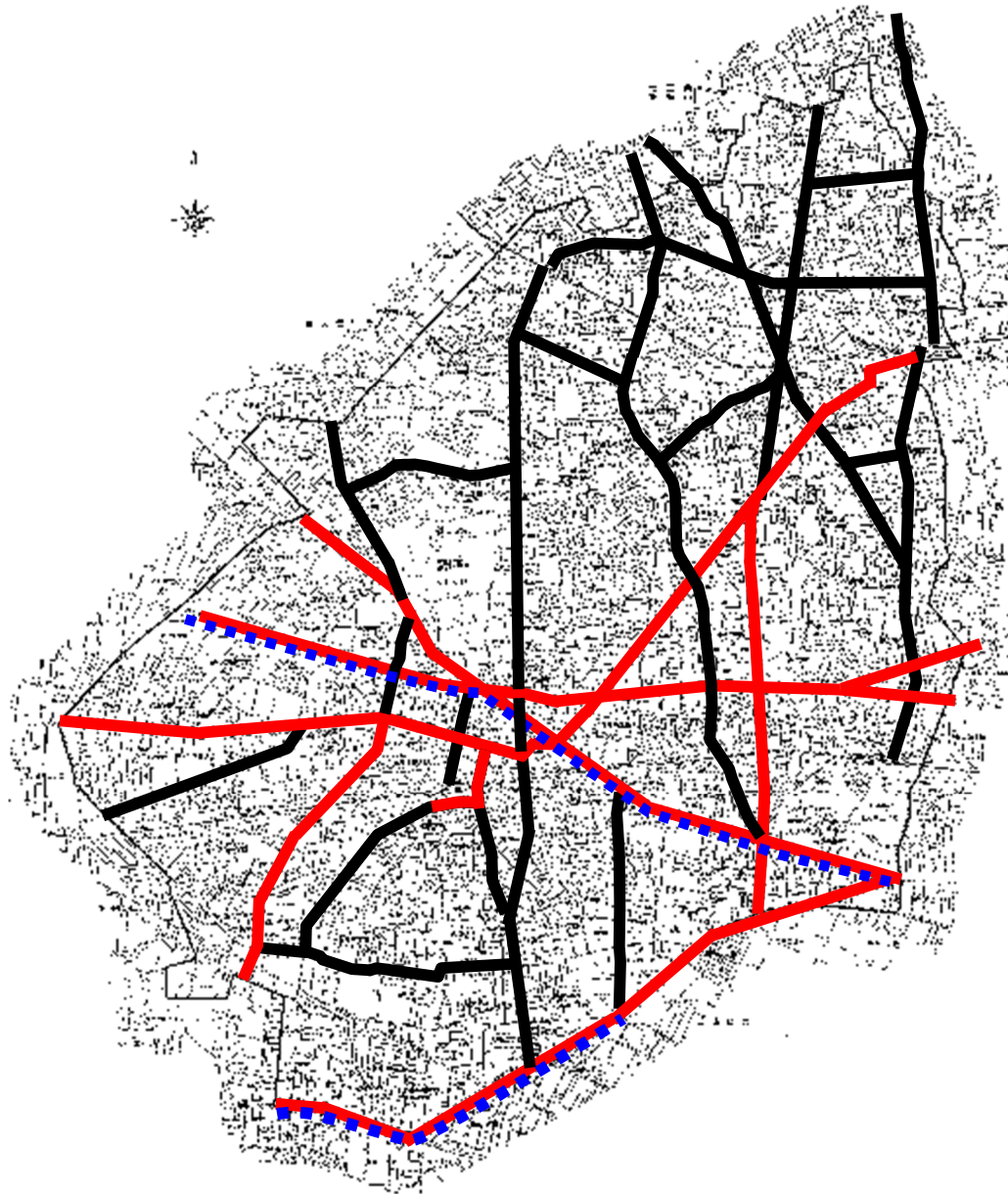
第15章 災害救助法


第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

<緊急輸送ネットワーク及び緊急道路障害物除去路線>



凡 例	
	緊急輸送道路（都指定）
	緊急啓開道路（市指定）
	必要に応じ緊急交通路として指定される路線

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

復旧対策

1 道路・橋梁等の復旧対策

市、都、警察署、関東地方整備局

(1) 活動態勢【道路課】

道路課は、被災した道路について、優先順位の高い道路から順に道路機能の早期復旧を図る。

(2) 応急復旧対策【道路課、危機管理課、都建設事務所、警察署、 関東地方整備局】

道路課及び都建設事務所は、次のとおり応急復旧対策を実施する。

ア 道路・橋梁等の被災状況の把握を行い、道路・橋梁等の応急復旧方法を検討する。

イ 復旧範囲を決定した上で、補修・補強等の応急復旧工事を早急に実施する。

ウ 緊急自動車等の通行及び応急活動に支障を来す道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

エ 道路課及び危機管理課、並びに都、関東地方整備局、警察署は、震災時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換を行う。

(3) 広報【道路課、秘書広報課】

道路課は、災害対策本部に道路の被害状況、応急復旧見込み等を報告する。

秘書広報課は、災害対策本部で得た被害状況、復旧状況等を市民に広報する。

第2節 河川施設等

応急対策

1 河川施設等の応急対策	市、都建設事務所
--------------	----------

上下水道班及び危機管理班は、水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。

都建設事務所は、市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断の基に実施する。特に、河川の埋塞で流水の疎通を著しく阻害するものについては、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う。

復旧対策

1 河川施設等の復旧対策	都建設事務所
--------------	--------

都建設事務所は、所管施設等の緊急工事・復旧対策を実施する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第3節 社会公共施設等

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	○情報収集 ○救護活動			
西武鉄道(株)	○乗客及び施設の安全確保 ○災害対策本部の設置 ○情報収集、情報提供	○運転規制 ○乗客の避難誘導 ○救護活動	○施設の応急復旧	○施設の復旧
	○広報の実施			

1 鉄道施設の応急対策

西武鉄道(株)

西武鉄道(株)は、初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うほか、駅などで各種情報提供等を行う。

(1) 災害時の活動態勢【西武鉄道(株)】

震災が発生した場合、西武鉄道(株)は全機能を挙げて、旅客及び施設の安全確保と早期復旧に向け、災害対策本部等を設置する。

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、移動用無線機等の無線設備を利用する。

(2) 発災時の初動措置【西武鉄道(株)】

西武鉄道(株)は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、社内の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

(3) 乗客の避難誘導【西武鉄道(株)】

震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗

客の安全確保のため、西武鉄道(株)は社内の規定により速やかに避難誘導を実施する。

駅にいる乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行うとともに、あらかじめ定めた場所を案内する。

列車内の乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、安全な場所又は最寄り駅まで、駅長(運転指令等)と連絡の上、誘導する。

(4) 事故発生時の救護活動【西武鉄道(株)】

西武鉄道(株)は、震災時に事故が発生した場合、市災害対策本部及び関係機関と協力し、負傷者の救護を優先して実施する。

併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講ずるとともに、引き続き旅客の安全確保を図りつつ、早期復旧に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。

復 旧 対 策

1 鉄道施設の復旧対策

西武鉄道(株)

西武鉄道(株)は、被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧に当たるため、災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

また、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。その他市災害対策本部に各施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第14章 応急生活対策

第1節 建築物等の災害対策

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市（市災害対策本部）	○避難所等拠点施設建築物の応急危険度判定の実施				→
	○土砂災害警戒区域等の被害状況の把握				→
	○警戒区域の設定等、応急措置の実施				→
	○関係機関へ連絡				→
			○社会公共施設等の復旧		→
				○被災した文化財等の 取り扱いに関する協議の 実施	
				○応急教育計画等の作成	
都（建設事務所）	○堤防・護岸施設において水害を警戒、防御				→
	○応急対策の実施				→
			○土砂災害防止対策の実施		→
			○河川施設等の復旧		→
医療機関・ 社会福祉施設	○施設内外の点検、落下・倒壊等の危険箇所の確認				→
	○応急修理、安全確保				→
	○利用者や職員等の被害状況の把握				→
	○施設の応急計画策定				→
	○（施設独自の復旧が困難である場合）市及び関係機関に援助要請				→
	○（被害を受けなかった場合）援助を必要とする他施設責任者に協力し、入所者の安全を確保				→

1 公共施設等の応急対策	市、医療機関、都建設事務所
--------------	---------------

余震によるがけ崩れや公共施設等の倒壊などに備え、適切な応急対策を実施する。

(1) 河川施設等【都建設事務所】

都は、堤防・護岸施設といった公共土木施設が地震により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

(2) **避難所等拠点施設建築物の応急危険度判定の実施【施設・車両班、救出支援班、都（都市整備局）】**

都市計画班及び救出支援班は、二次災害防止のため、概括的な被害情報等に基づき、避難所等拠点施設建築物の応急危険度判定を地震発生直後に実施する。

(3) **社会福祉施設等の応急対策【都市計画班、救出支援班、医療機関、社会福祉施設等】**

医療機関、社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。また、利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

事業継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、医療機関は患者の生命保護を最重点に対応し、社会福祉施設等は利用者の安否確認や安全確保、サービスの継続を行う。

なお、施設独自での応急危険度判定や復旧が困難である場合は、市及び関係機関に連絡し支援を要請する。震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

(4) **避難所の安全確保【学校避難所班、福祉避難所班、一時滞在施設班】**

学校避難所班、福祉避難所班、一時滞在施設班は、避難所及び福祉避難所、一時滞在施設となる施設の被害状況等の確認など安全確保を推進する。

(5) **文化財施設【一時滞在施設班】**

文化財に被害が発生した場合は、一時滞在施設班は、直ちに消防署や市等の防災関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告する。

防災関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

(6) **学校施設【学校長、教育委員会】**

学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防について十分な措置をとり、学校施設の応急修理を迅速に実施する。

被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画を立て、速やかに復旧を行う。

(7) **避難所の安全確保【学校避難所班、福祉避難所班、一時滞在施設班】**

学校避難所班、福祉避難所班、一時滞在施設班は、避難所及び福祉避難所、

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

一時滞在施設となる施設の被害状況等の確認など安全確保を推進する。

(8) 物資輸送ルートの確保【物資輸送班】

物資輸送班は、都市計画班や道路班と連携し、安全な輸送ルートの確保に努める。

復 旧 対 策

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	市、都建設事務所、都、警察署
----------------------	----------------

(1) 河川施設等【都建設事務所】

都は、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

(2) 公共施設等の復旧対策【総務課、建築営繕課、建築指導課、社会教育課、教育指導課】

総務課、建築営繕課、建築指導課は、優先順位に基づき市内の公共施設等の復旧を実施する。被災施設の復旧に当たっては原状復旧を徹底する。

また、社会教育課は、被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、教育委員会及び文化財管理者等と修復等について協議を行う。

学校は、公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、教育委員会の助言を受け、応急教育計画等を作成する。児童・生徒等の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

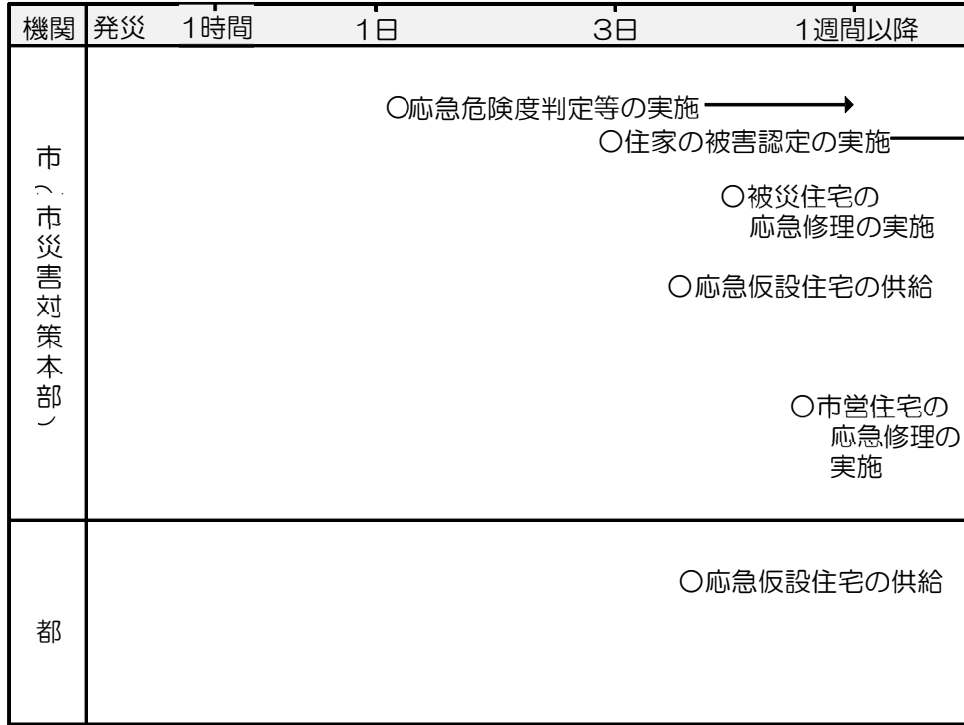
(3) 危険箇所等【都（建設局）】

都は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第2節 応急仮設住宅の供給

応 急 対 策

＜発災後の活動の流れ＞



1 応急危険度判定等の実施	市、都
---------------	-----

被災した住宅の倒壊等により生じる二次災害を防止するため、都と協力して被災建築物の応急危険度判定の実施に努める。

また、被災した住宅の応急修理に努めるとともに、住居を滅失した世帯に対する応急仮設住宅の確保を図る。

(1) 被災建築物・宅地の応急危険度判定【都市計画班、救出支援班、

都（都市整備局）】

都市計画班及び救出支援班は、被害情報等に基づき、**被災**建築物応急危険度判定を実施する。宅地については、がけ崩れ等の危険がある場合、都の協力を得て被災宅地危険度判定士による応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定作業の準備	被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを準備する。 1 住宅地図等の準備、割当区域の計画 2 応急危険度判定員受入れと判定チームの編成 3 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 4 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配
--------------	---

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

調査の体制	被災建築物・宅地応急危険度判定員を中心に応急危険度判定実施本部を設置する。
応援要請（建築物）	市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に <u>応援判定員、応援判定コーディネーター及び応援職員の派遣要請</u> 等を行う。
応援要請（宅地）	市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に被災宅地危険度判定士の出動要請等を行う。
判定結果の表示	調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

2 住家の被害認定の実施	市
---------------------	---

住家の被害認定は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、救出支援班は適正な判定を実施する。また、住家の被害認定に係る現地調査について、市は公益社団法人東京都不動産鑑定士協会等の関係機関の協力を得て行う。

(1) 現地調査の実施【救出支援班、都市計画班】

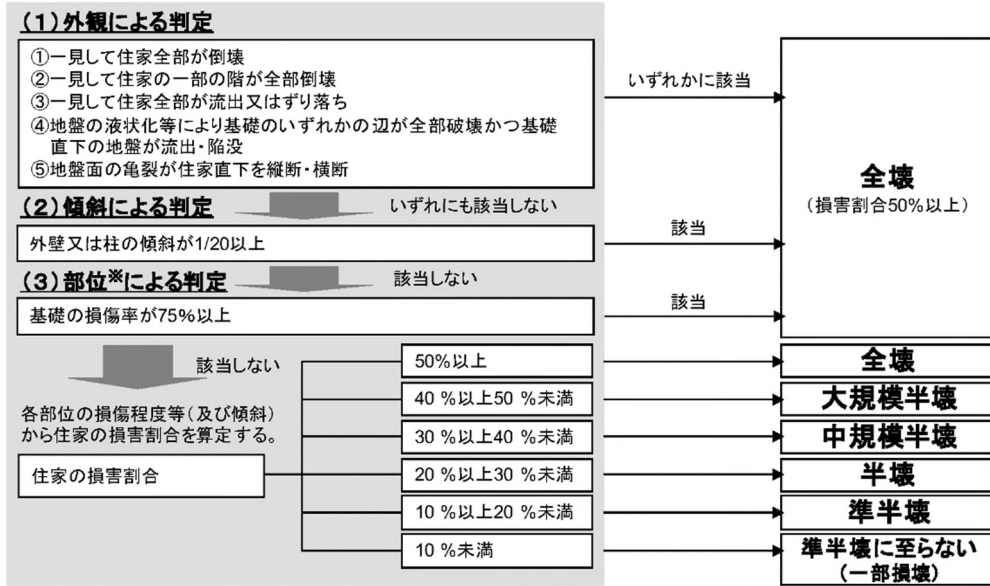
救出支援班及び都市計画班は、住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、内閣府が策定している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を参考に、住家被害認定調査を実施する。なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。

第一次調査	外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
第二次調査	第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。
再調査	調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を実施する。

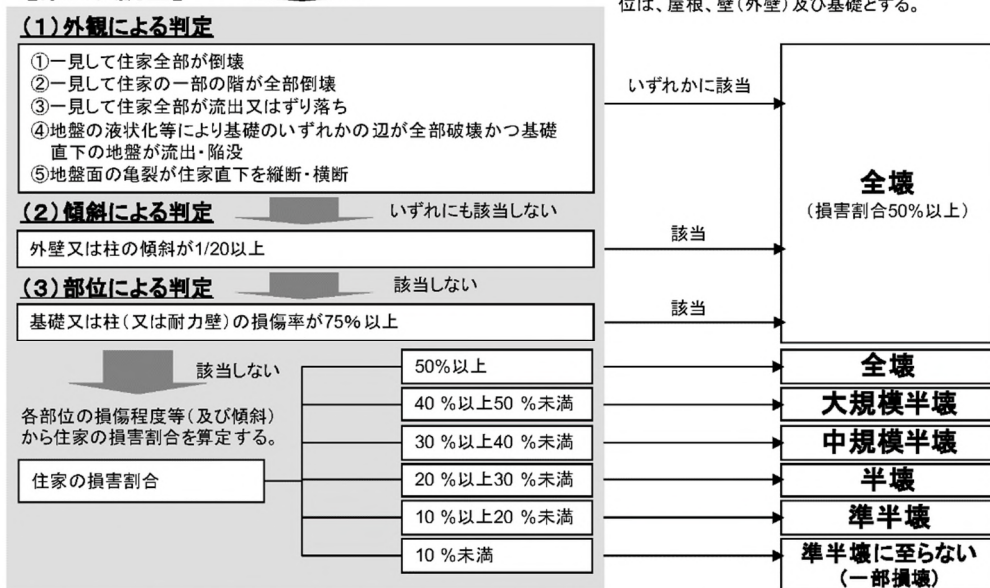
【災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）による調査フロー】

＜被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）＞

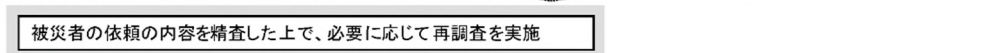
【第1次調査】



【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】



(2) 調査方法【救出支援班】

住家被害認定調査実施前に、市民に対し、住家被害認定調査の実施意図や応急危険度判定との違い、実施する日程等の広報を行う。

第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会の上で立入調査を実施する。ただし、倒壊の危険がある等の理由がある場合は、外観目視調査のみ実施する。

第1部 総則

- 第1章 計画の方針
- 第2章 基本的責務等
- 第3章 市の概況
- 第4章 被害想定
- 第5章 減災目標
- 第6章 調査・研究

第2部 災害予防

- 第1章 防災力向上
- 第2章 安全な都市
- 第3章 交通・ライフライン
- 第4章 応急対応力
- 第5章 情報通信
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物資備蓄等

- 第10章 放射性物質
- 第11章 生活再建
- 第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

- 第1章 初動態勢
- 第2章 情報通信
- 第3章 防災活動
- 第4章 二次災害
- 第5章 警備・交通
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物流備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 ごみ・し尿等
- 第12章 ライフライン
- 第13章 公共施設等

第14章 応急生活

- 第15章 災害救助法
- 第16章 震災復興
- 第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

復旧対策

1 被災住宅の応急修理 市、都

市に災害救助法が適用され、住宅が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅需要の低減を図る。

応急修理の対象者	災害のため住家が半壊し、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。
修理方法	修理は、都が、 <u>応急修理に関する協定締結団体</u> と調整のうえ、 <u>応急修理を行う業者のリストを作成し、市が、そのリストから業者を指定</u> する。 また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。
修理の範囲	災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。
修理の期間	災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から <u>3か月（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月）</u> 以内に完了する。
経費	1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

2 応急仮設住宅の供給 市、都

市に災害救助法が適用された場合、住宅を失い自己の資力では住宅を確保できない被災者に応急仮設住宅を供給する。

都の提供要請等により、被害状況に応じて仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び市営住宅等の公的住宅の活用を行い、応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給する。

(1) 建設型応急住宅【危機管理課、都（都市整備局）】

ア 建設候補地の確保

- (ア) 接道及び用地の整備状況
- (イ) ライフラインの状況（埋設配管）
- (ウ) 避難場所などの利用の有無

イ 建設地

- (ア) 都は市から報告を受けた建設候補地の中から建設地を選定する。建設に

当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。

- (イ) 選定に当たり、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、市区町村相互間で戸数を融通し割り当てる。

ウ 構造及び規模等

- (ア) 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。
- (イ) 必要に応じ、バリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
- (ウ) 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。
- (エ) 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。
- (オ) 国の基準や災害関連死対策の観点を踏まえ、入居者の孤立防止や団地・地域住民との交流に配慮し、規模に応じた集居室や談話室等の設置について検討する。

エ 建設工事

- (ア) 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (イ) 都は、(一社)東京建設業協会及び(一社)プレハブ建築協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。
- (ウ) 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。
- (エ) 都は、必要に応じて、工事の監督を市に委任する。

オ その他

市は東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

(2) 公的住宅の活用による一時提供型住宅【住宅課、都（都市整備局）】

都は都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び市等に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。

(3) 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅【住宅課、都（都市整備局）】

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

(4) 入居資格【都（都市整備局）】

次の各号の全てに該当するもののほか、都知事が必要と認める者とする。

- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力では住家を確保できない者

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

なお、使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

(5) 入居者の募集・選定【住宅課、都（都市整備局）】

ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、市に割り当てる。
住宅の割り当てを受けた市は、市内被災者に対し入居者の募集及び選定を行う。

イ 割当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、市区町村間で融通し合う。

ウ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき、当該応急仮設住宅等が存する市区町村が入居者の選定を行う。

エ 応急仮設住宅等の管理・運営にあたり、市区町村が適宜入居者に対して防火安全対策について指導する。

(6) 応急仮設住宅の管理及び入居期間【住宅課、都（都市整備局）】

ア 応急仮設住宅等の管理は原則として、供給主体が行う。

イ 市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

ウ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、2年以内であらかじめ都知事が定める。

3 市営住宅の応急修理	市
--------------------	---

住宅課・建築指導課・建築営繕課は応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な市営住宅等について、応急修理を行う。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第3節 被災者の生活再建対策

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)				<ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書の 交付準備 ○被災者生活再建 支援金の申請受付 ○雇用対策の実施 ○義援金の募集・受入れ・配分 ○税等負担の軽減 ○被災者の生活 相談等の支援 ○中小企業への 融資の広報
都				<ul style="list-style-type: none"> ○義援金の 募集・受入れ・ 配分 ○中小企業への融資 ○農林漁業関係者 への融資

1 罹災証明書の交付準備

市、消防署

救出支援班は、住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

住家被害認定調査結果等を把握し、都に報告する。

また、調査の結果に基づき、速やかに庁内連携及び応援職員の確保も含めて態勢を構築し、罹災証明書の交付手続を実施する。

- ① 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。
- ② 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資器材を確保する。また、都や市区町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。
- ③ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。
- ④ 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

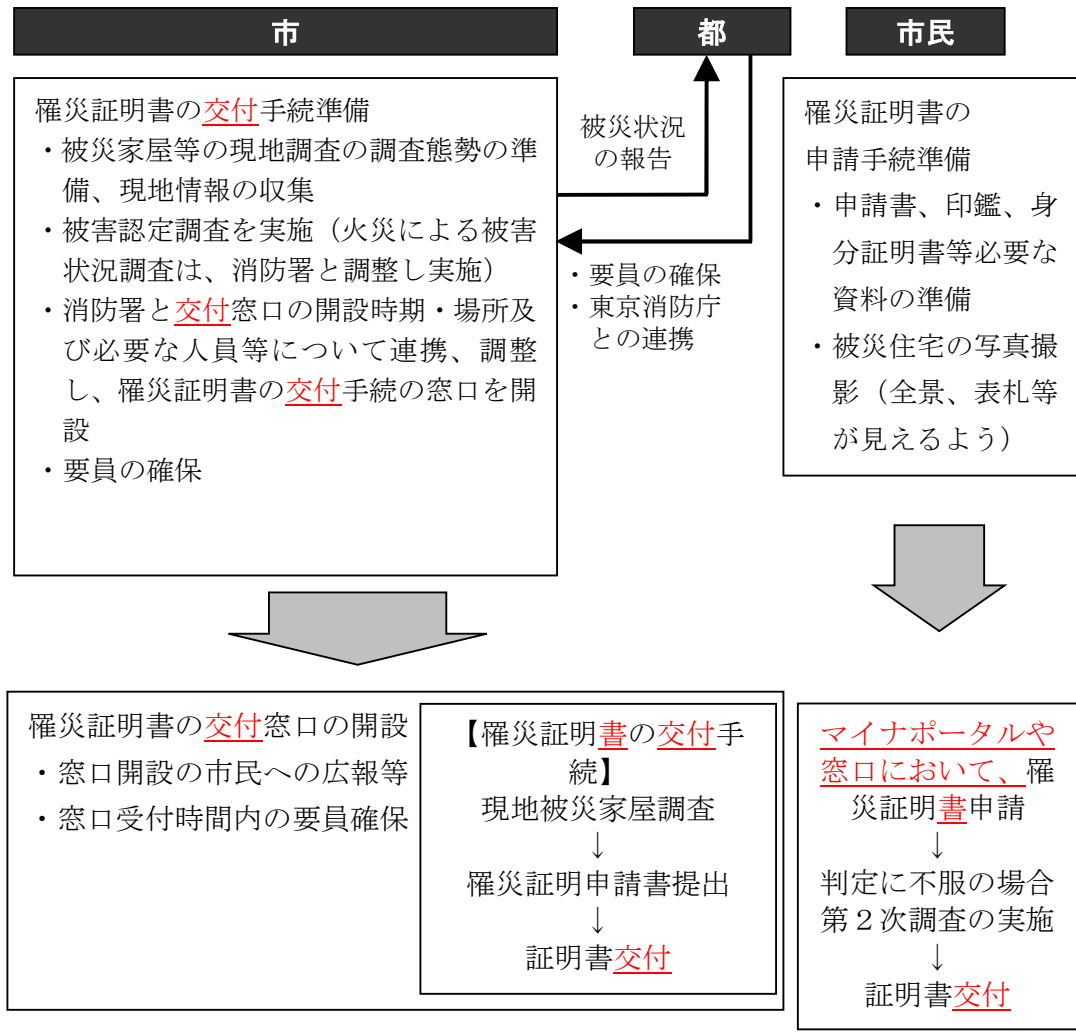
第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

⑤ 消防署は、火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、市と連携を図り、必要に応じて交付手続きの支援を行う。



第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

復旧対策

1 被災者の生活相談等の支援	市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部
----------------	------------------------------

(1) 市の主な実施事項【各課】

災害により被害を受けた市民が、速やかに再起するよう、相談窓口を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供、生活相談、弔慰金等の支給、生活援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっせん等を行う。市、都及び関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施や被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備などの積極的な措置をとる。

ア 都福祉局・都都市整備局・都住宅政策本部と連携して、避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

イ 被災者のための相談所を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて必要な情報を提供する。

ウ 設置した相談所で、要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。

エ 相談事項や実施した支援内容等については被災者台帳に記録する。

オ 被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

(2) 生活相談【各課、警察署、消防署】

機関名	相談の取扱い
市	市は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。
警察署	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、各種相談業務に当たる。
消防署	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所 <u>で</u> 各種相談等に対応する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

(3) 災害弔慰金【地域共生課、生活福祉課】

西東京市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行う。

対象 災害	自然災害	1 住家が5世帯以上滅失した災害
		2 災害救助法が適用された災害
		3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支給額	生計維持者	500万円
	その他の者	250万円
遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、兄弟姉妹（死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

(4) 災害障害見舞金【地域共生課、生活福祉課】

西東京市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。

対象 災害	自然災害	1 住家が5世帯以上滅失した災害
		2 災害救助法が適用された災害
		3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支給額	生計維持者	250万円
	その他の者	125万円
対象の範囲		1 両眼が失明したもの 2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(5) 日赤東京都支部の災害救援物資【地域共生課、生活福祉課】

支給対象者	支給内容(物資)	配布基準
火災（爆発事故を含む。） 等により、住家が全半焼、 全半壊にあった市民、ま たは避難所等に避難をさ れた被災者	毛布	1人あたり 1枚（組）
	バスタオル	
	安眠セット	
	安眠マット	
	緊急セット	1世帯（4人）あたり1組 （5～8人は2組、 9～12人は3組）

(6) 災害援護資金【地域共生課、生活福祉課】

市は、災害援護資金の貸付について広く周知するとともに、これらの事務を西東京市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、適切かつ速やかに実施する。

ア 貸付対象世帯と所得制限

次に掲げる被害を受けた世帯を対象とし、下表の所得制限により貸付を行う。

【貸付対象世帯】

- ① 世帯主が療養に要する期間がおおむね1か月以上である負傷を負った場合
- ② 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価値のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

【所得制限】

世帯人員	市町村民税における総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人を増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、世帯の住居が滅失した場合は1,270万円に緩和	

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

イ 貸付限度金額

世帯主の1か月以上の負傷の場合	家財等の損害の場合	世帯主の1か月以上の負傷と家財等の損害が重複の場合	被災した住宅を建て直す等特別な事情がある場合
150万円	家財の1/3以上損害：150万円	250万円	
	住居半壊：170万円	270万円	250万円 350万円（世帯主1か月以上の負傷が重複した場合）
	住居全壊：250万円	350万円	350万円
	住居全体の滅失又は流出：350万円		

ウ 貸付条件等

貸付条件	償還期間：10年（うち据置期間3年） 利子：無利子（保証人を立てる場合） 年1%（保証人を立てない場合。措置期間中は無利子。）
償還方法	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

(7) 罹災証明書の交付【市民課、市民税課、資産税課】

市は、消防署と協力し、次により災害発生後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに罹災証明書を交付する。罹災証明書交付時に確定した情報を基に、被災者台帳を構築する。

- ① 罹災証明書交付窓口の開設場所は、被災状況に応じて特設会場を設置する。なお、市民の利便性を考慮し、窓口は複数設ける。
- ② 窓口の開設期間については、災害規模等を勘案し、罹災証明書が遅滞なく交付ができるよう設定する。
- ③ 窓口人員は、市民課、市民税課及び資産税課を中心として他課の応援を得ながら配置する。
 また、他自治体からの派遣職員等の支援を受け、1窓口につき原則として2名以上を配置する。

2 被災者生活再建支援金	市
---------------------	---

地域共生課及び生活福祉課は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援する。支給申請は市に行い、市は申請書等の確認を行い取りまとめの上、都へ提出する（根拠法：被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号））。

基礎支援金	全壊：100万円
	解体：100万円
	長期避難：100万円
	大規模半壊：50万円
加算支援金	建設・購入：200万円
	補修：100万円
	公営住宅を除く賃貸：50万円
	※賃貸住宅の場合、借家人も受給可能

3 雇用対策	市
---------------	---

産業振興課は、被災者の雇用の維持及び被災求職者の雇用を促進するため、公共職業安定所長に要望するとともに、市内中小企業に被災者の優先雇用を要請する。

職員課は、可能な限り被災者の働く場の確保に努めるとともに、発災後の応急対策、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策の整備を行う。

4 税等負担の軽減	市
------------------	---

市は、必要に応じ、市都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険料、利用者負担（保育料）等の徴収猶予、減額及び免除を行い、被災者の負担軽減を図る。

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

5 その他の生活確保	関係機関
-------------------	------

(1) 日本郵便株式会社

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災者の救助を行う地方公共団体などに宛てた救助用郵便物等の料金免除

(2) 日本放送協会

- ア NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等の実施及び医療団、防災班の派遣等の奉仕の実施
- イ 被災者の受信料免除
- ウ 状況により避難所へ受信機を貸与

(3) NTT東日本、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ

- ア NTTの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施
- イ 災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長

6 住宅支援	市、都、関係機関
---------------	----------

(1) 住宅に関する支援制度【地域共生課、子育て支援課、住宅課、都、
関係機関】

市は、以下の支援制度の広報を行う。

- ア 生活福祉資金制度による貸付（市）
- イ 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付（市福祉事務所）
- ウ 公営住宅への入居（市・都）
- エ 特定優良賃貸住宅等への入居（市・都）
- オ 登記事項証明書等の交付手数料免除（法務局）
- カ 災害復興住宅融資（独立行政法人住宅金融支援機構）
- キ 災害復興宅地融資（独立行政法人住宅金融支援機構）
- ク 宅地防災工事資金融資（独立行政法人住宅金融支援機構）

(2) 民間賃貸住宅の情報提供【住宅課】

市は、不動産関係団体と協力して民間賃貸住宅の空き住戸情報を収集し、市民への情報提供に努める。

7 中小企業への融資	市、都等
-------------------	------

都産業労働局等は、災害等により、被害を受けた中小企業者及びその組合に対し、事業継続や経営の安定を図るために必要な資金の融資を行う。

産業振興課は、被災中小企業等に対する援助及び助成制度に関する広報を行う。

8 農林漁業関係者への融資	都、関係機関
----------------------	--------

都産業労働局は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和38年法律第136号）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通、特別対策資金の融通等の措置を講ずる。

株式会社日本政策金融公庫は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について融資を行う。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第4節 ボランティアとの連携

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
市 （市災害対策本部）			○市社会福祉協議会と連携して 市災害ボランティアセンターを設置 ○ボランティアセンターとの 連携	→
市社会福祉協議会			○市と連携して市災害ボランティアセンター を設置 ○ボランティアコーディネーターの確保 ○ボランティアの受付・ 登録、配置、活動内容の指示 ○ボランティア活動の連絡、調整 ○ボランティア保険加入手続き ○ボランティアの宿泊先の紹介 ○被災地・避難所等における ボランティア要望の把握等の情報収集 ○都災害ボランティアセンターとの連絡、 調整	→ → → → → →

1 ボランティアセンターとの連携 | 市、都

ボランティア班は、市社会福祉協議会による市災害ボランティアセンターの設置を支援するとともに、都・関係機関・都災害ボランティアセンターと連携して、一般のボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

ボランティア活動の支援に当たっては、地域に精通した市災害ボランティアセンターが中心となって必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援する。

【市災害ボランティアセンターの主な役割】

- ① ボランティアコーディネーターの確保
- ② ボランティアの受付・登録、配置、活動内容の指示
- ③ ボランティア活動の連絡、調整
- ④ ボランティア保険加入手続き
- ⑤ ボランティアの宿泊先の紹介
- ⑥ 被災地・避難所等におけるボランティア要望の把握等の情報収集
- ⑦ 都災害ボランティアセンターとの連絡、調整

都の専門性を有する防災ボランティア等の活動内容を以下に示す。

【東京都防災ボランティア等の活動内容】

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、市区町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
被災建築物 応急危険度判定員	都及び 市区町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度 判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災 ボランティア	震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交通規制支援 ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時 支援ボランティア	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを実施

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第5節 義援金の取扱い

応 急 対 策

1 義援金の受入れ・管理

市、都、日赤東京都支部

大規模地震災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入態勢を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

(1) 受入窓口の決定【調整班、ボランティア班、都（総務局、福祉局）、日赤東京都支部】

市は、都、日赤東京都支部等と義援金の受入窓口等について協議、決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

(2) 受入れ及び管理【調整班、ボランティア班】

義援金募集前に直接市に義援金が贈られた場合、市は贈られた義援金を受領し、配分が決定するまで保管する。

復 旧 対 策

1 義援金の取扱い

市、都、日赤東京都支部

(1) 東京都義援金配分委員会の設置【地域共生課、生活福祉課、都（総務局、福祉局）、日赤東京都支部】

都は、義援金の募集を決定次第、都本部に都、市区町村、日赤東京都支部及び関係機関の代表者で構成される「東京都義援金配分委員会」（以下「都委員会」という。）を設置する。

(2) 市による義援金の募集・受付【地域共生課、生活福祉課】

市は、義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。

また、都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。

なお、送金するまでの間は「預り金」として銀行口座で一時保管する。

(3) 市義援金品募集配分委員会の設置【地域共生課、生活福祉課】

市は、市に対して寄せられた義援金について、義援金の受入団体の代表者からなる「義援金品募集配分委員会」を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(4) 市に寄せられた義援金の配分【地域共生課、生活福祉課】

市が直接募集し寄せられた義援金について、次のとおり配分を行う。

ア 義援金品募集配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として市が行う。

イ 義援金の使途については、義援金募集・配分の事務や防災ボランティア活動に要する経費などの使途分野についても勘案の上、関係機関等と十分協議し、国民的同意が得られるよう努める。

(5) 義援金の配分【都（総務局、福祉局）】

都は、義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定し、配分計画に基づき義援金を市区町村に送金する。

ア 被災市区町村への義援金の配分計画の策定

イ 義援金の受付・配分に係る広報活動

ウ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

(6) 義援金の広報【都（総務局、福祉局）】

都は、義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

(7) 義援金の支給【地域共生課、生活福祉課】

市は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。

また、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

第6節 教育・保育の安全対策

応 急 対 策

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の収集 ○施設の安全確認 ○来所者等の安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の応急復旧 ○学校の復旧計画の作成、復旧 ○学校間の応援調整 		
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の保護 ○施設の安全確認 ○応急対策の実施 (教育委員会との連絡、応急教育計画・復旧計画の作成等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の保護者への引渡し 		<ul style="list-style-type: none"> ○応急教育の実施 ○児童・生徒の健康管理 ○学校給食の措置の実施
保育園・児童館・ 学童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急避難措置、保護者との連絡等、応急対策の実施 ○施設設備の応急復旧措置の実施 ○代替施設の確保 		
都	<ul style="list-style-type: none"> ○学用品等の給与(支給) 			

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

1 学校の応急対策	市、学校長
------------------	-------

学校長、学校連絡調整班、学校避難所班は、以下の対策を行う。

- (1) 学校長は、児童・生徒等が学校管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を適切な場所に保護する。その後、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合、保護者に対して児童・生徒等の安全な引渡しを図り、児童・生徒等を帰宅させる。
 なお、保護者に引渡しが出来ない場合、時間がかかっても保護者と連絡が取れるまで、児童・生徒等は学校に留め置く。
- (2) 学校長は、災害の規模並びに児童・生徒等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、学校連絡調整班へ報告しなければならない。
- (3) 学校長は、状況に応じて学校連絡調整班と連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- (4) 学校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。
 また、学校が避難所となる場合、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力を得るように努める。
- (5) 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、隣接校等との協議により教室を確保するなど、他の公共施設の確保を図る。
- (6) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、仮設校舎を建設する。
- (7) 学校長は、応急教育計画を作成したとき学校連絡調整班に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。
- (8) 学校避難所班は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧に努める。

2 応急教育の実施	市、都教育委員会、学校長
------------------	--------------

施設の応急復旧の状況、教職員、児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の受入れ状況、道路の復旧状況その他を勘案の上、応急教育を実施する。

(1) 応急教育の実施【学校連絡調整班、都教育委員会、学校長】

- ア 学校長は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、学校連絡調整班に連絡する。
- イ 学校連絡調整班は、被災学校ごとに担当職員及び指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。
また、担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導に当たる。
- ウ 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、学校連絡調整班に報告する。
- エ 学校長は、災害の推移を把握し、学校連絡調整班と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。
また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。
- オ 学校長は、応急教育計画に基づき、学校に受入れ可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置き、心のケア対策にも十分留意する。
- カ 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。
- キ 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。
- ク 児童・生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。
- ケ 学校連絡調整班は、学校間の教職員の応援体制について都教育委員会と必要な調整を行う。

(2) 健康管理等【学校連絡調整班、学校避難所班、都教育委員会】

被災した児童・生徒等の身体と心の健康管理を図るため、都教育委員会、保健所等と連携して健康診断、カウンセリング、電話相談を実施する。

(3) 学校給食の措置【学校避難所班】

学校再開に併せ、速やかに学校給食が実施できるよう措置をとる。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- ア 避難所として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- イ 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

3 学用品等の給与（支給）	市、都
----------------------	-----

学用品の調達は、原則として都知事が一括して行い、小・中学校の児童・生徒に対する給与（支給）は市が行う。

なお、都知事が本部長（市長）に職権を委任した場合は、学校避難所班が教育委員会及び学校長の協力を得て、調達から給与（支給）までの業務を行う。

(1) 給与（支給）の対象【都（教育庁）】

住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小・中学校の児童・生徒等に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を給与（支給）する。

(2) 学用品給与（支給）の方法【学校避難所班、都（教育庁）】

- ア 教育委員会及び学校長の協力を受けて行う。
- イ 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を作成する。

(3) 学用品給与（支給）の費用限度【都（教育庁）】

- ア 教科書（教材を含む。）の実費
- イ 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則で定める額

4 応急保育	市、各施設
--------	-------

保育園、児童館及び学童クラブの応急対策等を講じ、乳幼児・児童の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保について万全を図る。

(1) 保育園・児童館・学童クラブの応急対策【子育て支援班、保育班、各施設】

ア 緊急避難の措置

各保育園・児童館・学童クラブの責任者は、状況に応じて緊急避難の措置をとるとともに、避難場所の所在を明確に保護者に伝達する。

イ 被害状況の把握

各保育園・児童館・学童クラブの責任者は、災害の規模、乳幼児・児童、職員及び施設設備の被害状況を迅速に把握し、施設の管理に必要な職員を確保して万全の措置をとる。

(2) 災害復旧時の対策等【子育て支援班、保育班、各施設】

速やかに平常の保育等活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧、代替施設の確保など必要な措置をとる。

ア 臨時編成の調整

各保育園・児童館・学童クラブの責任者は、応急保育計画・応急指導計画に基づき、臨時のクラス編成を実施するなど、災害状況に即応するよう速やかに調整する。

イ 災害復旧時の対策

子育て支援班、保育班、子ども家庭支援班の責務は、次のとおりである。

- (ア) 職員を掌握するとともに、乳幼児・児童の被災状況を調査し、関係機関と連絡を密にして復旧態勢に努める。
- (イ) 保育園・児童館・学童クラブに対する情報及び指令の伝達について、万全の措置をとる。
- (ウ) 災害の推移を把握しつつ、各保育園・児童館・学童クラブの責任者は平常保育・指導育成ができる環境に整えるよう努める。
- (エ) 災害により、登園できない乳幼児についての実情把握に努める。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則

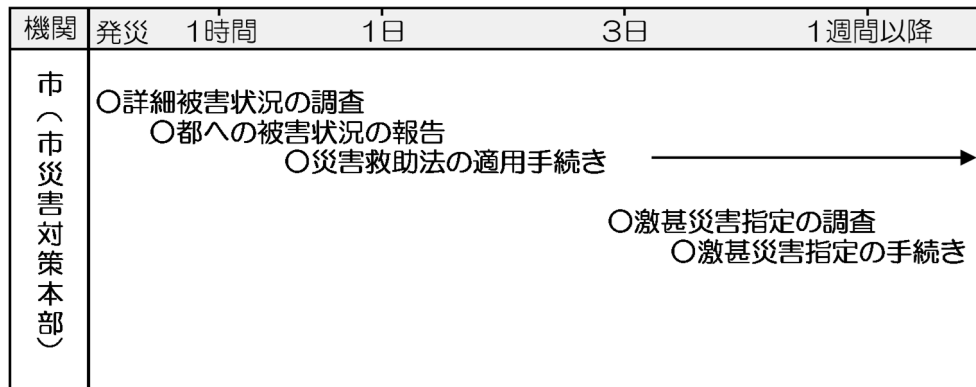
- 第1章 計画の方針
- 第2章 基本的責務等
- 第3章 市の概況
- 第4章 被害想定
- 第5章 減災目標
- 第6章 調査・研究

第15章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

応 急 対 策

＜発災後の活動の流れ＞



- 第2部 災害予防
- 第1章 防災力向上
- 第2章 安全な都市
- 第3章 交通・ライフライン
- 第4章 応急対応力
- 第5章 情報通信
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物資備蓄等

- 第10章 放射性物質
- 第11章 生活再建
- 第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

- 第1章 初動態勢
- 第2章 情報通信
- 第3章 防災活動
- 第4章 二次災害
- 第5章 警備・交通
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物流備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 ごみ・し尿等
- 第12章 ライフライン
- 第13章 公共施設等
- 第14章 応急生活

第15章 災害救助法

- 第16章 震災復興
- 第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

1 災害救助法の適用	本部長（市長）、市
------------	-----------

被害状況を詳細に把握・報告するとともに、災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用手続きを行い、適用後は同法に基づく救助を行う。

(1) 詳細被害状況の調査【各部各班】

ア 各部所管施設の被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施するとともに、市内をブロックに分け調査し、被害情報を集約する。

- (ア) 各部各班は、所管施設の被害状況を調査し、危機管理班へ報告する。
- (イ) 各部各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに危機管理班へ報告する。
- (ウ) 被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整の上、他班の協力によって調査を行う。

イ 把握する内容

各部・班は、緊急対応が終了した段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。

被害種別	把握する内容
人的被害	1 死者、行方不明者の状況 2 負傷者の状況

被害種別	把握する内容
住家被害	1 全壊・ 大規模半壊・中規模半壊 ・半壊・一部損壊の状況 2 応急危険度判定
非住家被害	公共建物
その他被害	1 田畑の被害状況 2 文教施設の被害状況 3 医療機関の被害状況 4 道路、橋梁の被害状況 5 河川、水路等の被害状況 6 水道施設の被害状況 7 下水道施設の被害状況 8 ごみ処理施設等の被害状況 9 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況
被害金額	1 公共文教施設の被害金額 2 農業施設の被害金額 3 その他公共施設の被害金額 4 農林、商工の被害金額

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

(2) 被害状況の報告【危機管理班】

ア 被害状況等報告

災害の発生報告、概括的被害情報の報告に続き、危機管理班は、都に対し中間報告及び決定報告を行う。

状況等	報告内容
詳細状況の判明及び被害状況に変化があった場合の対応	地震発生直後の都への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。
報告の方法	D I S、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。
救助実施状況の報告	災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する。
応急措置完了後の対応	応急措置が完了した場合は、被害状況等報告様式的全項目について報告する。

イ 収集・報告に当たって留意すべき事項

(ア) 被害等の調査・報告に当たっては、防災関係機関及び部内の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

- (イ) 市は、情報収集の迅速・正確を期すため、情報収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。
- (ウ) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、都等に応援を求めて実施する。
- (エ) 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

(3) 災害救助法の適用手続き【本部長（市長）、危機管理班】

ア 災害救助法の適用基準

市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (ア) 滅失世帯（住家滅失世帯）数が100世帯以上のとき。
- (イ) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、本市の滅失世帯数が50世帯以上に達したとき。
- (ウ) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (エ) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

- ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ②被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

- (ウ) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合

イ 災害救助法適用手続き

本部長（市長）は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、都に災害救助法の適用手続きを行う。災害発生から救助の実施に至るまでの事務は、次のとおりとなる。関係各部は、危機管理班と密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。

- (ア) 被害状況の把握（適用基準該当の確認）
- (イ) 適用申請（本部長（市長）から都知事へ）
- (ウ) 適用（災害救助法による救助の実施）通知（都知事から本部長（市長）へ）
- (エ) 災害救助法による救助の実施指示（本部長（市長）から関係各部へ）

ウ 救助の種類

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において都知事が当たることになっているが、都知事がその職権の一部を事前委任した救助の実施については本部長（市長）が行う。ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく都知事による救助を行うことができない場合又は委任を受けた場合は、本部長（市長）が自ら救助に着手する。

本部長（市長）が事前委任を受けている災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (イ) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (ロ) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 被災者の救出
- (カ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (キ) 被災した住宅の応急修理
- (ク) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (ケ) 学用品の給与
- (コ) 埋葬
- (サ) 死体の捜索及び処理

※災害救助法による救助の内容等は、資料編を参照

2 災害救助法の運用等	本部長（市長）
--------------------	---------

本部長（市長）は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都知事に報告する。

3 激甚災害の指定	市、都
------------------	-----

市内において災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとるものとする。

(1) 激甚災害指定の調査【危機管理課、都（総務局）】

ア 市

市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、被害状況等を調査して都に報告する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

イ 都

都は、市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置をとる。

(2) 激甚災害指定の手続き【危機管理課】

地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、市の報告により、都は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、都に提出する。都はこれを受け、事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続を行う。

第16章 震災復興

第1節 復興の基本的考え方

大規模地震の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの市民を混乱と劣悪な生活環境、経済貧窮の中に陥れる。この状態を早期に解消し、災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に、かつ早期に進めることが重要である。

また、復興のあらゆる場及び組織には、女性や要配慮者の参画を推進するとともに、復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める必要がある。

都は、平成15年3月に阪神・淡路大震災の検証等を実施し、「東京都震災復興マニュアル」を作成して、迅速かつ円滑に都市の復興と市民生活の再建を進める体制の整備を図っている。

本市においても、復興計画策定から実施までの各過程で、「生活復興」と「都市復興」について、国・都と連携して対応していくため、「東京都震災復興マニュアル」の内容を踏まえ、災害対応マニュアルへの記載に努める。

第2節 復興の基本目標

市民の暮らしを震災前の状態に復旧するとともに、その安定を図るため、次の復興の基本目標を定める。

- (1) 人々の暮らしのいち早い再建と安定
- (2) 災害に強く、安心してらせる都市づくり
- (3) 誰もが快適にらせる生活環境づくり
- (4) 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
- (5) わが国の政治、経済、情報通信等の中枢機能の速やかな回復

第3節 震災復興計画等の策定

復興の基本的考え方を踏まえつつ、基本目標を効率的かつ効果的に実現するため「震災復興計画」を策定するとともに、特定分野計画として「震災復興計画」との整合性を図りつつ、「都市復興基本計画」と「住宅復興計画」を策定する。

1 震災復興本部の設置

市

市は、市街地、都市施設等の震災被害からの復興及び市民生活の再建等を支援する復興事業を総合的かつ計画的に実施するため、通常の行政組織とは別に、臨時的組織として震災復興本部（以下「復興本部」という。）を被災後1週間程度の早い時期に設置する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

2 震災復興計画の策定

市、都

震災後の復興に関して、市長は速やかに、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする「西東京市震災復興方針」を策定し、公表する。この方針に基づき、復興本部は、震災復興計画及び特定分野復興計画を策定する。

震災復興計画は、復興に係る市の最上位計画として位置付けられるものであるところから、作成過程において広く市民等の声を聴き、その意見を反映する。

(1) 震災復興方針の策定【企画政策課、都（総務局）】

市は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に作成される「東京都震災復興方針」を踏まえ、都と協議しながら、「市震災復興方針」を定め、公表する。

(2) 震災復興計画の策定【企画政策課】

市は、震災復興方針に基づき震災復興計画原案を作成し、市民等に提示して意見を求める。意見について調整の上、震災復興計画を決定し、公表する。

3 都市復興基本計画の策定

市、都

(1) 家屋・住家被害調査の実施【市】

市は、被災後1カ月以内に、復興整備条例に基づく復興地区区分の作成などの基礎資料として、家屋・住家被害認定調査を行い、被災市街地内の全建物の被害状況を把握する。得られた情報は、市及び都において被害状況図及び家屋被害台帳として整理し、公表する。

(2) 都市復興基本方針の策定【市、都】

都市復興基本方針は、被災後速やかに都市復興の方向性を市民に示すためのものである。復興の理念や目標等の基本的な考え方とともに、被災した都市基盤施設や、市街地復興及び被災者の生活再建のための住宅供給に関する大まかな方向性を提示する。策定に当たっては都及び市の震災復興方針との整合性に留意する。

また、大規模地震により被災した市街地の復興を円滑に推進し、災害に強い活力のある市街地を形成するため、事前に市街地復興整備条例の制定について検討する。

(3) 都市復興基本計画（骨子案）の策定【市】

市は、被災後2カ月以内に、都市復興基本方針の考え方をより具体化したものとして、「東京都復興基本計画（原案）＜都市の復興＞」との整合を図りながら、地域特性を加味した都市復興基本計画（骨子案）を策定する。

(4) 復興まちづくり計画等の作成【市】

市は、都市復興基本計画（骨子案）で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策の具体化を図るため、復興まちづくり計画等の策定を行う。

復興まちづくり計画等は、地区の全体像を明らかにする復興まちづくり計画と、それを実現するための個々の事業について復興都市計画、修復型事業計画からなり、復興地区区分に応じて策定を進める。

(5) 都市復興基本計画の策定【市】

市は、被災後6カ月を目途に、地域住民等とのおおむねの合意形成を経た上で、具体的な復興施策を体系的に取りまとめた都市復興基本計画を策定する。計画には、都市復興基本計画（骨子案）策定後の復興まちづくりの進捗状況（復興都市計画、復興まちづくり計画の内容）や復興の見通し等を反映させる。

4 住宅復興計画の策定	市、都
-------------	-----

(1) 住宅の被害状況の把握【市、都（都市整備局）】

市は、被災直後において、公共住宅・民間住宅の被害概況を調査し、都に報告する。

都は、これに基づき、応急仮設住宅等の必要量を概算し、当面必要となる応急仮設住宅等の発注を行うとともに、住宅復興計画の策定にむけた準備を開始する。

その後、市は引き続き住宅の被害状況を詳細に調査し、都に報告する。

(2) 住宅復興計画の策定【市】

市は、都の住宅復興計画原案についての照会に対し、意見の具申を行う。また、市住宅復興計画の策定に当たり、都の住宅復興計画との整合を図る。

第4節 復興に関する相談所の設置

市は、復興対策の本格化に応じて、必要に応じ、被災者総合相談所を設置する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第17章 南海トラフ地震等防災対策

第1節 対策の目的

1 策定の背景・方針

従来の東海地震事前対策は、東海地震に関する警戒宣言が発令された場合に、国、都、市区町村及び各防災関係機関が一体となって地震被害の発生の防止又は被害の軽減を図ることを目的とし、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）（以下「大震法」という。）第6条に基づき、都防災会議が策定する地震防災強化計画を中心として策定されていた。

その後、平成29年9月、内閣府の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」において、これまでの大震法は、確度の高い地震予知を前提とした防災対応を実施する仕組みであったが、現在の科学的知見では大震法が前提とする地震予知は難しいとの結論が出された。

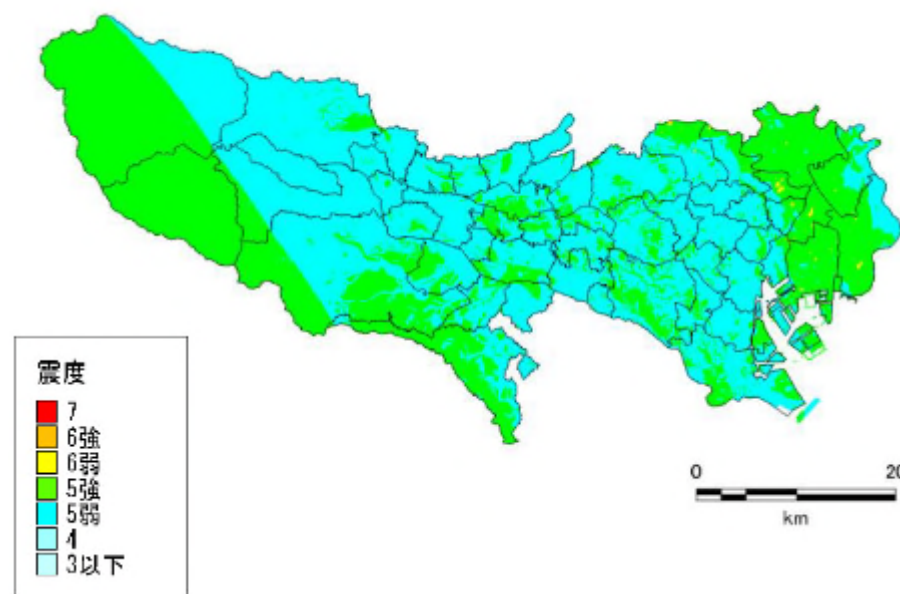
また、気象庁では、平成29年11月から南海トラフ全域で地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始。東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を行わないこととし、令和元年5月から「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始したところである。

令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」では、想定地震の一つとして南海トラフ地震による各種被害の想定がまとめられた。

これらを踏まえ、本市における従来の東海地震事前対策を「南海トラフ地震等防災対策」とし、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」等を参考に、市内で地震が発生する前に、今後、大規模地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合の防災対策について策定するものとする。ただし、大規模地震発生前に、必ずしも先行する異常現象が観測されるとは限らないため、突発地震への備えを引き続き進めた上で、必要な防災対策について検討することとする。

※東海地震は、駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられてきたマグニチュード8クラスの地震で、日本で唯一直前予知の可能性のある地震と考えられてきた。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火



参考図：南海トラフ巨大地震の震度分布
 「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月)

2 基本的な考え方

- (1) 「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月)によると、南海トラフ巨大地震による本市の最大震度は震度5強と予測されており、多摩東部直下地震の最大震度である震度6強よりも小さい。そのため、南海トラフ地震等の影響により市内で震度4以上の地震が発生した場合の防災対策等については、地震・火山編第12章までに記載されている内容に準じた対策を講ずるものとする。
- (2) 本市は、大規模地震対策特別措置法に基づく「地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）」及び、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）」に指定されていないことから、西東京市地域防災計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応する。
- (3) 今後、科学的知見や社会環境の変化等に応じて、必要な見直しを行い、国や都の動きに注視しつつ、国や都の方針等がまとまり次第、西東京市地域防災計画に反映させていくものとする。
- (4) 本章は、原則として、気象庁が南海トラフ地震臨時情報等を発表したときから、国が後発地震に対して注意する措置を解除するまでの間における対策を定めたものとする。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(5) 東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災関係機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識の中に、より浸透するための支援策等を講ずるものとする。

(6) 本対策は、次の事項に留意し策定した。

ア 学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応を図るものとする。

イ 人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。

ウ 都及び各防災関係機関等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。



「南海トラフ地震防災対策推進地域」

※赤線で囲まれた領域は南海トラフ地震の想定震源域

第2節 南海トラフ地震について

1 概要

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。南海トラフ沿いの地域においては、「平時」においてもマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70%～80%（令和5年11月8日現在）とされており、大規模地震発生の切迫性が指摘されている。

このような中、南海トラフ沿いの地域では、突発地震に備えた事前対策から事後対応、復旧・復興まで、地震対策の取組が総合的に進められている。

一方、南海トラフで発生する大規模地震には、1944年に南海トラフの東側で昭和東南海地震が発生し、その約2年後に南海トラフの西側で昭和南海地震が発生した事例や、1854年にも南海トラフの東側で大規模地震が発生した約32時間後に、西側でも大規模地震が発生した事例が知られている。

南海トラフでの大規模地震の発生形態は多様で、次に発生する南海トラフの大規模地震が、どのような形態となるかは不明だが（1707年の南海トラフでの大規模地震は東側・西側で同時に地震が発生した）、東側（又は西側）だけで大規模地震が発生した際、西側（又は東側）の地域において次の大規模地震に備えることは、十分有意義なものと言える。

2 推進地域について

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域を、内閣総理大臣が指定したものである。

3 気象庁による「南海トラフ地震に関連する情報」の発表について

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合と平時において、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催している。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(1) 南海トラフ地震に関連する情報

「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表する。

「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記する。

「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表する。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表する。詳細は下表に示す通りである。

【「南海トラフ地震に関連する情報」の種類と発表条件】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	1 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 2 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	1 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 2 評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※既に必要な防災対応が取られている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表される場合がある。

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件】

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 1 監視領域内 ^{※1} でマグニチュード6.8以上 ^{※2} の地震が発生 2 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
		計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 3 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※3} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	1 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^{※4} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） 2 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。
- ※4 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

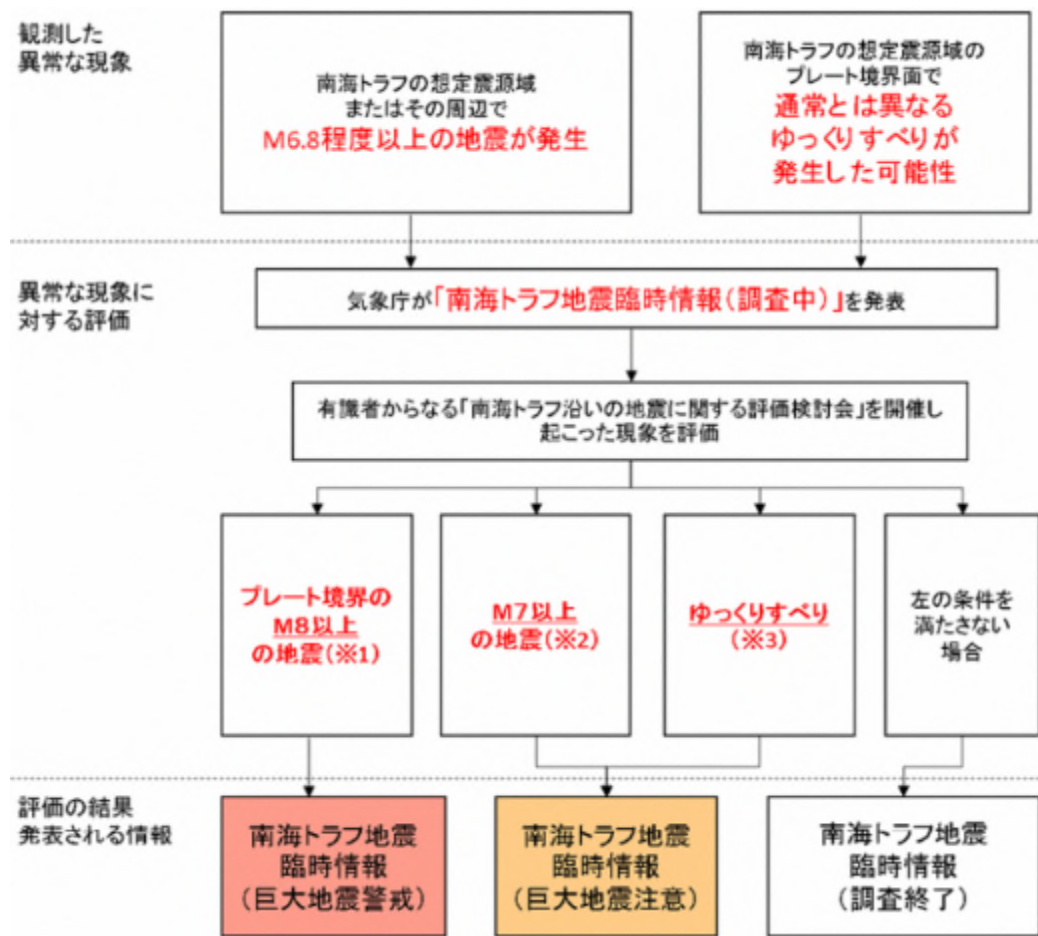
(2) 留意事項等

- ア 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、臨時情報の発表がないまま突発的に南海トラフ地震が発生することがある。
- イ 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないことがある。
- ウ 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要である。
- エ 詳細は気象庁ホームページ「南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件」を参照する。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

【情報発表までのフロー】



図は、異常な現象を観測した後における情報発表の代表的な流れを示したものであり、現象の推移等によっては、実際に発表する情報は、この図と異なる場合がある。

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

4 国からの呼びかけについて

国は気象庁による「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を受け、内閣総理大臣から国民に対して、以下のイメージのとおり周知等を実施する。

発表された情報名（キーワード）	周知等の時期	周知等のイメージ
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表後	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体から発令される避難情報等に注意し、<u>地震が発生したらすぐに避難するための準備をする。</u> 2 家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認する。 3 津波の到達前に避難が間に合わないおそれがある地域の方々等は1週間避難を継続する。
	後発地震が発生しないまま1週間が経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>地震が発生したらすぐに避難するための準備は継続する。</u> 2 地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではない。 3 避難を解除しつつ、家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、さらに1週間は地震に備える。
	後発地震が発生しないまま2週間が経過	地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表後	家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、 <u>すぐに避難するための準備をする。</u>
	後発地震が発生しないまま1週間が経過	地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）。

※周知等のイメージは一般的なもので、西東京市に周知等がされるものとは異なることがある。

※地震活動や地殻変動に関する気象庁からの情報は随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で発表される。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

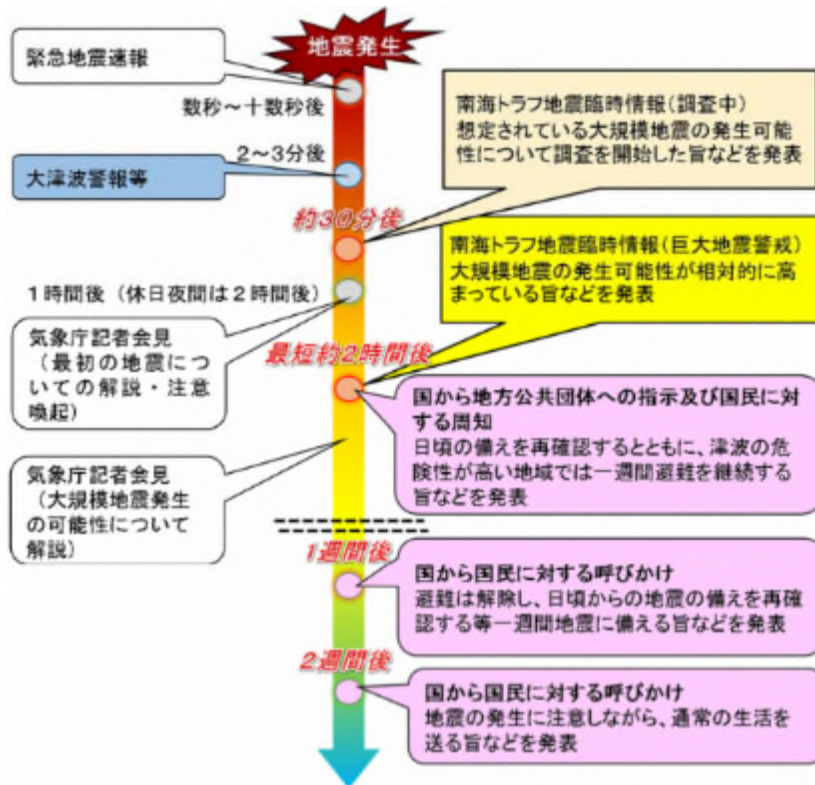
第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

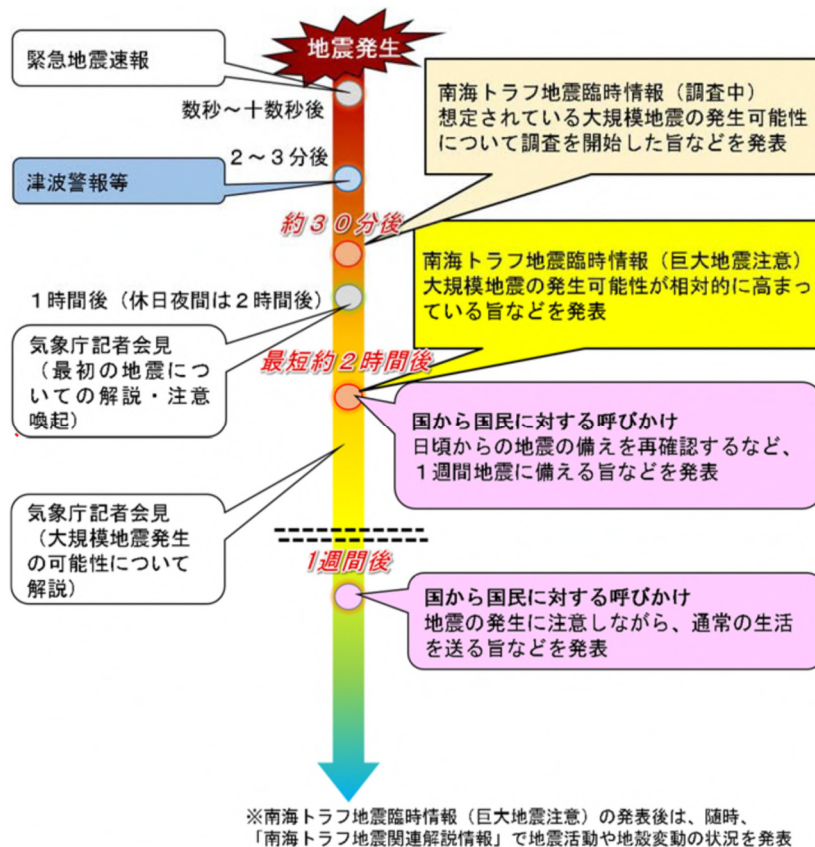
第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

【巨大地震警戒対応における情報の流れのイメージ】



(南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)より)

【巨大地震注意対応における情報の流れのイメージ】



※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表後は、随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表

(南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)より)

第3節 事前の備え

1 広報及び教育

南海トラフ地震の発生の可能性が示唆される場合（臨時情報等の発表等）に適切に対応するためには、市民が南海トラフ地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。市は、市民が適切な行動がとれるように不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導をする。

(1) 防災広報

平時から、津波の高さ・津波の到達時間、防災対策の内容等を広報し、被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

また、地域の防災市民組織の育成やその活用、各種商工団体、PTA、その他の公共的団体、事業所等の協力を得るなど多様な手段を用い、住民等の立場を考慮した広報を行う。

ア 主な広報内容

- 1 南海トラフ地震臨時情報の内容及び、これに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 地震及び津波に関する一般的な知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止策等、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 5 正確な情報の入手方法
- 6 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- 7 各地域における避難対象地域や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 8 各地域における指定緊急避難場所、避難経路等に関する知識
- 9 地域住民等自らが実施し得る、可能な限り1週間分程度の飲料水、食料、生活必需品等の備蓄、家具の固定、出火防止策等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 10 津波避難意識向上を図る内容

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則	
第1章 計画の方針	
第2章 基本的責務等	
第3章 市の概況	
第4章 被害想定	
第5章 減災目標	
第6章 調査・研究	
第2部 災害予防	
第1章 防災力向上	
第2章 安全な都市	
第3章 交通・ライフライン	
第4章 応急対応力	
第5章 情報通信	
第6章 医療救護	
第7章 帰宅困難者	
第8章 避難者対策	
第9章 物資備蓄等	
第10章 放射性物質	
第11章 生活再建	
第12章 噴火降灰対策	
第3部 応急復旧	
第1章 初動態勢	
第2章 情報通信	
第3章 防災活動	
第4章 二次災害	
第5章 警備・交通	
第6章 医療救護	
第7章 帰宅困難者	
第8章 避難者対策	
第9章 物流備蓄等	
第10章 放射性物質	
第11章 ごみ・し尿等	
第12章 ライフライン	
第13章 公共施設等	
第14章 応急生活	
第15章 災害救助法	
第16章 震災復興	
第17章 南海トラフ	
第4部 火山噴火	

イ 広報手段

国や都が実施するテレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報のほか、インターネット等による速報的な広報、印刷物等による地域的・現場的広報、パンフレット等による広報を実施する。

テレビ・ラジオ・新聞等による広報	各報道機関は、南海トラフ地震に関する番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。 また、市及び各防災関係機関は、提供番組等を通じて南海トラフ地震対策の内容の周知に努める。
インターネット等による広報	ホームページや「東京都防災アプリ」など、 <u>様々な媒体を通じ、自助の必要性に係る意識啓発を行う。</u>
印刷物による広報	市広報誌をはじめ、「東京防災」「東京くらし防災」等、各防災関係機関が各種印刷物により防災知識の普及を図る。
イベントや講演会等による広報	防災展等のイベントや講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。
<u>旅館及びマーケットをはじめ不特定多数の者が立ち寄る施設による広報</u>	<u>現地の地理に不案内な観光客向けのチラシ又はパンフレットにより、指定緊急避難場所、避難経路等の広報を行うよう留意する。</u>
<u>電気事業者・ガス事業者による広報</u>	<u>電気、ガス等の住民等への使用上の注意など、二次災害防止に関する広報を行う。</u>
<u>通信事業者による広報</u>	<u>1 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言サービスの利用体験、防災パンフレット等の配布</u> <u>2 災害用伝言サービスの利用方法等の紹介</u> <u>3 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援</u> <u>4 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動</u>

(2) 教育指導

ア 幼児、児童・生徒に対する教育

市及び学校等においては、次の事項について、幼児、児童・生徒に対する地震防災教育を実施する。

教育指導事項	都教育委員会「安全教育プログラム」において必ず指導する基本的事項に基づき指導する。 1 地震発生時の安全行動 2 登下校（園）時等の安全行動等
教育指導方法	児童・生徒に対しては、 <u>防災教育デジタル教材</u> 「防災ノート ～災害と安全～」等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

イ 自動車運転者に対する教育

都公安委員会は、津波警報等が発せられた場合又は津波が発生した場合に運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。

教育指導事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 南海トラフ地震等での津波の基本的事項 2 道路交通と交通規制の概況 3 自動車運転者のとるべき措置 4 その他の防災措置等
教育指導方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 運転免許更新時の講習 2 安全運転管理者講習 3 自動車教習所における教育、指導

ウ 職員への教育

市は、下記のような、発災時に職員が果たすべき役割に相応した防災教育を実施する。

<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>地震及び津波に関する一般的な知識</u> 2 <u>南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識</u> 3 <u>南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> 4 <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</u> 5 <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合に職員が果たすべき役割</u> 6 <u>南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> 7 <u>南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題</u>
--

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

2 事業所に対する指導等

(1) 推進地域等以外の地域における事業所防災計画等の作成

推進地域等以外の地域に所在する事業所等にあっても、臨時情報等発表時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めるよう指導する。

項目	検討事項
防災体制の確立	自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
情報の収集伝達等	1 テレビ、ラジオ等による情報の把握 2 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達 3 本社、支社間等の通信連絡手段の確保 4 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止 5 顧客、従業員等に対する安全の確保
安全対策面からの営業の方針	1 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛 2 営業方針又は任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策 3 その他消防計画等に定める事項の徹底
出火防止及び初期消火	1 火気使用設備器具の使用制限 2 危険物、薬品等の安全措置 3 消防用設備等の点検 4 初期消火態勢の確保
危害防止	商品、設備器具等の転倒、落下及び移動防止措置

(2) 事業所防災計画等の作成に係る指導

事業所防災計画等の指導を行う機関と、指導を行う対象事業所や指導内容は以下のとおりである。

機関	対象事業所	指導内容
消防署	1 消防法（昭和23年法律第186号）及び東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）により、消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所 2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所 3 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所	1 消防計画、全体についての消防計画等に定める事項 2 事業所防災計画に定める事項 3 予防規程に定める事項（危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む。）
都環境局	1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガス及び支燃性ガスを取り扱う次の事業所 ア 高圧ガス製造者 イ 高圧ガス貯蔵所 ウ 特定高圧ガス消費者 2 火薬類取締法の適用事業所	1 高圧ガス施設に係る防災計画の作成及び危害予防に関する事項 2 火薬類取扱施設に係る自主保安体制の強化に関する事項
都保健医療局及び保健所	1 毒物劇物取締法の適用事業所 2 R I（ラジオアイソトープ）使用医療機関	1 毒物、劇物施設に係る対応措置に関する事項 2 R I使用医療機関に係る対応措置に関する事項

※消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、併せて防災関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

3 防災訓練の充実

臨時情報等発表時における防災措置の円滑化を図るため、伝達体制の確立に重点を置く訓練を実施する。

参加機関	1 市 2 市民、防災市民組織及び事業者 3 消防署 4 警察署 5 市内医療機関 6 各防災関係機関
------	--

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

訓練項目	1 非常参集訓練
	2 災害対策本部運営訓練
	3 情報伝達訓練
	4 現地訓練
	5 要配慮者等避難誘導訓練

第4節 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた対応

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

市、各機関等は必要な体制を構築し、情報の収集及び伝達に努める。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

市、各機関等は必要な体制を構築し、情報の収集及び伝達に努めるとともに、後発地震に対して次の期間注意する措置をとる。

(1) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く）が発生する場合：1週間

(2) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合：プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

市、各機関等は必要な体制を構築し、情報の収集及び伝達に努めるとともに、後発地震に対して1週間警戒する措置をとる。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。
なお、機関ごとの情報の伝達体制は、次のとおりとする。

機関	内容
市	情報を受けたときは、必要に応じて防災行政無線等により住民等に周知する。
都各局	<p>1 都総務局は、情報を受けたときは、防災行政無線、有線電話及びその他の手段の活用により、直ちにその旨を市区町村、都各局、警視庁、東京消防庁、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊等の各関係機関に伝達</p> <p>2 都各局は、都総務局から情報を受けたときは、有線電話、無線電話等の活用により直ちに部内各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知</p> <p>3 都生活文化スポーツ局は、上記2のほか、私立学校に伝達</p> <p>4 都教育庁は、上記2のほか、都立学校及び市区町村教育委員会に伝達</p>
警視庁	都総務局又は警察庁から通報を受けたときは、直ちに一斉通報により全所属に伝達
東京消防庁	都総務局から通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、庁内各部課、消防方面本部、消防署（分署・出張所）及び消防団に伝達

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

機関	内容
<u>第三管 区海上 保安本 部</u>	<u>情報を受けたときは、船舶に対する伝達（航行警報、安全通報等による）及び関係事業者への周知を行う。</u> <u>「災害時における放送要請に関する覚書」を締結している放送機関に対し、速やかな放送を依頼する。</u>
<u>その他 の防災 機関</u>	<u>都総務局から通報を受けたときは、直ちに各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達</u>

2 防災関係機関等

臨時情報等が発表された場合、又は知り得た場合、各防災関係機関は職員参集など、次のとおり実状に応じた配備態勢をとる。

機関	内容
西武鉄道(株)	1 地震防災対策本部を設置する。 2 各駅は、地震防災対策に係る要員及び応急対策従事員を非常参集する。
NTT東日本	次のとおり対策組織を設置し、関係者を非常招集する。 1 警戒態勢（災害の発生するおそれがある場合） 2 情報連絡室（南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合） 3 災害対策本部（大規模な災害が発生した場合） 4 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 5 その他地震応急対策実施上必要な情報又は要望事項等
各防災関係機関	担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

第5節 臨時情報等発表時の応急活動体制

気象庁が臨時情報等を発表してから、国が後発地震に対して注意する措置を解除するまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び市民は一致協力して、地震防災応急対策、及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

このため、市及び各防災関係機関は、防災対策の中核機関として、地震防災応急対策等に当たるものとする。

1 活動体制

(1) 市の活動体制

ア 災害対策本部の設置と廃止

災害対策本部を設置または廃止したときには、直ちに都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の防災関係機関に通報する。

イ 所掌事務

- (ア) 各種情報の収集・伝達
- (イ) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- (ウ) 役割分担及び調整
- (エ) 防災関係機関との連絡調整
- (オ) 地震防災応急対策等の推進
- (カ) 市民への情報の提供
- (キ) 各種相談業務の実施
- (ク) その他緊急を要する地震防災応急対策等の実施

(2) 防災関係機関の活動体制

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、臨時情報等が発表された場合、西東京市地域防災計画及び各防災関係機関の防災計画の定めるところにより防災対策を実施する。

また、都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとる。

イ 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

ウ 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、西東京市地域防災計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

2 相互応援協力

(1) 相互協力体制の確立

臨時情報等の発表時において、単一の防災関係機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災関係機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておく。

(2) 応援要請

防災関係機関等の長及び代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は市若しくは他の防災関係機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し電話等で要請し、後日改めて文書により処理する。

(3) 要請事項

- ア 応援を求める理由（あつせんを求める理由）
- イ 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ）
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする日時、活動時間
- オ 応援を必要とする場所
- カ 応援を必要とする活動内容
- キ その他必要な事項
- ク 所掌事務

3 臨時情報等発表時の広報

臨時情報等が発表された場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳（ふくそう）などの混乱も考えられる。これらに対処するため、都が実施するテレビ、ラジオ、インターネット、SNSなどソーシャルメディア等の媒体を活用した広域的な広報のほか、市及び各防災関係機関が広報活動を実施する。

なお、各現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた場合は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、情報を速やかに市民等へ広報する。

また、市は、協定に基づき(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコム東京に放送要請を行う。

都の広報	<p>都は、都政広報番組（テレビ、ラジオ）やインターネット、SNS等を最大限に活用して広報活動を行う。</p> <p>また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼びかけを適宜実施する。</p>
市の広報	<p>市民に対して行う広報は、都に準じて行うこととし、特に重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。</p> <p>広報の実施方法は、防災行政無線（同報系）、広報車、消防団及び防災市民組織等を通じて行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 臨時情報等の内容の周知徹底 2 地域に密着した各種情報の提供及び的確かつ冷静な対応の呼びかけ 3 防災措置の呼びかけ 4 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
各防災関係機関の広報	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報項目 市民及び施設利用者に対する広報項目は、次のとおり行う。 ア 市民及び施設利用者に対する臨時情報等の内容の周知徹底 イ 各防災関係機関の措置状況並びに市民及び施設利用者への協力要請 2 広報の実施方法 ア 各防災関係機関は、従業員、顧客、都民等に対する情報伝達方法を具体的に定めておく。 イ この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。 ウ 顧客等への伝達は、反復継続して行う。 エ 広報文はあらかじめ定めておく。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(1) 臨時情報等の伝達

各防災関係機関は、臨時情報等が発表された場合は、関係機関及び市民に迅速かつ的確に伝達する。

ア 伝達体制

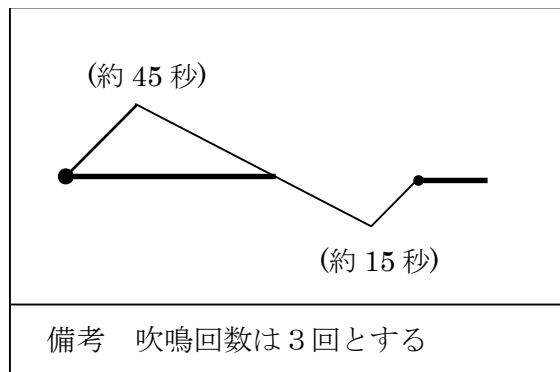
(ア) 市は、気象庁が臨時情報等を発表したときは、直ちにその旨を各部課、出先機関に伝達するとともに、教育委員会を通じて市立小・中学校に伝達する。

また、消防団へ伝達する。

(イ) 市民に対しては、都の警戒本部や報道機関による呼びかけに併せ、消防署、警察署及び消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車及び防災行政無線（同報系）等により、臨時情報等が発表されたことを伝達する。

(ウ) 消防署及び消防団は、市と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、臨時情報等が発表されたことを市民に伝達する。

【防災信号（サイレン）の吹鳴パターン】



イ 伝達事項

臨時情報等が発表された場合、伝達する事項は次のとおりとする。

- (ア) 臨時情報等の内容
- (イ) 市の被害状況等
- (ウ) 防災対策の実施の徹底
- (エ) その他特に必要な事項

(2) 臨時情報等発表時の混乱防止措置

臨時情報等の発表により、種々の混乱の発生のおそれがあるとき又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災関係機関の対応は、次のとおりである。

機関	内容
市	<p>危機管理課を中心として、各部、各防災関係機関の協力を得て、ライフライン、駅等の状況、道路交通状況等、混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、市民に対して冷静な対応を呼びかける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防止対策の実施 2 混乱防止に関する情報の収集、都及び防災関係機関への伝達 3 その他必要事項
警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集と広報活動 臨時情報等発表後は、市、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、市民等に対して冷静な対応を呼びかける。 2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある施設・場所等に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導等を行う。
西武鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2 各管区社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 ア 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 イ 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。 ウ 状況により、警察官の警備の応援を要請する。
NTT東日本	<p>国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受けるとともに報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達する。これらの対応により、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策等に反映させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集と伝達 2 通信の利用制限等の措置 3 災害用伝言ダイヤルの提供準備 4 対策要員の確保及び広域応援 5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資器材の確保

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 緊急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

	6 通信建物、設備等の巡視と点検
	7 工事中の設備に対する安全措置
	8 社員の安全確保

(3) 報道機関への発表

都警戒本部及び市は、臨時情報等発表時に、都民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう報道機関に対して、予想される地震や防災関係機関の対応及び社会状況など各種情報の提供を行う。

また市は、協定に基づき、(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコム東京へ各種情報の提供を行う。

(4) 放送要請

都は、臨時情報発表時において、都民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要が生じ、かつ通信手段も十分でない場合に「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に放送要請する。

また市は、協定に基づき、(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコム東京へ放送要請をする。

4 火災・危険物等の対策

(1) 火災予防対策

消防署及び消防団は、臨時情報等が発表された場合、市内の被害状況等に応じて火災予防に必要な対策を実施する。

(2) 危険物対策

各機関は、臨時情報等が発表された場合、以下の対策を実施する。

機関	対策
警察署	危険物の輸送に際し、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。 1 危険物取扱業者等に対する製造、取り扱い及び運搬の抑制についての協力要請 2 危険物及び保管施設に対する警戒強化

都環境局	<p>1 (一社) 東京都火薬類保安協会等の関係保安団体に対し、次の事項について、火薬類保管施設を有する各会員が確実に実施するよう要請する。</p> <p>ア 臨時情報等の伝達 イ 事故発生時に準じた保安要員の確保 ウ 保安用品及び保安装置の再点検等 エ その他特に必要な事項</p> <p>2 東京都高圧ガス地域防災協議会((公社) 東京都高圧ガス保安協会、(一社) 東京都LPガス協会及び(一社) 東京都LPガススタンド協会) に対し、次の事項について、各事業所が確実に実施するよう要請する。</p> <p>ア 臨時情報等の伝達 イ 事故発生時に準じた保安要員の確保 ウ 保安上必要な施設及び設備の点検整備 エ 地震による被害の防止及び軽減措置</p>
都保健医療局	<p>毒物劇物営業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。</p> <p>1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充てん作業、移替え作業等の停止 4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置 5 臨時情報等の内容の収集及び伝達</p>
関東東北産業保安監督部	<p>地震が発生したときに石油類等危険物、火薬類及び高圧ガスの保安を確保するため、事業所に対して、法令等に定めるところにより、地震防災対策を講じるよう十分に監督及び指導を行うとともに、その実施状況の把握に努める。</p>
日赤東京都支部	<p>1 発火性、引火性、薬品等危険物の安全措置の実施 2 臨時情報等の内容の収集及び伝達</p>

(3) その他、毒劇物・放射性物質対策

第2部第2章「第2節 二次災害(出火、延焼等)対策」及び第2部「第10章 放射性物質対策」を準用する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

5 警備・交通対策

(1) 警備対策

警察署は、臨時情報等が発表された場合、以下の対策を実施する。

機関	内容
警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備部隊の編成 警察署に警備部隊を編成する。 2 警備部隊の配備 混乱のおそれのある駅、主要交差点等の実態を考慮し、必要により、部隊を配備する。 3 治安維持活動 臨時情報等が発表されたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により都民等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止に努める。

(2) 交通対策

ア 交通対策の基本

臨時情報等発表時における交通対策について、警察署は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する地震防災応急対策等に伴う緊急自動車等の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置をとる。

基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内の車両の走行は、できる限り抑制する。 2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。 3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。 4 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。
------	---

イ 運転者等のとるべき措置

臨時情報等発表時に、運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

<p>走行中の運転者にとるべき措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨時情報等が発表されたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行する。 2 カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。 3 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておく。やむを得ず路上に停めて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。 4 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。 5 バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等にしがって、安全な方法で走行する。 6 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する。 7 現場警察官等の指示に従う。
<p>駐車中の運転者にとるべき措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路外に駐車中の車両は、臨時情報等が発表された後はできる限り使用しない。 2 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておく。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

ウ 交通規制

臨時情報等が発表された場合、交通機動隊長及び現場警備本部長は、必要に応じ次の規制を行う。

<p>都県境 (埼玉県境)</p>	<p>埼玉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。</p>
-----------------------	---

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

6 公共輸送対策

(1) 鉄道対策（西武鉄道(株)等）

ア 情報伝達

臨時情報等が発表された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

イ 列車運行措置

臨時情報等が発表されたときは、現行ダイヤを使用し、必要に応じて減速運転等を行う。

なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。

ウ 乗客集中防止対策

臨時情報等が発表された場合、乗客が一度に駅に集中し、混乱が発生する可能性がある。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。このため、各機関において乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

機関	内容
市	1 市民に対して、必要に応じて時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 鉄道機関及び警察署からの情報を基に、市内の列車の運転状況等を広報するとともに、必要に応じて事業所等に対して、極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅等呼びかける。
西武鉄道(株)	1 必要に応じて運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 2 報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、必要に応じて時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 3 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を乗客に周知するとともに、必要に応じて時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

エ 主要駅での対応

主要駅において乗客の混乱を防止するため、次の対応措置をとる。

機関	内容
西武鉄道 (株)	1 適切な放送を実施して、乗客の鎮静化に努める。 2 必要に応じて、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じて応援要員を派遣するなどの措置をとる。 4 状況により、警察官の応援を要請する。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

オ 列車の運転中止措置

鉄道機関、都、警察署及び消防署等は、一致協力し、前記の措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万が一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(2) バス、タクシー等対策

ア 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ等により臨時情報等が発表されたことを知ったときは、直ちに乗客に伝達する。

イ 運行措置

機関	内容
東京バス協会	【路線バス】 1 運行方針 防災関係機関の協力の下に、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 2 運行計画 ア 必要に応じて減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。 イ 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。 ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、迂回等事故防止のため、適切な措置をとる。 エ 交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や乗客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

	<p>【貸切バス】 貸切バスについては、必要に応じて運行を中止するが、この場合において乗客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>
東京ハイヤー・タクシー協会 都個人タクシー協会	<p>タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力の下に、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。この場合、必要に応じて減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。</p>

ウ 混乱防止措置

乗客の集中防止	<p>乗客の集中による混乱を防止するため、市、警察署、消防署及びバス会社等は、必要に応じて時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。</p>
バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止	<p>関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における乗客の混乱防止に当たる。</p>

7 学校、病院、社会福祉施設等の対策

(1) 学校（幼稚園、小・中学校、特別支援学校、高等学校、各種学校）

ア 学校（園）における臨時情報等発表時の対応

- (ア) 臨時情報等が発表された場合、必要に応じて授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替える。
- (イ) 児童・生徒等に臨時情報等が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導する。
- (ウ) 学級活動・ホームルーム活動終了後は、上記対応措置等により、原則として学校で児童・生徒等を保護する。
- (エ) 必要に応じて学校を臨時休業とする。

イ 児童・生徒等の保護及び帰宅対応

- (ア) 鉄道の運行状況、市内外の被災状況等の把握に努める。
- (イ) 保護者が企業等に留め置かれた場合には、原則として、児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、学校において児童・生徒等の安全を確保する。
- (ウ) 一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留まる場合も想定されることから、その際の児童・生徒等の校内保護の原則について、校長は、保護者にあらかじめ周知しておく。
- (エ) 電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、SNS、安全・安心いーなメール、伝言板シ

システム等、各種メディアを活用した児童・生徒等及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、これらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

ウ 校外学習及び宿泊行事等実施の安全確保

- (ア) 校外学習、宿泊行事等の実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上や現地にある一時集合場所、避難場所、避難所等の確認を確実にを行う。
- (イ) 発災時における児童・生徒等の安全確保対策について実施計画に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図っておく。

エ 学校（園）におけるその他の対応策

- (ア) 児童・生徒等を帰宅させた後、必要に応じて水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。
- (イ) 学校（園）に残留し保護する児童・生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校（園）において準備する。
- (ウ) 残留する児童・生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担にしたがって措置をとる。
- (エ) 残留する児童・生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要な事項を、市（都）教育委員会へ報告する。

(2) 病院、診療所

ア 診療体制

病院及び診療所の対応は、次のとおりである。

外来診療	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。
入院患者	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。 また、施設設備等の安全性に著しく問題のある場合を除き、原則として患者の避難は行わない。
手術等	医師の判断により、必要に応じて日程変更可能な手術、検査は延期する。

イ 防災措置の実施

病院及び診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置をとる。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

- ① 建物、設備の点検・防災措置
- ② 危険物の点検・防災措置
- ③ 落下物の防止
- ④ 非常用設備、備品の点検及び確保
- ⑤ 職員の分担事務の確認
- ⑥ 備蓄医薬品の点検・防災措置

ウ その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ、適宜伝達する。

(3) 社会福祉施設等

ア 保育所・通所施設

利用者等の扱い	1 利用者等は、必要に応じて名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。 2 必要に応じて保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。 3 引き取りのない利用者又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、必要に応じて施設等で保護する。
防災措置	1 施設設備の点検 2 ライフラインの確認 3 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止 4 食料、飲料水、ミルク等の確保 5 医薬品の確保
その他	1 利用者等の引き渡しに際しては、市内の被害状況等できるだけ提供し、安全確保に配慮する。 2 職員・利用者・保護者等の防災教育を行う。

イ 入所施設

利用者は施設内で保護する。このために、次の措置をとる。

- ① 施設設備の点検
- ② ライフラインの確認
- ③ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- ④ 食料、飲料水の確保
- ⑤ 医薬品の確保
- ⑥ 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- ⑦ 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- ⑧ 関係機関との緊密な連絡・連携

8 ホール、図書館、体育館、大型店等の対策

ホール、公民館、図書館、体育館、大型店等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

機関	対象	応急措置
市	ホール、公民館、図書館、体育館等	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨時情報等が発表された場合、図書館等個人利用形態をとる施設においては、必要に応じて管理者が個人施設利用者に直接、体育館等団体利用形態をとる施設においては、主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 2 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険物の保安措置等を実施する。 3 必要に応じてエレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導する。
消防署	大型店等	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難所の確認 4 救急処置に必要な資器材の準備 5 高層ビルや大型店等における店舗の営業の中止又は自粛の確認 6 高層ビルにおけるエレベーターの運転中止及び避難時の階段利用対応の確認 7 利用客に対しての必要な情報伝達及び、従業員による誘導の実施

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

9 電話、通信対策

(1) 臨時情報等発表時の輻輳（ふくそう）防止措置

臨時情報等が発表された場合においては、通信の疎通が著しく困難となることが予想される。このため、各機関は必要に応じて次の措置をとることとする。

区分・機関	内容
電話事業者	<p>次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。</p> <p>1 確保する業務</p> <p>ア 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話</p> <p>イ 街頭公衆電話からの通話</p> <p>ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供準備</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>ア 一般加入電話からのダイヤル通話</p> <p>イ 防災関係機関等から緊急な要請(故障修理、臨時電話・臨時専用回線等の開通)への対応</p> <p>(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>
移動通信事業者（携帯電話等）	<p>通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳（ふくそう）したときは、重要通信を確保するため、利用制限等の必要な措置をとる。</p>

(2) 広報措置の実施

機関	内容
電話事業者	<p>1 臨時情報等発表時に、通信が輻輳（ふくそう）し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。</p> <p>ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段</p> <p>イ お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供状況を含む。）</p> <p>ウ 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況</p> <p>エ その他必要とする事項</p> <p>2 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。</p>
移動通信事業者（携帯電話等）	<p>臨時情報等が発表されたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次のとおり広報を実施する。</p> <p>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段</p> <p>2 支店等営業窓口における業務実施状況</p> <p>3 利用者に対し協力を要請する事項 業務の取扱いを中止したときの理解と協力を呼びかけること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等</p> <p>4 その他必要とする事項</p>

(3) 防災措置の実施

機関	内容
電話事業者 移動通信事業者（携帯電話等）	<p>臨時情報等発表時の防災措置は、次のとおり実施する。</p> <p>1 警戒本部又は情報連絡室を設置</p> <p>2 各対策組織の必要要員を招集</p> <p>3 社外機関との情報連携</p> <p>4 通信サービス利用者の協力を得るための広報</p> <p>5 電源、物資及び人員の確保</p> <p>6 社員の避難及び誘導、並びに食料、飲料水等の確保</p> <p>7 その他必要な事項</p>

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

10 電気、ガス、上下水道対策

(1) 電気（東京電力）

電力の供給	臨時情報等が発表された場合においても電力の供給は、継続する。
人員、資器材の点検確保	1 非常災害対策本部・支部構成員は、臨時情報等が発表されたことを知ったときには、必要に応じて速やかに所属する事業所に参集する。 また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。 2 非常災害対策本部・支部は、復旧用資器材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両を整備、確保する。
電力の緊急融通	非常災害対策本部は、各電力会社と <u>連携し</u> 、電力の緊急融通体制について確認する。
安全広報	非常災害対策本部はラジオ、テレビ等の報道機関、ホームページ等を通じて電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。
施設の応急安全措置	関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

(2) ガス（東京ガスグループ）

ガスの供給	臨時情報等が発表された場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続し、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。
避難等の要請	本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、臨時情報等が発表された旨を伝達し、必要に応じて避難、帰宅等を要請する。
工事等の中断	工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、必要に応じて工事又は作業を中断する。
人員、資器材の点検確保	1 人員の確保と配備 勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。 2 資器材の点検・確保 保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資器材の点検整備を行う。
臨時情報等発表時の需要家に対する広報の内容等	1 広報の内容 ア 不使用ガス栓の閉止の確認 イ 地震発生時のマイコンメーター自動停止、身の安全の確保 ウ 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作

	<p>2 広報の方法</p> <p><u>ア 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。</u></p> <p><u>イ</u> テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。</p> <p><u>ウ</u> 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。</p>
--	---

(3) 上水道（下水道課、用地課、危機管理課、都水道局）

飲料水の供給及び広報	<p>臨時情報等発表時においても、飲料水は平常どおり供給する。</p> <p>また、市民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当座の飲料水のくみ置きへの要請 2 地震発生後の避難に当たっての注意事項 3 地震発生後の広報等の実施方法 4 地震発生後における市民への注意事項
水道施設の点検確保態勢	<p>臨時情報等が発表された場合は、必要に応じて地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等をとるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。</p>
施設等の保安措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうよう送配水圧を調整する。 2 臨時情報等が発表された後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた臨時情報等発表時保安点検要領に従い実施する。 3 工事現場においては、必要に応じて工事を一時中止して安全措置をとる。 <p>また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。</p>

(4) 下水道（下水道課、都下水道局）

下水の処理	<p>臨時情報等が発表された場合においても、下水の処理は継続する。</p>
施設等の保安措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害を最小限に止め、汚水及び雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、管きよ施設等について、巡視、点検の強化及び整備を行う。 2 工事現場においては、工事を中断し、安全措置を講じる。また、応急資器材の状況の把握と準備を行う。
危険物に対する保安措置	<p>臨時情報等が発表された場合は、必要に応じて関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令及び関係者以外を近づけないようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。 2 タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は、即時中止する。

第1部 総則

- 第1章 計画の方針
- 第2章 基本的責務等
- 第3章 市の概況
- 第4章 被害想定
- 第5章 減災目標
- 第6章 調査・研究

第2部 災害予防

- 第1章 防災力向上
- 第2章 安全な都市
- 第3章 交通・ライフライン
- 第4章 応急対応力
- 第5章 情報通信
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物資備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 生活再建
- 第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

- 第1章 初動態勢
- 第2章 情報通信
- 第3章 防災活動
- 第4章 二次災害
- 第5章 警備・交通
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物流備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 ごみ・し尿等
- 第12章 ライフライン
- 第13章 公共施設等
- 第14章 応急生活
- 第15章 災害救助法
- 第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

11 生活物資対策

市は、臨時情報等発表時の生活物資供給について、必要に応じて次の要請等を行う。

(1) 市場の流通確保・消費者への正確な情報提供

市場の流通を確保するため、以下の事項について必要に応じて事業者等へ働き掛けるとともに、ホームページ等を通じて消費者等へ正確な情報を提供するなど混乱防止を図る。

ア 営業の継続

食料及び生活必需品を取り扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、生活協同組合等については、極力営業を継続するよう要請する。

イ 買い占め、売り惜しみ防止の呼びかけ

テレビ、ラジオ及び広報車等を利用して呼びかけを行う。

(2) 物資の事前確保

ア 必要な物資の調達計画を策定

イ 状況により、物資の調達を都**福祉局**に要請

ウ 東京商工会議所及び小売店等に、物資の供給態勢を整えるように依頼

エ 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保（準備）

12 金融対策

関係機関は臨時情報等が発表されたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、必要に応じて次の措置をとるものとする。

機関	内容
関東財務局	1 金融機関の業務確保 金融機関は、原則として、平常どおり営業を行うよう配慮させること。 なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮させること。 2 金融機関の防災体制等 ア 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮する。 イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮する。 3 顧客への周知徹底 ア 店頭の顧客に対しては、臨時情報等が発表されたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭

	<p>にその旨を掲示させること。 上記1なお書き及び2イの措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮する。</p>
--	---

13 避難対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される土砂災害警戒区域等の危険地域については、あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき、臨時情報等が発表された場合、必要に応じて避難情報の発令を行い、安全な場所へ避難させる。

(1) 事前対策

危険が予想される地区の選定	市長は、管内の土砂災害警戒区域等の危険地域について各関係機関と連絡を密にし、実情把握を行い、あらかじめ地区選定を行っておくものとする。
避難所の指定	市長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を収容し保護するため、あらかじめ小・中学校等の公共建物を指定しておく。
周知、伝達方法	避難を必要とする市民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難情報発令の際の伝達方法（広報車、防災行政無線（同報系）等）及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

(2) 臨時情報等発表時における対応

避難情報の発令	本部長（市長）は、臨時情報等が発表された場合、必要に応じて関係機関と協力して迅速に避難情報を発令する。
避難所開設に伴う対応措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長（市長）は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都福祉局、警察署、消防署、水道局及び保健所等関係機関に連絡する。都福祉局への報告は、原則として、DISへの入力により行う。 2 避難所の運営に必要な調理・給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備する。食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊き出し、その他による食品の供給を行う。 3 情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。
避難所等における市職員の配置	避難所を開設した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置する。
避難生活の維持・運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。 2 本部長（市長）は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などが必要な場合は、都福祉局、水道局等関係機関に要請又は連絡をする。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第6節 市民・事業所等のとるべき措置

市民、防災市民組織及び事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、はじめて防災活動は総合力を発揮し得るものである。その意味から、市民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、市民一人ひとりが理解した上で、市民、防災市民組織及び事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

本節においては、市民、防災市民組織及び事業所が、平時から臨時情報等が発表されたときにとるべき行動基準を示すものとする。

1 市民のとるべき措置

(1) 平時

- ア 発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- イ 消火器具など防災用品を準備しておく。
- ウ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
- エ ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
- オ 飲料水（1人1日分の最低必要量3L）及びローリングストックなどを活用し食料の3日分程度以上（推奨1週間分）の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオ・モバイルバッテリーなど非常持出用品の準備、地域内の応急給水拠点の確認をしておく。
- カ 家族で対応措置を話し合っておく。
- （ア）臨時情報等発表時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
- （イ）臨時情報等発表時には、電話がかかりにくくなる場合もあるので、安否確認方法など臨時情報等発表時の行動を家族とよく相談しておく。
- キ 都、市、消防署、防災市民組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- ク 避難行動要支援者や災害時要援護者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」及び「災害時要援護者名簿」情報の避難支援等関係者（警察署、消防署及び防災市民組織等）への事前情報提供を行っていることについて認識し、円滑かつ迅速な避難に備える。

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(2) 臨時情報等発表時

- 1 情報の収集を行う。
 - ア 市等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ等の電源を入れ、情報を入手する。
 - イ 都・市・警察署・消防署等防災関係機関の情報に注意する。
 - ウ 隣近所に知らせ合う。
- 2 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- 3 状況に応じて電話の使用を自粛する。
- 4 状況に応じて自動車の利用を自粛する。
 - ア 駐車中の車両は、被害状況等に応じて使用しない。
 - イ 駐車中の車両は、被害状況等に応じて空地や駐車場に移す。
- 5 火気の使用に注意する。
 - ア ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - イ メーターガス栓の位置を確認する（避難するときは、メーターガス栓及びガス栓を閉める。）。
 - ウ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオ等を除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）。
 - エ LPガスボンベの固定措置を点検する（避難するときは、LPガスボンベの元栓を閉める。）。
 - オ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- 6 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水等を確認する。
- 7 テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
- 8 ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- 9 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ア 窓ガラスに飛散防止用テープ（又は荷造用テープ）を貼る。
 - イ ベランダの植木鉢等を片付ける。
- 10 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- 11 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめ、「非常持出品」として準備しておく。
- 12 なるべく動きやすい服装にする。
- 13 状況に応じて役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- 14 幼児、児童の行動に注意する。
 - ア 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
 - イ 幼児、児童・生徒等が登園、登校している場合は、園、学校との事前の取決めに基づいて対応する。
- 15 冷静に行動し、状況に応じて不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- 16 状況に応じてエレベーターの使用は避ける。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

- 17 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- 18 状況に応じて不要な預貯金の引出しを自粛する。
- 19 買い急ぎをしない。

2 防災市民組織のとるべき措置

(1) 平時

- 1 発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- 2 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ア 市及び防災関係機関から発信された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - イ 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- 3 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- 4 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- 5 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- 6 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- 7 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

(2) 臨時情報等発表時

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努めるとともに、市等からの情報を地域内住民に伝達する。
- 2 必要に応じて防災市民組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- 3 地域内住民にとるべき措置（前項参照）を呼びかける。
- 4 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- 5 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- 6 要配慮者の安全に配慮する。
- 7 ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。

3 事業所のとるべき措置

(1) 平時

- 1 消防計画、全体についての消防計画、事業所防災計画等を作成する。
- 2 従業員等に対する防災教育を実施する。
- 3 自衛消防訓練を実施する。
- 4 情報の収集・伝達体制を確立する。
- 5 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策を実施する。
- 6 水・食料・医薬品その他必需品を3日以上備蓄しておく。

(2) 臨時情報等発表時

- 1 テレビ、ラジオ等により必要な情報を適宜入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 3 消防計画、事業所防災計画等に基づき臨時情報等発表時のとるべき措置を確認又は準備する。
- 4 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、要配慮者の安全に留意する。
- 5 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する高層ビル・地下街等の店舗にあっては、必要に応じて混乱防止のため営業の中止又は自粛を検討する。
- 6 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、必要に応じて使用を中止し、必要な安全措置をとる。
また、必要に応じて薬品等の混触発火及び危険物等の流出防止のための措置を講ずる。
- 7 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置をとる。
- 8 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒・落下・移動・破損防止措置を確認する。
- 9 状況に応じて都・市・警察署・消防署・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- 10 状況に応じて、非常時に必要でない車両の使用はできる限り制限する。
- 11 救助、救急資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を確認する。
- 12 建築工事、ずい道工事、金属溶融作業又は高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は必要に応じて中止し、応急補強等必要な

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

- 措置をとる。
- 13 状況に応じて、交通の混乱・麻痺による救命救助活動への障害や二次災害抑制のため、72時間帰らないことも検討する。退社させる必要がある場合、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、臨時情報等が発表された時刻等を考慮し、必要に応じて安全を確認した上で時差退社させるものとする。
- 14 その他状況により、必要な防災措置をとる。

第4部 富士山等噴火降灰対策

富士山が大規模噴火した場合は市内でも数 cm の降灰が予想され、降灰による健康被害や事故等が懸念される。このため、富士山等の噴火による降灰を想定し、これに対処するための対策を計画する。

第1章 噴火による被害想定

本計画では、富士山ハザードマップ検討委員会報告書における被害想定及び大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループにおけるモデルケースを、降灰における対策計画の基礎とする。

平成16年(2004年)6月に「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」において、富士山噴火における被害想定が公表された。



図 降灰の可能性マップ

＜富士山火山ハザードマップ検討委員会（改定版）報告書（令和3年3月）＞

上記の報告書では、東京都は富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰による被害が想定されている。

なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ・火口の出現位置・噴火規模・噴火の季節等の様々な条件によって変化する。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則	
第1章	計画の方針
第2章	基本的責務等
第3章	市の概況
第4章	被害想定
第5章	減災目標
第6章	調査・研究
第2部 災害予防	
第1章	防災力向上
第2章	安全な都市
第3章	交通・ライフライン
第4章	応急対応力
第5章	情報通信
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物資備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	生活再建
第12章	噴火降灰対策
第3部 応急復旧	
第1章	初動態勢
第2章	情報通信
第3章	防災活動
第4章	二次災害
第5章	警備・交通
第6章	医療救護
第7章	帰宅困難者
第8章	避難者対策
第9章	物流備蓄等
第10章	放射性物質
第11章	ごみ・し尿等
第12章	ライフライン
第13章	公共施設等
第14章	応急生活
第15章	災害救助法
第16章	震災復興
第17章	南海トラフ
第4部 火山噴火	

噴火の規模及び被害の概要は次のとおり。

<u>区分</u>	<u>内容</u>	
<u>噴火の規模等</u>	<u>規模</u>	<u>宝永噴火と同程度</u>
	<u>継続時間</u>	<u>16日間</u>
	<u>時期</u>	<u>①梅雨期 ②その他の時期</u>
<u>被害の原因</u>	<u>降灰</u>	
<u>被害の範囲</u>	<u>都内全域</u>	
<u>被害の程度</u>	<u>八王子市及び町田市の一部 10 cm程度</u>	
	<u>その他の地域 2～10cm程度</u>	
<u>被害の概要</u>	<u>降灰に伴うもの</u>	<u>健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響</u>
	<u>降灰後の降雨等に伴うもの</u>	<u>洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害</u>

＜参考＞降灰による影響の模式図（1）

人流・物流への影響		種別
人の移動	物資	火山灰の堆積厚
わずかな降灰での鉄道停止や道路渋滞で、出勤や移動が困難に	買い占めに走る人が現れ、食料や飲料水などが品薄に	微塵
路面の火山灰0.3cmで道路が渋滞し、車での移動に時間がかかる	道路の輸送力低下で物流が滞り、各店舗の商品が在庫切れに	0.3cm
<p>電車も車も使えず、3〜10cmで移動手段が徒歩に限られる</p> <p>山体に近いエリアでは、ヘルメット等着用 降雨時は、滑りやすくなるので注意。</p>	<p>3〜10cmでトラックなどの2WDが走行困難。配送が困難になる</p> <p>物流の停滞により、生活物資の入手が困難となる</p>	3cm
		45cm
<p>鉄道が動かなくなると、駅に滞留者があふれる。さらに、通行止めや渋滞など道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩だけになってしまう。火山灰で足下が悪く事故に遭う可能性も。</p>	<p>微量の降灰でも、人口の多い地域では買い占めにより、食料や水などの売り切れが発生。また道路や鉄道など交通に支障が生じると、物資が届かず、入手が困難となる可能性</p>	<p>参考 火山灰の堆積厚による各分野への影響を矢印で表示。雨の影響を受ける場合、マークの矢印も追記。</p>
<p>大規模降灰時の主な移動手段</p>	<p>物流麻痺で生活物資が不足</p>	

参考：富士山火山避難基本計画（令和5年3月、富士山火山防災対策協議会）

第1部 総則

- 第1章 計画の方針
- 第2章 基本的責務等
- 第3章 市の概況
- 第4章 被害想定
- 第5章 減災目標
- 第6章 調査・研究

第2部 災害予防

- 第1章 防災力向上
- 第2章 安全な都市
- 第3章 交通・ライフライン
- 第4章 応急対応力
- 第5章 情報通信
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物資備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 生活再建
- 第12章 噴火降灰対策

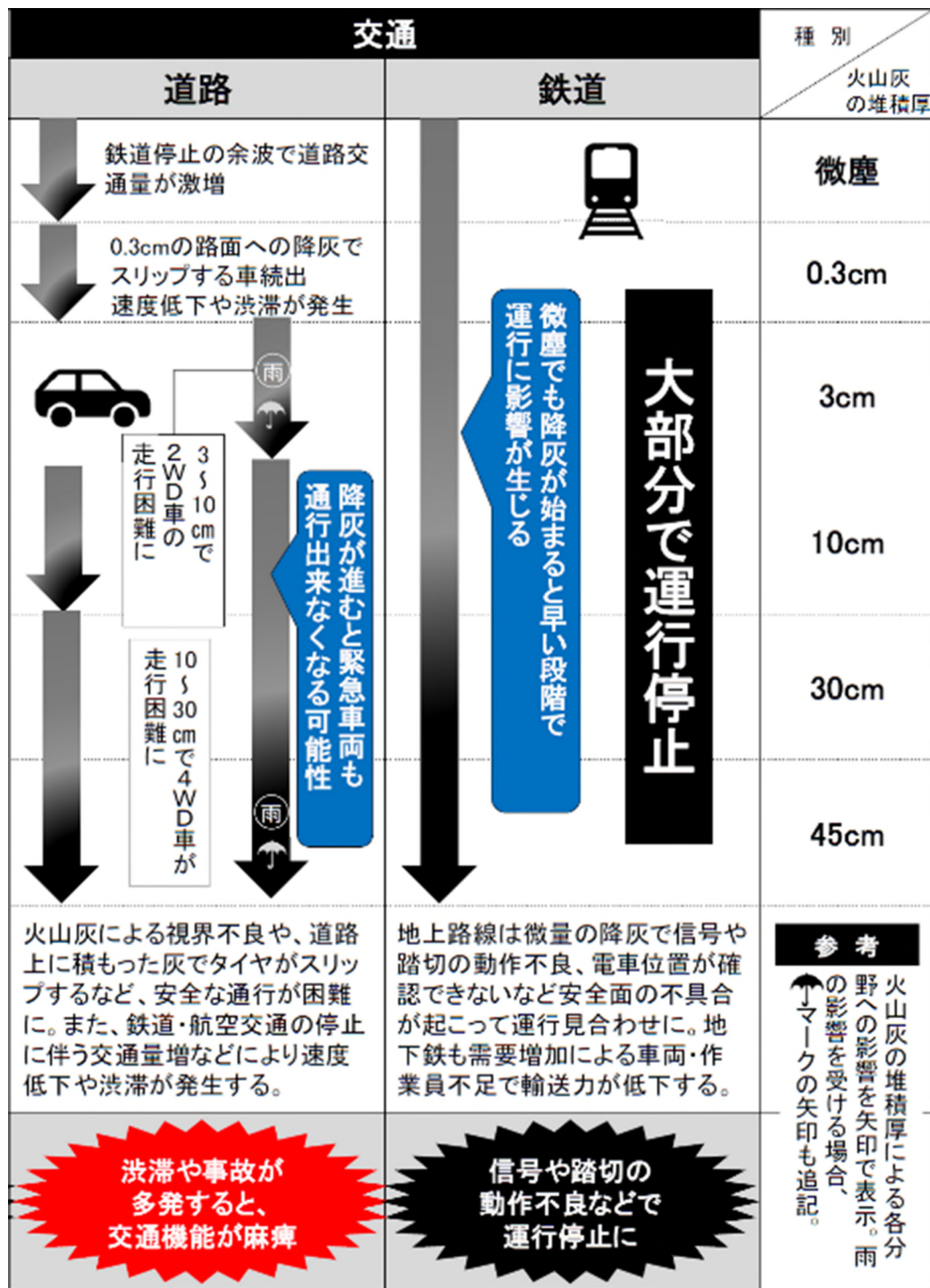
第3部 応急復旧

- 第1章 初動態勢
- 第2章 情報通信
- 第3章 防災活動
- 第4章 二次災害
- 第5章 警備・交通
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物資備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 ごみ・し尿等
- 第12章 ライフライン

- 第13章 公共施設等
- 第14章 応急生活
- 第15章 災害救助法
- 第16章 震災復興
- 第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

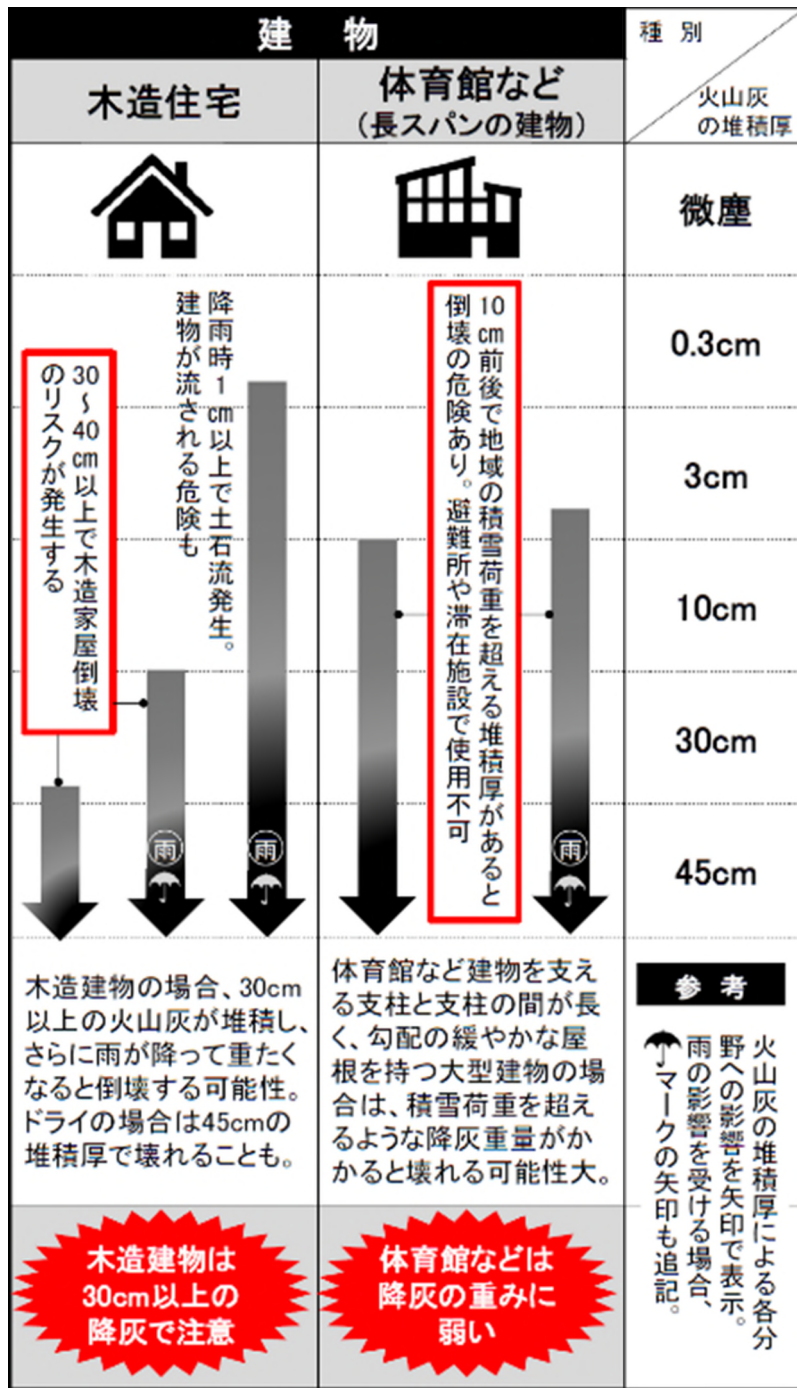
<参考>降灰による影響の模式図(2)



参考：富士山火山避難基本計画（令和5年3月、富士山火山防災対策協議会）

- 第1部 総則
- 第1章 計画の方針
- 第2章 基本的責務等
- 第3章 市の概況
- 第4章 被害想定
- 第5章 減災目標
- 第6章 調査・研究
- 第2部 災害予防
- 第1章 防災力向上
- 第2章 安全な都市
- 第3章 交通・ライフライン
- 第4章 緊急対応力
- 第5章 情報通信
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物資備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 生活再建
- 第12章 噴火降灰対策
- 第3部 応急復旧
- 第1章 初動態勢
- 第2章 情報通信
- 第3章 防災活動
- 第4章 二次災害
- 第5章 警備・交通
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物流備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 ごみ・し尿等
- 第12章 ライフライン
- 第13章 公共施設等
- 第14章 応急生活
- 第15章 災害救助法
- 第16章 震災復興
- 第17章 南海トラフ
- 第4部 火山噴火

<参考>降灰による影響の模式図（3）



※1: 電気を絶縁し、電線を支えるための器具。

参考：富士山火山避難基本計画（令和5年3月、富士山火山防災対策協議会）を基に作成

第1部 総則

- 第1章 計画の方針
- 第2章 基本的責務等
- 第3章 市の概況
- 第4章 被害想定
- 第5章 減災目標
- 第6章 調査・研究

第2部 災害予防

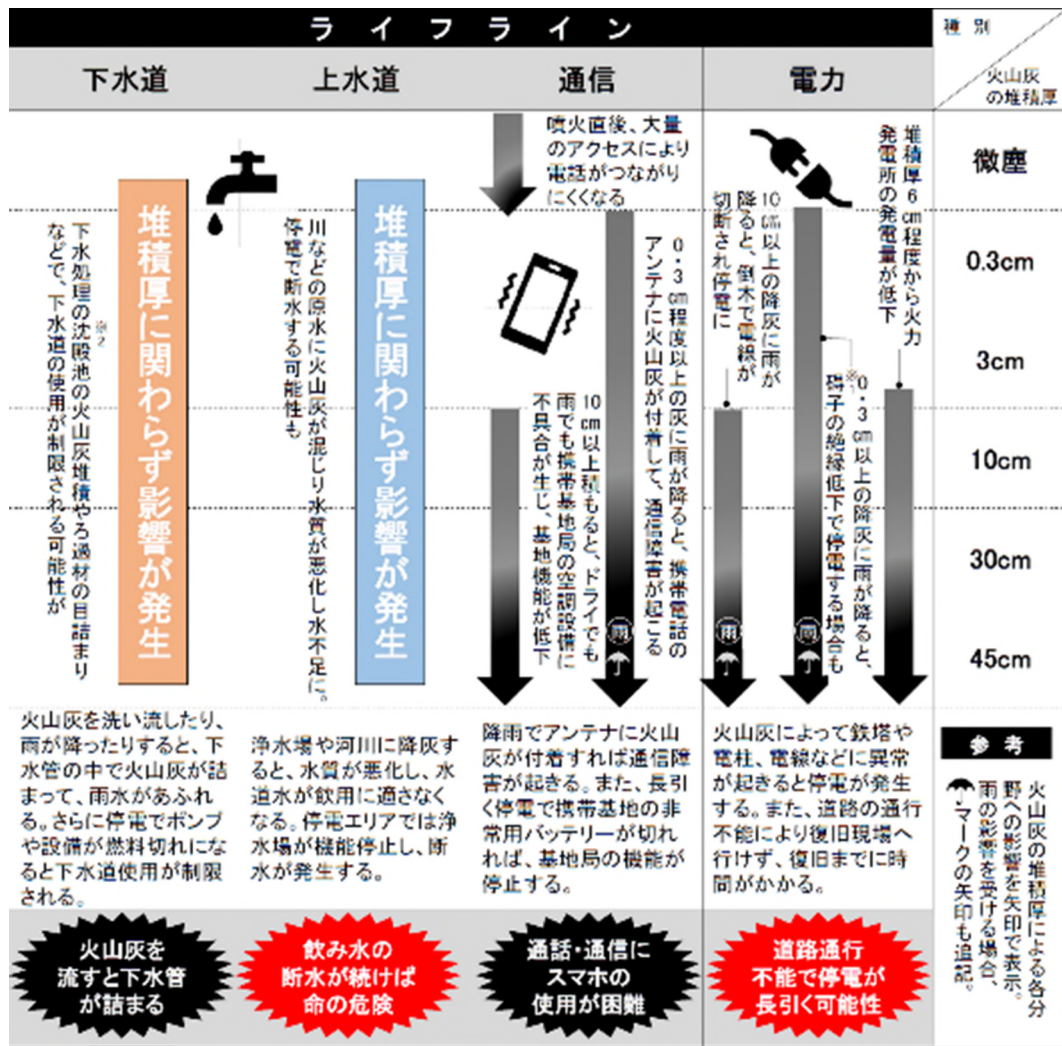
- 第1章 防災力向上
- 第2章 安全な都市
- 第3章 交通・ライフライン
- 第4章 応急対応力
- 第5章 情報通信
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物資備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 生活再建
- 第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

- 第1章 初動態勢
- 第2章 情報通信
- 第3章 防災活動
- 第4章 二次災害
- 第5章 警備・交通
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物流備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 ごみ・し尿等
- 第12章 ライフライン
- 第13章 公共施設等
- 第14章 応急生活
- 第15章 災害救助法
- 第16章 震災復興
- 第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

<参考>降灰による影響の模式図(4)



※2: 下水処理場内に設けられた、汚水内のゴミや砂を取り除くための設備。

参考：富士山火山避難基本計画（令和5年3月、富士山火山防災対策協議会）を基に作成

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 緊急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第2章 災害予防計画

第1節 降灰対策

予 防 対 策

1 各防災機関の予防業務及び役割 市、都、関係機関

「第1部 総則 第2章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱 第3節 防災関係機関の業務大綱」に準ずる。

2 火山観測体制 国、気象庁

(1) 富士山における国の火山観測体制

気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国の他の機関
地震計：6台 GNSS：3台 空振計：2台 傾斜計：2台 監視カメラ：1台	地震計：8台 傾斜計：1台 歪計：1台 体積温度計：1台 全磁力：1台	地震計：6台 傾斜計：6台 雨量計：4台 気圧計：4台 GNSS：6台	国土地理院及び海上保安庁が地殻変動観測、水準測量等の観測を実施している。

(2) 気象庁の実施する火山観測

区分	内容
震動観測	地震計により、火山、その周辺に発生する火山性地震及び火山性微動を観測する。
地殻変動観測	GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域における膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。
表面現象の観測	監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物等の観測を行う。また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。
その他の観測	磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測する。

3 訓練及び防災知識の普及 市、警察署、消防署、消防団、教育委員会、報道機関

「第2部 災害予防計画 第1章 市民と地域の防災力向上 第1節 自助による市民の防災活動」に準ずる。

4 住民等の防災力向上 市、警察署、消防署、消防団、教育委員会、報道機関

「第2部 災害予防計画 第1章 市民と地域の防災力向上 第1節 自助による市民の防災活動」に準ずるほか、以下の内容を実施する。

第1部 総則

- 第1章 計画の方針
- 第2章 基本的責務等
- 第3章 市の概況
- 第4章 被害想定
- 第5章 減災目標
- 第6章 調査・研究

第2部 災害予防

- 第1章 防災力向上
- 第2章 安全な都市
- 第3章 交通・ライフライン
- 第4章 応急対応力
- 第5章 情報通信
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物資備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 生活再建
- 第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

- 第1章 初動態勢
- 第2章 情報通信
- 第3章 防災活動
- 第4章 二次災害
- 第5章 警備・交通
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物流備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 ごみ・し尿等
- 第12章 ライフライン
- 第13章 公共施設等
- 第14章 応急生活
- 第15章 災害救助法
- 第16章 震災復興
- 第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則	
第1章 計画の方針	
第2章 基本的責務等	
第3章 市の概況	
第4章 被害想定	
第5章 減災目標	
第6章 調査・研究	
第2部 災害予防	
第1章 防災力向上	
第2章 安全な都市	
第3章 交通・ライフライン	
第4章 緊急対応力	
第5章 情報通信	
第6章 医療救護	
第7章 帰宅困難者	
第8章 避難者対策	
第9章 物資備蓄等	
第10章 放射性物質	
第11章 生活再建	
第12章 噴火降灰対策	
第3部 応急復旧	
第1章 初動態勢	
第2章 情報通信	
第3章 防災活動	
第4章 二次災害	
第5章 警備・交通	
第6章 医療救護	
第7章 帰宅困難者	
第8章 避難者対策	
第9章 物流備蓄等	
第10章 放射性物質	
第11章 ごみ・し尿等	
第12章 ライフライン	
第13章 公共施設等	
第14章 応急生活	
第15章 災害救助法	
第16章 震災復興	
第17章 南海トラフ	
第4部 火山噴火	

- (1) 日頃から報道機関、市、都を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報や降灰予報などを理解しておく。
- (2) 降灰時の屋内退避に備え、以下の物品を備蓄に努める。
- ・ 防塵マスク、防塵ゴーグル
 - ・ 火山灰の清掃用具（ほうき、塵取り、スコップ）
 - ・ 火山灰の回収用ごみ袋
 - ・ 収集した火山灰の運搬用リヤカー
 - ・ 食料、飲料水、衣料品、携帯ラジオ等（震災対策と共通）
- (3) 降灰を屋内に浸入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- (4) 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。
- (5) 事業所は、噴火から市への降灰までには一定の時間的猶予があることから、交通機関等に影響が及ぶ前に従業員等を早期帰宅させる。

<u>5 ボランティア等との連携</u>	<u>市、警察署、消防署、日赤東京都支部、社会福祉協議会</u>
----------------------	----------------------------------

「第2部 災害予防計画 第1章 市民と地域の防災力向上 第6節 ボランティアとの連携」に準ずる。

<u>6 要配慮者の安全確保</u>	<u>市、都、警察署、消防署</u>
--------------------	--------------------

「第2部 災害予防計画 第8章 避難者対策 第3節 要配慮者対策」に準ずる。

第3章 災害応急復旧計画

第1節 降灰対策

応急対策

1 応急活動体制

市

市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、都、他の市区町村、指定地方行政機関、区域内の公共的団体、市民等と連携して、災害応急対策の実施に努める。

市の活動体制については、「第3部 災害応急・復旧計画 第1章 初動態勢 第1節 災害活動体制」に準ずる。

第2節 情報の収集・伝達

応急対策

1 情報の収集・伝達

市、気象庁

(1) 降灰予報

気象庁は、次の3種類の降灰予報を提供する。

種類	内容
降灰予報 (定時)	<ol style="list-style-type: none"> 1 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間毎)に発表 2 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (速報)	<ol style="list-style-type: none"> 1 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表 2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 3 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 4 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(5～10分程度)で発表 5 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (詳細)	<ol style="list-style-type: none"> 1 噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表 2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 3 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 4 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表 5 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

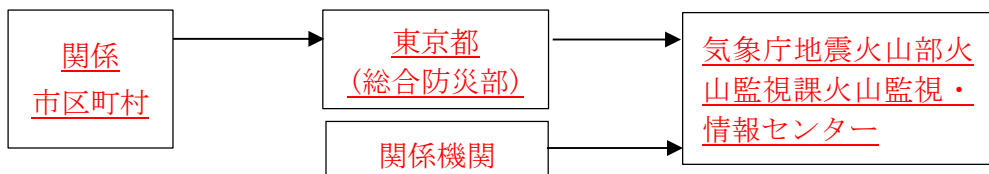
第1部 総則

(2) 降灰量階級表

名称	表現例		影響と取るべき行動		その他の影響
	降灰の厚さ	路面や視界のイメージ	人	道路	
多量	1mm以上	路面が完全に火山灰で覆われ、視界不良となる。	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める。	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
	0.1mm～1mm	火山灰が降っているのが明らかに分かり、道路の白線は見えにくくなる。	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある。 道路の白線が見えなくなるおそれがある。	稲などの農作物が収穫できなくなるほか、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
	0.1mm未満	火山灰が降っているのがようやく分かり、うっすら積もる程度。	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う。	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある。	航空機の運航不可

(3) 降灰情報の集約

都内の降灰状況は、次の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターに集約される。



降灰調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 降灰の有無・堆積の状況 2 時刻及び降灰の強さ 3 構成粒子の大きさ 4 構成粒子の種類・特徴等 5 堆積物の採取 6 写真撮影 7 降灰量及び降灰の厚さ(可能な場合)
--------	--

第4部 火山噴火

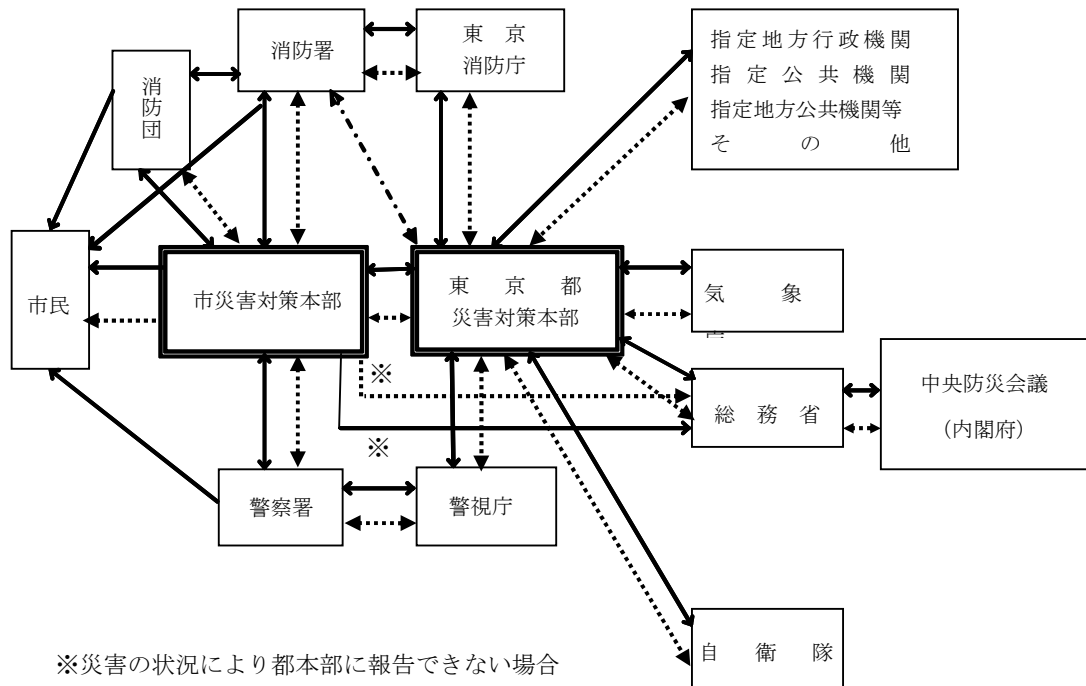
降灰の強さ(火山観測指針(気象庁, 1999)を一部改変)

階級	解説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確に分かり、10~20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見え、10~20分で厚さ1mm以上積もる程度

(4) 降灰情報の伝達

市は、富士山など市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、降灰に関する重要な情報について、気象庁や関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、市民防災組織等に通報するとともに、警察署等の協力を得て市民に周知する。
特に、富士山が噴火した場合は次の系統による情報連絡を行う。

【通信連絡の系統図】



※災害の状況により都本部に報告できない場合

凡 例

- 無線又は口頭
- 無 線
- - - - - 非常通信ルール

(5) 市民への広報・問い合わせ対応

市は、降灰予報等により、市域に降灰のおそれがある場合は、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等の情報を、防災行政無線、安全・安心いーなメール、ホームページ等で市民等に提供する。

また、状況に応じて問い合わせ窓口を設置し、市民等からの問い合わせに対応する。

第1部 総則

- 第1章 計画の方針
- 第2章 基本的責務等
- 第3章 市の概況
- 第4章 被害想定
- 第5章 減災目標
- 第6章 調査・研究

第2部 災害予防

- 第1章 防災力向上
- 第2章 安全な都市
- 第3章 交通・ライフライン
- 第4章 応急対応力
- 第5章 情報通信
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物資備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 生活再建
- 第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

- 第1章 初動態勢
- 第2章 情報通信
- 第3章 防災活動
- 第4章 二次災害
- 第5章 警備・交通
- 第6章 医療救護
- 第7章 帰宅困難者
- 第8章 避難者対策
- 第9章 物流備蓄等
- 第10章 放射性物質
- 第11章 ごみ・し尿等
- 第12章 ライフライン
- 第13章 公共施設等
- 第14章 応急生活
- 第15章 災害救助法
- 第16章 震災復興
- 第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

第1部 総則
第1章 計画の方針
第2章 基本的責務等
第3章 市の概況
第4章 被害想定
第5章 減災目標
第6章 調査・研究
第2部 災害予防
第1章 防災力向上
第2章 安全な都市
第3章 交通・ライフライン
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物資備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 生活再建
第12章 噴火降灰対策
第3部 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報通信
第3章 防災活動
第4章 二次災害
第5章 警備・交通
第6章 医療救護
第7章 帰宅困難者
第8章 避難者対策
第9章 物流備蓄等
第10章 放射性物質
第11章 ごみ・し尿等
第12章 ライフライン
第13章 公共施設等
第14章 応急生活
第15章 災害救助法
第16章 震災復興
第17章 南海トラフ
第4部 火山噴火

(6) 降灰調査

市は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査する。

また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握する。

(7) 被害状況等の調査報告

市及び防災関係機関は、降灰による被害の発生に際し、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達システムにより、都等へ報告する。

第3節 交通・ライフラインの応急対策

応急対策

1 交通・ライフラインの応急対策 市、都、西武鉄道(株)

(1) 交通対策

警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等を防止するため、危険箇所の表示や交通規制等に努める。

(2) 道路対策

降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

(3) 鉄道対策

降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道事業者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

(4) 水道施設

都水道局は、降灰時に、貯水施設及び浄水施設の応急対策、復旧を速やかに実施する。

(5) 下水道施設

市は、降灰時に汚水、雨水の流下に支障のないように必要な措置を講じる。

第4節 宅地等の降灰処理

応急対策

1 宅地等の降灰処理

市

宅地等に降り積もった火山灰は、次の基本方針により収集、処理を実施する。

危機管理班及び環境班は必要に応じて、火山灰の一時保管場所及び処分場所を設置する。

- ① 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行う。私有地内（宅地等）の降灰は、各家庭又は各事業者による収集を原則とする。
- ② 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。
- ③ 私有地内（宅地等）に降った火山灰が収集された後の運搬については、市が行う。
- ④ 宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行う。

第5節 その他の必要な事項

応急対策

1 その他の必要な事項

市

(1) 健康対策【救命救護健康班】

市は、都及び医療機関と連携し、状況に応じて健康相談等を実施する。

(2) 農地等の対策【物資輸送班】

市は、農業協同組合等の関係団体と連携し、農地や農作物等に付着した火山灰の除去、土壌改良等の支援に努める。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第2章 基本的責務等

第3章 市の概況

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 調査・研究

第2部 災害予防

第1章 防災力向上

第2章 安全な都市

第3章 交通・ライフライン

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物資備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 生活再建

第12章 噴火降灰対策

第3部 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報通信

第3章 防災活動

第4章 二次災害

第5章 警備・交通

第6章 医療救護

第7章 帰宅困難者

第8章 避難者対策

第9章 物流備蓄等

第10章 放射性物質

第11章 ごみ・し尿等

第12章 ライフライン

第13章 公共施設等

第14章 応急生活

第15章 災害救助法

第16章 震災復興

第17章 南海トラフ

第4部 火山噴火

西東京市地域防災計画

—地震・火山編—

令和●年●月修正

編集発行 西東京市防災会議
事務局 西東京市総務部危機管理課
東京都西東京市中町一丁目5番1号
電話 042-464-1311 (代)